明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第二条第二号の海域を定める政令の一部を改正する政令（二三〇）　五
○内閣官房組織令の一部を改正する政令（二三一）　六
○金融庁組織令の一部を改正する政令（二三二）　九
○総務省組織令の一部を改正する政令（二三三）　一九
○外務省組織令の一部を改正する政令（二三四）　二〇
○経済産業省組織令及び産業構造審議会令の一部を改正する政令（二三五）　二〇
○国土交通省組織令の一部を改正する政令（二三六）　二三
○防衛省組織令等の一部を改正する政令（二三七）　二七
○宅地建物取引業法施行令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（二三八）　二八
○警察庁組織令の一部を改正する政令（二三九）　二八
○銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令（二四〇）　二九
○令和六年能登半島地震による災害の被害者の特定権利利益に係る満了日の延長に関する政令（二四一）　二九
○年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（二四二）　三〇
○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（二四三）　三〇
〔府　令〕
○警察法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府六二）　三一
○銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令（同六三）　三四
○金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令（同六四）　四五
〔府令・デジタル庁令・省令〕
○預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・デジタル庁・財務・厚生労働・農林水産・経済産業三）　四六
〔府令・省令〕
○役務に係る日本産業規格への適合性の認証に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・総務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一）　四八
○銃砲刀剣類所持等取締法施行令第二条第二号の銃砲の範囲を定める命令の一部を改正する命令（内閣府・文部科学二）　五三
○農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・農林水産五）　五三
〔デジタル庁令〕
○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令（デジタル庁六）　五三
〔省　令〕
○電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則の一部を改正する省令（総務六八）　五三
○総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令（同六九）　五五
○外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（総務・財務四）　五五
○租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令（同五）　五六
○外務省組織規則の一部を改正する省令（外務一三）　五六
○関税法施行規則の一部を改正する省令（財務四七）　五九
○国税質問検査章規則の一部を改正する省令（同四八）　六〇
○国債の発行等に関する省令の一部を改正する省令（同四九）　六〇
○家内労働法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一〇一）　七〇
○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（同一〇二）　七〇
○鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令及び電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通三）　七三
○火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（経済産業三九）　八〇
○鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令（同四〇）　八四
○鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の一部を改正する省令（同四一）　八四
○経済産業省組織規則等の一部を改正する省令（同四二）　八四
○使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業・環境九）　八五
〔規　則〕
○人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則（人事院九―三〇―一一〇）　八六
○技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則等の一部を改正する規則（国家公安委一〇）　八六
○警察大学校サイバーセキュリティ対策研究・研修センターの内部組織に関する規則の一部を改正する規則（同一一）　八六

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、三ページに掲載されています。

（前のページより続き）

〔告　示〕

○民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則第十二条の内閣総理大臣が定める基準の一部を改正する件（**内閣府**九九）　一六六

○役務に係る日本産業規格への適合性に関する認証の業務に従事する者の講習を定める件の一部を改正する件（**内閣府・総務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境**一）　一六六

○沖縄振興開発金融公庫法施行令第四条第一号ニの規定に基づき主務大臣が指定する感染症等を定める件（**内閣府・財務**四）　一六八

○農林中央金庫法の施行に関し定める件等の一部を改正する告示（**金融庁・農林水産**一一）　一六八

○児童福祉法施行規則第一条の三十四のこども家庭庁長官が定める基準等の一部を改正する告示（**こども家庭庁**一一）　一七〇

○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第四項の規定に基づき同条第一項の規定による満了日の延長に関し当該延長後の満了日を令和六年十二月三十一日まで延長する措置を指定する件（**こども家庭庁・厚生労働**七）　一七〇

○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示（**デジタル庁**一五）　一七一

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（**デジタル庁・総務**二六）　一七二

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示（**同**二七）　一七三

○地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件の一部を改正する件（**総務**二〇五）　一七五

○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成三十年分）を公表する件の一部を訂正する件（**同**二〇六）　一七六

○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和元年分）を公表する件の一部を訂正する件（**同**二〇七）　一七七

○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和二年分）を公表する件の一部を訂正する件（**同**二〇八）　一七九

○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和三年分）を公表する件の一部を訂正する件（**同**二〇九）　一九三

○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和四年分）を公表する件の一部を訂正する件（**同**二一〇）　二〇九

○令和三年総務省告示第四百四号の一部を訂正する件（**同**二一一）　二三一

○令和四年総務省告示第六十二号の一部を訂正する件（**同**二一二）　二三三

○政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**同**二一三、二一六、二一九）　二三三

○令和四年総務省告示第四百十号の一部を訂正する件（**同**二一四）　二三四

○令和五年総務省告示第九十九号の一部を訂正する件（**同**二一五）　二三四

○令和六年総務省告示第九十七号の一部を訂正する件（**同**二一七）　二三六

○令和六年総務省告示第百一号の一部を訂正する件（**同**二一八）　二三七

○政党交付金の交付を受けるべき政党の名称及び令和六年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額を公表する件（**同**二二〇）　二三九

○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（**財務**一六九）　二四〇

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第七条の四第一号イ及びロの規定に基づく主務大臣が定める市町村を定める件及び容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第二条第六項の規定に基づき主務大臣が指定する保管施設を指定した件の一部を改正する告示（**財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境**九）　二四〇

○所得税法施行令第二十八条第一項の団体を指定する件の一部を改正する件（**文部科学**六七）　二四二

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十六条の六の二第一項の規定に基づき製造等を広域的に禁止する指定薬物等である疑いがある物品の一部を改正する件（**厚生労働**二三五）　二四三

○厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（同二三六）　二四三
○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第四項の規定に基づき同条第一項の規定による満了日の延長に関し当該延長後の満了日を令和六年十二月三十一日まで延長する措置を指定する件（同二三七）　二四三
○日本薬局方の一部を改正する件（同二三八）　二四四
○国立感染症研究所製品交付規程の一部を改正する件（同二三九）　二四五
○鉱工業品及びその加工技術並びに電磁的記録に係る日本産業規格への適合性に関する認証の業務に従事する者の講習を定める件の一部を改正する件（厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一）　二四六
○粗糖の平均輸入価格等を定めた件（農林水産一二七六）　二四六
○うなぎ養殖業につき、その許可をすべき水産動植物の総量等及び許可を申請すべき期間を定める件（同一二七七）　二四七
○動物用生物学的製剤検定基準の一部を改正する件（同一二七八）　二四八
○動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量の一部を改正する件（同一二七九）　二四八
○火薬類の容器包装の基準を定める告示の一部を改正する告示（経済産業九五）　二四九
○経済産業省組織令の一部を改正する政令及び経済産業省組織規則等の一部を改正する省令の施行に伴う経済産業省関係告示の整理に関する告示（同九六）　二四九

〔資　料〕

国庫歳入歳出状況（令和五年度令和六年四月分）、（令和六年度令和六年四月分）（財務省）　二五二

本号で公布された法令のあらまし

◇排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第二条第二号の海域を定める政令の一部を改正する政令（政令第二三〇号）（内閣府本府）

1　排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七四号）第二条第二号の海域として小笠原海台の周辺の海域を定めるものとした。（本則関係）

2　この政令は、令和六年七月二〇日から施行することとした。

◇内閣官房組織令の一部を改正する政令（政令第二三一号）（内閣官房）

1　内閣審議官の定数を七八人とすることとした。（第六条第三項関係）

2　内閣参事官の定数を一一二人とすることとした。（第八条第三項関係）

3　内閣審議官のうち四人及び内閣参事官のうち四人の存置期限を令和七年三月三一日までとすることとした。（附則第二項及び第四項関係）

4　この政令は、令和六年七月一日から施行することとした。

◇金融庁組織令の一部を改正する政令（政令第二三二号）（金融庁）

1　総合政策局に置かれる参事官の定数を改めることとした。（第七条関係）

2　監督局総務課及び監督局証券課の所掌事務を変更することとした。（第一九条及び第二三条関係）

3　その他所要の規定の整備を行うこととした。

4　その他関係政令について、所要の規定の整備を行うこととした。

5　この政令は、令和六年七月一日から施行することとした。

◇総務省組織令の一部を改正する政令（政令第二三三号）（総務省）

1　総務省本省に置かれる参事官の定数を改めることとした。（第一二〇条関係）

2　この政令は、令和六年七月五日から施行することとした。

◇外務省組織令の一部を改正する政令（政令第二三四号）（外務省）

1　総合外交政策局に新たに安全保障協力課を置き、その職務を定めることとした。（第四条、第二九条及び第三一条の二関係）

2　国際協力局に開発協力総括官を置き、国際協力局政策課の所掌事務について所要の改正を行うこととした。（第六八条、第六九条、第七〇及び第七七条の三関係）

3　国際情報官四人のうち、一人を廃止し、国際情報官三人とすることとした。（第八九条関係）

4　この政令は、令和六年八月一日から施行することとした。ただし、第八九条第一項の改正規定は、同年七月一日から施行することとした。

◇経済産業省組織令及び産業構造審議会令の一部を改正する政令（政令第二三五号）

経済産業省組織令の一部改正

1　大臣官房の所掌事務を変更するとともに、課の再編整理等を行うこととした。（第三条及び第一章第二節第三款第一目関係）

2　経済産業政策局の所掌事務を変更するとともに、課の再編整理を行うこととした。（第四条及び第一章第二節第三款第二目関係）

3　通商政策局の所掌事務を変更するとともに、課の再編整理等を行うこととした。（第五条及び第一章第二節第三款第三目関係）

4　貿易経済協力局を貿易経済安全保障局に改組することとした。（第六条及び第一章第二節第三款第四目関係）

5　産業技術環境局をイノベーション・環境局に改組することとした。（第七条及び第一章第二節第三款第五目関係）

6　製造産業局の所掌事務を変更するとともに、課の再編整理を行うこととした。（第八条及び第一章第二節第三款第六目関係）

7　商務情報政策局の所掌事務を変更するとともに、課の再編整理を行うこととした。（第九条及び第一章第二節第三款第七目関係）

8　大臣官房に脱炭素成長型経済構造移行推進審議官を置くこととした。（第一二条関係）

9　資源エネルギー庁資源・燃料部の所掌事務を変更するとともに、課の再編整理を行うこととした。（第一〇八条及び第二章第一節第二款第二目関係）

10　中小企業庁事業環境部及び経営支援部の所掌事務を変更するとともに、課の再編整理を行うこととした。（第一四九条及び第一五〇条並びに第二章第三節第二款第二目関係）

11　その他所要の規定の整備を行うこととした。

二　産業構造審議会令の一部改正

産業技術環境分科会をイノベーション・環境分科会に改組するとともに、製造産業分科会、商務流通情報分科会及び保安・消費生活用製品安全分科会の所掌事務を変更することとした。（第六条第一項関係）

三　附則

1　輸出入取引審議会及び関税・外国為替等審議会の庶務を処理する課を変更することとした。（附則第二条関係）

2　化学物質審議会の庶務を処理する課を変更することとした。（附則第三条関係）

3　中央鉱山保安協議会の庶務を処理する課を変更することとした。（附則第四条関係）

4　経済産業省国立研究開発法人審議会の庶務を処理する課を変更することとした。（附則第五条関係）

5　この政令は、令和六年七月一日から施行するものとすることとした。

◇国土交通省組織令の一部を改正する政令（政令第二三六号）（国土交通省）

1　国土政策局及び同局に置かれる課の所掌事務等を変更することとした。（第五条及び第六二条～第六六条関係）

2　国土政策局の所掌事務の一部を不動産・建設経済局の所掌とし、同局に置かれる課の所掌事務等を変更することとした。（第六条、第七〇条、第七一条、第七三条、第七八条及び第七九条関係）

3　国土政策局の所掌事務の一部を都市局の所掌とし、同局総務課の所掌事務を変更するとともに、同局に都市環境課を置くこととした。（第七条及び第八一条～第八三条関係）

4　政策統括官の職務を変更することとした。（第一七条関係）

5　大臣官房に置かれる参事官の定数を改めることとした。（第二一条関係）

6　この政令は、令和六年七月一日から施行することとした。

◇防衛省組織令等の一部を改正する政令（政令第二三七号）（防衛省）

一　防衛省組織令の一部改正関係

1　大臣官房米軍再編調整官を廃止するとともに、同官房の参事官の定数を七人から六人に改めることとした。（第一〇条の四関係）

2　整備計画局建設制度官を新設するとともに、同局施設技術管理官を廃止することとした。（第二六条及び第三二条関係）

3　整備計画局施設技術管理官の廃止に伴い、同局サイバー整備課及び施設計画課並びに施設整備官及び提供施設計画官の所掌事務を改めることとした。（第二八条～第三二条関係）

4　その他所要の規定の整備を行うこととした。

二　自衛隊法施行令の一部改正関係

整備計画局建設制度官を新設するとともに、大臣官房米軍再編調整官及び整備計画局施設技術管理官を廃止することに伴い、管理隊員の官職を改めることとした。（第五一条の六関係）

三　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正関係

整備計画局建設制度官を新設するとともに、大臣官房米軍再編調整官及び整備計画局施設技術管理官を廃止することに伴い、俸給の特別調整額の対象官職を改めることとした。（別表第三関係）

四　施行期日

この政令は、令和六年七月一日から施行することとした。

◇宅地建物取引業法施行令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（政令第二三八号）（国土交通省）

一　宅地建物取引業法施行令の一部改正関係（第一条関係）

1　国土交通大臣に対する宅地建物取引業の免許の更新に係る申請を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合の手数料の額を定めることとした。

2　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

二　地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正関係

都道府県知事に対する宅地建物取引業の免許等に係る申請を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合の手数料の標準となる額を定めることとした。（第二条関係）

三　施行期日

この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇警察庁組織令の一部を改正する政令（政令第二三九号）（警察庁）

1　長官官房に置かれる参事官の数を改めることとした。（第六条関係）

2　この政令は、令和六年七月一日から施行することとした。

◇銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令（政令第二四〇号）（警察庁）

1　銃砲等の発射の禁止に関する規定の整備

㈠　特定有害鳥獣駆除について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成一四年法律第八八号）第九条第一項の規定による許可に基づく鳥獣の捕獲又は殺傷以外の有害鳥獣駆除とすることとした。（第一条関係）

㈡　特定銃砲使用産業について、建設業とすることとした。（第二条関係）

㈢　特定クロスボウ使用産業について、林業とすることとした。（第三条関係）

2　その他

その他所要の規定を整備することとした。

3　施行期日

この政令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和六年法律第四八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年七月一四日）から施行することとした。

◇令和六年能登半島地震による災害の被害者の特定権利利益に係る満了日の延長に関する政令（政令第二四一号）（総務省）

1　令和六年能登半島地震による災害の被害者の特定権利利益について、当該特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに、当該特定権利利益に係る満了日の限度となる日を令和六年六月三〇日から同年一二月三一日に延長することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二四二号）（厚生労働省）

1　老齢基礎年金の額の改定に伴い、年金生活者支援給付金の支給に関する法律第二条第一項に規定する所得基準額等を改定することとした。（本則関係）

2　令和六年九月以前の月分として支給される年金生活者支援給付金について、所要の経過措置を規定することとした。（附則第二項関係）

3　この政令は、令和六年一〇月一日から施行することとした。

◇防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二四三号）（防衛省）

1　防衛省の職員に支給される特殊勤務手当に関し、災害派遣等手当が支給される職員の範囲を拡大し、その支給額を定めることとした。（別表第五関係）

2　この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の別表第五の規定は、令和六年一月一日から適用することとした。

政令

排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第二条第二号の海域を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

国事行為臨時代行名

令和六年六月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百三十号

排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第二条第二号の海域を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第二条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第二条第二号の海域を定める政令（平成二十六年政令第三百二号）の一部を次のように改正する。

本則の表二の項中「排他的経済水域」を「、排他的経済水域」に改め、同項を同表三の項とし、同表一の項中「排他的経済水域（法第一条第一項の排他的経済水域をいう。二の項において同じ。）」を「、排他的経済水域」に改め、同項を同表二の項とし、同項の前に次のように加える。

一	次に掲げる点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる点と(590)に掲げる点とを結んだ線により囲まれた海域のうち、排他的経済水域（法第一条第一項の排他的経済水域をいう。以下この表において同じ。）並びに(587)に掲げる点と(588)に掲げる点とを結んだ線及びいずれの点をとってもアメリカ合衆国の領海の幅を測定するための基線上の最も近い点からの距離が二百海里である線により囲まれた海域以外の海域
(1)	北緯二七度二五分四六秒・四六三一東経一四五度五八分二六秒・八二六三の点
(2)	北緯二七度二五分四一秒・二二五七東経一四五度五八分四二秒・四九三一の点
(3)	北緯二七度二五分三四秒・〇五九八東経一四五度五九分三秒・六一二三の点
(4)	北緯二七度二五分二六秒・七八七九東経一四五度五九分二四秒・六八五六の点
(5)	北緯二七度二五分一九秒・四一〇二東経一四五度五九分四五秒・七一二二の点
(6)	北緯二七度二五分一一秒・九二七〇東経一四六度〇分六秒・六九一六の点
(7)	北緯二七度二五分四秒・三三八五東経一四六度〇分二七秒・六二三一の点
(8)	北緯二七度二四分五六秒・六四五〇東経一四六度〇分四八秒・五〇五九の点
(9)	北緯二七度二四分四八秒・八四六六東経一四六度一分九秒・三三九五の点
(10)	北緯二七度二四分四〇秒・九四三七東経一四六度一分三〇秒・一二三〇の点
(11)	北緯二七度二四分三二秒・九三六四東経一四六度一分五〇秒・八五六一の点
(12)	北緯二七度二四分二四秒・八二五一東経一四六度二分一一秒・五三七八の点
(13)	北緯二七度二四分一六秒・六一〇〇東経一四六度二分三二秒・一六七六の点
(14)	北緯二七度二四分八秒・二九一三東経一四六度二分五二秒・七四四八の点
(15)	北緯二七度二三分五九秒・八六九五東経一四六度三分一三秒・二六八九の点
(16)	北緯二七度二三分五一秒・三四四六東経一四六度三分三三秒・七三九〇の点
(17)	北緯二七度二三分四二秒・七一六九東経一四六度三分五四秒・一五四六の点
(18)	北緯二七度二三分三三秒・九八六八東経一四六度四分一四秒・五一五〇の点
(19)	北緯二七度二三分二五秒・一五四六東経一四六度四分三四秒・八一九六の点
(20)	北緯二七度二三分一六秒・二二〇四東経一四六度四分五五秒・〇六七七の点
(21)	北緯二七度二三分七秒・一八四七東経一四六度五分一五秒・二五八七の点
(22)	北緯二七度二二分五八秒・〇四七六東経一四六度五分三五秒・三九一九の点
(23)	北緯二七度二二分四八秒・八〇九五東経一四六度五分五五秒・四六六八の点
(24)	北緯二七度二二分三九秒・四七〇七東経一四六度六分一五秒・四八二六の点
(25)	北緯二七度二二分三〇秒・〇三一五東経一四六度六分三五秒・四三八七の点
(26)	北緯二七度二二分二〇秒・四九二一東経一四六度六分五五秒・三三四六の点
(27)	北緯二七度二二分一〇秒・八五二九東経一四六度七分一五秒・一六九四の点
(28)	北緯二七度二二分一秒・一一四二東経一四六度七分三四秒・九四二八の点
(29)	北緯二七度二一分五一秒・二七六三東経一四六度七分五四秒・六五四〇の点
(30)	北緯二七度二一分四一秒・三三九四東経一四六度八分一四秒・三〇二三の点
(31)	北緯二七度二一分三一秒・三〇四一東経一四六度八分三三秒・八八七二の点
(32)	北緯二七度二一分二一秒・一七〇四東経一四六度八分五三秒・四〇八〇の点
(33)	北緯二七度二一分一一秒・一八三五東経一四六度九分一二秒・四〇一九の点
(34)	北緯二七度一九分五秒・七二六六東経一四六度一三分九秒・二一三九の点
(35)	北緯二七度一八分五六秒・八一四九東経一四六度一三分二五秒・九二三九の点
(36)	北緯二七度一八分四六秒・三八五五東経一四六度一三分四五秒・二四三〇の点
(37)	北緯二七度一八分三五秒・八六五二東経一四六度一四分四秒・四九五六の点
(38)	北緯二七度一八分二六秒・六六六四東経一四六度一四分二一秒・一二七七の点
(39)	北緯二七度一九分二二秒・七二四五東経一四七度一一分四二秒・三三四〇の点
(40)	北緯二七度一九分二七秒・〇五七二東経一四七度一一分四九秒・六二九五の点
(41)	北緯二七度一九分三八秒・一五五一東経一四七度一二分八秒・四七五八の点
(42)	北緯二七度一九分四九秒・一五八一東経一四七度一二分二七秒・三九二三の点
(43)	北緯二七度二〇分〇秒・〇六五九東経一四七度二二分四六秒・三七八三の点
(44)	北緯二七度二〇分一〇秒・八七八〇東経一四七度二三分五秒・四三三二の点
(45)	北緯二七度二〇分二一秒・五九四三東経一四七度二三分二四秒・五五六五の点
(46)	北緯二七度二〇分三二秒・二一四三東経一四七度二三分四三秒・七四七五の点
(47)	北緯二七度二〇分四二秒・七三七七東経一四七度二四分三秒・〇〇五六の点
(48)	北緯二七度二〇分五三秒・一六四二東経一四七度二四分二二秒・三三〇二の点
(49)	北緯二七度二一分三秒・四九三三東経一四七度二四分四一秒・七二〇八の点
(50)	北緯二七度二一分一三秒・七二四九東経一四七度二五分一秒・一七六六の点
(51)	北緯二七度二一分二三秒・八五八六東経一四七度二五分二〇秒・六九七一の点
(52)	北緯二七度二一分三三秒・八九三九東経一四七度二五分四〇秒・二八一六の点
(53)	北緯二七度二一分四三秒・八三〇八東経一四七度二五分五九秒・九二九六の点
(54)	北緯二七度二一分五三秒・六六八七東経一四七度二六分一九秒・六四〇四の点
(55)	北緯二七度二二分三秒・四〇七四東経一四七度二六分三九秒・四一三四の点
(56)	北緯二七度二二分一三秒・〇四六六東経一四七度二六分五九秒・二四七九の点

(57) 北緯二七度二二分二二秒・五八五九東経一四七度二七分一九秒・一四三四の点
(58) 北緯二七度二二分三二秒・〇二五二東経一四七度二七分三九秒・〇九九二の点
(59) 北緯二七度二二分四一秒・三六四〇東経一四七度二七分五九秒・一一四六の点
(60) 北緯二七度二二分五〇秒・六〇二一東経一四七度二八分一九秒・一八九一の点
(61) 北緯二七度二二分五九秒・七三九一東経一四七度二八分三九秒・三二一九の点
(62) 北緯二七度二三分八秒・七七四九東経一四七度二八分五九秒・五一二五の点
(63) 北緯二七度二三分一七秒・七〇九〇東経一四七度二九分一九秒・七六〇三の点
(64) 北緯二七度二三分二六秒・五四一三東経一四七度二九分四〇秒・〇六四五の点
(65) 北緯二七度二三分三五秒・二七一三東経一四七度三〇分〇秒・四二四五の点
(66) 北緯二七度二三分四三秒・八九九〇東経一四七度三〇分二〇秒・八三九八の点
(67) 北緯二七度二三分五二秒・四二三九東経一四七度三〇分四一秒・三〇九五の点
(68) 北緯二七度二四分〇秒・八四五八東経一四七度三一分一秒・八三三一の点
(69) 北緯二七度二四分九秒・一六四四東経一四七度三一分二二秒・四一〇〇の点
(70) 北緯二七度二四分一七秒・三七九五東経一四七度三一分四三秒・〇三九四の点
(71) 北緯二七度二四分二五秒・四九〇八東経一四七度三二分三秒・七二〇八の点
(72) 北緯二七度二四分三三秒・四九八一東経一四七度三二分二四秒・四五三四の点
(73) 北緯二七度二四分四一秒・四〇一〇東経一四七度三二分四五秒・二三六六の点
(74) 北緯二七度二四分四九秒・一九九四東経一四七度三三分六秒・〇六九八の点
(75) 北緯二七度二四分五三秒・六四五六東経一四七度三三分一八秒・〇九七三の点
(76) 北緯二七度二四分三五秒・三八八六東経一四七度三七分五四秒・九三三九の点
(77) 北緯二七度二六分三七秒・六二三九東経一四七度三八分一秒・〇三七一の点
(78) 北緯二七度二六分四五秒・二一二五東経一四七度三八分二一秒・九七三四の点
(79) 北緯二七度二六分五二秒・六九五七東経一四七度三八分四二秒・九五七六の点
(80) 北緯二七度二七分〇秒・〇七三四東経一四七度三九分三秒・九八九二の点
(81) 北緯二七度二七分七秒・三四五三東経一四七度三九分二五秒・〇六七三の点
(82) 北緯二七度二七分一四秒・五一一二東経一四七度三九分四六秒・一九一五の点
(83) 北緯二七度二七分二一秒・五七〇九東経一四七度四〇分七秒・三六〇九の点
(84) 北緯二七度二七分二八秒・五二四一東経一四七度四〇分二八秒・五七四九の点
(85) 北緯二七度二七分三五秒・三七〇六東経一四七度四〇分四九秒・八三二八の点
(86) 北緯二七度二七分四二秒・一一〇三東経一四七度四一分一秒・一三四〇の点
(87) 北緯二七度二七分四八秒・七四二八東経一四七度四一分三二秒・四七七七の点
(88) 北緯二七度二七分五五秒・二六七九東経一四七度四一分五三秒・八六三四の点
(89) 北緯二七度二八分一秒・六八五五東経一四七度四二分一五秒・二九〇二の点
(90) 北緯二七度二八分七秒・九九五四東経一四七度四二分三六秒・七五七六の点
(91) 北緯二七度二八分一四秒・一九七三東経一四七度四二分五八秒・二六四八の点
(92) 北緯二七度二八分二〇秒・二九一一東経一四七度四三分一九秒・八一一一の点
(93) 北緯二七度二八分二六秒・二七六六東経一四七度四三分四一秒・三九六〇の点
(94) 北緯二七度二八分三二秒・一五三四東経一四七度四四分三秒・〇一八六の点
(95) 北緯二七度二八分三七秒・九二一六東経一四七度四四分二四秒・六七八三の点
(96) 北緯二七度二八分四三秒・五八〇九東経一四七度四四分四六秒・三七四四の点
(97) 北緯二七度二八分四九秒・一三一〇東経一四七度四五分八秒・一〇六二の点
(98) 北緯二七度二八分五四秒・五七二〇東経一四七度四五分二九秒・八七二九の点

(99) 北緯二七度二八分五九秒・九〇三四東経一四七度四五分五一秒・六七四〇の点
(100) 北緯二七度二九分五秒・一二五三東経一四七度四六分一三秒・五〇八八の点
(101) 北緯二七度二九分一〇秒・二三七四東経一四七度四六分三五秒・三七六四の点
(102) 北緯二七度二九分一五秒・二三九五東経一四七度四六分五七秒・二七六三の点
(103) 北緯二七度二九分二〇秒・一三一六東経一四七度四七分一九秒・二〇七七の点
(104) 北緯二七度二九分二四秒・九一三四東経一四七度四七分四一秒・一六九九の点
(105) 北緯二七度二九分二九秒・五八四八東経一四七度四八分三秒・一六一二の点
(106) 北緯二七度二九分三四秒・一四五六東経一四七度四八分二五秒・一八三九の点
(107) 北緯二七度二九分三八秒・五九五七東経一四七度四八分四七秒・二三四四の点
(108) 北緯二七度二九分四二秒・九三四九東経一四七度四九分九秒・三一二九の点
(109) 北緯二七度二九分四七秒・一六三二東経一四七度四九分三一秒・四一八六の点
(110) 北緯二七度二九分五一秒・二八〇三東経一四七度四九分五三秒・五五一〇の点
(111) 北緯二七度二九分五五秒・二八六二東経一四七度五〇分一五秒・七〇九二の点
(112) 北緯二七度二九分五九秒・一八〇七東経一四七度五〇分三七秒・八九二七の点
(113) 北緯二七度三〇分二秒・九六三七東経一四七度五一分〇秒・一〇〇五の点
(114) 北緯二七度三〇分六秒・六三五一東経一四七度五一分二二秒・三三二二の点
(115) 北緯二七度三〇分一〇秒・一九四七東経一四七度五一分四四秒・五八六八の点
(116) 北緯二七度三〇分一三秒・六四二五東経一四七度五二分六秒・八六三八の点
(117) 北緯二七度三〇分一六秒・九七八三東経一四七度五二分二九秒・一六二五の点
(118) 北緯二七度三〇分二〇秒・二〇二〇東経一四七度五二分五一秒・四八二〇の点

(119) 北緯二七度三〇分二三秒・三一三五東経一四七度五三分一三秒・八二一八の点
(120) 北緯二七度三〇分二六秒・三一二八東経一四七度五三分三六秒・一八一〇の点
(121) 北緯二七度三〇分二九秒・一九九七東経一四七度五三分五八秒・五五九〇の点
(122) 北緯二七度三〇分三一秒・九七四〇東経一四七度五四分二〇秒・九五五〇の点
(123) 北緯二七度三〇分三四秒・六三五九東経一四七度五四分四三秒・三六八四の点
(124) 北緯二七度三〇分三七秒・一八五一東経一四七度五五分五秒・七九八三の点
(125) 北緯二七度三〇分三九秒・六二一六東経一四七度五五分二八秒・二四四二の点
(126) 北緯二七度三〇分四一秒・九四五三東経一四七度五五分五〇秒・七〇五二の点
(127) 北緯二七度三〇分四四秒・一五六一東経一四七度五六分一三秒・一八〇七の点
(128) 北緯二七度三〇分四六秒・二五三九東経一四七度五六分三五秒・六六九九の点
(129) 北緯二七度三〇分四八秒・二三八七東経一四七度五六分五八秒・一七二二の点
(130) 北緯二七度三〇分五〇秒・一一〇五東経一四七度五七分二〇秒・六八六七の点
(131) 北緯二七度三〇分五一秒・八六九一東経一四七度五七分四三秒・二一二八の点
(132) 北緯二七度三〇分五三秒・五一四五東経一四七度五八分五秒・七四九八の点
(133) 北緯二七度三〇分五五秒・〇四六七東経一四七度五八分二八秒・二九六九の点
(134) 北緯二七度三〇分五六秒・四六五六東経一四七度五八分五〇秒・八五三四の点
(135) 北緯二七度三〇分五七秒・七七一一東経一四七度五九分一三秒・四一八六の点
(136) 北緯二七度三〇分五八秒・九六三三東経一四七度五九分三五秒・九九一七の点
(137) 北緯二七度三一分〇秒・〇四二〇東経一四七度五九分五八秒・五七二一の点
(138) 北緯二七度三一分一秒・〇〇七三東経一四八度〇分二一秒・一五九〇の点
(139) 北緯二七度三一分一秒・八五九一東経一四八度〇分四三秒・七五一七の点

(140) 北緯二七度三一分二秒・五九七三東経一四八度一分六秒・三四九五の点
(141) 北緯二七度三一分三秒・二二二〇東経一四八度一分二八秒・九五一六の点
(142) 北緯二七度三一分三秒・七三三二東経一四八度一分五一秒・五五七四の点
(143) 北緯二七度三一分四秒・一三〇八東経一四八度二分一四秒・一六六〇の点
(144) 北緯二七度三一分四秒・四一四八東経一四八度二分三六秒・七七六八の点
(145) 北緯二七度三一分四秒・五八五二東経一四八度二分五九秒・三八九一の点
(146) 北緯二七度三一分四秒・六四二〇東経一四八度三分二二秒・〇〇二一の点
(147) 北緯二七度三一分四秒・五八五二東経一四八度三分四四秒・六一五一の点
(148) 北緯二七度三一分四秒・四一四八東経一四八度四分七秒・二二七三の点
(149) 北緯二七度三一分四秒・一三〇八東経一四八度四分二九秒・八三八一の点
(150) 北緯二七度三一分三秒・七三三二東経一四八度四分五二秒・四四六八の点
(151) 北緯二七度三一分三秒・二二二〇東経一四八度五分一五秒・〇五二五の点
(152) 北緯二七度三一分二秒・五九七三東経一四八度五分三七秒・六五四七の点
(153) 北緯二七度三一分一秒・八五九一東経一四八度六分〇秒・二五二四の点
(154) 北緯二七度三一分一秒・〇〇七三東経一四八度六分二二秒・八四五一の点
(155) 北緯二七度三一分〇秒・〇四二〇東経一四八度六分四五秒・四三二〇の点
(156) 北緯二七度三〇分五八秒・九六三三東経一四八度七分八秒・〇一二四の点
(157) 北緯二七度三〇分五七秒・七七一一東経一四八度七分三〇秒・五八五六の点
(158) 北緯二七度三〇分五六秒・四六五六東経一四八度七分五三秒・一五〇八の点
(159) 北緯二七度三〇分五五秒・〇四六七東経一四八度八分一五秒・七〇七三の点

(160) 北緯二七度三〇分五三秒・五一四五東経一四八度八分三八秒・二五四四の点
(161) 北緯二七度三〇分五一秒・八六九一東経一四八度九分〇秒・七九一四の点
(162) 北緯二七度三〇分五〇秒・一一〇五東経一四八度九分二三秒・三一七五の点
(163) 北緯二七度三〇分四八秒・二三八七東経一四八度九分四五秒・八三二〇の点
(164) 北緯二七度三〇分四六秒・二五三九東経一四八度一〇分八秒・三三四二の点
(165) 北緯二七度三〇分四四秒・一五六一東経一四八度一〇分三〇秒・八二三五の点
(166) 北緯二七度三〇分四一秒・九四五三東経一四八度一〇分五三秒・二九八九の点
(167) 北緯二七度三〇分三九秒・六二一六東経一四八度一一分一五秒・七六〇〇の点
(168) 北緯二七度三〇分三七秒・一八五一東経一四八度一一分三八秒・二〇五九の点
(169) 北緯二七度三〇分三四秒・六三五九東経一四八度一二分〇秒・六三五八の点
(170) 北緯二七度三〇分三一秒・九七四〇東経一四八度一二分二三秒・〇四九一の点
(171) 北緯二七度三〇分二九秒・一九九七東経一四八度一二分四五秒・四四五二の点
(172) 北緯二七度三〇分二六秒・三一二八東経一四八度一三分七秒・八二三二の点
(173) 北緯二七度三〇分二四秒・九一二六東経一四八度一三分一八秒・三六八五の点
(174) 北緯二七度三〇分〇秒・七六二六東経一四八度一六分一八秒・二一六二の点
(175) 北緯二七度二九分五九秒・四七四七東経一四八度一六分二七秒・七一二三の点
(176) 北緯二七度二九分五六秒・三六三二東経一四八度一六分五〇秒・〇五〇七の点
(177) 北緯二七度二九分五三秒・一三九四東経一四八度一七分一二秒・三六八九の点
(178) 北緯二七度二九分四九秒・八〇三七東経一四八度一七分三四秒・六六六二の点
(179) 北緯二七度二九分四六秒・三五五九東経一四八度一七分五六秒・九四一九の点

(180) 北緯二七度二九分四二秒・七九六三東経一四八度一八分一九秒・一九五二の点
(181) 北緯二七度二九分三九秒・一二四九東経一四八度一八分四一秒・四二五六の点
(182) 北緯二七度二九分三五秒・三四一九東経一四八度一九分三秒・六三二一の点
(183) 北緯二七度二九分三一秒・四四七四東経一四八度一九分二五秒・八一四二の点
(184) 北緯二七度二九分二七秒・四四一六東経一四八度一九分四七秒・九七一一の点
(185) 北緯二七度二九分二三秒・三二四四東経一四八度二〇分一〇秒・一〇二一の点
(186) 北緯二七度二九分一九秒・〇九六二東経一四八度二〇分三二秒・二〇六六の点
(187) 北緯二七度二九分一四秒・七五六九東経一四八度二〇分五四秒・二八三七の点
(188) 北緯二七度二九分一〇秒・三〇六八東経一四八度二一分一六秒・三三二八の点
(189) 北緯二七度二九分五秒・七四六〇東経一四八度二一分三八秒・三五三三の点
(190) 北緯二七度二九分一秒・〇七四六東経一四八度二二分〇秒・三四四三の点
(191) 北緯二七度二八分五六秒・二九二九東経一四八度二二分二二秒・三〇五二の点
(192) 北緯二七度二八分五一秒・四〇〇八東経一四八度二二分四四秒・二三五三の点
(193) 北緯二七度二八分四六秒・三九八七東経一四八度二三分六秒・一三三八の点
(194) 北緯二七度二八分四一秒・二八六六東経一四八度二三分二八秒・〇〇〇二の点
(195) 北緯二七度二八分三六秒・〇六四七東経一四八度二三分四九秒・八三三六の点
(196) 北緯二七度二八分三〇秒・七三三三東経一四八度二四分一一秒・六三三四の点
(197) 北緯二七度二八分二五秒・二九二四東経一四八度二四分三三秒・三九八九の点
(198) 北緯二七度二八分一九秒・七四二二東経一四八度二四分五五秒・一二九四の点
(199) 北緯二七度二八分一四秒・〇八三〇東経一四八度二五分一六秒・八二四二の点

(200) 北緯二七度二八分八秒・三一四八東経一四八度二五分三八秒・四八二六の点
(201) 北緯二七度二八分二秒・四三七九東経一四八度二六分〇秒・一〇三九の点
(202) 北緯二七度二七分五六秒・四五二五東経一四八度二六分二一秒・六八七五の点
(203) 北緯二七度二七分五〇秒・三五八七東経一四八度二六分四三秒・二三二五の点
(204) 北緯二七度二七分四四秒・一五六八東経一四八度二七分四秒・七三八五の点
(205) 北緯二七度二七分三七秒・八四六九東経一四八度二七分二六秒・二〇四六の点
(206) 北緯二七度二七分三一秒・四二九三東経一四八度二七分四七秒・六三〇一の点
(207) 北緯二七度二七分二四秒・九〇四二東経一四八度二八分九秒・〇一四五の点
(208) 北緯二七度二七分一八秒・二七一七東経一四八度二八分三〇秒・三五七〇の点
(209) 北緯二七度二七分一一秒・五三二一東経一四八度二八分五一秒・六五六九の点
(210) 北緯二七度二七分四秒・六八五五東経一四八度二九分一二秒・九一三五の点
(211) 北緯二七度二六分五七秒・七三二四東経一四八度二九分三四秒・一二六三の点
(212) 北緯二七度二六分五〇秒・六七二七東経一四八度二九分五五秒・二九四四の点
(213) 北緯二七度二六分四三秒・五〇六八東経一四八度三〇分一六秒・四一七三の点
(214) 北緯二七度二六分三六秒・二三四九東経一四八度三〇分三七秒・四九四二の点
(215) 北緯二七度二六分二八秒・八五七二東経一四八度三〇分五八秒・五二四五の点
(216) 北緯二七度二六分二一秒・三七三九東経一四八度三一分一九秒・五〇七五の点
(217) 北緯二七度二六分一三秒・七八五四東経一四八度三一分四〇秒・四四二六の点
(218) 北緯二七度二六分六秒・〇九一八東経一四八度三二分一秒・三二九〇の点
(219) 北緯二七度二六分四秒・四四三四東経一四八度三二分五秒・七六一三の点
(220) 北緯二七度二二分四二秒・四一八八東経一四八度四一分六秒・九八五五の点

(221) 北緯二七度二二分三七秒・九二五八東経一四八度四一分一八秒・九四四四の点
(222) 北緯二七度二二分三〇秒・〇二三〇東経一四八度四一分三九秒・七二一三の点
(223) 北緯二七度二二分二二秒・〇一五八東経一四八度四二分〇秒・四四七五の点
(224) 北緯二七度二二分一三秒・九〇四五東経一四八度四二分二一秒・一二二六の点
(225) 北緯二七度二二分五秒・六八九五東経一四八度四二分四一秒・七四五七の点
(226) 北緯二七度二一分五七秒・三七〇九東経一四八度四三分二秒・三一六三の点
(227) 北緯二七度二一分四八秒・九四九一東経一四八度四三分二二秒・八三三六の点
(228) 北緯二七度二一分四〇秒・四二四二東経一四八度四三分四三秒・二九七一の点
(229) 北緯二七度二一分三一秒・七九六六東経一四八度四四分三秒・七〇六一の点
(230) 北緯二七度二一分二三秒・〇六六六東経一四八度四四分二四秒・〇五九九の点
(231) 北緯二七度二一分一四秒・二三四四東経一四八度四四分四四秒・三五七九の点
(232) 北緯二七度二一分五秒・三〇〇四東経一四八度四五分四秒・五九九五の点
(233) 北緯二七度二〇分五六秒・二六四七東経一四八度四五分二四秒・七八三九の点
(234) 北緯二七度二〇分四七秒・一二七七東経一四八度四五分四四秒・九一〇六の点
(235) 北緯二七度二〇分三七秒・八八九七東経一四八度四六分四秒・九七九〇の点
(236) 北緯二七度二〇分二八秒・五五〇九東経一四八度四六分二四秒・九八八三の点
(237) 北緯二七度二〇分一九秒・一一一七東経一四八度四六分四四秒・九三八〇の点
(238) 北緯二七度二〇分九秒・五七二四東経一四八度四七分四秒・八二七四の点
(239) 北緯二七度一九分五九秒・九三三三東経一四八度四七分二四秒・六五五九の点

(240) 北緯二七度一九分五八秒・五七六二東経一四八度四七分二七秒・四二六三の点

(241) 北緯二七度一九分四五秒・〇五九八東経一四八度四七分二七秒・六五五一の点

(242) 北緯二七度一九分一秒・〇三四三東経一四八度四七分二八秒・三三三二の点

(243) 北緯二七度一八分一七秒・〇〇七六東経一四八度四七分二八秒・九〇八五の点

(244) 北緯二七度一七分三二秒・九七九七東経一四八度四七分二九秒・三八一〇の点

(245) 北緯二七度一六分四八秒・九五一〇東経一四八度四七分二九秒・七五〇七の点

(246) 北緯二七度一六分四秒・九二一七東経一四八度四七分三〇秒・〇一七七の点

(247) 北緯二七度一五分二〇秒・八九一八東経一四八度四七分三〇秒・一八一九の点

(248) 北緯二七度一四分三六秒・八六一七東経一四八度四七分三〇秒・二四三五の点

(249) 北緯二七度一三分五二秒・八三一五東経一四八度四七分三〇秒・二〇二五の点

(250) 北緯二七度一三分八秒・八〇一四東経一四八度四七分三〇秒・〇五八八の点

(251) 北緯二七度一二分二四秒・七七一五東経一四八度四七分二九秒・八一二六の点

(252) 北緯二七度一一分四〇秒・七四二一東経一四八度四七分二九秒・四六三八の点

(253) 北緯二七度一〇分五六秒・七一三四東経一四八度四七分二九秒・〇一二五の点

(254) 北緯二七度一〇分一二秒・六八五六東経一四八度四七分二八秒・四五八八の点

(255) 北緯二七度九分二八秒・六五八八東経一四八度四七分二七秒・八〇二六の点

(256) 北緯二七度八分四四秒・六三三三東経一四八度四七分二七秒・〇四四〇の点

(257) 北緯二七度八分〇秒・六〇九二東経一四八度四七分二六秒・一八三一の点

(258) 北緯二七度七分一六秒・五八六七東経一四八度四七分二五秒・二一九八の点

(259) 北緯二七度六分三二秒・五六六〇東経一四八度四七分二四秒・一五四三の点

(260) 北緯二七度五分四八秒・五四七三東経一四八度四七分二二秒・九八六五の点

(261) 北緯二七度五分四秒・五三〇八東経一四八度四七分二一秒・七一六五の点

(262) 北緯二七度四分二〇秒・五一六七東経一四八度四七分二〇秒・三四四三の点

(263) 北緯二七度三分三六秒・五〇五二東経一四八度四七分一八秒・八七〇一の点

(264) 北緯二七度二分五二秒・四九六四東経一四八度四七分一七秒・二九三七の点

(265) 北緯二七度二分八秒・四九〇六東経一四八度四七分一五秒・六一五二の点

(266) 北緯二七度一分二四秒・四八八〇東経一四八度四七分一三秒・八三四八の点

(267) 北緯二七度〇分四〇秒・四八八七東経一四八度四七分一一秒・九五二四の点

(268) 北緯二六度五九分五六秒・四九二八東経一四八度四七分九秒・九六八〇の点

(269) 北緯二六度五九分一二秒・五〇〇八東経一四八度四七分七秒・八八一八の点

(270) 北緯二六度五八分二八秒・五一二六東経一四八度四七分五秒・六九三七の点

(271) 北緯二六度五七分四四秒・五二八五東経一四八度四七分三秒・四〇三八の点

(272) 北緯二六度五七分〇秒・五四八七東経一四八度四七分一秒・〇一二二の点

(273) 北緯二六度五六分一六秒・五七三三東経一四八度四六分五八秒・五一八八の点

(274) 北緯二六度五五分三二秒・六〇二七東経一四八度四六分五五秒・九二三八の点

(275) 北緯二六度五四分四八秒・六三六八東経一四八度四六分五三秒・二二七一の点

(276) 北緯二六度五四分四秒・六七六一東経一四八度四六分五〇秒・四二八八の点

(277) 北緯二六度五三分二〇秒・七二〇五東経一四八度四六分四七秒・五二九〇の点

(278) 北緯二六度五二分三六秒・七七〇四東経一四八度四六分四四秒・五二七八の点

(279) 北緯二六度五一分五二秒・八二五九東経一四八度四六分四一秒・四二五〇の点

(280) 北緯二六度五一分八秒・八八七一東経一四八度四六分三八秒・二二〇九の点
(281) 北緯二六度五〇分二四秒・九五四四東経一四八度四六分三四秒・九一五三の点
(282) 北緯二六度五〇分二秒・七二一〇東経一四八度四六分三三秒・二〇三七の点
(283) 北緯二六度一八分三六秒・九〇〇〇東経一四八度四四分七秒・五九九三の点
(284) 北緯二六度一八分三二秒・七九六九東経一四八度四四分七秒・二八三五の点
(285) 北緯二六度一七分四八秒・八七〇〇東経一四八度四四分三秒・八四七五の点
(286) 北緯二六度一七分四秒・九四九四東経一四八度四四分〇秒・三一〇五の点
(287) 北緯二六度一六分二一秒・〇三五五東経一四八度四三分五六秒・六七二九の点
(288) 北緯二六度一五分三七秒・一二八四東経一四八度四三分五二秒・九三四五の点
(289) 北緯二六度一四分五三秒・二二八四東経一四八度四三分四九秒・〇九五五の点
(290) 北緯二六度一四分九秒・三三五五東経一四八度四三分四五秒・一五五九の点
(291) 北緯二六度一三分二五秒・四五〇〇東経一四八度四三分四一秒・一一五六の点
(292) 北緯二六度一二分四一秒・五七二二東経一四八度四三分三六秒・九七四九の点
(293) 北緯二六度一一分五七秒・七〇二〇東経一四八度四三分三二秒・七三三七の点
(294) 北緯二六度一一分一三秒・八三九九東経一四八度四三分二八秒・三九二一の点
(295) 北緯二六度一〇分二九秒・九八五九東経一四八度四三分二三秒・九五〇一の点
(296) 北緯二六度九分四六秒・一四〇二東経一四八度四三分一九秒・四〇七九の点
(297) 北緯二六度九分二秒・三〇三〇東経一四八度四三分一四秒・七六五三の点
(298) 北緯二六度八分一八秒・四七四五東経一四八度四三分一〇秒・〇二二五の点
(299) 北緯二六度七分三四秒・六五四九東経一四八度四三分五秒・一七九五の点

(300) 北緯二六度六分五〇秒・八四四五東経一四八度四三分〇秒・二三六五の点
(301) 北緯二六度六分七秒・〇四三三東経一四八度四二分五五秒・一九三三の点
(302) 北緯二六度五分二三秒・二五一五東経一四八度四二分五〇秒・〇五〇二の点
(303) 北緯二六度四分三九秒・四六九四東経一四八度四二分四四秒・八〇七一の点
(304) 北緯二六度三分五五秒・六九七一東経一四八度四二分三九秒・四六四一の点
(305) 北緯二六度三分一一秒・九三四九東経一四八度四二分三四秒・〇二一二の点
(306) 北緯二六度二分二八秒・一八二八東経一四八度四二分二八秒・四七八六の点
(307) 北緯二六度一分四四秒・四四一一東経一四八度四二分二二秒・八三六一の点
(308) 北緯二六度一分〇秒・七一〇一東経一四八度四二分一七秒・〇九四〇の点
(309) 北緯二六度〇分一六秒・九八九八東経一四八度四二分一一秒・二五二三の点
(310) 北緯二五度五九分三三秒・二八〇四東経一四八度四二分五秒・三一一〇の点
(311) 北緯二五度五八分四九秒・五八二二東経一四八度四一分五九秒・二七〇一の点
(312) 北緯二五度五八分五秒・八九五三東経一四八度四一分五三秒・一二九八の点
(313) 北緯二五度五七分二二秒・二一九九東経一四八度四一分四六秒・八九〇一の点
(314) 北緯二五度五六分三八秒・五五六二東経一四八度四一分四〇秒・五五一〇の点
(315) 北緯二五度五五分五四秒・九〇四四東経一四八度四一分三四秒・一一二六の点
(316) 北緯二五度五五分一一秒・二六四七東経一四八度四一分二七秒・五七四九の点
(317) 北緯二五度五四分二七秒・六三七二東経一四八度四一分二〇秒・九三八一の点
(318) 北緯二五度五三分四四秒・〇二二二東経一四八度四一分一四秒・二〇二二の点
(319) 北緯二五度五三分〇秒・四一九七東経一四八度四一分七秒・三六七二の点
(320) 北緯二五度五二分一六秒・八三〇二東経一四八度四一分〇秒・四三三一の点

(321) 北緯二五度五一分三三秒・二五三六東経一四八度四〇分五三秒・四〇〇二の点
(322) 北緯二五度五〇分四九秒・六九〇一東経一四八度四〇分四六秒・二六八三の点
(323) 北緯二五度五〇分六秒・一四〇一東経一四八度四〇分三九秒・〇三七六の点
(324) 北緯二五度四九分二二秒・六〇三六東経一四八度四〇分三一秒・七〇八一の点
(325) 北緯二五度四八分三九秒・〇八〇八東経一四八度四〇分二四秒・二八〇〇の点
(326) 北緯二五度四七分五五秒・五七二〇東経一四八度四〇分一六秒・七五三一の点
(327) 北緯二五度四七分一二秒・〇七七三東経一四八度四〇分九秒・一二七七の点
(328) 北緯二五度四六分二八秒・五九六八東経一四八度四〇分一秒・四〇三八の点
(329) 北緯二五度四五分四五秒・一三〇九東経一四八度三九分五三秒・五八一四の点
(330) 北緯二五度四五分一秒・六七九六東経一四八度三九分四五秒・六六〇五の点
(331) 北緯二五度四四分一八秒・二四三一東経一四八度三九分三七秒・六四一四の点
(332) 北緯二五度四三分三四秒・八二一七東経一四八度三九分二九秒・五二四〇の点
(333) 北緯二五度四二分五一秒・四一五五東経一四八度三九分二一秒・三〇八三の点
(334) 北緯二五度四二分八秒・〇二四七東経一四八度三九分一二秒・九九四五の点
(335) 北緯二五度四一分二四秒・六四九四東経一四八度三九分四秒・五八二六の点
(336) 北緯二五度四〇分四一秒・二九〇〇東経一四八度三八分五六秒・〇七二七の点
(337) 北緯二五度三九分五七秒・九四六五東経一四八度三八分四七秒・四六四九の点
(338) 北緯二五度三九分一四秒・六一九一東経一四八度三八分三八秒・七五九一の点
(339) 北緯二五度三八分三一秒・三〇八〇東経一四八度三八分二九秒・九五五六の点
(340) 北緯二五度三七分四八秒・〇一三五東経一四八度三八分二一秒・〇五四二の点

(341) 北緯二五度三七分四秒・七三五六東経一四八度三八分一二秒・〇五五二の点
(342) 北緯二五度三六分二一秒・四七四五東経一四八度三八分二秒・九五八五の点
(343) 北緯二五度三五分三八秒・二三〇五東経一四八度三七分五三秒・七六四三の点
(344) 北緯二五度三四分五五秒・〇〇三八東経一四八度三七分四四秒・四七二六の点
(345) 北緯二五度三四分一一秒・七九四五東経一四八度三七分三五秒・〇八三五の点
(346) 北緯二五度三三分二八秒・六〇二八東経一四八度三七分二五秒・五九六九の点
(347) 北緯二五度三二分四五秒・四二八八東経一四八度三七分一六秒・〇一三二の点
(348) 北緯二五度三二分二秒・二七二八東経一四八度三七分六秒・三三二二の点
(349) 北緯二五度三一分一九秒・一三四九東経一四八度三六分五六秒・五五四〇の点
(350) 北緯二五度三〇分三六秒・〇一五四東経一四八度三六分四六秒・六七八八の点
(351) 北緯二五度二九分五二秒・九一四四東経一四八度三六分三六秒・七〇六五の点
(352) 北緯二五度二九分九秒・八三二一東経一四八度三六分二六秒・六三七三の点
(353) 北緯二五度二八分二六秒・七六八六東経一四八度三六分一六秒・四七一三の点
(354) 北緯二五度二七分四三秒・七二四二東経一四八度三六分六秒・二〇八四の点
(355) 北緯二五度二七分〇秒・六九九〇東経一四八度三五分五五秒・八四八八の点
(356) 北緯二五度二六分一七秒・六九三二東経一四八度三五分四五秒・三九二六の点
(357) 北緯二五度二五分三四秒・七〇七〇東経一四八度三五分三四秒・八三九七の点
(358) 北緯二五度二四分五一秒・七四〇六東経一四八度三五分二四秒・一九〇三の点
(359) 北緯二五度二四分八秒・七九四二東経一四八度三五分一三秒・四四四五の点
(360) 北緯二五度二三分二五秒・八六七九東経一四八度三五分二秒・六〇二四の点

(361) 北緯二五度二二分四二秒・九六一九東経一四八度三四分五一秒・六六三九の点
(362) 北緯二五度二二分〇秒・〇七六四東経一四八度三四分四〇秒・六二九二の点
(363) 北緯二五度二一分一七秒・二一一六東経一四八度三四分二九秒・四九八三の点
(364) 北緯二五度二〇分三四秒・三六七七東経一四八度三四分一八秒・二七一四の点
(365) 北緯二五度一九分五一秒・五四四八東経一四八度三四分六秒・九四八五の点
(366) 北緯二五度一九分八秒・七四三一東経一四八度三三分五五秒・五二九六の点
(367) 北緯二五度一八分二五秒・九六二八東経一四八度三三分四四秒・〇一四九の点
(368) 北緯二五度一七分四三秒・二〇四一東経一四八度三三分三二秒・四〇四四の点
(369) 北緯二五度一七分〇秒・四六七一東経一四八度三三分二〇秒・六九八三の点
(370) 北緯二五度一六分一七秒・七五二一東経一四八度三三分八秒・八九六四の点
(371) 北緯二五度一五分三五秒・〇五九二東経一四八度三二分五六秒・九九九一の点
(372) 北緯二五度一四分五二秒・三八八六東経一四八度三二分四五秒・〇〇六三の点
(373) 北緯二五度一四分九秒・七四〇四東経一四八度三二分三二秒・九一八〇の点
(374) 北緯二五度一三分二七秒・一一五〇東経一四八度三二分二〇秒・七三四五の点
(375) 北緯二五度一二分四四秒・五一二三東経一四八度三二分八秒・四五五七の点
(376) 北緯二五度一二分一秒・九三二七東経一四八度三一分五六秒・〇八一七の点
(377) 北緯二五度一一分一九秒・三七六二東経一四八度三一分四三秒・六一二七の点
(378) 北緯二五度一〇分三六秒・八四三二東経一四八度三一分三一秒・〇四八六の点
(379) 北緯二五度九分五四秒・三三三六東経一四八度三一分一八秒・三八九七の点
(380) 北緯二五度九分一一秒・八四七八東経一四八度三一分五秒・六三五八の点
(381) 北緯二五度八分二九秒・三八五九東経一四八度三〇分五二秒・七八七三の点

(382) 北緯二五度七分四六秒・九四八一東経一四八度三〇分三九秒・八四四〇の点
(383) 北緯二五度七分四秒・五三四五東経一四八度三〇分二六秒・八〇六一の点
(384) 北緯二五度六分二二秒・一四五四東経一四八度三〇分一三秒・六七三七の点
(385) 北緯二五度五分三九秒・七八〇八東経一四八度三〇分〇秒・四四六九の点
(386) 北緯二五度四分五七秒・四四一一東経一四八度二九分四七秒・一二五六の点
(387) 北緯二五度四分一五秒・一二六三東経一四八度二九分三三秒・七一〇一の点
(388) 北緯二五度三分三二秒・八三六六東経一四八度二九分二〇秒・二〇〇四の点
(389) 北緯二五度二分五〇秒・五七二四東経一四八度二九分六秒・五九六六の点
(390) 北緯二五度二分八秒・三三三五東経一四八度二八分五二秒・八九八七の点
(391) 北緯二五度一分二六秒・一二〇四東経一四八度二八分三九秒・一〇六九の点
(392) 北緯二五度〇分四三秒・九三三一東経一四八度二八分二五秒・二二一二の点
(393) 北緯二五度〇分一秒・七七一八東経一四八度二八分一一秒・二四一七の点
(394) 北緯二四度五九分一九秒・六三六七東経一四八度二七分五七秒・一六八六の点
(395) 北緯二四度五八分三七秒・五二八〇東経一四八度二七分四三秒・〇〇一七の点
(396) 北緯二四度五七分五五秒・四四五八東経一四八度二七分二八秒・七四一四の点
(397) 北緯二四度五七分一三秒・三九〇四東経一四八度二七分一四秒・三八七六の点
(398) 北緯二四度五六分三一秒・三六一九東経一四八度二六分五九秒・九四〇五の点
(399) 北緯二四度五五分四九秒・三六〇四東経一四八度二六分四五秒・四〇〇〇の点
(400) 北緯二四度五五分七秒・三八六二東経一四八度二六分三〇秒・七六六四の点
(401) 北緯二四度五四分二五秒・四三九四東経一四八度二六分一六秒・〇三九六の点
(402) 北緯二四度五三分四三秒・五二〇三東経一四八度二六分一秒・二一九九の点

(403) 北緯二四度五三分一秒・六二八九東経一四八度二五分四六秒・三〇七二の点

(404) 北緯二四度五二分一九秒・七六五四東経一四八度二五分三一秒・三〇一六の点

(405) 北緯二四度五一分三七秒・九三〇一東経一四八度二五分一六秒・二〇三三の点

(406) 北緯二四度五〇分五六秒・一二三一東経一四八度二五分一秒・〇一二三の点

(407) 北緯二四度五〇分一四秒・三四四五東経一四八度二四分四五秒・七二八七の点

(408) 北緯二四度四九分三二秒・五九四六東経一四八度二四分三〇秒・三五二六の点

(409) 北緯二四度四八分五〇秒・八七三五東経一四八度二四分一四秒・八八四一の点

(410) 北緯二四度四八分九秒・一八一四東経一四八度二三分五九秒・三二三三の点

(411) 北緯二四度四七分二七秒・五一八五東経一四八度二三分四三秒・六七〇三の点

(412) 北緯二四度四六分四五秒・八八四九東経一四八度二三分二七秒・九二五一の点

(413) 北緯二四度四六分四秒・二八〇八東経一四八度二三分一二秒・〇八七八の点

(414) 北緯二四度四五分二二秒・七〇六四東経一四八度二二分五六秒・一五八六の点

(415) 北緯二四度四四分四一秒・一六一八東経一四八度二二分四〇秒・一三七五の点

(416) 北緯二四度四三分五九秒・六四七三東経一四八度二二分二四秒・〇二四六の点

(417) 北緯二四度四三分一八秒・一六三〇東経一四八度二二分七秒・八二〇一の点

(418) 北緯二四度四二分三六秒・七〇九一東経一四八度二一分五一秒・五二三九の点

(419) 北緯二四度四一分五五秒・二八五七東経一四八度二一分三五秒・一三六二の点

(420) 北緯二四度四一分一三秒・八九三〇東経一四八度二一分一八秒・六五七一の点

(421) 北緯二四度四〇分三二秒・五三一二東経一四八度二一分二秒・〇八六七の点

(422) 北緯二四度三九分五一秒・二〇〇五東経一四八度二〇分四五秒・四二五〇の点

(423) 北緯二四度三九分九秒・九〇一〇東経一四八度二〇分二八秒・六七二二の点

(424) 北緯二四度三八分二八秒・六三二九東経一四八度二〇分一一秒・八二八三の点

(425) 北緯二四度三七分四七秒・三九六四東経一四八度一九分五四秒・八九三五の点

(426) 北緯二四度三七分六秒・一九一六東経一四八度一九分三七秒・八六七八の点

(427) 北緯二四度三六分二五秒・〇一八八東経一四八度一九分二〇秒・七五一四の点

(428) 北緯二四度三五分四三秒・八七八〇東経一四八度一九分三秒・五四四三の点

(429) 北緯二四度三五分二秒・七六九五東経一四八度一八分四六秒・二四六六の点

(430) 北緯二四度三四分二一秒・六九三四東経一四八度一八分二八秒・八五八四の点

(431) 北緯二四度三三分四〇秒・六四九九東経一四八度一八分一一秒・三七九八の点

(432) 北緯二四度三二分五九秒・六三九一東経一四八度一七分五三秒・八一〇九の点

(433) 北緯二四度三二分一八秒・六六一三東経一四八度一七分三六秒・一五一八の点

(434) 北緯二四度三一分三七秒・七一六七東経一四八度一七分一八秒・四〇二六の点

(435) 北緯二四度三〇分五六秒・八〇五二東経一四八度一七分〇秒・五六三五の点

(436) 北緯二四度三〇分一五秒・九二七三東経一四八度一六分四二秒・六三四三の点

(437) 北緯二四度二九分三五秒・〇八二九東経一四八度一六分二四秒・六一五四の点

(438) 北緯二四度二八分五四秒・二七二三東経一四八度一六分六秒・五〇六八の点

(439) 北緯二四度二八分一三秒・四九五七東経一四八度一五分四八秒・三〇八五の点

(440) 北緯二四度二七分三二秒・七五三一東経一四八度一五分三〇秒・〇二〇七の点

(441) 北緯二四度二六分五二秒・〇四四九東経一四八度一五分一一秒・六四三五の点

(442) 北緯二四度二六分一一秒・三七一一東経一四八度一四分五三秒・一七七〇の点
(443) 北緯二四度二五分三〇秒・七三二〇東経一四八度一四分三四秒・六二一二の点
(444) 北緯二四度二四分五〇秒・一二七六東経一四八度一四分一五秒・九七六二の点
(445) 北緯二四度二四分九秒・五五八一東経一四八度一三分五七秒・二四二三の点
(446) 北緯二四度二三分二九秒・〇二三八東経一四八度一三分三八秒・四一九五の点
(447) 北緯二四度二二分四八秒・五二四八東経一四八度一三分一九秒・五〇七七の点
(448) 北緯二四度二二分八秒・〇六一二東経一四八度一三分〇秒・五〇七三の点
(449) 北緯二四度二一分二七秒・六三三三東経一四八度一二分四一秒・四一八二の点
(450) 北緯二四度二〇分四七秒・二四一二東経一四八度一二分二二秒・二四〇六の点
(451) 北緯二四度二〇分六秒・八八五〇東経一四八度一二分二秒・九七四六の点
(452) 北緯二四度一九分二六秒・五六四九東経一四八度一一分四三秒・六二〇二の点
(453) 北緯二四度一八分四六秒・二八一一東経一四八度一一分二四秒・一七七六の点
(454) 北緯二四度一八分六秒・〇三三八東経一四八度一一分四秒・六四六九の点
(455) 北緯二四度一七分二五秒・八二三一東経一四八度一〇分四五秒・〇二八一の点
(456) 北緯二四度一六分四五秒・六四九二東経一四八度一〇分二五秒・三二一四の点
(457) 北緯二四度一六分五秒・五一二二東経一四八度一〇分五秒・五二六九の点
(458) 北緯二四度一五分二五秒・四一二四東経一四八度九分四五秒・六四四七の点
(459) 北緯二四度一四分四五秒・三四九八東経一四八度九分二五秒・六七四八の点
(460) 北緯二四度一四分五秒・三二四六東経一四八度九分五秒・六一七五の点
(461) 北緯二四度一三分二五秒・三三七一東経一四八度八分四五秒・四七二七の点

(462) 北緯二四度一二分四五秒・三八七四東経一四八度八分二五秒・二四〇六の点
(463) 北緯二四度一二分五秒・四七五六東経一四八度八分四秒・九二一四の点
(464) 北緯二四度一一分二五秒・六〇一九東経一四八度七分四四秒・五一五〇の点
(465) 北緯二四度一〇分四五秒・七六六四東経一四八度七分二四秒・〇二一六の点
(466) 北緯二四度一〇分二四秒・五四八二東経一四八度七分一三秒・〇六二三の点
(467) 北緯二三度三二分一三秒・三五六〇東経一四七度四七分三四秒・四六七六の点
(468) 北緯二三度三二分四秒・八四七五東経一四七度四七分一六秒・八三〇一の点
(469) 北緯二三度三一分五五秒・五九〇七東経一四七度四六分五七秒・三九一六の点
(470) 北緯二三度三一分四六秒・四三三五東経一四七度四六分三七秒・八九八一の点
(471) 北緯二三度三一分三七秒・三七六〇東経一四七度四六分一八秒・三五〇二の点
(472) 北緯二三度三一分二八秒・四一八七東経一四七度四五分五八秒・七四八五の点
(473) 北緯二三度三一分一九秒・五六一八東経一四七度四五分三九秒・〇九三六の点
(474) 北緯二三度三一分一〇秒・八〇五五東経一四七度四五分一九秒・三八六一の点
(475) 北緯二三度三一分二秒・一五〇一東経一四七度四四分五九秒・六二六六の点
(476) 北緯二三度三〇分五三秒・五九五九東経一四七度四四分三九秒・八一五七の点
(477) 北緯二三度三〇分四五秒・一四三二東経一四七度四四分一九秒・九五四〇の点
(478) 北緯二三度三〇分三六秒・七九二一東経一四七度四四分〇秒・〇四二一の点
(479) 北緯二三度三〇分二八秒・五四三一東経一四七度四三分四〇秒・〇八〇六の点
(480) 北緯二三度三〇分二〇秒・三九六二東経一四七度四三分二〇秒・〇七〇三の点
(481) 北緯二三度三〇分一二秒・三五一七東経一四七度四三分〇秒・〇一一五の点

(482) 北緯二三度三〇分四秒・四一〇〇東経一四七度四二分三九秒・九〇五一の点
(483) 北緯二三度二九分五六秒・五七一三東経一四七度四二分一九秒・七五一五の点
(484) 北緯二三度二九分四八秒・八三五六東経一四七度四一分五九秒・五五一四の点
(485) 北緯二三度二九分四一秒・二〇三五東経一四七度四一分三九秒・三〇五五の点
(486) 北緯二三度二九分三三秒・六七五〇東経一四七度四一分一九秒・〇一四三の点
(487) 北緯二三度二九分二六秒・二五〇三東経一四七度四〇分五八秒・六七八五の点
(488) 北緯二三度二九分一八秒・九二九八東経一四七度四〇分三八秒・二九八六の点
(489) 北緯二三度二九分一一秒・七一三六東経一四七度四〇分一七秒・八七五五の点
(490) 北緯二三度二九分四秒・六〇二〇東経一四七度三九分五七秒・四〇九五の点
(491) 北緯二三度二八分五七秒・五九五二東経一四七度三九分三六秒・九〇一四の点
(492) 北緯二三度二八分五〇秒・六九三三東経一四七度三九分一六秒・三五一八の点
(493) 北緯二三度二八分四三秒・八九六六東経一四七度三八分五五秒・七六一三の点
(494) 北緯二三度二八分三七秒・二〇五三東経一四七度三八分三五秒・一三〇六の点
(495) 北緯二三度二八分三〇秒・六一九七東経一四七度三八分一四秒・四六〇二の点
(496) 北緯二三度二八分二四秒・一三九八東経一四七度三七分五三秒・七五〇九の点
(497) 北緯二三度二八分一七秒・七六六〇東経一四七度三七分三三秒・〇〇三二の点
(498) 北緯二三度二八分一一秒・四九八四東経一四七度三七分一二秒・二一七八の点
(499) 北緯二三度二八分五秒・三三七一東経一四七度三六分五一秒・三九五四の点
(500) 北緯二三度二七分五九秒・二八二五東経一四七度三六分三〇秒・五三六五の点
(501) 北緯二三度二七分五三秒・三三四六東経一四七度三六分九秒・六四一七の点

(502) 北緯二三度二七分四七秒・四九三六東経一四七度三五分四八秒・七一一九の点
(503) 北緯二三度二七分四一秒・七五九八東経一四七度三五分二七秒・七四七五の点
(504) 北緯二三度二七分三六秒・一三三三東経一四七度三五分六秒・七四九二の点
(505) 北緯二三度二七分三〇秒・六一四三東経一四七度三四分四五秒・七一七六の点
(506) 北緯二三度二七分二五秒・二〇二九東経一四七度三四分二四秒・六五三五の点
(507) 北緯二三度二七分一九秒・八九九三東経一四七度三四分三秒・五五七四の点
(508) 北緯二三度二七分一四秒・七〇三七東経一四七度三三分四二秒・四三〇〇の点
(509) 北緯二三度二七分九秒・六一六二東経一四七度三三分二一秒・二七二〇の点
(510) 北緯二三度二七分四秒・六三七〇東経一四七度三三分〇秒・〇八三九の点
(511) 北緯二三度二六分五九秒・七六六二東経一四七度三二分三八秒・八六六五の点
(512) 北緯二三度二六分五五秒・〇〇四〇東経一四七度三二分一七秒・六二〇三の点
(513) 北緯二三度二六分五〇秒・三五〇六東経一四七度三二分五六秒・三四六〇の点
(514) 北緯二三度二六分四五秒・八〇六〇東経一四七度三二分三五秒・〇四四三の点
(515) 北緯二三度二六分四一秒・三七〇四東経一四七度三二分一三秒・七一五九の点
(516) 北緯二三度二六分三七秒・〇四四〇東経一四七度三〇分五二秒・三六一三の点
(517) 北緯二三度二六分三二秒・八二六八東経一四七度三〇分三〇秒・九八一二の点
(518) 北緯二三度二六分二八秒・七一九一東経一四七度三〇分九秒・五七六四の点
(519) 北緯二三度二六分二四秒・七二〇九東経一四七度二九分四八秒・一四七三の点
(520) 北緯二三度二六分二〇秒・八三二四東経一四七度二九分二六秒・六九四八の点
(521) 北緯二三度二六分一七秒・〇五三六東経一四七度二九分五秒・二一九四の点

(522) 北緯二三度二六分一三秒・三八四七東経一四七度二八分四三秒・七二一八の点
(523) 北緯二三度二六分九秒・八二五八東経一四七度二八分二二秒・二〇二六の点
(524) 北緯二三度二六分六秒・三七七〇東経一四七度二八分〇秒・六六二六の点
(525) 北緯二三度二六分三秒・〇三八四東経一四七度二七分三九秒・一〇二三の点
(526) 北緯二三度二五分五九秒・八一〇二東経一四七度二七分一七秒・五二二四の点
(527) 北緯二三度二五分五六秒・六九二三東経一四七度二六分五五秒・九二三六の点
(528) 北緯二三度二五分五三秒・六八五〇東経一四七度二六分三四秒・三〇六六の点
(529) 北緯二三度二五分五〇秒・七八八三東経一四七度二六分一二秒・六七二〇の点
(530) 北緯二三度二五分四八秒・〇〇二二東経一四七度二五分五一秒・〇二〇四の点
(531) 北緯二三度二五分四五秒・三二七〇東経一四七度二五分二九秒・三五二六の点
(532) 北緯二三度二五分四二秒・七六二五東経一四七度二五分七秒・六六九一の点
(533) 北緯二三度二五分四〇秒・三〇九一東経一四七度二四分四五秒・九七〇七の点
(534) 北緯二三度二五分三七秒・九六六六東経一四七度二四分二四秒・二五八〇の点
(535) 北緯二三度二五分三五秒・七三五二東経一四七度二四分二秒・五三一六の点
(536) 北緯二三度二五分三三秒・六一五〇東経一四七度二三分四〇秒・七九二三の点
(537) 北緯二三度二五分三一秒・六〇五九東経一四七度二三分一九秒・〇四〇七の点
(538) 北緯二三度二五分二九秒・七〇八二東経一四七度二二分五七秒・二七七五の点
(539) 北緯二三度二五分二七秒・九二一八東経一四七度二二分三五秒・五〇三二の点
(540) 北緯二三度二五分二六秒・二四六七東経一四七度二二分一三秒・七一八六の点
(541) 北緯二三度二五分二四秒・六八三二東経一四七度二一分五一秒・九二四四の点
(542) 北緯二三度二五分二三秒・二三一〇東経一四七度二一分三〇秒・一二一二の点

(543) 北緯二三度二五分二一秒・八九〇五東経一四七度二一分八秒・三〇九七の点
(544) 北緯二三度二五分二〇秒・六六一五東経一四七度二〇分四六秒・四九〇五の点
(545) 北緯二三度二五分一九秒・五四四一東経一四七度二〇分二四秒・六六四三の点
(546) 北緯二三度二五分一八秒・五三八三東経一四七度二〇分二秒・八三一九の点
(547) 北緯二三度二五分一七秒・六四四二東経一四七度一九分四〇秒・九九三七の点
(548) 北緯二三度二五分一六秒・八六一八東経一四七度一九分一九秒・一五〇五の点
(549) 北緯二三度二五分一六秒・一九一二東経一四七度一八分五七秒・三〇三一の点
(550) 北緯二三度二五分一五秒・六三二三東経一四七度一八分三五秒・四五一九の点
(551) 北緯二三度二五分一五秒・一八五一東経一四七度一八分一三秒・五九七七の点
(552) 北緯二三度二五分一四秒・八四九八東経一四七度一七分五一秒・七四一三の点
(553) 北緯二三度二五分一四秒・六二六二東経一四七度一七分二九秒・八八三一の点
(554) 北緯二三度二五分一四秒・五一四三東経一四七度一七分八秒・〇二四〇の点
(555) 北緯二三度二五分一四秒・五一四三東経一四七度一六分四六秒・一六四五の点
(556) 北緯二三度二五分一四秒・六二六二東経一四七度一六分二四秒・三〇五四の点
(557) 北緯二三度二五分一四秒・八四九八東経一四七度一六分二秒・四四七二の点
(558) 北緯二三度二五分一五秒・一八五一東経一四七度一五分四〇秒・五九〇八の点
(559) 北緯二三度二五分一五秒・六三二三東経一四七度一五分一八秒・七三六六の点
(560) 北緯二三度二五分一五秒・九〇七四東経一四七度一五分七秒・四三四八の点
(561) 北緯二三度二五分二二秒・四一五九東経一四七度一〇分五二秒・四一六一の点
(562) 北緯二三度二五分二二秒・七三三九東経一四七度一〇分四〇秒・五二五〇の点

(563) 北緯二三度二五分二三秒・四〇四六東経一四七度一〇分一八秒・六七七二の点
(564) 北緯二三度二五分二四秒・一八七〇東経一四七度九分五六秒・八三三七の点
(565) 北緯二三度二五分二五秒・〇八一一東経一四七度九分三四秒・九九五二の点
(566) 北緯二三度二五分二六秒・〇八六八東経一四七度九分一三秒・一六二五の点
(567) 北緯二三度二五分二七秒・二〇四二東経一四七度八分五一秒・三三六〇の点
(568) 北緯二三度二五分二八秒・四三三二東経一四七度八分二九秒・五一六五の点
(569) 北緯二三度二五分二九秒・七七三八東経一四七度八分七秒・七〇四七の点
(570) 北緯二三度二五分三一秒・二二五九東経一四七度七分四五秒・九〇一二の点
(571) 北緯二三度二五分三二秒・七八九五東経一四七度七分二四秒・一〇六七の点
(572) 北緯二三度二五分三四秒・四六四五東経一四七度七分二秒・三二一八の点
(573) 北緯二三度二五分三六秒・二五〇九東経一四七度六分四〇秒・五四七三の点
(574) 北緯二三度二五分三八秒・一四八七東経一四七度六分一八秒・七八三七の点
(575) 北緯二三度二五分四〇秒・一五七七東経一四七度五分五七秒・〇三一八の点
(576) 北緯二三度二五分四二秒・二七七九東経一四七度五分三五秒・二九二二の点
(577) 北緯二三度二五分四四秒・五〇九三東経一四七度五分一三秒・五六五六の点
(578) 北緯二三度二五分四六秒・八五一八東経一四七度四分五一秒・八五二五の点
(579) 北緯二三度二五分四九秒・三〇五三東経一四七度四分三〇秒・一五三八の点
(580) 北緯二三度二五分五一秒・八六九七東経一四七度四分八秒・四七〇一の点
(581) 北緯二三度二五分五四秒・五四五〇東経一四七度三分四六秒・八〇一九の点
(582) 北緯二三度二五分五七秒・三三一〇東経一四七度三分二五秒・一五〇一の点
(583) 北緯二三度二六分〇秒・二二七七東経一四七度三分三秒・五一五一の点
(584) 北緯二三度二六分三秒・二三五一東経一四七度二分四一秒・八九七八の点
(585) 北緯二三度二六分六秒・三五二九東経一四七度二分二〇秒・二九八八の点
(586) 北緯二三度二六分六秒・四一九二東経一四七度二分一九秒・八四七六の点
(587) 北緯二三度二四分五一秒・五四六六東経一四六度四五分一五秒・一八二〇の点
(588) 北緯二三度四九分〇秒・九一二〇東経一四五度四一分〇秒・五三一六の点
(589) 北緯二四度一八分五八秒・一五八〇東経一四五度七分一四秒・二五三六の点
(590) 北緯二七度〇分〇秒・〇〇〇〇東経一四五度〇分〇秒・〇〇〇〇の点

附　則

この政令は、令和六年七月二十日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

内閣官房組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

令和六年六月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百三十一号

内閣官房組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第二十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「七十一人」を「七十八人」に改める。

第八条第三項中「百五人」を「百十二人」に改める。

附則第二項中「一人は、」を「、四人は令和七年三月三十一日まで、他の一人は」に改める。

附則第四項中「百五人」を「百十二人」に、「百四人」を「百十一人」に改め、同項を附則第五項とし、附則第三項の次に次の一項を加える。

4　第八条の内閣参事官（同条第三項ただし書の規定により置かれるものを除く。）のうち四人は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この政令は、令和六年七月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

金融庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

令和六年六月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百三十二号

金融庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十三条第四項及び第五項並びに第六十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「、同項第八号から第十四号までに掲げる事務については総合政策局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを」を削り、「他の所掌に属するものを」の下に「、同項第八号から第十四号までに掲げる事務については総合政策局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを」を加える。

第五条第一項第一号ナ中「第二十三条第一項第一号チ」を「第二十三条第一項第一号ト」に改め、同号ム中「第二十三条第一項第六号ロ」を「第十九条第一項第六号ホ」に改める。

第七条第一項中「十二人」を「十三人」に改める。

第十九条第一項第六号中「こと」の下に「（イ及びハに掲げる者にあっては、金融商品取引法第二条第八項第十一号から第十五号までに掲げる行為に係るものに限る。）」を加え、同号中トをヌとし、イからヘまでをニからリまでとし、ニの前に次のように加える。

イ　金融商品取引業を行う者

ロ　投資法人

ハ　認可金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会及び認定投資者保護団体

第十九条第一項中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二　金融商品取引法第三十三条の二（同法第三十三条の八第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により銀行その他の金融機関が営む業務を登録し、当該業務につきこれらの者を監督すること（同法第二条第八項第十一号から第十五号までに掲げる行為に係るものに限る。）。

第十九条第二項中「同項第六号イからトまで」を「同項第六号ニからヌまで」に、「ついては」を「ついては」に改め、「ものを」の下に「、同項第六号イからハまでに掲げる者の監督に関する事務及び同項第十二号に掲げる事務については総合政策局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを」を加える。

第二十条第一項第一号ただし書中「前条第一項第六号ヘ」を「前条第一項第六号リ」に改める。

第二十二条第一項第一号ただし書中「第十九条第一項第六号ト」を「第十九条第一項第六号ヌ」に改める。

第二十三条第一項第一号中ニを削り、ホをニとし、ヘからヌまでをホからリまでとし、同条第二項中「同項第一号ヌ」を「同項第一号リ」に、「へまで、チ及びリ」を「ホまで、ト及びチ」に改め、「及び第四号」を削り、「トに」を「へに」に改め、「企画市場局及び証券取引等監視委員会」の下に「並びに総務課」を加え、「除く」を「、同項第四号に掲げる事務については総合政策局及び証券取引等監視委員会並びに総務課の所掌に属するものを除く」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年七月一日から施行する。

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の一部改正）

2　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）の一部を次のように改正する。

附則第十八条中「前条第一項第六号リ」を「前条第一項第六号ヘ」に改める。

内閣総理大臣　岸田　文雄

総務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

令和六年六月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百三十三号

総務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第百二十条第一項中「二人」を「一人」に改め、同条第二項中「、命を受けて」を削る。

附　則

この政令は、令和六年七月五日から施行する。

総務大臣　松本　剛明

内閣総理大臣　岸田　文雄

外務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

令和六年六月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百三十四号

外務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項、第二十条第三項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十七条の二」を「第七十七条の三」に改める。

第四条第一項第三号中ヘをトとし、イからホまでをロからヘまでとし、ロの前に次のように加える。

イ　諸外国の安全保障上の能力強化等に係る協力及び国際平和協力（国際連合その他の国際機関の活動に係るものに限る。）

第四条第一項第四号から第六号までの規定中「へまで」を「トまで」に改め、同条第二項中「前項第三号ハからへまで」を「前項第三号ニからトまで」に、「同号へ」を「同号ト」に改める。

第二十九条第一項中「五課」を「六課」に、「安全保障政策課」を「安全保障政策課　安全保障協力課」に改める。

第三十一条の次に次の一条を加える。

（安全保障協力課の所掌事務）

第三十一条の二　安全保障協力課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　次に掲げる事項に係る外交政策に関すること。

イ　諸外国の安全保障上の能力強化等に係る協力

ロ　国際平和協力（国際連合その他の国際機関の活動に係るものに限る。）

二　前号に規定する事項に関し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関すること。

三　第一号に規定する事項に関し、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関等との協力に関すること。

四　第一号に規定する事項に関する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関すること。

五　前三号に掲げるもののほか、第一号に規定する事項に関する対外関係事務の処理及び総括に関すること。

第三十五条第六号中「第四条第一項第三号ハからへまで」を「第四条第一項第三号ニからトまで」に改める。

第六十八条中「九課及び」を「八課並びに」に改め、「一人」の下に「及び開発協力総括官一人」を加え、「開発協力総括課　地球規模課題総括課」を「地球規模課題総括課」に改める。

第六十九条第二号中「こと」の下に「（他課及び国際保健戦略官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第三号及び第四号中「他課」の下に「及び国際保健戦略官」を加え、同条第八号を同条第十七号とし、同条第七号を同条第十六号とし、同条第六号を同条第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五　経済協力事情一般に関する調査及び統計の作成を行うこと。

第六十九条第五号を同条第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三　独立行政法人国際協力機構の行う業務（海外移住に係る業務を除く。）に関すること（他課及び開発協力総括官の所掌に属するものを除く。）。

第六十九条第四号の次に次の七号を加える。

五　外務省の所掌に係る政府開発援助に関する企画及び立案に関すること。

六　政府開発援助全体に共通する方針に関する関係行政機関の行う企画の調整に関すること。

七　政府開発援助のうち技術協力に関する関係行政機関の行う企画及び立案の調整に関すること。

八　政府開発援助のうち有償の資金供与による協力に関する関係行政機関の行う企画及び立案の調整に関すること。

九　無償の経済協力の実施に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

十　外務省の所掌に係る技術協力の実施に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

十一　外務省の所掌に係る有償の経済協力の実施に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第七十条を次のように改める。

第七十条　削除

第二章第三節第九款中第七十七条の二の次に次の一条を加える。

（開発協力総括官の職務）

第七十七条の三　開発協力総括官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　外務省の所掌に係る経済協力に関する総合的な計画の作成に関すること。

二　無償の経済協力に関する企画及び立案に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

三　外務省の所掌に係る技術協力に関する企画及び立案に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

四　外務省の所掌に係る有償の経済協力に関する企画及び立案に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

五　無償の経済協力、技術協力及び有償の経済協力に関する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

六　本邦からの海外投資に関する利益を保護し、及び増進すること。

七　前各号に掲げる事務に関して独立行政法人国際協力機構の行う業務（海外移住に係る業務を除く。）に関すること。

第八十九条第一項中「四人」を「三人」に改める。

附則第二条の見出し中「開発協力総括課」を「開発協力総括官」に改め、同条中「開発協力総括課」を「開発協力総括官」に、「第七十条各号」を「第七十七条の三各号」に改め、「から第三号まで」を削る。

附　則

この政令は、令和六年八月一日から施行する。ただし、第八十九条第一項の改正規定は、同年七月一日から施行する。

外務大臣　上川　陽子
内閣総理大臣　岸田　文雄

経済産業省組織令及び産業構造審議会令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名

令和六年六月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百三十五号

経済産業省組織令及び産業構造審議会令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項並びに経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）第七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（経済産業省組織令の一部改正）

第一条　経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十四条」を「第四十四条の二」に、「貿易経済協力局」を「貿易経済安全保障局」に、「産業技術環境局」を「イノベーション・環境局」に、「第百六十三条」を「第百六十一条」に改める。

第二条第一項中「貿易経済協力局」を「貿易経済安全保障局」に、「産業技術環境局」を「イノベーション・環境局」に改め、同条第二項中「通商機構部」を「国際経済部」に、「貿易経済協力局」を「貿易経済安全保障局」に改める。

第三条中第二十六号を第三十五号とし、第二十五号を第三十四号とし、第二十四号の次に次の九号を加える。

二十五　火薬類の取締り、高圧ガスの保安、鉱山における保安その他の所掌に係る保安（以下「産業保安」という。）の確保に関すること。

二十六　事業用電気工作物の設置又は変更の工事に係る環境影響評価に関すること。

二十七　経済産業省の所掌に係る製品の安全に関すること。

二十八　経済産業省の所掌に係る化学物質の管理に関すること。

二十九　経済産業局及び沖縄総合事務局並びに産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所の所掌事務（沖縄総合事務局にあっては、経済産業局において所掌することとされている事務に限る。第十六条第十一号において同じ。）の運営に関する総合的監督に関すること。

三十　経済産業局並びに産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所（以下この項において「経済産業局等」という。）の職員の人事並びに教養及び訓練に関する事務の取りまとめに関すること。

三十一　経済産業局等の機構及び定員に関する事務の取りまとめに関すること。

三十二　経済産業局等の経費の概算の調整及び配賦に関すること。

三十三　経済産業局等所属の行政財産及び物品の管理に関する事務の取りまとめに関すること。

第四条第七号中「産業技術環境局」を「イノベーション・環境局」に改め、同条中第三十号から第三十四号までを削り、第二十九号を第三十一号とし、第二十五号から第二十八号までを二号ずつ繰り下げ、同条第二十四号中「こと」の下に「（中小企業庁の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号を同条第二十六号とし、同条中第二十三号を第二十五号とし、第二十号から第二十二号までを二号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次の二号を加える。

二十　経済産業省の所掌に係る事業の海外事業活動に関すること。

二十一　経済産業省の所掌に係る事業に関する外国投資家の事業活動に関すること（貿易経済安全保障局の所掌に属するものを除く。）。

第五条第一項第二号中「貿易経済協力局」を「貿易経済安全保障局」に改め、同項第四号中「及び貿易経済協力局」を削り、同項第八号中「（貿易経済協力局の所掌に属するものを除く。）」を削り、同号を同項第九号とし、同項第七号中「貿易経済協力局」を「経済産業政策局及び貿易経済安全保障局」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　貿易保険に関すること。

第五条第二項中「通商機構部」を「国際経済部」に、「及び第七号」を「、第八号及び第九号」に改め、同項第三号中「前二号」を「前各号」に、「貿易経済協力局」を「貿易経済安全保障局」に改め、「、通商経済上の地域協力に関する協定又は取決めの実施に係るもの及び国際商品協定の実施に係るもの」を削り、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三　通商経済上の地域協力に関する協定又は取決めの実施に関すること。

四　国際商品協定の実施に関すること。

第五条第二項に次の六号を加える。

六　通商経済上の国際協力（通商経済上の経済協力（通商経済上の地域協力に係るものを除く。）に係るものを除く。次号及び第八号において同じ。）に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

七　通商経済上の国際協力に関する事務の総括に関すること。

八　通商経済上の国際協力に関する国際機関及び国際会議に関すること。

九　通商経済上の地域協力に関すること。

十　経済上の連携に係る通商経済上の国際協力に関すること。

十一　経済産業省の所掌事務に係る国際協力（経済協力（地域協力に係るものを除く。）に係るものを除く。）に関する事務の総括に関すること。

第六条の見出し中「貿易経済協力局」を「貿易経済安全保障局」に改め、同条第一項中「貿易経済協力局」を「貿易経済安全保障局」に改め、同項第二号を削り、同項第一号中「産業技術環境局」を「通商政策局及びイノベーション・環境局」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　経済産業省の所掌事務のうち安全保障の確保に関する経済施策に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

第六条第一項第三号を次のように改める。

三　輸出及び輸入に関する総合的な調査に関すること。

第六条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の規定による外国投資家の対内直接投資等、特定取得及び技術導入契約の締結等の規制に関すること。

第六条第一項第七号から第十号までを削り、同条第二項を次のように改める。

2　貿易管理部は、前項第二号に掲げる事務のうち輸出及び輸入の管理に関する事務及び同項第四号から第六号までに掲げる事務をつかさどる。

第七条（見出しを含む。）中「産業技術環境局」を「イノベーション・環境局」に改め、同条中第三十三号を第三十九号とし、第二十六号から第三十二号までを六号ずつ繰り下げ、第二十五号を第三十号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十一　特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）の施行に関すること。

第七条中第二十四号を第二十九号とし、第十九号から第二十三号までを五号ずつ繰り下げ、第十八号を第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十三　経済産業省の所掌に係る脱炭素成長型経済構造（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）第二条第一項に規定する脱炭素成長型経済構造をいう。第十二条第六項及び第六十四条の二において同じ。）への円滑な移行の推進に関すること。

第七条中第十七号を第二十一号とし、第二号から第十六号までを四号ずつ繰り下げ、第一号を第五号とし、同号の前に次の四号を加える。

一　経済産業省の所掌に係るイノベーションの創出に関する事務の総括に関すること。

二　経済産業省の所掌に係るイノベーションの創出に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

三　経済産業省の所掌事務に関するイノベーションの創出に関する調査に関する事務の総括に関すること。

四　経済産業省の所掌事務に関するイノベーションの創出に関する総合的な調査に関すること。

第八条第一号中「鉄鋼」を「鉱物、非金属鉱物製品、鉄鋼」に、「軽金属、ニッケル、コバルト、チタニウム、希有金属」を「非鉄金属」に改め、同条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第九条第三号中「農薬を除く。）」の下に「並びに伝統的工芸品（伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第二条第一項の規定による指定を受けた工芸品をいう。第八十七条第八号において同じ。）」を加え、同条第六号中「生活文化」を「文化」に改め、同条第九号中「経済産業政策局」の下に「及び中小企業庁」を加え、同条第十三号中「こと」の下に「（大臣官房の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第十四号中「こと（」の下に「大臣官房及び」を加え、同条第十五号及び第十六号を削り、同条第十七号中「こと」の下に「（イノベーション・環境局の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号を同条第十五号とし、同条中第十八号を第十六号とし、第十九号を第十七号とし、第二十号を第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九　伝統的工芸品産業の振興に関する法律の施行に関すること。

第九条中第二十一号を第二十号とし、第二十二号から第二十六号までを削る。

第十二条の見出し及び同条第一項中「地域経済産業審議官」を「脱炭素成長型経済構造移行推進審議官」に改め、同条第六項を次のように改める。

6　脱炭素成長型経済構造移行推進審議官は、命を受けて、経済産業省の所掌事務に関する重要事項のうち脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関するものの企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

第十二条第七項中「及び製品の安全」を「、製品の安全及び化学物質の管理」に改める。

第十四条中「四課及び」を「八課並びに」に改め、「三人」の下に「及び鉱山・火薬類監理官一人」を加え、「業務改革課」を「業務改革課　保安政策課　電力安全課　製品安全課　化学物質管理課」に改める。

第十六条中第十二号を第十七号とし、第十一号を第十六号とし、第十号の次に次の五号を加える。

十一　経済産業局及び沖縄総合事務局の所掌事務の運営に関する総合的監督に関すること。

十二　経済産業局の職員の人事並びに教養及び訓練に関する事務の取りまとめに関すること。

十三　経済産業局の機構及び定員に関する事務の取りまとめに関すること。

十四　経済産業局の経費の概算の調整及び配賦に関すること。

十五　経済産業局所属の行政財産及び物品の管理に関する事務の取りまとめに関すること。

第二十条を削り、第一章第二節第三款第一目中第十九条を第二十条とし、第十八条の次に次の五条を加える。

（保安政策課の所掌事務）

第十九条　保安政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　産業保安並びに経済産業省の所掌に係る製品の安全の確保及び化学物質の管理に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること（電力安全課、製品安全課、化学物質管理課及び鉱山・火薬類監理官の所掌に属するものを除く。）。

二　産業保安の確保に関すること（電力安全課及び鉱山・火薬類監理官の所掌に属するものを除く。）。

三　産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所の所掌事務の運営に関する総合的監督に関すること。

四　産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所の職員の人事並びに教養及び訓練に関する事務の取りまとめに関すること。

五　産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所の機構及び定員に関する事務の取りまとめに関すること。

六　産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所の経費の概算の調整及び配賦に関すること。

七　産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所所属の行政財産及び物品の管理に関する事務の取りまとめに関すること。

（電力安全課の所掌事務）

第十九条の二　電力安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　電力設備（電気工作物及びその附帯設備をいう。）に係る保安の確保に関すること。

二　事業用電気工作物の設置又は変更の工事に係る環境影響評価に関すること。

（製品安全課の所掌事務）

第十九条の三　製品安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　経済産業省の所掌に係る製品の安全に関する事務の総括に関すること。

二　消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）の施行に関すること。

三　液化石油ガス器具等及びガス用品並びに電気用品（一般消費者の利用に供されるものに限る。）の技術上の基準への適合に関すること。

四　家庭用品の品質表示に関すること。

（化学物質管理課の所掌事務）

第十九条の四　化学物質管理課は、経済産業省の所掌に係る化学物質の管理に関する事務をつかさどる。

（鉱山・火薬類監理官の職務）

第十九条の五　鉱山・火薬類監理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　火薬類の取締りに関すること。

二　鉱山における保安に関すること。

第二十一条中「企業行動課」を「企業行動課　投資促進課」に改め、「地域企業高度化推進課」を削る。

第二十二条第五号中「こと（」の下に「イノベーション・環境局の所掌に属するもの及び」を加え、同条第六号中「産業技術環境局」を「イノベーション・環境局」に改める。

第二十八条第二号中「貿易経済協力局及び産業技術環境局」を「通商政策局及びイノベーション・環境局」に改める。

第三十一条を削る。

第三十条第二号中「こと」の下に「（中小企業庁の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第三号及び第四号を次のように改める。

三　地域における企業の事業活動の高度化の推進に関すること（商務情報政策局の所掌に属するものを除く。）。

四　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）の施行に関すること。

第三十条第五号から第七号までを削り、同条を第三十一条とし、第二十九条の次に次の一条を加える。

（投資促進課の所掌事務）

第三十条　投資促進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　経済産業省の所掌に係る事業に関する外国投資家の事業活動に関すること（貿易経済安全保障局の所掌に属するものを除く。）。

二　経済産業省の所掌に係る事業の海外事業活動に関すること。

三　通商に関する税制に関する調整に関すること。

第三十二条第一号及び第三号中「地域企業高度化推進課」を「地域経済産業政策課」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）の施行に関すること（工場立地に伴う公害の防止に関する調査に関することを除く。）。

第三十五条第一項中「通商機構部」を「国際経済部」に、「八課」を「九課」に、「国際経済課　経済連携課」を「通商戦略課　貿易振興課　通商金融課」に改め、同条第二項中「通商機構部に、」を「国際経済部に、経済連携課及び」に改める。

第三十六条第二号中「こと」の下に「（通商戦略課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第十一号とし、同号の前に次の五号を加える。

六　通商経済上の経済協力（通商経済上の地域協力に係るものを除く。次号及び第八号において同じ。）に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

七　通商経済上の経済協力に関する協定又は取決めに関すること（貿易振興課及び通商金融課の所掌に属するものを除く。）。

八　経済協力に関する国際機関及び国際会議における通商経済上の経済協力に関すること（資源エネルギー庁の所掌に属するものを除く。）。
九　経済産業省の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち経済協力（地域協力に係るものを除く。）に関する事務の総括に関すること。
十　貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第三十二条第一項の規定による検査の実施に関すること。
第三十七条及び第三十八条を次のように改める。
（通商戦略課の所掌事務）
第三十七条　通商戦略課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　通商戦略に関する企画及び立案に関すること。
二　通商に関する調査に関する事務の総括に関すること。
（貿易振興課の所掌事務）
第三十八条　貿易振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　貿易の振興に関すること（通商金融課の所掌に属するものを除く。）。
二　通商経済上の技術及び人材に関する協力（通商経済上の地域協力に係るものを除く。次号において同じ。）に関する協定又は取決めの実施に関すること。
三　通商経済上の技術及び人材に関する協力に関すること。
第三十八条の次に次の一条を加える。
（通商金融課の所掌事務）
第三十八条の二　通商金融課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　通商金融に関すること。
二　通商経済上の資金協力（通商経済上の地域協力に係るものを除く。次号において同じ。）に関する協定又は取決めの実施に関すること。
三　通商経済上の資金協力に関すること。
四　貿易保険に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。
五　多数国間投資保証機関に関する事務のうち経済産業省の所掌に係るものに関すること。
第四十四条中「通商機構部」を「国際経済部」に改める。
第一章第二節第三款第三目に次の一条を加える。
（経済連携課の所掌事務）
第四十四条の二　経済連携課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　経済上の連携に係る通商経済上の国際協力に関すること（資源エネルギー庁及び他課の所掌に属するものを除く。）。
二　経済産業省の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち経済上の連携に関する事務の総括に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。
三　通商経済上の地域協力に関する協定又は取決めの実施に関すること。
四　通商経済上の地域協力に関すること（資源エネルギー庁の所掌に属するものを除く。）。
第四十五条の見出し中「貿易経済協力局」を「貿易経済安全保障局」に改め、同条第一項中「貿易経済協力局」を「貿易経済安全保障局」に改め、同条第二項中「五課」を「四課」に改め、「安全保障貿易管理政策課」を削る。
第四十六条第一号中「貿易経済協力局」を「貿易経済安全保障局」に改め、同条第二号及び第三号を次のように改める。
二　輸出及び輸入の増進、改善及び調整に関する事務の総括に関すること。
三　輸出及び輸入に関する総合的な調査に関すること。
第四十六条第四号から第六号までを削り、同条第七号中「前各号」を「前三号」に、「貿易経済協力局」を「貿易経済安全保障局」に改め、同号を同条第四号とする。
第四十七条から第五十条までを次のように改める。
（経済安全保障政策課の所掌事務）
第四十七条　経済安全保障政策課は、経済産業省の所掌事務のうち安全保障の確保に関する経済施策に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。
第四十八条から第五十条まで　削除
第五十一条第一号中「産業技術環境局」を「イノベーション・環境局」に改める。
第五十三条（見出しを含む。）中「安全保障貿易管理政策課」を「安全保障貿易管理課」に改め、同条第一号を次のように改める。
一　国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められる外国貿易及び通商に伴う外国為替の管理に関すること（第五十一条第二号に掲げる事務に係るもの及び安全保障貿易審査課の所掌に属するものを除く。）。
第五十三条中第二号を削り、第三号を第二号とする。
第五十四条を次のように改める。
第五十四条　削除
「第五目　産業技術環境局」を「第五目　イノベーション・環境局」に改める。
第五十六条の見出し中「産業技術環境局」を「イノベーション・環境局」に改め、同条中「産業技術環境局」を「イノベーション・環境局」に、「八課」を「十課」に、「技術振興・大学連携推進課」を「イノベーション政策課　イノベーション創出新事業推進課」に、「環境政策課」を「環境政策課　脱炭素成長型経済構造移行投資促進課」に改める。
第五十七条第一号中「産業技術環境局」を「イノベーション・環境局」に改め、同条第二号及び第三号を次のように改める。
二　経済産業省の所掌事務に関するイノベーションの創出に関する調査に関する事務の総括に関すること。
三　経済産業省の所掌事務に関するイノベーションの創出に関する総合的な調査に関すること。
第五十七条中第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。
四　イノベーションの創出に関する国際機関及び国際会議に関する事務の総括に関すること（基準認証政策課の所掌に属するものを除く。）。
第五十七条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号及び第十号を削り、第十一号を第八号とし、第十二号から第十四号までを三号ずつ繰り上げ、同条第十五号中「産業技術環境局」を「イノベーション・環境局」に改め、同号を同条第十二号とする。
第五十八条（見出しを含む。）中「技術振興・大学連携推進課」を「イノベーション政策課」に改め、同条第一号及び第二号を次のように改める。
一　経済産業省の所掌に係るイノベーションの創出に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（イノベーション創出新事業推進課の所掌に属するものを除く。）。
二　経済産業省の所掌に係るイノベーションの創出に関する事務の総括に関すること。
第五十八条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を削り、第六号を第四号とする。
第六十一条を削り、第六十条を第六十一条とする。

第五十九条第一号及び第二号を次のように改める。

一　経済産業省の所掌に係る技術に関する事務の総括に関すること（脱炭素成長型経済構造移行投資促進課の所掌に属するものを除く。）。

二　経済産業省の所掌に係る技術に関する政策の評価に関すること。

第五十九条中第四号及び第五号を削り、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三　民間における技術の開発に係る環境の整備に関すること（特許庁の所掌に属するものを除く。）。

四　鉱工業の科学技術に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

第五十九条に次の四号を加える。

六　鉱工業の科学技術に関する研究及び開発の技術指導及び助成並びにその成果の普及に関すること。

七　鉱工業の科学技術に関する研究及び開発並びに企業化の促進に必要な施設及び設備の整備に関すること。

八　第四号及び前二号に掲げるもののほか、鉱工業の科学技術の進歩及び改良並びにこれらに関する事業の発達、改善及び調整に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。

九　技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）の施行に関すること。

第五十九条を第六十条とし、第五十八条の次に次の一条を加える。

（イノベーション創出新事業推進課の所掌事務）

第五十九条　イノベーション創出新事業推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　イノベーションの創出に係る新たな事業活動を促進するための環境の整備に関すること。

二　中小企業等経営強化法の施行に関すること（同法第六条の規定による診断及び指導に関すること並びに同法第八条第一項に規定する社外高度人材活用新事業分野開拓計画に関することに限る。）。

第六十四条第三号中「こと」の下に「（脱炭素成長型経済構造移行投資促進課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（脱炭素成長型経済構造移行投資促進課の所掌事務）

第六十四条の二　脱炭素成長型経済構造移行投資促進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資その他の事業活動の促進に関すること。

二　脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第二条第二項に規定する脱炭素成長型経済構造移行債を財源とする予算に関する事務の総括に関すること。

三　脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に係る技術に関する事務の総括に関すること。

四　脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に係る技術に関する事務の総括に関すること。

第六十五条中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十　特定家庭用機器再商品化法の施行に関すること。

第六十六条中「八課」を「九課」に、「金属課」を「鉱物課　金属課」に、「航空機武器宇宙産業課」を「航空機武器産業課　宇宙産業課」に改める。

第六十九条を削る。

第六十八条第一号中「第十号」を「第九号」に改め、同条を第六十九条とし、第六十七条の次に次の一条を加える。

（鉱物課の所掌事務）

第六十八条　鉱物課は、第八条第一号及び第九号に掲げる事務であって、次に掲げる物資に関するものに関することをつかさどる。

鉱物及びこれに類するもの（金属課の所掌に属する事務に係るものを除く。）

重要土石

非金属鉱物製品（他課の所掌に属する事務に係るものを除く。）

非鉄金属（金属課の所掌に属する事務に係るものを除く。）

第七十条第一号中「第十号」を「第九号」に、「航空機武器宇宙産業課」を「航空機武器産業課」に改め、同条第二号中「第十号」を「第九号」に改め、同条第三号から第五号までの規定中「第八条第十号」を「第八条第九号」に改める。

第七十三条第三号中「第十号」を「第九号」に改め、同条第五号を削る。

第七十四条第一号中「第十号」を「第九号」に改め、同条第二号中「第八条第十号」を「第八条第九号」に改める。

第七十五条第一号中「第十号」を「第九号」に改める。

第七十六条から第七十九条までを次のように改める。

（航空機武器産業課の所掌事務）

第七十六条　航空機武器産業課は、第八条第一号及び第九号に掲げる事務であって、次に掲げる物資に関するものに関することをつかさどる。

航空機及びその部品

武器及びその部品

猟銃、捕鯨砲、もり銃、と殺銃、捕鯨用標識銃、救命索発射銃及び空気銃

（宇宙産業課の所掌事務）

第七十七条　宇宙産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　第八条第一号及び第九号に掲げる事務であって、人工衛星及びロケット（航空機武器産業課の所掌に属する事務に係るものを除く。）並びにこれらの部品に関するものに関すること。

二　宇宙の開発に関する大規模な技術開発であって、鉱工業の発達及び改善を図るものに関すること。

三　経済産業省の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務のうち宇宙の利用に関するものの総括に関すること。

第七十八条及び第七十九条　削除

第八十条中「十五課及び鉱山・火薬類監理官一人」を「十二課」に、「情報産業課」を「電池産業課」に、「クールジャパン政策課」を「文化創造産業課」に改め、「コンテンツ産業課」、「製品安全課」、「保安課」及び「電力安全課」を削る。

第八十五条第一号中「第十七号」を「第十五号」に改め、「蓄電池、乾電池その他電池」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（電池産業課の所掌事務）

第八十五条の二　電池産業課は、第九条第三号及び第十五号に掲げる事務であって、蓄電池、乾電池その他電池に関するものに関することをつかさどる。

第八十七条（見出しを含む。）中「クールジャパン政策課」を「文化創造産業課」に改め、同条中第三号を削り、第六号を第十二号とし、第五号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一　伝統的工芸品産業の振興に関する法律の施行に関すること。

第八十七条中第四号を第九号とし、同条第二号中「生活文化の創造」を「前三号に掲げる事務」に改め、「（ヘルスケア産業課及びコンテンツ産業課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同号を同条第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　伝統的工芸品の輸出、輸入、生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

第八十七条第一号中「クールジャパン（」を削り、「生活文化」を「文化」に改め、「をいう。）」を削り、同号を同条第三号とし、同号の次に次の三号を加える。

四　印刷業及び製本業の発達、改善及び調整に関すること。

五　第九条第三号に掲げる事務であって、レコードその他情報記録物に関するものに関すること。

六　広告代理業の発達、改善及び調整に関すること。

第八十七条に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一　経済産業省の所掌に係るサービス業のうち文化の創造に関連するものの発達、改善及び調整に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

二　経済産業省の所掌に係る事業のうち文化の創造に関連するものに関する事務の総括に関すること。

第八十八条第一号中「コンテンツ産業課」を「文化創造産業課」に改め、同条第二号中「第十七号」を「第十五号」に改める。

第八十九条第一号中「第十七号」を「第十五号」に改める。

第九十条第一号中「第十七号」を「第十五号」に改める。

第九十条　削除

第九十一条第一号中「経済産業政策局及び」の下に「中小企業庁並びに」を加え、同条第八号中「製品安全課」を「大臣官房」に改め、同条第九号中「こと（」の下に「大臣官房及び」を加え、「及び他課」を削る。

第九十三条から第九十六条までを次のように改める。

第九十三条から第九十六条まで　削除

第百八条第四号中「鉱物及びその」を「石油、可燃性天然ガス、石炭及び亜炭並びにこれらの」に改め、「並びに非鉄金属」及び「（製造産業局及び電力・ガス事業部の所掌に属するものを除く。）」を削る。

第百十九条中「五課」を「四課」に改め、「鉱物資源課」を削る。

第百二十条中第六号を第七号とし、同条第五号中「鉱物資源課」を「資源開発課」に改め、同号を同条第六号とし、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　鉱物及びこれに類するもの並びにこれらの製品の安定的かつ効率的な供給の確保に関すること（電力・ガス事業部並びに資源開発課及び燃料供給基盤整備課の所掌に属するものを除く。）。

第百二十一条第一号及び第二号中「及び可燃性天然ガス」を「、可燃性天然ガス、石炭及び亜炭」に改め、同条中第四号を第六号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　第百八条第四号及び第六号に掲げる事務であって、石炭及び亜炭並びにこれらの製品に関するものに関すること。

第百二十一条第二号の次に次の一号を加える。

三　石炭及び亜炭並びにこれらの製品に関する基本的な政策に関すること（燃料環境適合利用推進課の所掌に属するものを除く。）。

第百二十一条に次の二号を加える。

七　石炭鉱業及び亜炭鉱業に係る鉱害に関すること。

八　水洗炭業による被害の防止に関すること。

第百二十三条を次のように改める。

第百二十三条　削除

第百四十九条第八号を次のように改める。

八　中小企業における経営の承継の円滑化に関すること。

第百四十九条第十号を削り、同条第十一号中「限る。）、」を「限る。）及び」に改め、「、同法第五十六条第一項に規定する事業継続力強化計画及び同法第五十八条第一項に規定する連携事業継続力強化計画」を削り、同号を同条第十号とし、同条中第十二号を第十一号とする。

第百五十条第二号及び第四号中「こと」の下に「（イノベーション・環境局の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第五号を次のように改める。

五　中小企業の経営の安定に関すること（事業環境部の所掌に属するものを除く。）。

第百五十条第六号中「及び」の下に「イノベーション・環境局並びに」を加え、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六　中小企業庁の所掌事務に係る国際協力に関すること。

第百五十四条第五号及び第六号を削り、同条第七号中「、同法第五十六条第一項に規定する事業継続力強化計画及び同法第五十八条第一項に規定する連携事業継続力強化計画並びに」を「及び」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第八号を第六号とする。

第百五十八条中「五課」を「三課」に改め、「創業・新事業促進課」及び「技術・経営革新課」を削る。

第百五十九条第一号中「並びに創業・新事業促進課及び技術・経営革新課」を「及び小規模企業振興課」に改め、同条第四号中「こと（」の下に「同法第十四条第一項に規定する経営革新計画（中小企業者に係るものに限る。）並びに」を加え、同号を同条第八号とし、同条第三号の次に次の四号を加える。

四　中小企業庁の所掌事務に係る国際協力に関すること。

五　中小企業の海外における事業の展開の促進に関すること。

六　中小企業の技術の向上に関すること。

七　中小企業の新技術を利用した事業活動の促進に関すること。

第百六十条第二号を次のように改める。

二　中小企業の新たな事業の創出に関すること（イノベーション・環境局の所掌に属するものを除く。）。

第百六十条中第三号を第六号とし、第二号の次に次の三号を加える。

三　中小企業の新たな事業活動を通じた経営の向上に関すること（事業環境部及び経営支援課の所掌に属するものを除く。）。

四　中小企業の新たな事業活動の促進に係る中小企業の交流又は連携に関すること（イノベーション・環境局の所掌に属するものを除く。）。

五　中小企業の経営の安定に関すること（事業環境部の所掌に属するものを除く。）。

第百六十条に次の一号を加える。

七　中小企業等経営強化法の施行に関すること（経済産業政策局及びイノベーション・環境局並びに事業環境部並びに経営支援課の所掌に属するものを除く。）。

附則中第八条及び第九条を削り、第十条を第八条とし、第十一条から第十三条までを二条ずつ繰り上げる。

（産業構造審議会令の一部改正）

第二条　産業構造審議会令（平成十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表産業技術環境分科会の項中「産業技術環境分科会」を「イノベーション・環境分科会」に改め、同項下欄中第六号を第七号とし、第一号から第五号を一号ずつ繰り下げ、同欄に第一号として次の一号を加える。

一　イノベーションの創出に関する重要事項を調査審議すること。

第六条第一項の表製造産業分科会の項下欄第一号中「商務流通情報分科会」の下に「及び保安・消費生活用製品安全分科会」を加え、同欄第三号を削り、同表商務流通情報分科会の項下欄に次の一号を加える。

九　伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

第六条第一項の表保安・消費生活用製品安全分科会の項下欄に次の一号を加える。

四　化学物質の管理に関する重要事項を調査審議すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和六年七月一日から施行する。

（輸出入取引審議会令及び関税・外国為替等審議会令の一部改正）

第二条　次に掲げる政令の規定中「貿易経済協力局」を「貿易経済安全保障局」に改める。

一　輸出入取引審議会令（昭和二十八年政令第二百五十号）第八条

二　関税・外国為替等審議会令（平成十二年政令第二百七十六号）第十一条

（化学物質審議会令の一部改正）

第三条　化学物質審議会令（昭和四十九年政令第百一号）の一部を次のように改正する。

第八条中「製造産業局」を「大臣官房」に改める。

（鉱山保安協議会令の一部改正）

第四条　鉱山保安協議会令（平成十六年政令第三百三十号）の一部を次のように改正する。

第六条中「商務情報政策局」を「大臣官房」に改める。

（経済産業省国立研究開発法人審議会令の一部改正）

第五条　経済産業省国立研究開発法人審議会令（平成二十七年政令第百九十六号）の一部を次のように改正する。

第八条中「産業技術環境局」を「イノベーション・環境局」に改める。

財務大臣　鈴木　俊一
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　新藤　義孝
内閣総理大臣　岸田　文雄

国土交通省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名

令和六年六月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百三十六号

国土交通省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項、第二十条第一項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八十一条」を「第八十条」に、「第八十二条」を「第八十一条」に改める。

第五条第八号を削り、同条第九号中「及び政策統括官」を削り、同号を同条第八号とし、同条第十号中「並びに首都圏及び近畿圏の近郊緑地保全区域における近郊緑地の保全」及び「（都市局の所掌に属するものを除く。）」を削り、同号を同条第九号とし、同条中第十一号を第十号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り上げる。

第六条第十四号中「地籍調査その他の地籍整備」を「国土調査」に改める。

第七条第一号中「並びに政策統括官」を削り、同条中第二十二号を第二十三号とし、第二号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　首都圏及び近畿圏の近郊緑地保全区域における近郊緑地の保全に関すること。

第十七条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とする。

第二十一条第一項中「二十三人」を「二十四人」に改める。

第六十二条中「広域地方政策課」を「地方政策課」に、「地方振興課」を「地域振興課」に改める。

第六十三条第二号中「広域地方政策課」を「地方政策課」に改める。

第六十四条第一号中「広域地方政策課」を「地方政策課」に改め、同条第三号及び第四号を削り、同条第五号中「規定による国の行政機関等の東京都区部からの移転等に関すること」を「施行に関すること（地方政策課の所掌に属するものを除く。）」に改め、同号を同条第八号とし、同条第二号の次に次の五号を加える。

三　首都圏その他の各大都市圏の整備及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

四　首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第十八条の二第一項に規定する処分管理計画及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第二十五条第一項に規定する処分管理計画に関すること。

五　総合的かつ計画的に実施すべき特定の地域の整備及び開発のための大規模事業（首都圏その他の各大都市圏内において行われるものに限る。）に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

六　国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全を図る観点からの、大都市の機能の改善に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（不動産・建設経済局の所掌に属するものを除く。）。

七　首都圏の既成市街地及び近畿圏の既成都市区域への産業及び人口の過度の集中の防止に関すること。

第六十五条（見出しを含む。）中「広域地方政策課」を「地方政策課」に改め、同条第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同条第三号中「首都圏その他の各大都市圏及び」及び「それぞれの」を削り、同号を同条第二号とし、同条第四号を削り、同条第五号中「大規模事業（」の下に「首都圏その他の各大都市圏及び」を加え、同号を同条第三号とし、同条中第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全を図る観点からの、地方の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（地域振興課、離島振興課及び特別地域振興官の所掌に属するものを除く。）。

第六十五条第八号及び第九号を削り、同条第十号中「の施行」を「第七条第一項に規定する振興拠点地域基本構想及び同法第十二条第一項に規定する促進協議会」に改め、「（総合計画課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同号を同条第七号とし、同条第十一号を同条第八号とする。

第六十六条（見出しを含む。）中「地方振興課」を「地域振興課」に改め、同条第一号中「地方」の下に「における特定の地域」を加える。

第七十条中「十課」を「九課」に、「情報活用推進課」を「地理空間情報課」に改め、「地籍整備課」を削り、「建設市場整備課」を「建設振興課」に改める。

第七十一条第二号中「及び情報活用推進課」を削る。

第七十二条第四号中「第八十条」を「第七十九条」に改める。

第七十三条（見出しを含む。）中「情報活用推進課」を「地理空間情報課」に改め、同条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三　国土調査に関すること。

第七十六条を削り、第七十七条を第七十六条とし、第七十八条を第七十七条とする。

第七十九条第一号中「建設市場整備課」を「建設振興課」に改め、同条第二号中「（建設市場整備課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条を第七十八条とする。

第八十条（見出しを含む。）中「建設市場整備課」を「建設振興課」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同条を第七十九条とし、第八十一条を第八十条とする。

第八十二条中「八課」を「九課」に、「総務課」を「総務課
都市環境課」に改め、第一章第二節第三款第五目中同条を第八十一条とする。

第八十三条第二号中「国際・デジタル政策課及び都市安全課」を「他課」に改め、同条を第八十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（都市環境課の所掌事務）

第八十三条　都市環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　都市局の所掌事務に関する環境の保全に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

二　首都圏及び近畿圏の近郊緑地保全区域における近郊緑地の保全に関すること（公園緑地・景観課の所掌に属するものを除く。）。

第八十六条第四号中「並びに政策統括官」を削る。

第百九十条第二項中「第十七条第五号」を「第十七条第四号」に改める。

附則第四条中「第七条第十二号」を「第七条第十三号」に改める。

附則第八条（見出しを含む。）中「地方振興課」を「地域振興課」に改める。

附則第十一条中「第八十二条」を「第八十一条」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年七月一日から施行する。

（食料・農業・農村政策審議会令等の一部改正）

2　次に掲げる政令の規定中「地方振興課」を「地域振興課」に改める。

一　食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年政令第二百八十九号）第九条

二　国土審議会令（平成十二年政令第二百九十八号）第六条の表豪雪地帯対策分科会の項並びに附則第二条第一項の表令和七年三月三十一日の項及び令和九年三月三十一日の項

三　水産政策審議会令（平成十三年政令第二百三十号）第九条

農林水産大臣　坂本　哲志
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

防衛省組織令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

令和六年六月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百三十七号

防衛省組織令等の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項及び第二十一条第四項、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十条の二第一項第七号並びに防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十一条の三第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省組織令の一部を改正する政令

（防衛省組織令の一部改正）

第一条　防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第十条の四の見出しを「（参事官）」に改め、同条第一項中「米軍再編調整官一人及び」を削り、「七人」を「六人」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第二十六条中「施設整備官一人、提供施設計画官一人及び施設技術管理官」を「建設制度官一人、施設整備官一人及び提供施設計画官」に改める。

第二十八条第二号中「施設計画課」を「建設制度官」に改める。

第二十九条第一号中「こと」の下に「（施設整備官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第三号中「こと」の下に「（施設整備官及び提供施設計画官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第四号及び第五号を削る。

第三十二条を削る。

第三十一条第二号及び第三号を次のように改める。

二　建設工事の計画の承認に関する事務に係る建設技術に関する調整に関すること（駐留軍の使用に供する施設及び区域に係るものに限る。）。

三　駐留軍の使用に供する施設及び区域の建設工事の実施に関すること（建設制度官の所掌に属するものを除く。）。

第一章第二節第三款第三目中第三十一条を第三十二条とする。

第三十条中第七号を第十二号とし、第六号を第十一号とし、同条第五号中「施設技術管理官」を「建設制度官」に改め、同号を同条第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十　防衛の用に供する施設の建設工事に関する技術的な調査及び研究に関すること。

第三十条第四号を同条第五号とし、同号の次に次の三号を加える。

六　建設工事の計画の承認に関する事務に係る建設技術に関すること（提供施設計画官の所掌に属するものを除く。）。

七　建設工事に関する技術基準及び積算基準の設定に関すること。

八　建設工事の入札及び契約の適正化に関する事務に係る建設技術に関すること。

第三十条第三号の次に次の一号を加える。

四　自衛隊の施設の取得及び管理に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関する事務に係る建設技術に関すること。

第三十条を第三十一条とし、第二十九条の次に次の一条を加える。

（建設制度官の職務）

第三十条　建設制度官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　建設工事に関する情報システムの整備及び管理に関すること。

二　建設工事の入札及び契約の適正化に関すること（施設整備官の所掌に属するものを除く。）。

三　建設工事の実施に関する制度に関すること。

第四十七条第一号中「在日米軍」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づいて日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊（次号において「在日米軍」という。）」に改める。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第二条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第五十一条の六中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三　建設制度官

第五十一条の六中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第三十二号までを一号ずつ繰り上げる。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第三条　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

別表第三本省内部部局の項中「米軍再編調整官」を削り、「訟務管理官」を「訟務管理官　建設制度官」に改める。

附　則

この政令は、令和六年七月一日から施行する。

防衛大臣　木原　稔
内閣総理大臣　岸田　文雄

宅地建物取引業法施行令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名

令和六年六月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百三十八号

宅地建物取引業法施行令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）の施行に伴い、並びに宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第三条第六項並びに第四条第二項第三号及び第四号並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

第一条　宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（手数料）」に改め、同条第一項中「に規定する免許手数料」を「の手数料」に改め、「三万三千円」の下に「（同条第三項の免許の更新の申請を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合にあつては、二万六千五百円）」を加え、同条第二項中「免許手数料」を「手数料」に改める。

第二条の二中「及び第三号」の下に「並びに第二項第三号及び第四号」を加え、「、第八条第二項第三号及び第四号」を削る。

（地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正）

第二条　地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表六十の項中「三万三千円」の下に「（当該申請を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合における当該申請に係る審査にあっては、二万六千五百円）」を加える。

附　則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

総務大臣　松本　剛明
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

警察庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名

令和六年六月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百三十九号

警察庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二十六条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「十人」を「八人」に改める。

附　則

この政令は、令和六年七月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名

令和六年六月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百四十号

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令

内閣は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和六年法律第四十八号）の一部の施行に伴い、並びに銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三条の十三第四号から第六号まで、第四条第一項第二号及び第三十一条の十一第一項第三号ロの規定に基づき、この政令を制定する。

銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第四十条を第四十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（特定銃砲使用産業の用途に供する銃砲）

第四十七条　法第三十一条の十一第一項第三号ロの政令で定める銃砲は、建設用びょう打銃又は建設用鋼索発射銃とする。

第三十九条を第四十五条とし、第三十八条を第四十四条とする。

第三十七条の見出し中「こえる」を「超える」に改め、同条第二号中「折りたたみ式」を「折畳み式」に、「こえず」を「超えず」に改め、同条第三号中「くだものナイフ」を「果物ナイフ」に、「こえず」を「超えず」に改め、同条第四号中「こえない」を「超えない」に改め、同条を第四十三条とし、第三十六条を第四十二条とし、第三十五条を第四十一条とする。

第三十四条第二号中「第九条第二項第二号」を「第十二条第二項第二号」に、「充てんする」を「充塡する」に改め、同条第三号イ中「第九条第二項第三号」を「第十二条第二項第三号」に改め、同号ロ中「第九条第二項第四号」を「第十二条第二項第四号」に改め、同条を第四十条とする。

第三十三条中「それぞれ」を削り、同条を第三十九条とする。

第三十二条を削り、第三十一条を第三十八条とし、第三十条を第三十七条とし、第二十九条を第三十六条とする。

第二十八条第一項中「それぞれ」を削り、同項第二号中「第三条第一項各号」を「第六条第一項各号」に改め、同条を第三十五条とし、第二十七条を第三十四条とする。

第二十六条第一項中「第二十条第二項」を「第二十七条第二項」に改め、同条を第三十三条とする。

第二十五条中「第三十三条」を「第三十九条」に、「第三十八条」を「第四十四条」に改め、同条を第三十二条とし、第二十四条を第三十一条とし、第二十三条を第三十条とし、第二十二条を第二十九条とする。

第二十一条第二項の表中「装てん」を「装塡」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十条第二項の表中「装てん」を「装塡」に改め、同条を第二十七条とし、第十九条の四を第二十六条とし、第十九条の三を第二十五条とし、第十九条の二を第二十四条とし、第十九条を第二十三条とし、第十八条を第二十二条とし、第十七条を第二十一条とし、第十六条の二を第二十条とする。

第十六条第一項中「第三条第一項各号」を「第六条第一項各号」に改め、同条を第十九条とし、第十五条を第十八条とし、第九条から第十四条までを三条ずつ繰り下げる。

第八条第二号中「そううつ病」を「そう鬱病」に、「うつ病を」を「鬱病を」に改め、同条を第十一条とする。

第七条第一項中「第三条第一項各号」を「第六条第一項各号」に改め、同条を第十条とし、第六条を第九条とする。

第五条中「それぞれ」を削り、同条第二号中「第三条第一項各号」を「第六条第一項各号」に改め、同条を第八条とし、第四条を第七条とし、第三条を第六条とし、第二条を第五条とする。

第一条中「銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）」を「法」に改め、「銃砲は、」の下に「捕鯨砲、もり銃若しくは捕鯨用標識銃、建設用びよう打銃若しくは建設用綱索発射銃又は」を加え、同条を第四条とし、同条の前に次の三条を加える。

（特定有害鳥獣駆除）

第一条　銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第三条の十三第四号の政令で定める有害鳥獣駆除は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第九条第一項の規定による許可に基づく鳥獣の捕獲又は殺傷以外の有害鳥獣駆除とする。

（特定銃砲使用産業）

第二条　法第三条の十三第五号の政令で定める産業は、建設業とする。

（特定クロスボウ使用産業）

第三条　法第三条の十三第六号の政令で定める産業は、林業とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令の一部改正）

2　衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令（平成二十九年政令第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二第十五号中「第三十一条の十一」の下に「（第一項第三号を除く。）」を加える。

内閣総理大臣　岸田　文雄

令和六年能登半島地震による災害の被害者の特定権利利益に係る満了日の延長に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

令和六年六月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百四十一号

令和六年能登半島地震による災害の被害者の特定権利利益に係る満了日の延長に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和六年政令第五号）第一条の規定により特定非常災害として指定された令和六年能登半島地震による災害の被害者の特定権利利益（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第一項に規定する特定権利利益をいう。）であって、次に掲げるものについての同法第三条第四項の政令で定める日は、令和六年十二月三十一日とする。

一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の指定を受けたことにより、同項に規定する障害児通所給付費の支給に係る同法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援を提供することができること。

二　児童福祉法第二十一条の五の五第一項の通所給付決定を受けたことにより、同法第二十一条の五の三第一項又は第二十一条の五の四第一項の規定により同法第二十一条の五の五第一項に規定する障害児通所給付費等の支給を受けることができること。

三　児童福祉法第二十四条の二第一項の指定を受けたことにより、同項に規定する障害児入所給付費の支給に係る同法第七条第二項に規定する障害児入所支援を提供することができること。

四　児童福祉法第二十四条の三第二項の規定により同条第四項の入所給付決定を受けたことにより、同法第二十四条の二第一項の規定により障害児入所給付費の支給を受けることができること。

五　児童福祉法第二十四条の二十六第一項第一号の指定を受けたことにより、同項に規定する障害児相談支援給付費の支給に係る同法第六条の二の二第六項に規定する障害児相談支援を提供することができること。

六　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十五条第二項の政令で定める精神障害の状態にあることについて同項又は同条第四項の認定を受けたことにより、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていること。

七　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の指定を受けたことにより、同項に規定する居宅介護サービス費の支給に係る同法第八条第一項に規定する居宅サービスを提供することができること。

八　介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定を受けたことにより、同項に規定する地域密着型介護サービス費の支給に係る同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービスを提供することができること。

九　介護保険法第四十六条第一項の指定を受けたことにより、同項に規定する居宅介護サービス計画費の支給に係る同法第八条第二十四項に規定する居宅介護支援を提供することができること。

十　介護保険法第四十八条第一項第一号の指定を受けたことにより、同項に規定する施設介護サービス費の支給に係る同法第八条第二十七項に規定する介護福祉施設サービスを提供することができること。

十一　介護保険法第五十三条第一項本文の指定を受けたことにより、同項に規定する介護予防サービス費の支給に係る同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービスを提供することができること。

十二　介護保険法第五十四条の二第一項本文の指定を受けたことにより、同項に規定する地域密着型介護予防サービス費の支給に係る同法第八条の二第十二項に規定する地域密着型介護予防サービスを提供することができること。

十三　介護保険法第五十八条第一項の指定を受けたことにより、同項に規定する介護予防サービス計画費の支給に係る同法第八条の二第十六項に規定する介護予防支援を提供することができること。

十四　介護保険法第六十九条の七第一項の介護支援専門員証の交付を受けたことにより、同法第七条第五項に規定する介護支援専門員としての業務を行うことができること。

十五　介護保険法第九十四条第一項の許可を受けたことにより、同法第四十八条第一項に規定する施設介護サービス費の支給に係る同法第八条第二十八項に規定する介護保健施設サービスを提供することができること。

十六　介護保険法第百七条第一項の許可を受けたことにより、同法第四十八条第一項に規定する施設介護サービス費の支給に係る同法第八条第二十九項に規定する介護医療院サービスを提供することができること。

十七　介護保険法第百十五条の四十五の三第一項の指定を受けたことにより、同項に規定する第一号事業支給費の支給に係る同法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業を行うことができること。

十八　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第十九条第一項の支給決定を受けたことにより、障害者総合支援法第二十九条第一項又は第三十条第一項の規定により障害者総合支援法第十九条第一項の介護給付費等の支給を受けることができること。

十九　障害者総合支援法第二十九条第一項の指定を受けたことにより、同項に規定する介護給付費又は訓練等給付費の支給に係る障害者総合支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービスを提供することができること。

二十　障害者総合支援法第五十一条の五第一項の地域相談支援給付決定を受けたことにより、障害者総合支援法第五十一条の十四第一項又は第五十一条の十五第一項の規定により障害者総合支援法第五十一条の五第一項の地域相談支援給付費等の支給を受けることができること。

二十一　障害者総合支援法第五十一条の十四第一項の指定を受けたことにより、同項に規定する地域相談支援給付費の支給に係る障害者総合支援法第五条第十八項に規定する地域相談支援を提供することができること。

二十二　障害者総合支援法第五十一条の十七第一項第一号の指定を受けたことにより、同項に規定する計画相談支援給付費の支給に係る障害者総合支援法第五条第十八項に規定する計画相談支援を提供することができること。

二十三　障害者総合支援法第五十二条第一項の支給認定を受けたことにより、障害者総合支援法第五十八条第一項の規定により自立支援医療費の支給を受けることができること。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
厚生労働大臣　武見　敬三

年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
令和六年六月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百四十二号

年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）第二条第一項及び第十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成三十年政令第三百六十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「七十七万八千九百円」を「昭和三十一年四月一日以前に生まれた者については七十八万七千七百円とし、同月二日以後に生まれた者については七十八万九千三百円」に改める。

第六条中「八十七万八千九百円」を「昭和三十一年四月一日以前に生まれた者については八十八万七千七百円とし、同月二日以後に生まれた者については八十八万九千三百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第一条及び第六条の規定は、令和六年十月以後の月分の年金生活者支援給付金の支給に関する法律第二条第一項の規定による老齢年金生活者支援給付金及び同法第十条第一項の規定による補足的老齢年金生活者支援給付金の支給について適用し、同年九月以前の月分の当該老齢年金生活者支援給付金及び当該補足的老齢年金生活者支援給付金の支給については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　武見　敬三
内閣総理大臣　岸田　文雄

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
令和六年六月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百四十三号

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

別表第五災害派遣等手当の項中

原子力災害のうち防衛大臣の定めるもの又は特定大規模災害が発生した場合において、自衛隊法第八十三条又は第八十三条の三の規定により派遣された職員であつて、遭難者等の捜索救助、水防活動、道路の啓開その他の防衛大臣の定める危険又は困難等を伴う救援等の作業に従事するもの	作業一日につき、次の作業の区分に応じてそれぞれ次に定める額 原子力災害のうち防衛大臣の定めるものにおける作業　四万二千円を超えない範囲内で防衛大臣の定める額 特定大規模災害における作業　六千四百八十円を超えない範囲内で防衛大臣の定める額

を

原子力災害のうち防衛大臣の定めるもの又は特定大規模災害が発生した場合において、自衛隊法第八十三条又は第八十三条の三の規定により派遣された職員であつて、遭難者等の捜索救助、水防活動、道路の啓開その他の防衛大臣の定める危険又は困難等を伴う救援等の作業に従事するもの	作業一日につき、次の作業の区分に応じてそれぞれ次に定める額 原子力災害のうち防衛大臣の定めるものにおける作業　四万二千円を超えない範囲内で防衛大臣の定める額 特定大規模災害における作業　六千四百八十円を超えない範囲内で防衛大臣の定める額

に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の別表第五の規定は、令和六年一月一日から適用する。

防衛大臣　木原　稔
内閣総理大臣　岸田　文雄

府令

○内閣府令第六十二号

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）及び警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）を実施するため、警察法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年六月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令

警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　［略］	第一章　［同上］
第二章　警察庁の組織	第二章　警察庁の組織
第一節　内部部局	第一節　内部部局
第一款　長官官房（第二条―第十六条）	第一款　長官官房（第二条―第十七条）
第二款　生活安全局（第十七条―第二十二条）	第二款　生活安全局（第十八条―第二十三条）
第三款　刑事局（第二十三条―第三十一条）	第三款　刑事局（第二十四条―第三十二条）
第四款　交通局（第三十二条―第三十六条）	第四款　交通局（第三十三条―第三十七条）
第五款　警備局（第三十七条―第四十三条）	第五款　警備局（第三十八条―第四十六条）
第六款　サイバー警察局（第四十四条―第四十七条）	第六款　サイバー警察局（第四十七条―第五十条）
第七款　警察庁顧問（第四十八条）	第七款　警察庁顧問（第五十一条）
第二節　附属機関	第二節　附属機関
第一款　警察大学校（第四十九条―第七十六条）	第一款　警察大学校（第五十二条―第七十九条）
第二款　科学警察研究所（第七十七条―第九十七条）	第二款　科学警察研究所（第八十条―第百条）
第三款　皇宮警察本部（第九十八条―第百十七条）	第三款　皇宮警察本部（第百一条―第百二十条）
第三節　地方機関	第三節　地方機関
第一款　管区警察局（第百十八条―第百五十九条）	第一款　管区警察局（第百二十一条―第百六十二条）
第二款　東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部（第百六十条―第百六十八条）	第二款　東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部（第百六十三条―第百七十一条）
第三章　地方警務官の階級別定員（第百六十九条）	第三章　地方警務官の階級別定員（第百七十二条）
附則	附則
第二章　警察庁の組織	**第二章**　警察庁の組織
第一節　内部部局	**第一節**　内部部局
第一款　長官官房	**第一款**　長官官房
	（人材戦略企画室）
	第十条　長官官房人事課に、人材戦略企画室を置く。
［条を削る。］	

第十条～第十六条　［略］

第二款　生活安全局

第十七条～第二十二条　［略］

第三款　刑事局

第二十三条～第三十一条　［略］

第四款　交通局

第三十二条～第三十六条　［略］

第五款　警備局

［条を削る。］

第三十七条～第四十二条　［略］

（災害対策室）

第四十三条　［略］

第六款　サイバー警察局

第四十四条～第四十七条　［略］

2　人材戦略企画室においては、令第十二条第三号及び第五号に掲げる事務のうち多様な人材の活用推進に関する政策の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

3　人材戦略企画室に、室長を置く。

4　室長は、命を受け、人材戦略企画室の事務を掌理する。

第十一条～第十七条　［同上］

［一条ずつ繰り上げる。］

第二款　生活安全局

第十八条～第二十三条　［同上］

［一条ずつ繰り上げる。］

第三款　刑事局

第二十四条～第三十二条　［同上］

［一条ずつ繰り上げる。］

第四款　交通局

第三十三条～第三十七条　［同上］

［一条ずつ繰り上げる。］

第五款　警備局

（公安対策企画官）

第三十八条　警備局公安課に、公安対策企画官一人を置く。

2　公安対策企画官は、命を受け、令第三十八条第一号及び第二号に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案に参画する。

第三十九条～第四十四条　［同上］

［二条ずつ繰り上げる。］

（事態対処調整官）

第四十五条　警備局警備運用部警備第三課に、事態対処調整官一人を置く。

2　事態対処調整官は、命を受け、令第四十三条各号に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案並びに調整に参画する。

（災害対策室）

第四十六条　［同上］

第六款　サイバー警察局

第四十七条～第五十条　［同上］

［三条ずつ繰り上げる。］

第七款　警察庁顧問

（警察庁顧問）

第四十八条　［略］

第二節　附属機関

第一款　警察大学校

第四十九条～第五十六条　［略］

（総務調整官）

第五十七条　総務調整官は、命を受け、第五十四条及び第五十五条に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案並びに調整に参画する。

第五十八条～第七十六条　［略］

第二款　科学警察研究所

第七十七条～第九十五条　［略］

（附属鑑定所）

第九十六条　［略］

2　附属鑑定所は、第八十七条第二号、第八十八条第二号、第八十九条第二号及び第九十条第四号に定める鑑定及び検査のうち、科学警察研究所長が指定する鑑定及び検査に関する事務をつかさどる。

［3～9　略］

（法科学研修所）

第九十七条　［略］

第三款　皇宮警察本部

第九十八条～第百十七条　［略］

第三節　地方機関

第一款　管区警察局

第百十八条～第百二十一条　［略］

（警務課）

第百二十二条　［略］

［一～十一　略］

十二　犯罪被害者等基本計画（犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百六十一号）第八条第一項に規定する犯罪被害者等基

第七款　警察庁顧問

（警察庁顧問）

第五十一条　［同上］

第二節　附属機関

第一款　警察大学校

第五十二条～第五十九条　［同上］

［三条ずつ繰り上げる。］

（総務調整官）

第六十条　総務調整官は、命を受け、第五十七条及び第五十八条に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案並びに調整に参画する。

第六十一条～第七十九条　［同上］

［三条ずつ繰り上げる。］

第二款　科学警察研究所

第八十条～第九十八条　［同上］

［三条ずつ繰り上げる。］

（附属鑑定所）

第九十九条　［同上］

2　附属鑑定所は、第九十条第二号、第九十一条第二号、第九十二条第二号及び第九十三条第四号に定める鑑定及び検査のうち、科学警察研究所長が指定する鑑定及び検査に関する事務をつかさどる。

［3～9　同上］

（法科学研修所）

第百条　［同上］

第三款　皇宮警察本部

第百一条～第百二十条　［同上］

［三条ずつ繰り上げる。］

第三節　地方機関

第一款　管区警察局

第百二十一条～第百二十四条　［同上］

［三条ずつ繰り上げる。］

（警務課）

第百二十五条　［同上］

［一～十一　同上］

十二　犯罪被害者等基本計画（犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百六十一号）第八条第一項に規定する犯罪被害者等基

本計画をいう。第百四十二条第十四号において同じ。）の作成及び推進に関すること。

十三　［略］

第百二十三条～第百四十条　［略］

（首席監察官及び監察官）

第百四十一条　首席監察官及び監察官の所掌事務については、第百二十一条の規定を準用する。

（警務・監察課）

第百四十二条　［略］

（会計課及び会計監査官）

第百四十三条　会計課及び会計監査官の所掌事務については、それぞれ、第百二十四条及び第百二十五条の規定を準用する。

（広域調整課）

第百四十四条　［略］

（高速道路管理官及び災害対策官）

第百四十五条　高速道路管理官及び災害対策官の所掌事務については、それぞれ、第百二十八条及び第百二十九条の規定を準用する。

第百四十六条～第百四十八条　［略］

（情報技術解析課）

第百四十九条　情報技術解析課の所掌事務については、第百三十八条の規定を準用する。

第百五十条～第百五十五条　［略］

（総務調整官）

第百五十六条　庶務課及び会計課の所掌事務については、それぞれ、第五十四条及び第五十五条の規定を準用する。

（総務調整官）

第百五十七条　総務調整官は、命を受け、前条において準用する第五十四条及び第五十五条に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案並びに調整に参画する。

本計画をいう。第百四十五条第十四号において同じ。）の作成及び推進に関すること。

十三　［同上］

第百二十六条～第百四十三条　［同上］

［三条ずつ繰り上げる。］

（首席監察官及び監察官）

第百四十四条　首席監察官及び監察官の所掌事務については、第百二十四条の規定を準用する。

（警務・監察課）

第百四十五条　［同上］

（会計課及び会計監査官）

第百四十六条　会計課及び会計監査官の所掌事務については、それぞれ、第百二十七条及び第百二十八条の規定を準用する。

（広域調整課）

第百四十七条　［同上］

（高速道路管理官及び災害対策官）

第百四十八条　高速道路管理官及び災害対策官の所掌事務については、それぞれ、第百三十一条及び第百三十二条の規定を準用する。

第百四十九条～第百五十一条　［同上］

［三条ずつ繰り上げる。］

（情報技術解析課）

第百五十二条　情報技術解析課の所掌事務については、第百四十一条の規定を準用する。

第百五十三条～第百五十八条　［同上］

［三条ずつ繰り上げる。］

第百五十九条　庶務課及び会計課の所掌事務については、それぞれ、第五十七条及び第五十八条の規定を準用する。

（総務調整官）

第百六十条　総務調整官は、命を受け、前条において準用する第五十七条及び第五十八条に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案並びに調整に参画する。

第百五十八条・第百五十九条　［略］

第二款　東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部

第百六十条～第百六十四条　［略］

（機動通信課及び通信施設課）

第百六十五条　機動通信課及び通信施設課の所掌事務については、それぞれ、第百三十六条及び第百三十七条の規定を準用する。

第百六十六条～第百六十八条　［略］

第三章　地方警務官の階級別定員

第百六十九条　［略］

附　則

［1～3　略］

4　上皇及び上皇后に関しては、第百九条第二号及び第百十五条に規定する事項については、皇族の例による。

5　第百十一条の規定にかかわらず、護衛部に、上皇護衛課を置く。

6　［略］

7　附則第五項の規定により上皇護衛課が置かれている間、第百十三条の規定の適用については、「皇太子その他の内廷にある皇族」とあるのは「皇族」とする。この場合においては、護衛第三課を置かないものとする。

別表第一（第百六十九条関係）

［略］

第百六十一条・第百六十二条　［同上］

［三条ずつ繰り上げる。］

第二款　東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部

第百六十三条～第百六十七条　［同上］

［三条ずつ繰り上げる。］

（機動通信課及び通信施設課）

第百六十八条　機動通信課及び通信施設課の所掌事務については、それぞれ、第百三十九条及び第百四十条の規定を準用する。

第百六十九条～第百七十一条　［同上］

［三条ずつ繰り上げる。］

第三章　地方警務官の階級別定員

第百七十二条　［同上］

附　則

［1～3　同上］

4　上皇及び上皇后に関しては、第百十二条第二号及び第百十八条に規定する事項については、皇族の例による。

5　第百十四条の規定にかかわらず、護衛部に、上皇護衛課を置く。

6　［同上］

7　附則第五項の規定により上皇護衛課が置かれている間、第百十六条の規定の適用については、「皇太子その他の内廷にある皇族」とあるのは「皇族」とする。この場合においては、護衛第三課を置かないものとする。

別表第一（第百七十二条関係）

［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、令和六年七月一日から施行する。

○内閣府令第六十三号

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和六年法律第四十八号）の一部及び銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百四十号）の施行に伴い、並びに銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三条第一項第四号の二、第三条の十三第二号、第四条の二第三項（同法第五条の四第三項、第六条第三項、第七条の三第三項、第九条の五第四項、第九条の十第三項及び第九条の十六第二項において準用する場合を含む。）及び第七条第三項の規定に基づき、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年六月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（危害予防上必要な措置が執られている場所） **第三条の四**　法第三条第一項第四号の二の危害予防上必要な措置が執られている場所として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。 一　別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる措置のいずれもが執られている場所 二　次のいずれかに該当する者が、それぞれ、その所持に係るクロスボウを用いて射撃を行う場合における当該射撃の用に供される場所（二に該当する者が射撃を行う場合にあつては、その場所の所在地を管轄する都道府県公安委員会が危害予防上必要と認めて定める条件に適合するものに限る。） イ　法令に基づき職務のためクロスボウを所持する者 ロ　試験又は研究のためクロスボウを所持する国又は地方公共団体の職員 ハ　法第四条第一項第三号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けた者 ニ　法第三条第一項第十三号のクロスボウ製造事業者であつて、その製造（改造及び修理を含む。第八条第四号及び第五号において同じ。）に係るクロスボウ（クロスボウ製造事業者が修理をする場合にあつては、同項第十四号のクロスボウ販売事業者又は法第四条の規定による許可を受けて所持する者から修理を委託されたものに限る。）を業務のため所持するもの（当該所持については、法第三条第三項の規定により同条第一項第十三号に定める場合に含まれる所持を含む。）	［条を加える。］
（発射の禁止に係る規定の適用がない射撃場） **第八条**　法第三条の十三第二号の内閣府令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者が、それぞれ、その所持に係る銃砲を用いて射撃を行う場合における当該射撃の用に供される施設（第五号に該当する者が射撃を行う場合にあつては、その施設の所在地を管轄する都道府県公安委員会が危害予防上必要と認めて定める条件に適合するものに限る。）とする。 一　法令に基づき職務のため銃砲を所持する者 二　試験又は研究のため銃砲を所持する国又は地方公共団体の職員 三　法第四条第一項第三号の規定による銃砲の所持の許可を受けた者	（発射の禁止に係る規定の適用がない射撃場） **第八条**　法第三条の十三の内閣府令で定める射撃場は、次に掲げるとおりとする。 一　法第九条の二第一項の規定により指定射撃場として指定された射撃場（拳銃を用いて射撃を行うものに限る。） 二　次のいずれかに該当する者が、それぞれ、その所持に係る拳銃等（法第三条の四の拳銃等をいう。以下この号において同じ。）を用いて行う射撃の用に供される施設 イ　法令に基づき職務のため拳銃等を所持する者 ロ　試験又は研究のため拳銃等を所持する国又は地方公共団体の職員

四　武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号）の武器製造事業者若しくは猟銃等製造事業者又は同法第四条ただし書若しくは第十八条ただし書の許可を受けた者であつて、その製造に係る銃砲（猟銃等製造事業者が修理をする場合にあつては、同法の猟銃等販売事業者、教習射撃場若しくは練習射撃場を設置し、若しくは管理する者又は法第四条の規定による許可を受けて所持する者から修理を委託されたものに限る。）を業務のため所持するもの（当該所持については、法第三条第三項の規定により同条第一項第七号に定める場合に含まれる所持を含む。）

五　法第三条第一項第十一号の捕鯨用標識銃等製造事業者であつて、その製造に係る銃砲（捕鯨用標識銃等製造事業者が修理をする場合にあつては、同項第十二号の捕鯨用標識銃等販売事業者又は法第四条の規定による許可を受けて所持する者から修理を委託されたものに限る。）を業務のため所持するもの（当該所持については、法第三条第三項の規定により同条第一項第十一号に定める場合に含まれる所持を含む。）

（申請書の添付書類）

第十一条　法第四条の二第三項（法第五条の四第三項、第六条第三項、第七条の三第三項、第九条の五第四項、第九条の十第三項及び第九条の十六第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の内閣府令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

［一・二　略］

三　法第四条第一項第一号の規定により許可を受けようとする者、法第五条の四第一項の規定により技能検定を受けようとする者、法第七条の三第一項の規定により許可の更新を受けようとする者、法第九条の五第二項の規定により射撃教習を受ける資格の認定を受けようとする者、法第九条の十第二項の規定により射撃練習を行う資格の認定を受けようとする者又は法第九条の十六第一項の規定によりクロスボウ射撃資格の認定を受けようとする者については、別表第二に規定する書類

四　前号に掲げる者のうち、狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するためライフル銃を所持しようとする者（継続して十年以上法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けている者を除く。）については、法第五条の二第四項第一号イ又はロに掲げる者であることを明らかにした書類

［五～八　略］

九　法第四条第一項第三号に掲げる者については、令第五条第一号に規定する関係行政機関若しくはその地方支分部局の長の証明書又は同条第二号に規定する文化庁長官の証明書及び別記様式第十四号の試験又は研究の実施概要書

［十～十七　略］

［2～4　略］

（推薦等）

第十二条　令第六条第二項、第七条第二項、第十条第二項、第十四条第二項、第十六条第二項、第十八条第二項、第十九条第二項又は第三十五条第二項に規定する者（以下この条において「推薦者」という。）は、法第四条第一項第四号若しくは第五号、第五条第一項第一号、第五条の二第二項第一号、第三項第一号、第四項第二号若しくは第六項又は第九条の十三第一項の規定により推薦を行うこととなつた場合には、別記様式第十五号の推薦書をその被推薦者に交付するものとする。この場合において、法第四条第一項第四号の規定による推薦については、その推薦書の写しを国家公安委員会に送付するものとする。

［2・3　略］

ハ　法第四条第一項第三号の規定による拳銃等の所持の許可を受けた者

ニ　武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号）の武器製造事業者又は同法第四条ただし書の許可を受けた者であつて、その製造（改造及び修理を含む。）に係る拳銃等を業務のため所持するもの（当該所持については、法第三条第三項の規定により同条第一項第七号に定める場合に含まれる所持を含む。）

（申請書の添付書類）

第十一条　［同上］

［一・二　同上］

三　法第四条第一項第一号の規定により許可を受けようとする者、法第五条の四第一項の規定により技能検定を受けようとする者、法第七条の三第一項の規定により許可の更新を受けようとする者、法第九条の五第二項の規定により射撃教習を受ける資格の認定を受けようとする者、法第九条の十第二項の規定により射撃練習を行う資格の認定を受けようとする者又は法第九条の十六第一項の規定によりクロスボウ射撃資格の認定を受けようとする者については、別表第一に規定する書類

四　前号に掲げる者のうち、狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するためライフル銃を所持しようとする者については、法第五条の二第四項第一号に掲げる者（継続して十年以上法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けている者を除く。）であることを明らかにした書類

［五～八　同上］

九　法第四条第一項第三号に掲げる者については、令第二条第一号に規定する関係行政機関若しくはその地方支分部局の長の証明書又は同条第二号に規定する文化庁長官の証明書及び別記様式第十四号の試験又は研究の実施概要書

［十～十七　同上］

［2～4　同上］

（推薦等）

第十二条　令第三条第二項、第四条第二項、第七条第二項、第十一条第二項、第十三条第二項、第十五条第二項、第十六条第二項又は第二十八条第二項に規定する者（以下この条において「推薦者」という。）は、法第四条第一項第四号若しくは第五号、第五条第一項第一号、第五条の二第二項第一号、第三項第一号、第四項第二号若しくは第六項又は第九条の十三第一項の規定により推薦を行うこととなつた場合には、別記様式第十五号の推薦書をその被推薦者に交付するものとする。この場合において、法第四条第一項第四号の規定による推薦については、その推薦書の写しを国家公安委員会に送付するものとする。

［2・3　同上］

（猟銃又は空気銃の構造又は機能の基準）

第十九条　令第十二条第二項第二号及び第三十四条第一項第三号の内閣府令で定める実包又は金属性弾丸の数は、六発（ライフル銃以外の猟銃にあつては、三発）とする。

2　令第十二条第二項第三号及び第三十四条第一項第四号の内閣府令で定める口径の長さは、次に掲げるとおりとする。ただし、専らとど、熊その他大きさがこれらに類する獣類の捕獲又は殺傷の用途に供する猟銃の口径の長さは、国家公安委員会規則で定める。

［一・二　略］

3　令第十二条第二項第四号及び第三十四条第一項第五号の内閣府令で定める銃身長及び銃の全長は、次に掲げるとおりとする。

一　猟銃

イ　［略］

ロ　銃の全長（銃身又は銃床が折畳み式、伸縮式又は着脱式の銃にあつては、折畳み、伸縮又は着脱により最も短くした状態における銃の全長とする。次号において同じ。）　九十三・九センチメートル（専ら標的射撃の用途に供するライフル銃にあつては、八十三・九センチメートル）

二　［略］

4　令第十二条第二項第五号及び第三十四条第一項第六号の内閣府令で定める消音装置は、専ら発射音を減殺するための装置とする。

（技能検定通知書）

第二十三条　令第二十七条第一項の規定により技能検定について必要な事項を通知する場合においては、別記様式第二十三号の技能検定通知書を交付して行うものとする。

（技能講習通知書）

第二十七条　令第二十八条第一項の規定による技能講習についての必要な事項の通知は、別記様式第二十六号の技能講習通知書を交付して行うものとする。

（許可の期間の延長）

第三十条　令第三十一条第二項の規定により許可の期間の延長を受けようとする外国人は、別記様式第二十八号の許可期間延長申請書を現在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

［条を削る。］

（保管の委託を要しないこととなる空気銃の数）

第八十四条　令第三十九条第一項第二号ロの内閣府令で定める空気銃の数は、二丁とする。

（消音器）

第八十九条　令第四十条第一号の内閣府令で定める消音器は、銃砲の発射音を減殺するために製作された器具で、消音効果のあるものとする。

（猟銃又は空気銃の構造又は機能の基準）

第十九条　令第九条第二項第二号及び第二十七条第一項第三号の内閣府令で定める実包又は金属性弾丸の数は、六発（ライフル銃以外の猟銃にあつては、三発）とする。

2　令第九条第二項第三号及び第二十七条第一項第四号の内閣府令で定める口径の長さは、次に掲げるとおりとする。ただし、専らとど、熊その他大きさがこれらに類する獣類の捕獲（殺傷を含む。）の用途に供する猟銃の口径の長さは、国家公安委員会規則で定める。

［一・二　同上］

3　令第九条第二項第四号及び第二十七条第一項第五号の内閣府令で定める銃身長及び銃の全長は、次に掲げるとおりとする。

一　［同上］

イ　［同上］

ロ　銃の全長（銃身又は銃床が折りたたみ式、伸縮式又は着脱式の銃にあつては、折りたたみ、伸縮又は着脱により最も短くした状態における銃の全長とする。次号において同じ。）　九十三・九センチメートル（専ら標的射撃の用途に供するライフル銃にあつては、八十三・九センチメートル）

二　［同上］

4　令第九条第二項第五号及び第二十七条第一項第六号の内閣府令で定める消音装置は、専ら発射音を減殺するための装置とする。

（技能検定通知書）

第二十三条　令第二十七条第一項の規定により技能検定について必要な事項を通知する場合においては、別記様式第二十三号の技能検定通知書を交付して行うものとする。

（技能講習通知書）

第二十七条　令第二十一条第一項の規定による技能講習についての必要な事項の通知は、別記様式第二十六号の技能講習通知書を交付して行うものとする。

（許可の期間の延長）

第三十条　令第二十四条第二項の規定により許可の期間の延長を受けようとする外国人は、別記様式第二十八号の許可期間延長申請書を現在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

（危害予防上必要な措置が執られている場所）

第八十二条の四　法第十条第二項第二号の二の危害予防上必要な措置が執られている場所として内閣府令で定めるものは、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる措置のいずれもが執られている場所とする。

（保管の委託を要しないこととなる空気銃の数）

第八十四条　令第三十三条第一項第二号ロの内閣府令で定める空気銃の数は、二丁とする。

（消音器）

第八十九条　令第三十四条第一号の内閣府令で定める消音器は、銃砲の発射音を減殺するために製作された器具で、消音効果のあるものとする。

別表第一（第三条の四関係）

区分	措置
クロスボウ射撃指導員の指導の下にクロスボウで射撃をする場合（クロスボウ射撃指導員がいない場合であつて、当該クロスボウ射撃指導員の指導を受けた者が、当該指導の内容に従つて、当該指導を受けた場所と同一の場所で、当該クロスボウ射撃指導員の承諾を得て射撃をするときを含む。）又はクロスボウ射撃指導員が自らクロスボウで射撃をする場合	一　別図に示す範囲の危険区域（当該危険区域内に、都道府県公安委員会が当該クロスボウ射撃指導員の指導の内容を勘案して発射された矢による危害を防止する上で有効であると認める措置が執られており、これにより矢の到達する区域が縮減される場合にあつては、当該危険区域のうち、当該縮減される区域を除いた区域。次号及び第三号において同じ。）について、当該危険区域の周囲に貼り紙等を用いて当該危険区域に立ち入つてはならない旨の表示がされていること。 二　危険区域の周囲に貼り紙等を用いて当該危険区域に立ち入つてはならない旨の表示がされていること。 三　危険区域のうち発射された矢が頻繁に通過する部分に、電線等の架設物がないこと。 四　標的の後方であつて、当該クロスボウ射撃指導員の指導の内容を勘案して発射された矢の到達すると認められる場所に、当該矢の衝突による衝撃に耐えることができる材質のものでできているバックストップがあること。
前項に規定する場合以外の場合においてクロスボウで射撃をするとき。	一　別図に示す範囲の危険区域（矢の軌道の全体が堅固な構造を有する射屋によつて覆われており、これにより矢の到達する区域が縮減される場合にあつては、当該危険区域のうち、当該縮減される区域を除いた区域。次号及び第三号において同じ。）について、正当な権原に基づいて関係者以外の者が立ち入ることが禁止されていること。 二　危険区域の周囲に貼り紙等を用いて当該危険区域に立ち入つてはならない旨の表示がされていること。 三　危険区域のうち発射された矢が頻繁に通過する部分に、電線等の架設物がないこと。 四　標的の後方であつて、発射された矢の通常到達する場所に、当該矢の衝突による衝撃に耐えることができる材質のものでできているバックストップがあること。

［表を加える。］

別表第二（第十一条関係）

［略］

備考　［一～六　略］

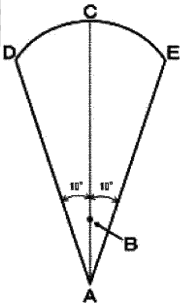
七　やむを得ない事情を明らかにした書類とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因するやむを得ない事情により法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可の申請をすることができなかつた事情及び当該事情がやんだ日から起算して一月を経過していないことを明らかにした書類、法第五条の二第三項第三号に該当する者にあつては、令第十七条各号に掲げるやむを得ない事情により法第七条の三第二項の規定による許可の更新を受けることができなかつた事情及び当該事情がやんだ日から起算して一月を経過していないことを明らかにした書類をいう。

八　［略］

九　経歴書は、別表第二の別記様式のとおりとする。

十　射撃競技参加選手等とは、当該種類の猟銃に係る令第十六条第一項に規定する射撃競技に参加する選手又はその候補者として適当であるとして同条第二項に規定する者から推薦された者をいう。

別表第二の別図



A	射撃をする者の位置
B	標的の中心
AC	使用する矢の最大到達距離
弧DE	Aを中心とし、ACを半径とする弧
扇形ADE	危険区域

別表第一（第十一条関係）

［同上］

備考　［一～六　同上］

七　やむを得ない事情を明らかにした書類とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因するやむを得ない事情により法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可の申請をすることができなかつた事情及び当該事情がやんだ日から起算して一月を経過していないことを明らかにした書類、法第五条の二第三項第三号に該当する者にあつては、令第十四条各号に掲げるやむを得ない事情により法第七条の三第二項の規定による許可の更新を受けることができなかつた事情及び当該事情がやんだ日から起算して一月を経過していないことを明らかにした書類をいう。

八　［同上］

九　経歴書は、別表第一の別記様式のとおりとする。

十　射撃競技参加選手等とは、当該種類の猟銃に係る令第十三条第一項に規定する射撃競技に参加する選手又はその候補者として適当であるとして同条第二項に規定する者から推薦された者をいう。

十一　法第九条の十六第一項の規定によるクロスボウ射撃資格の認定を受けようとする者のうち、受けようとする認定の数が二以上である者は、別表第二に規定する申請人の写真の枚数にかかわらず、受けようとする認定の数に一を加えた枚数の申請人の写真を提出するものとする。

［十二～十四　略］

別表第2の別記様式

（表）

経　歴　書

年　月　日

申請人氏名

	期　間	勤務先・職務内容
職　歴	年　月から 年　月まで	
	年　月から 年　月まで	
	年　月から 年　月まで	
	年　月から 年　月まで	
	年　月から 年　月まで	

	期　間	住所
住所歴	年　月から 年　月まで	
	年　月から 年　月まで	
	年　月から 年　月まで	
	年　月から 年　月まで	
	年　月から 年　月まで	

（裏）

	期　間	銃種等	処理結果
猟銃等又はクロスボウ所持歴	年　月から 年　月まで		
	年　月から 年　月まで		
	年　月から 年　月まで		
	年　月から 年　月まで		
	年　月から 年　月まで		

	年　月	犯歴の内容
犯　歴		

銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第3号に係る病気、同項第4号に係る中毒又は同項第5号に係る能力の欠如若しくは著しい低下に関する治療を受けたことがありますか。	有・無

備考　1　過去にこの様式の経歴書を添付して許可等の申請をした者にあつては、当該申請時以前の経歴は記載することを要しない。

2　職歴欄には、直前10年間の職歴を記載すること。

3　住所歴欄には、直前10年間の住所歴を記載すること。

4　猟銃等又はクロスボウ所持歴欄には、取消しを受けた、又は自主返納若しくは譲渡した許可に係る猟銃若しくは空気銃又はクロスボウについて記載すること。

5　猟銃等又はクロスボウ所持歴欄中期間欄には、最初の許可年月日及び失効又は取消しの年月日、銃種等欄には、ライフル銃・散弾銃・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃・空気銃・クロスボウの別、処理結果欄には、失効又は取消しの別及び失効の場合にあつてはその理由を記載すること。

6　犯歴欄には、罰金以上の刑が定められた罪に当たる違法な行為について記載すること。

7　用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

十一　法第九条の十六第一項の規定によるクロスボウ射撃資格の認定を受けようとする者のうち、受けようとする認定の数が二以上である者は、別表第一に規定する申請人の写真の枚数にかかわらず、受けようとする認定の数に一を加えた枚数の申請人の写真を提出するものとする。

［十二～十四　同上］

別表第1の別記様式

（表）

経　歴　書

年　月　日

申請人氏名

	期　間	勤務先・職務内容
職　歴	年　月から 年　月まで	
	年　月から 年　月まで	
	年　月から 年　月まで	
	年　月から 年　月まで	
	年　月から 年　月まで	

	期　間	住所
住所歴	年　月から 年　月まで	
	年　月から 年　月まで	
	年　月から 年　月まで	
	年　月から 年　月まで	
	年　月から 年　月まで	

（裏）

	期　間	銃種等	処理結果
猟銃等又はクロスボウ所持歴	年　月から 年　月まで		
	年　月から 年　月まで		
	年　月から 年　月まで		
	年　月から 年　月まで		
	年　月から 年　月まで		

	年　月	犯歴の内容
犯　歴		

銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第3号に係る病気、同項第4号に係る中毒又は同項第5号に係る能力の欠如若しくは著しい低下に関する治療を受けたことがありますか。	有・無

備考　1　過去にこの様式の経歴書を添付して許可等の申請をした者にあつては、当該申請時以前の経歴は記載することを要しない。

2　職歴欄には、直前10年間の職歴を記載すること。

3　住所歴欄には、直前10年間の住所歴を記載すること。

4　猟銃等又はクロスボウ所持歴欄には、取消しを受けた、又は自主返納若しくは譲渡した許可に係る猟銃若しくは空気銃又はクロスボウについて記載すること。

5　猟銃等又はクロスボウ所持歴欄中期間欄には、最初の許可年月日及び失効又は取消しの年月日、銃種等欄には、ライフル銃・散弾銃・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃・空気銃・クロスボウの別、処理結果欄には、失効又は取消しの別及び失効の場合にあつてはその理由を記載すること。

6　犯歴欄には、罰金以上の刑が定められた罪に当たる違法な行為について記載すること。

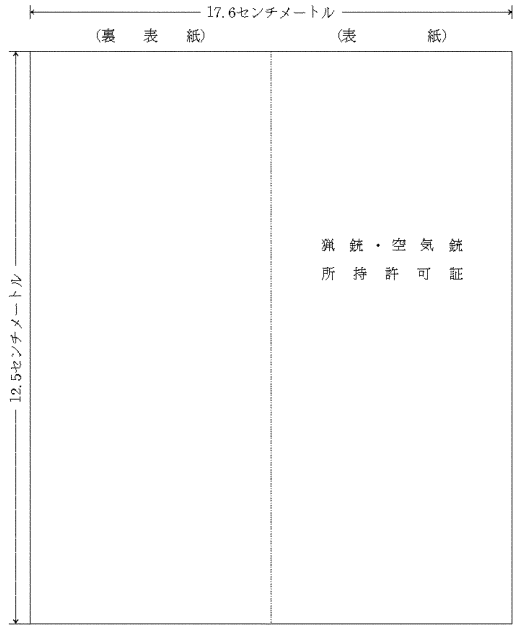
7　用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

［表を削る。］

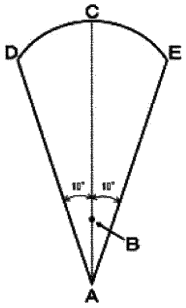
別表第二（第八十二条の四関係）

区分	措置
クロスボウ射撃指導員の指導の下にクロスボウで射撃をする場合（クロスボウ射撃指導員がいない場合であつて、当該クロスボウ射撃指導員の指導を受けた者が、当該指導の内容に従つて、当該指導を受けた場所と同一の場所で、当該クロスボウ射撃指導員の承諾を得て射撃をするときを含む。）又はクロスボウ射撃指導員が自らクロスボウで射撃をする場合	一　別図に示す範囲の危険区域（当該危険区域内に、都道府県公安委員会が当該クロスボウ射撃指導員の指導の内容を勘案して発射された矢による危害を防止する上で有効であると認める措置が執られており、これにより矢の到達する区域が縮減される場合にあつては、当該危険区域のうち、当該縮減される区域を除いた区域。次号及び第三号において同じ。）について、正当な権原に基づいて関係者以外の者が立ち入ることが禁止されていること。 二　危険区域の周囲に貼り紙等を用いて当該危険区域に立ち入つてはならない旨の表示がされていること。 三　危険区域のうち発射された矢が頻繁に通過する部分に、電線等の架設物がないこと。 四　標的の後方であつて、当該クロスボウ射撃指導員の指導の内容を勘案して発射された矢の到達すると認められる場所に、当該矢の衝突による衝撃に耐えることができる材質のものでできているバックストップがあること。
前項に規定する場合以外の場合においてクロスボウで射撃をするとき。	一　別図に示す範囲の危険区域（矢の軌道の全体が堅固な構造を有する射屋によつて覆われており、これにより矢の到達する区域が縮減される場合にあつては、当該危険区域のうち、当該縮減される区域を除いた区域。次号及び第三号において同じ。）について、正当な権原に基づいて関係者以外の者が立ち入ることが禁止されていること。 二　危険区域の周囲に貼り紙等を用いて当該危険区域に立ち入つてはならない旨の表示がされていること。 三　危険区域のうち発射された矢が頻繁に通過する部分に、電線等の架設物がないこと。 四　標的の後方であつて、発射された矢の通常到達する場所に、当該矢の衝突による衝撃に耐えることができる材質のものでできているバックストップがあること。

第29号（第31条関係）



別表第２の別図



A	射撃をする者の位置
B	標的の中心
AC	使用する矢の最大到達距離
弧DE	Aを中心とし、ACを半径とする弧
扇形ADE	危険区域

第29号（第31条関係）

17.6センチメートル
（裏　表　紙）
（表　紙）
猟銃・空気銃
所持許可証
12.5センチメートル

（２面）

許可証番号　　第　　号

原交付　　年　月　日

交　付　　年　月　日

本　籍		
住　所		
氏　名		写　真
生年月日	年　月　日	押し出しスタンプ

公安委員会　　印

（１面）

注　意　事　項

1　猟銃又は空気銃を携帯し、又は運搬する場合には、必ずこの許可証を携帯しなければならない。

2　猟銃又は空気銃は、この許可証に記載されている用途に供する場合その他正当な理由がある場合でなければ携帯し、又は運搬してはならない。また、この許可証に記載されている用途に供する場合でなければ発射してはならない。

3　許可証の記載事項に変更を生じた場合には、速やかに書換えの申請をしなければならない。

4　許可が失効し、又は取り消された場合には、速やかに許可証を返納しなければならない。ただし、その他の猟銃又は空気銃の所持の許可に係る事項が記載されているときは、失効し、又は取り消された許可に係る事項の抹消の申請をしなければならない。

（２面）

許可証番号　　第　　号

原交付　　年　月　日

交　付　　年　月　日

本　籍		
住　所		
氏　名		写　真
生年月日	年　月　日	押し出しスタンプ

公安委員会　　印

（１面）

注　意　事　項

1　猟銃又は空気銃を携帯し、又は運搬する場合には、必ずこの許可証を携帯しなければならない。

2　猟銃又は空気銃は、この許可証に記載されている用途に供する場合その他正当な理由がある場合でなければ携帯し、又は運搬してはならない。また、この許可証に記載されている用途に供する場合でなければ発射してはならない。

3　許可証の記載事項に変更を生じた場合には、速やかに書換えの申請をしなければならない。

4　許可が失効し、又は取り消された場合には、速やかに許可証を返納しなければならない。ただし、その他の猟銃又は空気銃の所持の許可に係る事項が記載されているときは、失効し、又は取り消された許可に係る事項の抹消の申請をしなければならない。

（４面、６面、８面、10面、12面、14面、16面、18面、20面、22面、24面及び26面）

更新	年月日	年　月　日　印
	許可番号	第　　号
	有効期間	年の誕生日まで
抹消	年月日	年　月　日
	理由及び猟銃等の処分状況	

許可の条件	年月日

（３面、５面、７面、９面、11面、13面、15面、17面、19面、21面、23面及び25面）

原許可	年　月　日		
原許可番号	第　　号		
許可年月日	年　月　日　印		
許可番号	第　　号		
確認	年　月　日　印		
有効期間	年の誕生日まで		
更新申請期間	年　月　日から　年　月　日までの間		
種類		銃番号	
型式		銃の全長	センチメートル
商品名等		銃身長	センチメートル
口（番）径	ミリメートル インチ 番	弾倉型式及び充塡可能弾数	
		適合実（空）包	
特徴		替え銃身	
用途			

（４面、６面、８面、10面、12面、14面、16面、18面、20面、22面、24面及び26面）

更新	年月日	年　月　日　印
	許可番号	第　　号
	有効期間	年の誕生日まで
抹消	年月日	年　月　日
	理由及び猟銃等の処分状況	

許可の条件	年月日

（３面、５面、７面、９面、11面、13面、15面、17面、19面、21面、23面及び25面）

原許可	年　月　日		
原許可番号	第　　号		
許可年月日	年　月　日　印		
許可番号	第　　号		
確認	年　月　日　印		
有効期間	年の誕生日まで		
更新申請期間	年　月　日から　年　月　日までの間		
種類		銃番号	
型式		銃の全長	センチメートル
商品名等		銃身長	センチメートル
口（番）径	ミリメートル インチ 番	弾倉型式及び充てん可能弾数	
		適合実（空）包	
特徴		替え銃身	
用途			

（28面）

（検　査　欄）

検査年月日	検査者印	特記事項

（27面）

（記載事項変更欄）

届出年月日	変更事項	公安委員会印

（28面）

（検　査　欄）

検査年月日	検査者印	特記事項

（27面）

（記載事項変更欄）

届出年月日	変更事項	公安委員会印

備考　表中［　］の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	備考　1　表紙は、青色の皮、レザー又はビニール製とし、金文字入りとすること。 2　用紙は、洋紙とすること。 3　表紙の裏面に１面の用紙の裏面を貼り付け、２面の用紙の裏面が３面になるようにし、以下順次偶数の面の用紙の裏面が奇数面になるようにし、一の猟銃又は空気銃に係る記載が見開きの二面に収まるようにすること。 4　２面の原交付年月日には、猟銃又は空気銃につき当該所持者に最初に許可証が交付された年月日を、交付年月日には更新、再交付等により許可証を交付した年月日を記載すること。 5　狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するためライフル銃の所持の許可を受けた者にあつては、法第５条の２第４項第１号イ、ロ又はハのいずれに該当するかを用途欄に記載すること。 6　一の面の許可の条件欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを当該面の用紙に貼付すること。 7　表紙、裏表紙及び１面から28面までの用紙の大きさは、縦12.5センチメートル、横8.8センチメートルとすること。
	備考　1　表紙は、青色の皮、レザー又はビニール製とし、金文字入りとすること。 2　用紙は、洋紙とすること。 3　表紙の裏面に１面の用紙の裏面を貼り付け、２面の用紙の裏面が３面になるようにし、以下順次偶数の面の用紙の裏面が奇数面になるようにし、一の猟銃又は空気銃に係る記載が見開きの二面に収まるようにすること。 4　２面の原交付年月日には、猟銃又は空気銃につき当該所持者に最初に許可証が交付された年月日を、交付年月日には更新、再交付等により許可証を交付した年月日を記載すること。 ［加える。］ 5　一の面の許可の条件欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを当該面の用紙に貼付すること。 6　表紙、裏表紙及び１面から28面までの用紙の大きさは、縦12.5センチメートル、横8.8センチメートルとすること。

附　則

（施行期日）

1　この府令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年七月十四日）から施行する。

（経過措置）

2　この府令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○内閣府令第六十四号

金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十七条の規定に基づき、並びに金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）及び同令を実施するため、金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年六月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令

金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（資産運用高度化室等及び研究官等）	（資産運用高度化室等及び金融企画管理官等）
第三条　総合政策課に、資産運用高度化室及び金融経済教育推進室並びに研究官四人及び金融企画管理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。	**第三条**　総合政策課に、資産運用高度化室及び社会環境金融室並びに金融企画管理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び研究官四人を置く。
［2・3　略］	［2・3　同上］
4　金融経済教育推進室は、総合政策課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。	4　社会環境金融室は、総合政策課の所掌事務のうち金融機関等（金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号。以下「令」という。）第三条第二項に規定する金融機関等を
一　金融に係る知識の普及に関すること。	

二　勤労者の貯蓄に係る勤労者財産形成政策基本方針の策定に関すること。
三　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第八十二条第一項に規定する基本方針の策定及び推進に関すること。
四　金融経済教育推進機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。
五　行政各部の施策の統一を図るために必要となる国民の安定的な資産形成（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第二条第六項に規定する資産形成をいう。）の支援に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。
5　金融経済教育推進室に、室長を置く。
［項を削る。］
6　［略］
7　金融企画管理官は、命を受けて、金融経済教育推進室の所掌事務のうち次に掲げる事務に従事する。
一　金融に係る知識の普及に関すること。
二　勤労者の貯蓄に係る勤労者財産形成政策基本方針の策定に関すること。
（情報・分析室等及びマクロプルーデンス調整官等）
第四条　リスク分析総括課に、情報・分析室、リスク管理検査室、サイバーセキュリティ対策企画調整室、マネーローンダリング・テロ資金供与対策企画室、金融サービス利用者相談室、金融サービス仲介業室、貸金業室及びフィンテックモニタリング室並びにマクロプルーデンス調整官一人、企画官二人、資料情報調査官二人、システムリスク審査官一人、研修指導官一人、研修相談官一人、サイバーセキュリティ対策企画調整官一人、経済安全保障専門官五人、サイバーセキュリティ対策企画調整官一人及び金融行政相談官一人を置く。
2　情報・分析室は、リスク分析総括課の所掌事務のうち金融システム及び金融機関等（金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号。以下「令」という。）第三条第二項に規定する金融機関等をいう。以下この条において同じ。）のリスクを把握するための基礎となる情報の収集及び分析に関する事務をつかさどる。
［3～5　略］
6　サイバーセキュリティ対策企画調整室は、リスク分析総括課の所掌事務のうち金融庁の所掌に係るサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第二十五項において同じ。）の確保に関する事務の総括に関する事務をつかさどる。
［7～9　略］
［項を削る。］
10～23　［略］
24　経済安全保障専門官は、命を受けて、リスク分析総括課の所掌事務のうち金融庁の所掌に係る安全保障の確保に関する経済施策に関する専門的事項に係る事務に従事する。
25　［略］
［項を削る。］
26　［略］
（主任統括検査官等）
第五条　リスク分析総括課に、主任統括検査官八人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括検査官四人、特別検査官二十五人、研修相談官一人、サイバーセキュリティ対策企画調整官一人、経済安全保障専門官五人及び金融行政相談官一人を置く。
2　情報・分析室は、リスク分析総括課の所掌事務のうち金融システム及び金融機関等のリスクを把握するための基礎となる情報の収集及び分析に関する事務をつかさどる。
［3～5　同上］
6　サイバーセキュリティ対策企画調整室は、リスク分析総括課の所掌事務のうち金融庁の所掌に係るサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第二十六項において同じ。）の確保に関する事務の総括に関する事務をつかさどる。
［7～9　同上］
10　経済安全保障室は、リスク分析総括課の所掌事務のうち金融庁の所掌に係る安全保障の確保に関する経済施策に関する事務の総括に関する事務をつかさどる。
11　経済安全保障室に、室長を置く。
12～25　［同上］
［項を加える。］
26　［同上］
27　経済安全保障専門官は、命を受けて、経済安全保障室の所掌事務のうち金融庁の所掌に係る安全保障の確保に関する経済施策に関する専門的事項に係る事務に従事する。
28　［同上］
（主任統括検査官等）
第五条　リスク分析総括課に、主任統括検査官八人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括検査官四人、特別検査官二十五

人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、専門検査官三十四人及び金融証券検査官三百二十人（うち百八十五人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

［2～8　略］

（主任統括検査官等）

第九条　監督局に、主任統括検査官三人、統括検査官一人、特別検査官十三人、主任専門検査官一人、専門検査官十一人及び金融証券検査官七十七人（うち十人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

（監督調査室等及び監督企画官等）

第十条　総務課に、監督調査室及び信用機構対応室並びに監督企画官三人、主任金融情報分析官一人、金融情報分析官二人、事業再生支援管理官一人、国際監督調整官一人及び資産運用調整官一人を置く。

［2～10　略］

11　資産運用調整官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち資産運用に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。

（証券監督専門官）

第十四条　証券課に、証券監督専門官一人を置く。

2　証券監督専門官は、命を受けて、証券課の所掌事務のうち令第二十三条第一項第一号イからリまでに掲げる者の経営管理、法令その他の規則の遵守及びリスクの管理に関する専門的事項に係る事務に従事する。

［項を削る。］

人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、専門検査官三十五人及び金融証券検査官三百二十人（うち百八十五人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

［2～8　同上］

（主任統括検査官等）

第九条　監督局に、主任統括検査官三人、統括検査官二人、特別検査官十三人、主任専門検査官一人、専門検査官十一人及び金融証券検査官七十六人（うち十人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

（監督調査室等及び監督企画官等）

第十条　総務課に、監督調査室及び信用機構対応室並びに監督企画官三人、主任金融情報分析官一人、金融情報分析官二人、事業再生支援管理官一人及び国際監督調整官一人を置く。

［2～10　同上］

［項を加える。］

（証券監督専門官等）

第十四条　証券課に、証券監督専門官一人及び資産運用調整官一人を置く。

2　証券監督専門官は、命を受けて、証券課の所掌事務のうち令第二十三条第一項第一号に掲げる者の経営管理、法令その他の規則の遵守及びリスクの管理に関する専門的事項に係る事務に従事する。

3　資産運用調整官は、命を受けて、証券課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。

（特別調査課の所掌事務）

第二十一条　特別調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　金融商品取引法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）に基づく犯則事件の調査（次号及び第二十三条第二十項から第二十三項までにおいて「犯則事件の調査」という。）に関すること。

二　［略］

（総括調整官等）

第二十三条　委員会の事務局に、総括調整官一人、主任情報技術専門官一人、情報技術専門官四人、主任証券取引審査官五人、証券取引審査官五十一人（うち二十六人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、インターネット審査官七人、主任国際専門審査官一人、国際専門審査官四人、統括検査官五人、特別検査官二十四人、専門検査官十三人、証券検査官百五十四人（うち百四人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括調査官三人、総括証券調査官二人、主任証券調査官十六人、証券調査審理官一人、証券調査官百七十九人（うち百二十二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、証券調査指導官二人（検察官をもって充てるものとする。）、特別調査管理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括特別調査官三人、主任証券取引特別調査官十五人、証券取引特別調査官三百二十人（うち二百六十八人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、主任国際専門調査官一人及び国際専門調査官二人を置く。

［2～25　略］

（特別調査課の所掌事務）

第二十一条　［同上］

一　金融商品取引法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）に基づく犯則事件の調査（次号及び第二十三条第二十項から第二十三項までにおいて「犯則事件の調査」という。）に関すること。

二　［同上］

（総括調整官等）

第二十三条　委員会の事務局に、総括調整官一人、主任情報技術専門官一人、情報技術専門官四人、主任証券取引審査官五人、証券取引審査官五十一人（うち二十六人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、インターネット審査官七人、主任国際専門審査官一人、国際専門審査官四人、統括検査官五人、特別検査官二十四人、専門検査官十四人、証券検査官百五十四人（うち百四人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括調査官三人、総括証券調査官二人、主任証券調査官十六人、証券調査審理官一人、証券調査官百七十九人（うち百二十二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、証券調査指導官二人（検察官をもって充てるものとする。）、特別調査管理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括特別調査官三人、主任証券取引特別調査官十五人、証券取引特別調査官三百二十人（うち二百六十八人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、主任国際専門調査官一人及び国際専門調査官二人を置く。

［2～25　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この府令は、令和六年七月一日から施行する。

府令・デジタル庁令・省令

○内閣府、デジタル庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、令第三号

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第三百十七号）の施行に伴い、並びに預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第三条第三項、第七条第二項及び第八条第二項の規定に基づき、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年六月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　新藤　義孝

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律施行規則の一部を改正する命令

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律施行規則（令和六年内閣府、デジタル庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（本人確認書類） **第四条**　前条第一項（第六条第一項において準用する場合を含む。）に規定する方法において、金融機関等が提示又は送付を受ける書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類のいずれかとする。ただし、第一号イ及びハに掲げる本人確認書類並びに有効期間又は有効期限のある同号ロ及びホ並びに第二号ロに掲げる本人確認書類（法第三条第一項の申出等を行うための申出書又は申請書に預貯金者等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書を除く。）並びに第三号に定める本人確認書類にあっては金融機関等が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他の本人確認書類にあっては金融機関等が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。 一　個人（第三号に掲げる者を除く。）　次に掲げる書類のいずれか ［イ・ロ　略］ ハ　国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和三年厚生労働省令第百十五号）の施行の際現に交付されている国民年金手帳（年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第二条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十三条第一項に規定する国民年金手帳をいい、当該個人の本人特定事項の記載があるものに限り、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第六条第一項の規定により、同項に規定する書類とみなされる間に限る。）、児童扶養手当証書若しくは母子健康手帳（当該個人の本人特定事項の記載があるものに限る。）又は法第三条第一項の申出等を行うための申出書若しくは申請書に預貯金者等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書 ［ニ・ホ　略］	（本人確認書類） **第四条**　［同上］ 一　［同上］ ［イ・ロ　同上］ ハ　国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和三年厚生労働省令第百十五号）の施行の際現に交付されている国民年金手帳（年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第二条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十三条第一項に規定する国民年金手帳をいい、当該個人の本人特定事項の記載があるものに限り、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第六条第一項の規定により、同項に規定する書類とみなされる間に限る。）、児童扶養手当証書若しくは母子健康手帳（当該個人の本人特定事項の記載があるものに限る。）又は法第三条第一項の申出等を行うための申出書若しくは申請書に預貯金者等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書 ［ニ・ホ　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和六年七月一日）から施行する。

府令・省令

○内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第一号

産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第三十九条第一項及び第四十五条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、役務に係る日本産業規格への適合性の認証に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年六月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
文部科学大臣臨時代理
国務大臣　加藤　鮎子
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　新藤　義孝
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　伊藤**信**太郎

役務に係る日本産業規格への適合性の認証に関する命令の一部を改正する命令

厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

役務に係る日本産業規格への適合性の認証に関する命令（令和元年内閣府・総務省・文部科学省・

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（登録の申請） **第五条**　法第三十三条第一項及び第三十七条第六項の登録（次条及び第七条において単に「登録」という。）の申請（以下この条において単に「申請」という。）をしようとする者は、様式第四による申請書に次の書類を添えて、主務大臣に提出しなければならない。ただし、当該書類の内容が既にこの条の規定による主務大臣の登録を受け、提出している他の申請に係る書類又は既に法第三十条第一項若しくは第二項、第三十一条第一項、第三十二条第一項から第三項まで若しくは第三十七条第一項から第五項までの規定による主務大臣の登録を受け、提出している鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（平成十七年厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第六号。以下「鉱工業品等認証省令」という。）第五条各号の書類若しくは電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（令和元年厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第六号。以下「電磁的記録認証省令」という。）第五条各号の書類の内容と同一であるときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。 一～四　［略］ （認証に係る審査の実施時期及び頻度） **第九条**　法第三十三条第二項（法第三十七条第七項において準用する場合を含む。）の審査は、次の表の上欄に掲げる場合に応じ、同表の中欄に掲げる審査を、同表の下欄に掲げる時期に行うものとする。	（登録の申請） **第五条**　法第三十三条第一項及び第三十七条第六項の登録（次条及び第七条において単に「登録」という。）の申請をしようとする者は、様式第四による申請書に次の書類を添えて、主務大臣に提出しなければならない。ただし、当該書類の内容が既に法第三十条第一項若しくは第二項、第三十一条第一項、第三十二条第一項から第三項まで又は第三十七条第一項から第五項までの規定による主務大臣の登録を受け、提出している鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（平成十七年厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第六号。以下「鉱工業品等認証省令」という。）第五条各号の書類又は電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（令和元年厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第六号。以下「電磁的記録認証省令」という。）第五条各号の書類の内容と同一であるときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。 一～四　［略］ （認証に係る審査の実施時期及び頻度） **第九条**　法第三十三条第二項（法第三十七条第七項において準用する場合を含む。）の審査は、次の表の上欄に掲げる場合に応じ、同表の中欄に掲げる審査を、同表の下欄に掲げる時期に行うものとする。
一～三　［略］	一～三　［略］
［略］	［略］
［略］	［略］

四　被認証者が認証に係る役務の内容を変更し、若しくは追加し、又はその品質管理体制を変更しようとするとき	第十一条及び第十二条の審査（ただし、当該変更により当該役務が日本産業規格に適合しなくなるおそれのないときには、役務評価及び現地調査又はこれに類する調査（以下「現地調査等」という。）の全部又は一部を省略することができる。）	［略］
五～八　［略］	［略］	［略］

（認証に係る審査の方法）

第十一条　［略］

２　前項第二号の抽出が被認証者等の品質管理体制の現地調査等を行う前に行われた場合であって、当該抽出後に被認証者等の品質管理体制について当該被認証者等が提供する役務の日本産業規格への適合性の審査に影響を及ぼすような変更があった場合には、当該役務評価の結果を用いて審査してはならない。

第十二条　法第四十五条第二項第一号の審査の方法のうち品質管理体制に対する審査は、認証に係る役務に係る被認証者等の社内規格その他役務の提供に関する書類を調査するとともに、当該役務を提供する全ての事務所又は事業場（主務大臣が告示で定める役務の認証を行おうとする場合にあっては、主務大臣が告示で定める数以上の事務所又は事業場）に対し現地調査等を行うことにより、第二条に規定する事項が確実に行われているかどうかを確認するものとする。

四　被認証者が認証に係る役務の内容を変更し、若しくは追加し、又はその品質管理体制を変更しようとするとき	第十一条及び第十二条の審査（ただし、当該変更により当該役務が日本産業規格に適合しなくなるおそれのないときには、役務評価及び現地調査の全部又は一部を省略することができる。）	［略］
五～八　［略］	［略］	［略］

（認証に係る審査の方法）

第十一条　［略］

２　前項第二号の抽出が被認証者等の品質管理体制の現地調査を行う前に行われた場合であって、当該抽出後に被認証者等の品質管理体制について当該被認証者等が提供する役務の日本産業規格への適合性の審査に影響を及ぼすような変更があった場合には、当該役務評価の結果を用いて審査してはならない。

第十二条　法第四十五条第二項第一号の審査の方法のうち品質管理体制に対する審査は、認証に係る役務に係る被認証者等の社内規格その他役務の提供に関する書類を調査するとともに、当該役務を提供する全ての事務所又は事業場（主務大臣が告示で定める役務の認証を行おうとする場合にあっては、主務大臣が告示で定める数以上の事務所又は事業場）に対し現地調査を行うことにより、第二条に規定する事項が確実に行われているかどうかを確認するものとする。

（被認証者等に対する通知の基準）

第十九条　［略］

２　国内登録認証機関は、次の各号に掲げる場合に、それぞれ当該各号に定める決定を行った場合には、速やかに、被認証者等に当該決定の内容を通知するものとする。

一　［略］

二　被認証者から認証に係る役務の内容を変更し、若しくは追加し、又はその品質管理体制を変更しようとする旨の通知がされたとき　国内登録認証機関が第十一条の審査又は第十二条の現地調査等を行うかどうかの決定

三　［略］

３　［略］

（認証の業務に従事する者）

第二十六条　次の各号に掲げる認証の業務に従事する者は、それぞれ当該各号に定める年数以上の実務の経験を有し、かつ、当該業務を適切に行うために必要な知識及び能力を習得するための当該業務に関する法令及び実施の方法に係る主務大臣が告示で定める講習を修了しなければならない。

一　［略］

二　第十二条の現地調査等の業務に従事する者　現地調査等の業務又はこれに類似する業務に関し一年以上

三　［略］

２　日本産業規格Ｑ九〇〇一又はＩＳＯ九〇〇一の規定に適合することを国内登録認証機関が自ら確認する場合にあっては、第十二条の現地調査等に従事する者は、日本産業規格Ｑ九〇〇一又はＩＳＯ九〇〇一の審査員の資格を有する者でなければならない。

備考　表中の［　］は注記である。

様式第四及び様式第五を次のように改める。

様式第４（第５条及び第７条関係）

登録（登録の更新）申請書

年　　月　　日

殿

住所
申請者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

（被認証者等に対する通知の基準）

第十九条　［略］

２　国内登録認証機関は、次の各号に掲げる場合に、それぞれ当該各号に定める決定を行った場合には、速やかに、被認証者等に当該決定の内容を通知するものとする。

一　［略］

二　被認証者から認証に係る役務の内容を変更し、若しくは追加し、又はその品質管理体制を変更しようとする旨の通知がされたとき　国内登録認証機関が第十一条の審査又は第十二条の現地調査を行うかどうかの決定

三　［略］

３　［略］

（認証の業務に従事する者）

第二十六条　次の各号に掲げる認証の業務に従事する者は、それぞれ当該各号に定める年数以上の実務の経験を有し、かつ、当該業務を適切に行うために必要な知識及び能力を習得するための当該業務に関する法令及び実施の方法に係る主務大臣が告示で定める講習を修了しなければならない。

一　［略］

二　第十二条の現地調査の業務に従事する者　現地調査の業務又はこれに類似する業務に関し一年以上

三　［略］

２　日本産業規格Ｑ九〇〇一又はＩＳＯ九〇〇一の規定に適合することを国内登録認証機関が自ら確認する場合にあっては、第十二条の現地調査に従事する者は、日本産業規格Ｑ九〇〇一又はＩＳＯ九〇〇一の審査員の資格を有する者でなければならない。

産業標準化法第39条第１項（第42条第２項において準用する同法第39条第１項）の規定により同法第33条第１項及び第37条第６項（第42条第１項）の登録（登録の更新）を受けたいので、別紙書類を添えて申請します。

記

更新を受けようとする登録の根拠条項		
登録（登録の更新）を受けようとする役務の区分	登録区分の名称	
	日本産業規格の番号	
認証の業務を行う区域		
登録（登録の更新）を受けようとする認証機関の連絡先等	法人番号	
	電話番号	
	ホームページアドレス	
認証を行う事務所	ふりがな 名称	
	ふりがな 所在地（郵便番号）	
	電話番号	
認証管理責任者	氏名及び役職	
	電話番号	
	電子メールアドレス	
別紙書類一覧		

○役務に係る日本産業規格への適合性の認証に関する命令第５条各号

１　登記事項証明書又はこれに準ずるもの（第１号）

２　認証の業務を行う組織に関する事項（第２号イ）

３　認証の業務から生じる損害の賠償その他の債務に対する備え及び財務内容の健全性に関する事項（第２号ロ）

４　職員、認証機関が委嘱する外部の委員その他の認証の業務に従事する者の氏名、略歴及び担当する業務の範囲（第２号ハ）

５　２から４までに掲げるもののほか認証の業務の実施の方法に関する事項（第２号ニ）

６　認証の業務以外の業務を行っている場合は、当該業務の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項（第２号ホ）

7　認証の業務又はこれに類似する業務の実績がある場合は、その実績（第２号ヘ）
8　主要な株主の構成（当該株主が、被認証事業者である場合には、その旨を含む。）を記載した書類（第３号）
9　役員（合名会社、合資会社又は合同会社にあっては、業務を執行する社員）又は事業主の氏名、略歴及び担当する業務の範囲（当該役員又は事業主が被認証事業者の役員又は職員（過去２年間に当該被認証事業者の役員又は職員であった者を含む。）である場合には、その旨を含む。）を記載した書類（第４号）

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ４とすること。

２　「更新を受けようとする登録の根拠条項」の欄は、登録の更新の申請である場合に、産業標準化法第33条第１項及び第37条第６項のうち該当するものを記入すること。

３　「日本産業規格の番号」の欄は、役務の区分に該当する日本産業規格のうち登録又は登録の更新を受けようとするものを記入すること。また、登録又は登録の更新を受けようとする区分が２以上ある場合は、別紙に記載する旨記入し、別紙を添付すること。

４　「法人番号」の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第15項に規定する法人番号がある場合に記入すること。

５　「ホームページアドレス」の欄は、役務に係る日本産業規格への適合性の認証に関する命令第14条第２項及び第21条の規定によりインターネットを利用して閲覧に供するために用いるものを記入すること。

６　「認証を行う事務所」の欄は、事務所が２以上ある場合は、別紙に記載する旨記入し、事務所ごとに中欄に掲げる事項を記載した別紙を添付すること。

７　登録又は登録の更新の申請において、既に主務大臣に提出している添付資料の内容に変更がないため、その添付を省略する場合には、「別紙書類一覧」の欄の該当する文字を二重線で削除し、その旨を記載すること。

８　登録又は登録の更新の申請の際に、第５条各号に掲げる書類の内容が既に産業標準化法第30条第１項若しくは第２項、第31条第１項、第32条第１項から第３項まで又は第37条第１項から第５項までの規定による主務大臣の登録を受け、提出している鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令第５条各号の書類又は電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令第５条各号の書類の内容と同一であるため、その添付を省略する場合には、「別紙書類一覧」の欄の該当する文字を二重線で削除し、その旨を記載すること。

９　登録又は登録の更新の申請の際に、産業標準化法に基づく登録申請手数料の額等を定める政令第１条第６項の適用を受けようとする場合には、その旨を明記し、「別紙書類一覧」の欄に、「10　産業標準化法に基づく登録申請手数料の額の計算等に関する命令第７条」を追加し、添付する書類を「別紙書類一覧」の欄に具体的に記載すること。

様式第５（第８条第１項関係）

事　業　承　継　届　出　書

年　　月　　日

殿

住所
届出者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

下記のとおり、登録認証機関の地位を承継したので、産業標準化法第43条第２項の規定に基づき、別紙書類を添えて届け出ます。

記

被承継人の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名	
被承継人の住所	
被承継人の登録番号	
承継人の連絡先等	法人番号
	電話番号
	ホームページアドレス
承継人の認証を行う事務所	ふりがな
	名称
	ふりがな
	所在地（郵便番号）
	電話番号
認証管理責任者	氏名及び役職
	電話番号
	電子メールアドレス
承継の期日	
承継の理由	

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ４とすること。

２　「法人番号」の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第15項に規定する法人番号がある場合に記入すること。

３　「ホームページアドレス」の欄は、役務に係る日本産業規格への適合性の認証に関する命令第14条第２項及び第21条の規定によりインターネットを利用して閲覧に供するために用いるものを記入すること。

４　「承継人の認証を行う事務所」の欄は、事務所が２以上ある場合は、別紙に記載する旨記入し、事務所ごとに中欄に掲げる事項を記載した別紙を添付すること。

５　地位を承継した事実を証する次に掲げるいずれかの書面及び譲り受けた登録証を添付すること。

⑴　当該登録に係る事業の全部を譲渡されたことを証する書類

⑵　戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第５項の規定により交付を受けた同条第１項に規定する法定相続情報一覧図の写し及び相続人が２人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の同意書

⑶　登記事項証明書

⑷　⑴～⑶に準ずる書面

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○内閣府令・文部科学省令第二号

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百四十号）の施行に伴い、銃砲刀剣類所持等取締法施行令第二条第二号の銃砲の範囲を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年六月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄
文部科学大臣臨時代理
国務大臣　加藤　鮎子

銃砲刀剣類所持等取締法施行令第二条第二号の銃砲の範囲を定める命令の一部を改正する命令

銃砲刀剣類所持等取締法施行令第二条第二号の銃砲の範囲を定める命令（昭和五十年総理府文部省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
銃砲刀剣類所持等取締法施行令第五条第二号の銃砲の範囲を定める命令	銃砲刀剣類所持等取締法施行令第二条第二号の銃砲の範囲を定める命令
銃砲刀剣類所持等取締法施行令第五条第二号の内閣府令・文部科学省令で定める銃砲は、明治十八年以前に製造されたものとする。	銃砲刀剣類所持等取締法施行令第二条第二号の内閣府令・文部科学省令で定める銃砲は、明治十八年以前に製造されたものとする。

附　則

この命令は、銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和六年七月十四日）から施行する。

○内閣府令・農林水産省令第五号

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律（令和六年法律第十五号）の施行に伴い、及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）第十五条の規定に基づき、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年六月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄
農林水産大臣　坂本　哲志

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部を改正する命令

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵省農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則	附　則
（銀行法第十条の業務を行う特定承継会社に係る銀行法施行規則の適用関係）	（銀行法第十条の業務を行う特定承継会社に係る銀行法施行規則の適用関係）
第三十条　（略）	**第三十条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　第一項の「金融業務」とは、次に掲げるものをいう。	3　第一項の「金融業務」とは、次に掲げるものをいう。
一　前項各号（第三号から第十一号まで、第二十二号及び第二十四号を除く。）に掲げる者の業務（同項第一号に掲げる者にあっては株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条第一項第一号の規定による同法別表第一第一号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務及び同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに次に掲げる法律の規定による業務、前項第十二号に掲げる者にあっては中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第七十条第二項第一号に掲げる業務に限る。）の代理	一　前項各号（第三号から第十一号まで、第二十二号及び第二十四号を除く。）に掲げる者の業務（同項第一号に掲げる者にあっては株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条第一項第一号の規定による同法別表第一第一号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務及び同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに次に掲げる法律の規定による業務、前項第十二号に掲げる者にあっては中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第七十条第二項第一号に掲げる業務に限る。）の代理
イ～ホ　（略）	イ～ホ　（略）
ヘ　特定農産加工業経営改善等臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第六条第一項	ヘ　特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第五条第一項
ト～ヲ　（略）	ト～ヲ　（略）
二～四　（略）	二～四　（略）
4　（略）	4　（略）

附　則

この命令は、特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年七月一日）から施行する。

デジタル庁令

○デジタル庁令第六号

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第三百十七号）の施行に伴い、及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第八条第一項の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

令和六年六月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則（令和三年デジタル庁令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（本人確認書類） **第四条の五**　前条第一項（第四条の七第一項において準用する場合を含む。）に規定する方法において、金融機関が提示又は送付を受ける書類は、次の各号に定める書類のいずれかとする。ただし、第一号及び第三号に掲げる本人確認書類並びに有効期間又は有効期限のある第二号及び第五号に掲げる本人確認書類にあっては金融機関が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他の本人確認書類にあっては金融機関が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。 ［一・二　略］	（本人確認書類） **第四条の五**　［同上］ ［一・二　同上］

省令

○総務省令第六十八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第九十六条の規定に基づき、電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月二十八日

総務大臣　松本　剛明

電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則の一部を改正する省令

電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則（平成六年郵政省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
目次 ［第一章　略］ 第二章　［略］ ［第一節～第四節　略］	目次 ［第一章　同上］ 第二章　［同上］ ［第一節～第四節　同上］

三　国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和三年厚生労働省令第百十五号）の施行の際現に交付されている国民年金手帳（年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第二条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十三条第一項に規定する国民年金手帳をいい、預貯金者の本人特定事項の記載があるものに限り、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第六条第一項の規定により、同項に規定する書類とみなされる間に限る。）、児童扶養手当証書又は母子健康手帳（預貯金者の本人特定事項の記載があるものに限る。）

［四・五　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この庁令は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和六年七月一日）から施行する。

改正後	改正前
三　国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和三年厚生労働省令第百十五号）の施行の際現に交付されている国民年金手帳（年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第二条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十三条第一項に規定する国民年金手帳をいい、預貯金者の本人特定事項の記載があるものに限り、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第六条第一項の規定により、同項に規定する書類とみなされる間に限る。）、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書又は母子健康手帳（預貯金者の本人特定事項の記載があるものに限る。） ［四・五　同上］	三　国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和三年厚生労働省令第百十五号）の施行の際現に交付されている国民年金手帳（年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第二条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十三条第一項に規定する国民年金手帳をいい、預貯金者の本人特定事項の記載があるものに限り、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第六条第一項の規定により、同項に規定する書類とみなされる間に限る。）、児童扶養手当証書又は母子健康手帳（預貯金者の本人特定事項の記載があるものに限る。） ［四・五　同上］
目次 ［第一章　同上］ 第二章　［同上］ ［第一節～第四節　同上］	目次 ［第一章　同上］ 第二章　［同上］ ［第一節～第四節　同上］

第五節　調書及び意見書（第三十七条―第三十九条の二）

［第三章～第五章　略］

附則

（調書及び意見書の公開）

第三十九条の二　電波監理審議会は、法第九十三条第三項の規定により、同条第一項の調書及び同条第二項の意見書の謄本を公衆の閲覧に供するほか、同条第一項の調書及び同条第二項の意見書を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供することができる。

（準用）

第四十二条　第二条第二項及び第三項、第三条、第四条第二項から第五項まで並びに第五条から第三十九条の二までの規定は、不利益処分の諮問を受けた場合の意見の聴取に準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［略］		
第三十九条第一項	第九十三条第二項	第九十九条の十二第六項において準用する法第九十三条第二項
第三十九条の二	第九十三条第三項	第九十九条の十二第六項において準用する法第九十三条第三項

（準用）

第四十四条　第二条第二項及び第三項、第三条、第四条第三項から第五項まで、第五条第一項、第六条から第八条まで、第九条（同条第八号を除く。）、第十条から第二十二条まで、第二十四条、第三十七条（同条第六号を除く。）、第三十八条から第三十九条の二まで並びに第四十一条の規定は、総務省令の制定等の諮問を受けた場合の意見の聴取に準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［略］		
第三十九条第一項	第九十三条第二項	第九十九条の十二第六項において準用する法第九十三条第二項
第三十九条の二	第九十三条第三項	第九十九条の十二第六項において準用する法第九十三条第三項
［略］		

第五節　調書及び意見書（第三十七条―第三十九条）

［第三章～第五章　同上］

附則

［新設］

（準用）

第四十二条　第二条第二項及び第三項、第三条、第四条第二項から第五項まで並びに第五条から第三十九条までの規定は、不利益処分の諮問を受けた場合の意見の聴取に準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［同上］		
第三十九条第一項	第九十三条第二項	第九十九条の十二第六項において準用する法第九十三条第二項

（準用）

第四十四条　第二条第二項及び第三項、第三条、第四条第三項から第五項まで、第五条第一項、第六条から第八条まで、第九条（同条第八号を除く。）、第十条から第二十二条まで、第二十四条、第三十七条（同条第六号を除く。）、第三十八条、第三十九条並びに第四十一条の規定は、総務省令の制定等の諮問を受けた場合の意見の聴取に準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［同上］		
第三十九条第一項	第九十三条第二項	第九十九条の十二第六項において準用する法第九十三条第二項
［同上］		

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第六十九号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月二十八日

総務大臣　松本　剛明

総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令

総務省所管補助金等交付規則（平成十二年総理府・郵政省・自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これを加える。

改正後	改正前
別表（第八条関係）	**別表**（第八条関係）
補助金等の名称等 / 処分を制限する財産の名称 / 施設設備等の分類 / 財産の名称、構造等 / 処分制限期間（年）	補助金等の名称等 / 処分を制限する財産の名称 / 施設設備等の分類 / 財産の名称、構造等 / 処分制限期間（年）
［略］ / ［略］ / ［略］ / ［略］	［同上］ / ［同上］ / ［同上］ / ［同上］
マイナンバーカード交付事務費補助金 / デジタル基盤改革支援補助金 / マイナポイント事業費補助金 / 証明書交付サービス端末整備費補助金	マイナンバーカード交付事務費補助金 ［新設］ / ［新設］ / 証明書交付サービス端末整備費補助金 ［同上］
［略］	
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定のうち、「マイナポイント事業費補助金」については、令和元年度に取得した財産から、「デジタル基盤改革支援補助金」については、令和二年度に取得した財産からこれを適用する。

○総務省・財務省令第四号

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第四十一条の二第一項及び第四項並びに第四十一条の三第一項及び第四項の規定に基づき、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月二十八日

総務大臣　松本　剛明

財務大臣　鈴木　俊一

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則（平成二十八年総務省・財務省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「第十六条の十二第三項（」を「第十六条の十二第十項（」に、「第六項」を「第十三項」に、「第十六条の十二第七項」を「第十六条の十二第十四項」に改め、「）が」の下に「電子情報処理組織（」を、「電子情報処理組織」の下に「をいう。次条第一項において同じ。）」を加え、「同項」及び「同条第一項」を「法第四十一条の二第一項」に、「第十六条の十二第八項」を「第十六条の十二第十五項」に、「同条第九項」を「同条第十六項」に、「第十六条の十二第三項第一号」を「第十六条の十二第十項第一号」に、「ホにおいて」を「以下」に、「同条第八項」を「同号ワ中「法第十条の十第一項」とあるのは「外国居住者等所得相互免除法第四十一条の三第一項」と、同条第十五項」に改め、同条第三項中「第十六条の十三第二項第五号」を「第十六条の十三第一項中「次項各号」とあるのは「次項第五号から第七号まで」と、同条第二項第五号」に、「あるのは、」を「あるのは」に、「第四十一条の二第一項に」を「（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第四十一条の二第一項に」に改め、「）を」の下に「と、同項第六号中「前各号」とあるのは「前号」と、「法第十条の七の」とあるのは「外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第三項において準用する法第十条の七の」と、同号ロ中「法第十条の七第一項」とあるのは「外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第三項において準用する法第十条の七第一項」を加える。

本則に次の一条を加える。

（報告暗号資産交換業者等による報告事項の提供）

第二十二条　租税条約等実施特例省令第十六条の十九第四項から第七項までの規定は法第四十一条の三第一項に規定する総務省令、財務省令で定める事項について、租税条約等実施特例省令第十六条の十九第八項の規定は報告暗号資産交換業者等（法第四十一条の三第一項に規定する報告暗号資産交換業者等をいう。次項において同じ。）が電子情報処理組織を使用して報告事項（法第四十一条の三第一項に規定する報告事項をいう。次項において同じ。）を法第四十一条の三第一項に規定する総務省令、財務省令で定める方法及び同項第二号に規定する総務省令、財務省令で定める記録用の媒体について、それぞれ準用する。この場合において、租税条約等実施特例省令第十六条の十九第四項中「報告対象契約（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（第三号において「外国居住者等所得相互免除法」という。）第四十一条の三第一項」と、同項第三号中「法第十条の十第二項第一号」とあるのは「外国居住者等所得相互免除法第四十一条の三第二項第一号」と、同条第八項中「法第十条の十第一項」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第四十一条の三第一項」と読み替えるものとする。

2　租税条約等実施特例省令第十六条の二十第一項の規定は報告暗号資産交換業者等が法第四十一条の三第一項の規定により報告事項を提供した場合について、租税条約等実施特例省令第十六条の二十第二項（第三号から第六号までに係る部分に限る。）の規定は法第四十一条の三第四項に規定する総務省令、財務省令で定める事項について、それぞれ準用する。この場合において、租税条約等実施特例省令第十六条の二十第一項中「次項各号」とあるのは「次項第三号から第六号まで」と、同条第二項第三号中「報告事項を」とあるのは「報告事項（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第四十一条の三第一項に規定する報告事項をいう。以下この号において同じ。）を」と、同項第五号中「前各号」とあるのは「前二号」と、「法第十条の十一の」とあるのは「外国居住者等所得相互免除法第四十一条の三第三項において準用する法第十条の十一第一項」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和八年一月一日から施行する。

（報告金融機関等による報告事項の提供に関する経過措置）

2　改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則（次項において「新規則」という。）第二十一条第一項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の各年の十二月三十一日において報告金融機関等（所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号。以下この項において「改正法」という。）第十五条の規定による改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「新法」という。）第四十一条の二第一項に規定する報告金融機関等をいう。次項において同じ。）との間でその新法第四十一条の二第一項に規定する営業所等を通じて同項に規定する報告対象契約に係る報告事項（同項に規定する報告事項をいう。次項において同じ。）の提供について適用し、施行日前の各年の十二月三十一日において改正法第十五条の規定による改正前の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第四十一条の二第一項に規定する報告金融機関等との間でその同項に規定する営業所等を通じて同項に規定する特定取引を行った者が締結していた同項の報告対象契約に係る同項に規定する報告事項の提供については、なお従前の例による。

3　報告金融機関等が施行日以後に新法第四十一条の二第一項の規定により報告事項（同項の規定により提供すべき期限が令和九年四月三十日及び令和十年四月三十日であるものに限る。）の提供をする場合における新規則第二十一条第一項の規定の適用については、同項中「同号ハ」とあるのは「場合　次に掲げる事項」とあるのは「場合　次に掲げる事項（報告金融機関等が保有する令第六条の三第二十四項第四号に規定する特定取引データベースに当該報告対象契約に係る特定取引（令和七年十二月三十一日以前に行われたものに限る。）を行った者に係るハ(2)に係る部分に限る。）又はヘに掲げる事項が記録されていない場合には、その記録されていない事項を除く。）」と、同号ハ」とする。

○総務省令第五号
財務省令

所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）の一部及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百十五号）の施行に伴い、並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）の規定に基づき、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月二十八日

総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令

自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省

第十六条の二第一項第一号中「第十六条の八第一項第七号」を「第十六条の八第一項第八号」に、「第十六条の十二第三項第一号イ」を「第十六条の十二」に改め、同項第二号中「及び第十六条の八第一項第七号イ」を「、第十六条の八第一項第八号イ及び第十六条の十二第十項第一号ト」に改め、同号イ中「。以下この号」を「。イ」に、「第十六条の八第一項第七号並びに第十六条の十二第三項第一号イ(2)」を「第十六条の八第一項第八号並びに第十六条の十二第十項第一号イ(2)」に改め、同項第七号中「第十六条の十二第三項第一号ロ」を「第十六条の十二第十項第一号ロ」に改め、同項第九号中「第十六条の十二第三項第一号」を「第十六条の十二第十項第一号」に改め、同項第九号ロ中「第十六条の八第一号ト」を「第十六条の八第一号チ」に改め、同項第十号中「第六条の十四第一項に規定する政令で定める」を「第六条の十四第一項第一号に掲げる」に改め、同条第二項中「第七号及び」を「第七号又は」に改め、「限る」の下に「。以下この項において同じ」を加え、「当該事項」を「それぞれ前項第二号、第七号又は第九号に掲げる事項」に改め、同条第三項中「第十六条の五まで及び第十六条の八第一項第七号」を「第十六条の八まで」に改める。

第十六条の三第一項中「次に掲げるもの」を「同項の報告金融機関等が同項の特定取引を行った者（個人既存特定取引契約者（同条第二十四項第二号に規定する個人既存特定取引契約者をいう。次項及び第九項において同じ。）との間で締結している当該特定取引に係る契約に関する次に掲げる書類」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「特定取引」を「当該特定取引」に改め、同項第四号中「特定取引」を「当該特定取引」に、「及び口」を「から二まで」に改め、「に送金」の下に「（これに準ずるものを含む。）」を加え、同条第二項中「同条第二十四項第二号に規定する」を削り、同条第三項第一号中「この号及び次号」を「この項」に改め、同条第六項中「この項」の下に「及び第十一項第一号イ(1)を加え、「付記し」を「付記したとき」に改め、同条第八項中「第六条の三第十九項第二号ロ」を「第六条の三第二十一項」に、「当該特定取引」を「当該特定取引」に改め、同条第九項中「第六条の三第十八項」に改め、同条第九項中「第六条の三第十九項第二号ロ」を「第六条の三第二十一項」に改め、同条第十項中「第六条の三第十八項」に改め、同条第十項中「第六条の三第十九項第二号ロ」を「第六条の三第二十一項」に改め、同条第十一項中「第六条の三第十八項」に改め、同条第十一項中「第六条の三第十九項第二号ロ」を「第六条の三第二十一項」に改め、同条第十二項中「第六条の三第十八項」に改め、同条第十二項中「第六条の三第十九項第二号ロ」を「第六条の三第二十一項」に改め、同条第十三項中「第六条の三第十八項」に改め、同条第十三項中「第六条の三第十九項第二号ロ」を「第六条の三第二十一項」に改める。

定対象者」を「（特定対象者」に、「この条、第十六条の五の二第二項及び」を「この項及び次項、第十六条の五の二第二項並びに」に改め、同条第十一項中「以下この項に」を「第一号に」に、「当該特定をした日（同日において当該特定をした国又は地域が報告対象国（法第十条の六第二項第一号に規定する報告対象国をいう。以下この項及び第十六条の十二第三項第一号において同じ。）に該当しない場合には、当該特定をした国又は地域が報告対象国に該当することとなつた日）から二年を経過する日までの間、少なくとも年一回」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める頻度で」に改め、「方法」の下に「（第一号イ⑴において「電話等」という。）」を加え、同項に次の各号を加える。

一　当該特定をした日（同日において当該特定をした国又は地域が報告対象国（法第十条の六第二項第一号に規定する報告対象国をいう。以下この号及び第十六条の十二第十項第一号において同じ。）に該当しない場合には、当該特定をした国又は地域が報告対象国に該当することとなつた日。以下この項において「起算日」という。）から二年を経過する日が当該特定対象者に係る特定取引に係る契約が終了した日（以下この項において「特定取引契約終了日」という。）後に到来する場合（当該二年を経過する日と当該特定取引契約終了日が同日である場合を含む。）　次に掲げる期間の区分に応じそれぞれ次に定める頻度

イ　当該起算日から一年を経過する日までの期間　次に掲げる頻度

⑴　当該報告金融機関等が犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第二十条第一項第二十号から第二十四号まで及び第二十六号から第二十九号までに掲げる事項に変更又は追加があることを知つた場合（同条第三項の規定により、当該変更若しくは追加に係る内容を確認記録に付記する場合又は確認記録に付記することに代えて、当該変更若しくは追加に係る内容の記録を別途作成する場合に限る。）において、当該付記し、又は当該作成するために、電話等により当該特定対象者に係る特定取引を行つた者に連絡をするとき。

⑵　⑴の連絡がない場合には、少なくとも年一回

ロ　イに掲げる期間の末日の翌日から一年を経過する日までの期間　イに定める頻度

二　特定取引契約終了日が起算日から二年を経過する日後に到来する場合　次に掲げる期間の区分に応じそれぞれ次に定める頻度

イ　当該起算日から一年を経過する日までの期間　前号イに定める頻度

ロ　イに掲げる期間の末日の翌日から一年を経過する日までの期間　前号イに定める頻度

ハ　ロに掲げる期間の末日の翌日から当該特定取引契約終了日までの期間　前号イ⑴に掲げる頻度

第十六条の三第十二項中「定める」を「規定する」に、「同条第二十三項第二号の」を「その年の同日以外の日又は特定取引を行つた日その他の特定の日における特定取引に係る契約に係る資産の価額を定める」に、「にあつては同号に規定する該当しないこととなつた日とし、同項第四号の規定の適用がある場合にあつては同号に規定する行うこととなつた日とする。」を「には、これらの日」に、「金額と」を「金額（特定取引に係る契約に係る資産が電子決済手段（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する電子決済手段をいう。第十六条の七第一項第二号イ⑵及び第十六条の十二第十三項において同じ。）であり、かつ、その価額が外国通貨で表示されたものである場合には、その価額をその表示された外国通貨の金額とみなして、当該外国為替の売買相場により、本邦通貨表示の金額に換算した金額）と」に改め、同条第十四項第三号中「限り」の下に「、かつ」を加え、同条第十五項第二号中「前号に規定する」を「報告金融機関等との間で特定取引に係る契約を締結している」に、「同号」を「前号」に、「場所を」を「情報を」に改める。

第十六条の四第四項中「の規定」を「及び第五項の規定」に改め、同条第五項中「第十条の五第二項」を「第十条の五第二項第一号」に改める。

第十六条の五の見出し中「届出書を」を「特定取引に係る届出書を」に改め、同条第一項第五号中「第六条の十四第一項に規定する政令で定める」を「第六条の十四第一項第一号に掲げる」に改め、同条第二項中「この条及び第十六条の十三」を「この項及び第五項並びに第十六条の十三第一項及び第二項」に、「記載すべき同項」を「記載すべき法第十条の五第四項」に、「同項の」を「同項に規定する」に、「が同項に規定する」を「がその」に改め、「次条第二項」の下に「、第十六条の十二第十項第一号ト」を加え、同条第四項中「の規定」を「及び第五項の規定」に改める。

第十六条の五の二の見出し中「届出書」を「特定取引に係る届出書」に改め、同条第二項第五号中「法人に」を「者に」に、「第六条の十四第一項に規定する政令で定める」を「第六条の十四第一項第一号に掲げる」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第十六条の三第十一項の規定は、令第六条の五第六項において準用する令第六条の三第二十一項の規定を適用する場合について準用する。

第十六条の六第一項中「第六条の三第十九項第二号ロ」を「第六条の三第十八項第二号ロ」に、「第六条の三第二十二項」を「第六条の三第二十一項」に改め、同条第三項第二号中「基づいて」を「基づき」に改める。

第十六条の七第一項第二号中「当該投資法人等の収入金額の合計額」を「イに掲げる金額」に、「有価証券又はデリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。第十六条の九第二項第五号において同じ。）に係る権利に対する投資に係る収入金額の合計額」を「ロに掲げる金額」に改め、「割合」の下に「（当該投資法人等以外の者（当該組合又は団体にあつては当該組合又は団体に係る同項第五号に掲げる者以外の者とし、当該信託にあつては当該信託に係る同項第六号に掲げる者以外の者とする。）がロの投資を行つた場合において、当該投資に係る収入金額に相当する金額（以下この号において「特定金額」という。）がイに掲げる金額に含まれていないときは、イに掲げる金額に当該特定金額の合計額を加算した金額のうちにロに掲げる金額に当該特定金額の合計額を加算した金額の占める割合）」を加え、同号に次のように加える。

イ　当該投資法人等の収入金額の合計額

ロ　当該投資法人等の有価証券又はデリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。第十六条の九第二項第六号及び第七号並びに第十六条の十二第十項第一号ワにおいて同じ。）に係る権利に対する投資に係る収入金額の合計額

第十六条の七第一項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「掲げる者（信託会社で既に前号に定める要件を満たしたものを除く。以下この号において「金融商品取引業者等」という。）」に、「同号」を「同項第三号」に、「（その者」を「（当該金融商品取引業者等」に改め、同号イ及びロを次のように改める。

イ　⑴に掲げる金額のうちに⑵に掲げる金額の占める割合（当該金融商品取引業者等以外の者が⑵の金銭等につき⑵の特定取引を行つた者に役務を提供した場合において、当該提供した役務の対価の合計額に相当する金額（イにおいて「特定金額」という。）が⑴に掲げる金額に含まれていないときは、⑴に掲げる金額に当該特定金額の合計額を加算した金額のうちに⑵に掲げる金額に当該特定金額の合計額を加算した金額の占める割合）が百分の二十以上であること。

⑴　当該金融商品取引業者等の収入金額の合計額

⑵　当該金融商品取引業者等の特定取引（令第六条の八第一号チからヌまでに掲げるものに限る。）に係る契約に基づき管理する金銭等（金銭若しくは電子決済手段、有価証券（金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。次号ロ及び第十六条の九第二項第六号において同じ。）又は資金決済に関する法律第二条第十四項に規定する暗号資産（金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引に関して預託をするものに限る。）をいう。）につき当該特定取引を行つた者に提供した役務の対価の合計額

ロ　(1)に掲げる金額のうちに(2)に掲げる金額の占める割合（当該金融商品取引業者等以外の者が(2)の行為を行つた場合において、当該行為に係る収入金額に相当する金額（ロにおいて「特定金額」という。）が(1)に掲げる金額に含まれていないときは、(1)に掲げる金額に当該特定金額の合計額を加算した金額のうちに(2)に掲げる金額に当該特定金額の合計額を加算した金額の占める割合）が百分の五十以上であること。

(1)　当該金融商品取引業者等の収入金額の合計額

(2)　当該金融商品取引業者等の金融商品取引法第二条第八項各号に掲げる行為及び商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第二十二項各号に掲げる行為に係る収入金額の合計額

第十六条の七第一項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　令第六条の七第一項第三号に掲げる者（信託会社で既に次号に定める要件を満たしたものを除く。）その営業所等を通じて特定取引（令第六条の八第一号ニ（資金決済に関する法律第二条第五項第三号に掲げるものに係る部分に限る。）に掲げる特定取引に限る。）が行われること。

第十六条の七第二項中「同項に規定する者が最初に前項の要件を満たした期間の末日から二年を経過した日の属する年の十二月三十一日」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める日」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前項第一号に掲げる者で同号に定める要件を満たしたもの　その営業所等を通じて同号に規定する特定取引が行われた日の前日

二　前項第二号又は第三号に掲げる者でそれぞれ同項第二号又は第三号に定める要件を満たしたもの　その者が最初にそれぞれ同項第二号又は第三号に定める要件を満たした期間の末日から二年を経過した日の属する年の十二月三十一日

第十六条の七第三項中「第一項の」を「第一項第二号又は第三号に掲げる者がそれぞれ同項第二号又は第三号に定める」に改め、「なつた」の下に「場合には、その」を、「、特定取引」の下に「（令第六条の八第一号ニに掲げる取引（次条第一項第二号及び第十六条の十二第十項第一号において「特定電子決済手段等取引」という。）を除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第十六条の八の見出しを「（特定取引の範囲）」に改め、同条第一項第一号中「ニからトまで又は同条第四号に掲げる」を「ホからチまでに掲げる取引又は同条第四号に定める」に改め、同号イ中「及び」を「若しくは」に、「、同法」を「又は同法」に、「又は」を「若しくは」に改め、同項第七号中「掲げる取引」を「定める取引」に改め、同号イ中「通じて当該」を「通じて令第六条の八各号に定める」に、「当該取引に」を「当該各号に定める取引に」に改め、同号ロ中「通じて当該」を「通じて令第六条の八各号に定める」に、「（当該取引」を「（当該各号に定める取引」に、「おける当該」を「おける当該各号に定める」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「掲げる取引」を「定める取引」に、「次項」を「第四項各号」に改め、「有価証券」の下に「若しくは金融商品取引法第二十九条の二第一項第八号に規定する権利（同法第二条第三項に規定する第一項有価証券に該当するものに限る。）」を加え、同号を同項第七号とし、同項第五号中「第六条の八第一号チ又はリ」を「第六条の八第一号リ又はヌ」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「第六条の八第一号チ」を「第六条の八第一号リ」に、「）及び」を「）又は」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「第六条の八第一号ト」を「第六条の八第一号チに掲げる取引」に、「掲げる取引」を「定める取引」に改め、同号イ中「第六号」を「第七号」に、「）が」を「）若しくは同法第二十九条の二第一項第八号に規定する権利（同法第二条第三項に規定する第一項有価証券に該当するものに限る。）が」に改め、同号ロ中「（平成二十一年法律第五十九号）」を削り、「及び」を「若しくは」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「第六条の八第一号ニからヘまで」を「第六条の八第一号ホからトまで」に改め、同号イ中「第六条の八第一号ニ」を「第六条の八第一号ホ」に、「次条第二項第六号」を「次条第二項第八号」に、「第六条の八第一号ホ」を「第六条の八第一号ヘ」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　特定電子決済手段等取引のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものに係るもの

イ　報告金融機関等との間でその営業所等を通じて行われる特定電子決済手段等取引に係る契約において、当該特定電子決済手段等取引に係る特定電子決済手段等勘定（当該報告金融機関等の営業所、事務所その他これらに類するものに設定される当該特定電子決済手段等取引に係る特定電子決済手段等（令第六条の八第一号ニ(1)又は(2)に掲げるものをいう。ロにおいて同じ。）の管理に係る勘定をいう。ロにおいて同じ。）の残高の合計額が上限額（百万円に相当する金額をいう。ロにおいて同じ。）以下であることが定められていること。

ロ　イの報告金融機関等において、イの特定電子決済手段等勘定に係る上限額を超える特定電子決済手段等を保有しないための技術的措置が講じられていること。

ハ　イの報告金融機関等の営業所等の長において、イの特定電子決済手段等取引を行う際、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める確認が行われること。

(1)　当該特定電子決済手段等取引を行う際に犯罪による収益の移転防止に関する法律第四条第一項又は第二項（これらの規定を同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定（ハにおいて「本人確認規定」という。）の適用がある場合　当該本人確認規定による確認

(2)　当該特定電子決済手段等取引を行う際に本人確認規定の適用がない場合（犯罪による収益の移転防止に関する法律第四条第三項の規定の適用がある場合を除く。）　(1)に定める確認に相当する確認

第十六条の八第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　令第六条の八第一号ニ(1)に規定する総務省令、財務省令で定めるものは、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第四十八号）第二条第二項に規定する前払式支払手段とする。

3　令第六条の八第一号ニ(2)に規定する総務省令、財務省令で定めるものは、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第二条第一項に規定する財産的価値とする。

第十六条の九の見出しを「（特定取引を行う特定法人の範囲）」に改め、同条第二項第十一号を同項第十三号とし、同項第六号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、同項第五号中「又は」を「若しくは」に改め、「権利」の下に「又は暗号資産等（有価証券を除く。）」を加え、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　デリバティブ取引の決済により生ずる所得

第十六条の九第二項第四号の次に次の一号を加える。

五　暗号資産等（法第十条の九第五項第三号に規定する暗号資産等をいう。次号において同じ。）に係る所得（同号及び第七号に掲げる所得を除く。）

第十六条の十の見出しを「（特定取引を行う特定法人に係る実質的支配者の範囲）」に改める。

第十六条の十一第一項中「この項及び次項」を「この条」に改める。

第十六条の十二第十項を同条第十七項とし、同条第九項を同条第十六項とし、同条第八項を同条第十五項とし、同条第七項中「報告金融機関等が」の下に「電子情報処理組織（を、「電子情報処理組織」の下に「をいう。第十六条の十九第八項において同じ。）」を加え、「同項」を「報告事項（法第十条の六第一項」に、「（次項」を「をいう。次項」に、「「報告事項」という」を「同じ」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第六項中「報告対象契約に係る資産の価額及び」を「第十項第一号ヲに規定する資産の価額及び同号ワに規定する」に、「金額又は」を「金額（同号ヲに規定する資産が電子決済手段であり、かつ、その価額が外国通貨で表示されたものである場合には、その価額をその表示された外国通貨の金額とみなす。以下この項において同じ。）又は」に、「外国通貨（当該電子決済手段である場合には、この項前段の規定により外国通貨の金額とみなされるときにおける当該外国通貨）の」に、「（報告対象契約に係る」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第五項中「第三項第一号チ」を「第十項第一号ワ」に改め、同項第三号中「第十六条の九第二項第五号」を「第十六条の九第二項第六号及び第七号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第四項中「ト」を「（ヲ」に、「掲げる」を「定める」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同号ワ中「資産の」とあるのは、「資産（当該報告対象契約に係る特定取引のうちに特定電子決済手段等取引及び特定電子決済手段等取引以外の特定取引に該当するものがあり、かつ、判定期間（その年の一月一日から当該報告対象契約が終了した日までのいずれかの日において終了する九十日の期間をいう。ワにおいて同じ。）ごとに、各判定期間内の日における当該報告対象契約に係る特定電子決済手段等取引に係る特定取引契約資産額を九十で除してそれぞれ計算した金額がその年中のいずれの日においても百万円を超えなかつた場合における当該特定電子決済手段等取引に係る資産を除く。）の」とする。

第十六条の十二第四項を同条第十一項とし、同条第三項第一号中「この条」を「この項及び次項」に、「法第十条の六第二項第一号」を「同条第二項第一号」に改め、同号ロ中「以下この号」を「ロ、ハ及びホ」に改め、同号ハ中「限る」の下に「。ハ及びト(3)において同じ」を加え、「当該実質的支配者に係るイ及びロに」を「次に」に改め、同号ハに次のように加える。

(1)　当該実質的支配者に係るイ及びロに掲げる事項

(2)　当該実質的支配者と当該特定法人との関係（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第二十条第一項第二十四号に掲げる関係に該当するものに限る。）

第十六条の十二第三項第一号ホ中「第六条の八第一号ト」を「第六条の八第一号チ」に改め、同号ヌを同号ヨとし、同号リ中「ト及びチ」を「ヲ及びワ」に改め、同号リを同号カとし、同号チ中「収入金額」の下に「（当該報告対象契約に係るデリバティブ取引の決済による収入金額を含むものとし、その年における暗号資産等報告対象契約（当該報告対象契約に係る特定取引を行つた者が法第十条の九第五項第一号に規定する報告暗号資産交換業者等で当該報告対象契約に係る特定取引に係る報告金融機関等に該当するものとの間で締結している法第十条の十第一項に規定する報告対象契約をいう。）に係る同項に規定する報告事項に該当するものを除く。）」を加え、同号チを同号ワとし、同号ト中「資産」の下に「（当該報告対象契約に係る特定取引のうちに特定電子決済手段等取引及び特定電子決済手段等取引以外の特定取引に該当するものがあり、かつ、判定期間内の日における当該報告対象契約に係る特定電子決済手段等取引に係る特定取引契約資産額（令第六条の三第二十四項第三号に規定する特定取引契約資産額をいう。以下この号において同じ。）の合計額を九十で除してそれぞれ計算した金額がその年中のいずれの日においても百万円を超えなかつた場合における当該特定電子決済手段等取引に係る資産を除く。ワにおいて同じ。）」を加え、同号トを同号ヲとし、同号ヲを同号リとし、同号リの次に次のように加える。

ヌ　当該報告対象契約に係る特定取引が次に掲げる特定取引の種類のいずれかに該当する旨

(1)　令第六条の八第一号イからニまでに掲げる特定取引

(2)　令第六条の八第一号ホからトまでに掲げる特定取引

(3)　令第六条の八第一号チからヌまでに掲げる特定取引

(4)　令第六条の八第二号から第四号までに定める特定取引

ル　当該報告対象契約に係る特定取引が令第六条の二第三項に規定する新規特定取引（同項の規定の適用を受けたものを除く。）又は既存特定取引（同項の規定の適用を受けた同項に規定する新規特定取引を含む。）のいずれかに該当する旨

第十六条の十二第三項第一号ホの次に次のように加える。

ヘ　当該報告対象契約に係る特定取引が次に掲げる特定取引である場合には、それぞれ次に定める事項

(1)　令第六条の八第三号に定める特定取引　当該特定取引に係る契約を締結している者が当該特定取引に係る報告金融機関等（令第六条の七第一項第五号に掲げる者に限る。）に係る同項第五号に規定する組合又は団体に係る(2)(i)から(iv)までに掲げる者に相当する者に該当する旨

(2)　令第六条の八第四号に定める特定取引　当該特定取引に係る契約を締結している者が当該特定取引に係る報告金融機関等（令第六条の七第一項第六号に掲げる者に限る。）に係る同項第六号に規定する信託に係る次に掲げる者に該当する旨

(i)　当該信託の委託者

(ii)　当該信託の受益者

(iii)　当該信託に係る(i)から(iii)までに掲げる者以外の者

(iv)　次に掲げる要件の全てを満たす届出書等（届出書等が提出されている場合には、直近に提出されたものに限る。）が提出されているか否かの別

(1)　次に掲げる者のいずれかの署名があること又はその他の方法により当該報告対象契約に係る特定取引を行つた者により提出されたものであること。

(i)　当該特定取引を行つた者（当該特定取引を行つた者が法人である場合には、その代表者その他の現に当該特定取引の任に当たつていた個人）

(ii)　当該特定取引を行つた者の代理人

(2)　当該報告対象契約に係る特定取引を行つた者に係る第十六条の二第一項第一号に規定する特定取引を行う者に係る同号及び同項第二号に規定する特定取引を行つた者の納税者番号につき同条第二項の規定の適用がある場合には、当該納税者番号に係る部分を除く。）に掲げる事項（当該特定取引を行つた者に係る同条第一項第二号に規定する特定取引を行う者の居住地国が報告対象国以外の国又は地域である場合には、当該居住地国及び当該居住地国における当該特定取引を行つた者の納税者番号に係る部分を除く。）の記載があること。

(3)　当該報告対象契約に係る特定取引を行つた者が特定法人である場合において、当該特定法人に係る実質的支配者があるときは、当該実質的支配者に係る第十六条の二第一項第一号及び第二号（当該実質的支配者の納税者番号につき同条第二項の規定の適用がある場合において、当該納税者番号に係る部分を除く。）に掲げる事項（当該実質的支配者の居住地国が報告対象国以外の国又は地域である場合には、当該居住地国における当該実質的支配者の納税者番号に係る部分を除く。）の記載があること。

(4)　前号の場合において、同号の特定法人が内国法人であり、かつ、同号の実質的支配者の居住地国が報告対象国であるときは、当該特定法人に係る第十六条の二第一項第八号に掲げる事項

(5)　その提出を受けた年月日の記載があること。

チ　当該報告対象契約が二以上の者と報告金融機関等との間で締結されているものであるか否かの別（当該報告対象契約が二以上の者と報告金融機関等との間で締結されているものである場合には、当該二以上の者の数を含む。）

第十六条の十二第三項を同条第十項とし、同条第二項を同条第三項とし、同項の次に次の六項を加える。

4　令第六条の十四第一項第一号イに規定する総務省令、財務省令で定めるものは、上場法人（令第六条の九第一項第一号に掲げる法人をいう。以下この項において同じ。）と法人等（法人又は組合等をいう。以下第七項までにおいて同じ。）との間に次に掲げる関係がある場合における当該法人等（当該法人等が組合等に該当する場合には、当該組合等に係る特定組合員等とし、令第六条の九第一項第二号に掲げる法人を除く。）とする。

一　当該上場法人による当該法人等に対する直接又は間接の支配関係に準ずる関係

二　同一の法人等による当該上場法人及び当該法人等に対する直接又は間接の支配関係に準ずる関係

5　前項各号に規定する直接又は間接の支配関係に準ずる関係とは、一方の法人等と他方の法人等との間に当該他方の法人等が次に掲げる法人等に該当する関係がある場合における当該関係をいう。

一　当該一方の法人等による他の法人等に対する支配関係に準ずる関係がある場合における当該他の法人等

二　前号に掲げる法人等又は当該一方の法人等及び同号に掲げる法人等による他の法人等に対する支配関係に準ずる関係がある場合における当該他の法人等

三　前号に掲げる法人等又は当該一方の法人等及び前二号に掲げる法人等による他の法人等に対する支配関係に準ずる関係がある場合における当該他の法人等

6　前項各号に規定する他の法人等に対する支配関係に準ずる関係がある場合とは、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合をいう。

一　次に掲げる当該他の法人等の区分に応じそれぞれ次に定めるものを有する場合（組合（法第十条の五第八項第六号イに掲げる組合をいう。以下この項において同じ。）にあつては当該組合の組合財産として有する場合とし、準組合（組合に準ずる事業体をいう。以下この項において同じ。）にあつては当該準組合の準組合財産（組合の組合財産に準ずるものをいう。以下この項において同じ。）として有する場合とし、信託にあつては当該信託の信託財産として有する場合とする。）

イ　他の法人　当該他の法人の発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は出資

ロ　他の組合　当該他の組合の組合財産に対する持分の割合が百分の五十を超える場合における当該持分

ハ　他の準組合　当該他の準組合の準組合財産に対する持分の割合が百分の五十を超える場合における当該持分

ニ　他の信託　当該他の信託の受益権の総額の百分の五十を超える金額の受益権

二　次に掲げる当該他の法人等の区分に応じそれぞれ次に定める議決権の総数の百分の五十を超える数を有する場合（組合にあつては当該組合の組合財産として株式等（イに掲げる他の法人の株式若しくは出資、ロに掲げる他の組合の組合財産に対する持分、ハに掲げる他の準組合の準組合財産に対する持分又はニに掲げる他の信託の受益権をいう。以下この号において同じ。）を有することにより当該株式等に係る議決権を有する場合とし、準組合にあつては当該準組合の準組合財産として株式等を有することにより当該株式等に係る議決権を有する場合とし、信託にあつては当該信託の信託財産として株式等を有することにより当該株式等に係る議決権を有する場合とする。）

イ　他の法人　当該他の法人の議決権の総数（当該議決権を行使することができない法人税法第二条第十四号に規定する株主等が有する当該議決権の数を除く。）

ロ　他の組合　当該他の組合の組合員の議決権の総数（当該議決権を行使することができない組合員が有する当該議決権の数を除く。）

ハ　他の準組合　当該他の準組合の準組合員（組合の組合員に準ずる者をいう。ハにおいて同じ。）の議決権の総数（当該議決権を行使することができない準組合員が有する当該議決権の数を除く。）

ニ　他の信託　当該他の信託の受益者の議決権の総数（当該議決権を行使することができない受益者が有する当該議決権の数を除く。）

7　令第六条の十四第一項第一号ロに規定する総務省令、財務省令で定めるものは、上場組合等（同号に規定する上場組合等をいう。以下この項において同じ。）と法人等との間に次に掲げる関係がある場合における当該法人等（当該法人等が組合等に該当する場合には、当該組合等に係る特定組合員等）とする。

一　当該上場組合等による当該法人等に対する直接又は間接の支配関係に準ずる関係

二　同一の法人等による当該上場組合等及び当該法人等に対する直接又は間接の支配関係に準ずる関係

8　前項各号に規定する直接又は間接の支配関係に準ずる関係があるかどうかの判定については、第五項及び第六項の規定を準用する。

9　令第六条の十四第一項第二号に規定する総務省令、財務省令で定めるところにより計算した金額は、判定期間（その年の一月一日から十二月三十一日までのいずれかの日において終了する九十日の期間をいう。以下この項及び次項第一号ヲにおいて同じ。）ごとに、各判定期間内の日における同条第一項第二号の特定取引に係る特定取引契約資産額の合計額を九十で除してそれぞれ計算した金額とする。

第十六条の十二第一項中「第六条の十四第一項」を「第六条の十四第一項第一号」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

令第六条の十四第一項第一号に規定する組合等として総務省令、財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　その法第十条の五第八項第六号イに規定する組合契約に基づく権利が外国金融商品市場（金融商品取引法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。第三号において同じ。）において売買されている法第十条の五第八項第六号イに掲げる組合

二　前号に掲げる組合に準ずる事業体

三　その受益権が外国金融商品市場において売買されている法第十条の五第八項第六号ハに掲げる信託

第十六条の十三の見出し中「記録」を「報告金融機関等による記録」に改め、同条第二項第一号ニ中「の規定において準用する同条第六項」を「において準用する同条第六項の規定により同条第一項の規定による届出書の提出若しくは同条第三項」に改め、同項第二号イ中「第十一項」の下に「の規定により法第十条の五第一項の規定による届出書の提出又は同条第三項」を加え、同号イ⑵中「第十条の五第二項」を「第十条の五第二項各号」に改め、同号イ⑷中「、当該」を「、これらの」に改め、同号ロに次のように加える。

⑹　当該特定が行われ、又は行われなかつた特定取引を行つた者が法第十条の五第二項第二号に掲げる者である場合には、その旨

第十六条の十三第二項第四号イ中「の規定」を「の規定により同条第三項の規定」に改め、同号ロに次のように加える。

⑺　当該特定が行われ、又は行われなかつた特定取引を行つた者が法第十条の五第二項第二号に掲げる者である場合には、その旨

第十六条の十三第三項第二号中「へに」を「トに」に改める。

第十六条の十五第二項中「別表の十七の項又は三十八の項」を「別表の二十五の項又は五十七の項」に改め、同条を第十六条の二十二とする。

第十六条の十四中「第十条の九第二項」を「第十条の十三第二項」に改め、同条を第十六条の二十一とする。

第十六条の十三の次に次の七条を加える。

（暗号資産等取引を行う者の届出書の提出等）

第十六条の十四　法第十条の九第一項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第十条の九第一項各号に掲げる者（同項各号に掲げる者が特定組合員等（同条第五項第六号に規定する特定組合員等をいう。以下この項及び第十六条の十九第四項第一号において同じ。）である場合には、当該各号の暗号資産等取引（法第十条の九第五項第三号に規定する暗号資産等取引をいう。以下第十六条の二十までにおいて同じ。）をその業務として行う当該特定組合員等に係る組合等（法第十条の九第五項第六号イからハまでに掲げるものをいう。次号ロ及び第十六条の十九第四項第一号において同じ。）の氏名、住所及び生年月日又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地

二　法第十条の九第一項各号に掲げる者（次に掲げる場合には、それぞれ次に定めるもの）の居住地国（同条第五項第七号に規定する居住地国をいう。以下この項及び第五項、次条第一項及び第五項並びに第十六条の十六第二項において同じ。）の名称及び当該居住地国（外国に限る。）においてその者の納税者番号がある場合には、当該納税者番号

イ　当該各号に掲げる者が特定組合員等（法第十条の九第五項第七号イに掲げる法人等に該当する信託以外の信託の受託者に限る。イ及び第四号並びに第十六条の十九第四項第二号において「特定信託受託者」という。）である場合　当該特定信託受託者

ロ　当該各号に掲げる者（当該各号に掲げる者が特定組合員等以外の者である場合には法人に限るものとし、当該各号に掲げる者が特定組合員等である場合には当該特定組合員等に係る組合等とする。第五号において同じ。）が遺産法人等（遺産の準拠法によつて被相続人の遺産が法第十条の九第五項第七号イに規定する法人等とされるものをいう。ロ及び第五号並びに第十六条の十九第四項第一号ロにおいて同じ。）である場合　当該遺産法人等に係る被相続人

三　法第十条の九第一項各号に掲げる者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在する国又は地域と前号の居住地国とが異なる場合には、その事情の詳細

四　法第十条の九第一項各号に掲げる者が特定組合員等である場合には、当該特定組合員等の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地（当該特定組合員等が特定信託受託者である場合には、その旨を含む。）

五　法第十条の九第一項各号に掲げる者が遺産法人等である場合には、当該遺産法人等に係る被相続人の氏名、その死亡の時における住所及び生年月日

六　法第十条の九第一項各号に掲げる者が特定法人（同条第五項第四号に規定する特定法人をいう。以下第十六条の十九までにおいて同じ。）である場合には、その旨

七　前号の場合において、同号の特定法人に係る実質的支配者（法第十条の九第五項第五号に規定する実質的支配者をいう。以下第十六条の十九までにおいて同じ。）があるときは、当該実質的支配者に係る第一号から第三号までに掲げる事項

八　前号の場合において、同号の特定法人が内国法人であり、かつ、同号の実質的支配者の居住地国が外国であるときは、当該特定法人の法人番号（当該特定法人が法人番号を有する場合に限る。）

九　法第十条の九第一項各号に掲げる者が令第六条の二十四第一項において準用する令第六条の十四第一項第一号に掲げる者に該当する場合には、その旨及びその該当する事実

十　その他参考となるべき事項

2　前項第二号又は第七号に掲げる事項（納税者番号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）については、当該納税者番号が、当該納税者番号を発行した国又は地域の法令により報告暗号資産交換業者等（法第十条の九第五項第一号に規定する報告暗号資産交換業者等をいう。以下第十六条の二十までにおいて同じ。）に提供することができないこととされている場合には、その旨を記載することにより、それぞれ前項第二号又は第七号に掲げる事項の記載を省略することができる。

3　報告暗号資産交換業者等の営業所等（法第十条の九第五項第二号に規定する営業所等をいう。次条第一項第三号及び第十六条の十九第四項第五号において同じ。）の長は、法第十条の九第一項各号に掲げる者から同項の規定による届出書の提出を受けたときは、当該届出書に記載されている事項がその提出の際にその者から提出又は提示を受けた他の書類の内容と合致していることを確認しなければならない。

4　第十六条の二第四項及び第五項の規定は、令第六条の十五第一項において準用する令第六条の二第一項に規定する総務省令、財務省令で定める書類について準用する。この場合において、第十六条の二第四項第一号中「報告金融機関等」とあるのは「報告暗号資産交換業者等（法第十条の九第五項第一号に規定する報告暗号資産交換業者等をいう。以下同じ。）」と、同項第二号ロ及び同条第五項各号中「報告金融機関等」とあるのは「報告暗号資産交換業者等」と読み替えるものとする。

5　第十六条の二第六項の規定は、法第十条の九第一項の規定による届出書の提出をする者（内国法人である特定法人のうち、当該特定法人に係る実質的支配者（その居住地国が外国であるものに限る。）があるものに限る。）が法人番号を有する場合について準用する。この場合において、第十六条の二第六項中「その提出する報告金融機関等」とあるのは「法第十条の九第一項の規定による届出書を提出する同条第五項第一号に規定する報告暗号資産交換業者等」と、「同条第一項の特定取引を行う」とあるのは「その提出の」と、「当該報告金融機関等」とあるのは「当該報告暗号資産交換業者等」と、「令第六条の二第一項の規定による前項」とあるのは「令第六条の十五第一項において準用する令第六条の二第一項の規定による第十六条の十四第四項において準用する前項」と読み替えるものとする。

6　令第六条の十五第二項第二号に規定する総務省令、財務省令で定める情報は、第一項各号（第十号を除く。）に掲げる事項とする。

（暗号資産等取引に係る届出書を提出した者等の異動届出書の提出等）

第十六条の十五　法第十条の九第二項に規定する届出書に記載された事項に係る同項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　前条第一項第二号に掲げる事項（同号に規定する法第十条の九第一項各号に掲げる者の居住地国に係る部分に限る。）

二　前条第一項第六号に掲げる事項

三　前条第一項第七号に掲げる事項（特定法人（法第十条の九第二項の報告暗号資産交換業者等との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引を行つた際に犯罪による収益の移転防止に関する法律第四条第一項又は第二項の規定により当該特定法人に係る実質的支配者につき当該報告暗号資産交換業者等が同条第一項第四号に掲げる事項の確認を行つていた場合その他令第六条の十七第一項において準用する令第六条の五第二項に規定する総務省令、財務省令で定める場合における当該特定法人に限る。次号において同じ。）に実質的支配者があるかどうかに係る部分に限る。）

四　前条第一項第七号に掲げる事項（特定法人に係る実質的支配者に係る同項第二号に掲げる事項（当該実質的支配者の居住地国に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）

五　前条第一項第九号に掲げる事項（令第六条の二十四第一項において準用する令第六条の十四第一項第一号に掲げる者に該当するかどうかに係る部分に限る。）

2　法第十条の九第二項に規定する異動届出書（以下この項及び第五項並びに第十六条の二十において「異動届出書」という。）に記載すべき法第十条の九第二項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、同項に規定する異動を生じた後の前条第一項各号に掲げる事項及び法第十条の九第二項の規定により異動届出書を提出する者がその異動を生じた場合に該当することとなる前に提出した同条第四項に規定する届出書等（次条第二項及び第十六条の二十第二項において「届出書等」という。）に記載した事項（その異動を生じたものに限る。）とする。

3　前条第三項の規定は、法第十条の九第三項において準用する同条第一項後段の規定を適用する場合について準用する。

4　前条第四項の規定は、令第六条の十六第一項において準用する令第六条の十五第一項（令第六条の二第一項の規定を準用する部分に限る。）の規定により読み替えられた令第六条の二第一項に規定する総務省令、財務省令で定める書類について準用する。

5　前条第五項の規定は、法第十条の九第一項の規定により届出書を提出した者（内国法人である特定法人に限る。）が同条第二項に規定する異動を生じた場合（その異動を生じた後の当該特定法人に係る実質的支配者の居住地国が外国である場合に限る。）に該当することにより異動届出書を提出する場合について準用する。

（暗号資産等取引に係る届出書を提出した者等の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続）

第十六条の十六　法第十条の九第四項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、前条第一項各号に掲げる事項とする。

2　法第十条の九第四項に規定する総務省令で定める情報は、報告暗号資産交換業者等が保存している記録に追加される情報のうち、届出書等（当該届出書等に係る第十六条の十四第三項（前条第三項において準用する場合を含む。）に規定する他の書類を含む。）若しくは当該報告暗号資産交換業者等による特定対象者（法第十条の九第一項に規定する特定対象者をいう。以下この項及び第十六条の二十において同じ。）の住所等所在地国（法第十条の九第四項に規定する住所等所在地国をいう。以下この項、第十六条の十九第四項第二号及び第十六条の二十において同じ。）と認められる国若しくは地域の特定の基因となつた書類若しくはこれらの記載事項のうち次に掲げる事項に係るもの（これらに関して作成された記録を含む。）が真実かつ正確であるものでないことを知り、若しくは知り得る状態であつたと認められることとなり、又は当該特定の基因となつた住所等所在地国情報（第四項において準用する第十六条の三第十四項各号及び第五項において準用する第十六条の三第十五項各号に掲げる情報をいう。）及び本店所在地国情報（第十六条の三第五項第一号中「令第六条の三第十項に規定する法人既存特定取引契約者等（次号において「法人既存特定取引契約者等」とあるのを「暗号資産等取引（法第十条の九第五項第三号に規定する暗号資産等取引をいう。以下この号において同じ。）を行つた法人（暗号資産等取引を行つた法人が同項第六号に規定する特定組合員等である場合には、当該暗号資産等取引をその業務として行う当該特定組合員等に係る同号イからハまでに掲げるもの。次号において「法人暗号資産等取引契約者等」と、同項第二号中「法人既存特定取引契約者等（法第十条の五第八項第六号ハ」とあるのを「法人暗号資産等取引契約者等（法第十条の九第五項第六号ハ」と、同号イ中「第十条の九第五項第七号イ」とあるのを「第十条の九第八項第七号イ」と、同号ロ中「第十条の五第八項第六号ハ」とあるのを「第十条の九第五項第六号ハ」と読み替えた場合における同項各号に掲げるものの区分に応じ当該各号に定める場所をいう。）に関する状況の変化（当該特定対象者の次に掲げる事項に関連し、又は当該事項の内容と矛盾する情報を追加する結果となるものを含む。）を示すもの（当該報告暗号資産交換業者等が当該情報に基づき当該特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定をする場合には、当該特定をする前における当該特定対象者の居住地国（当該届出書等に記載されたものに限る。）又は住所等所在地国と認められる国若しくは地域（当該報告暗号資産交換業者等が特定をしたものに限る。）と異なる国又は地域に関する情報に限る。）とする。

一　当該特定対象者（特定法人に係る実質的支配者を除く。）の居住地国又は住所等所在地国と認められる国若しくは地域

二　当該特定対象者（暗号資産等取引を行つた法人に限る。）が特定法人に該当するかどうかに関する事項

三　当該特定対象者（特定法人に限る。）に実質的支配者があるかどうかに関する事項

四　当該特定対象者（特定法人に係る実質的支配者に限る。）の居住地国又は住所等所在地国と認められる国若しくは地域

五　当該特定対象者（暗号資産等取引を行つた者に限る。）が令第六条の二十四第一項第一号に掲げる者に該当するかどうかに関する事項

3　第十六条の三第六項の規定は、令第六条の十七第一項において準用する令第六条の五第二項に規定する総務省令、財務省令で定める場合について準用する。この場合において、第十六条の三第六項中「報告金融機関等」とあるのは、「法第十条の九第五項第一号に規定する報告暗号資産交換業者等」と読み替えるものとする。

4　第十六条の三第十四項の規定は、令第六条の十七第一項において準用する令第六条の五第二項に規定する現在の住所又は居所その他の総務省令、財務省令で定める情報について準用する。この場合において、第十六条の三第十四項第一号中「居住地国」とあるのは「法第十条の九第五項第七号に規定する居住地国」と、同項第四号中「自動送金指図」とあるのは「自動送金指図（暗号資産等取引（法第十条の九第五項第三号に規定する暗号資産等取引をいう。次号において同じ。）に係る契約に係る資産のうちから継続的に送金（これに準ずるものを含む。）をするための指図をいう。）」と、同項第五号中「代理権」とあるのは「暗号資産等取引に係る契約に係る代理権」と読み替えるものとする。

5　第十六条の三第十五項の規定は、令第六条の十七第一項において準用する令第六条の五第二項に規定する郵便局又は外国における郵便局に相当するものの所在地その他の総務省令、財務省令で定める情報について準用する。この場合において、第十六条の三第十五項第一号中「報告金融機関等」とあるのは「報告暗号資産交換業者等（法第十条の九第五項第一号に規定する報告暗号資産交換業者等をいう。次号において同じ。）」と、「特定取引」とあるのは「暗号資産等取引（同項第三号に規定する暗号資産等取引をいう。次号において同じ。）」と、同項第二号中「報告金融機関等」とあるのは「報告暗号資産交換業者等」と、「特定取引」とあるのは「暗号資産等取引」と読み替えるものとする。

6　第十六条の三第十項の規定は令第六条の十七第二項において準用する令第六条の三第二十一項に規定する総務省令、財務省令で定める情報について、第十六条の三第十一項の規定は令第六条の十七第二項において準用する令第六条の三第二十一項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。この場合において、第十六条の三第十項中「第十条の五第一項」とあるのは「第十条の九第一項」と、「第十条の五第二項」とあるのは「第十条の九第四項」と、「特定法人の」とあるのは「法第十条の九第五項第四号に規定する特定法人の」と、「実質的支配者」とあるのは「同項第五号に規定する実質的支配者」と、同条第十一項中「報告金融機関等は、法第十条の五第二項」とあるのは「報告暗号資産交換業者等（法第十条の九第五項第一号に規定する報告暗号資産交換業者等をいう。第一号イ⑴において同じ。）は、同条第四項」と、「特定取引を行つた者に対し」とあるのは「暗号資産等取引（同条第五項第三号に規定する暗号資産等取引をいう。第一号において同じ。）を行つた者に対し」と、同項第一号中「第十条の六第二項第一号」とあるのは「第十条の十第二項第一号」と、「特定取引に」とあるのは「暗号資産等取引に」と、「特定取引契約終了日」とあるのは「暗号資産等取引契約終了日」と、同号イ⑴中「報告金融機関等」とあるのは「報告暗号資産交換業者等」と、「特定取引」とあるのは「暗号資産等取引」と、同項第二号中「特定取引契約終了日」とあるのは「暗号資産等取引契約終了日」と読み替えるものとする。

（暗号資産等取引を行う特定法人の範囲）

第十六条の十七　第十六条の九第二項の規定は、令第六条の二十において準用する令第六条の九第一項第十号イに規定する総務省令、財務省令で定める所得について準用する。

（暗号資産等取引を行う特定法人に係る実質的支配者の範囲）

第十六条の十八　第十六条の十の規定は、法第十条の九第五項第五号に規定する総務省令、財務省令で定める者について準用する。

（報告暗号資産交換業者等による報告事項の提供）

第十六条の十九　第十六条の十二第一項の規定は、令第六条の二十四第一項において準用する令第六条の十四第一項第一号に規定する組合等として総務省令、財務省令で定めるものについて準用する。この場合において、第十六条の十二第一項第一号中「第十条の五第八項第六号イ」とあるのは「第十条の九第五項第六号イ」と、同項第三号中「第十条の五第八項第六号ハ」とあるのは「第十条の九第五項第六号ハ」と読み替えるものとする。

2　第十六条の十二第二項及び第三項の規定は、令第六条の二十四第一項において準用する令第六条の十四第一項第一号に規定する総務省令、財務省令で定める法人について準用する。

3　第十六条の十二第四項から第六項までの規定は令第六条の二十四第一項において準用する令第六条の十四第一項第一号イに規定する総務省令、財務省令で定めるものについて、第十六条の十二第七項及び第八項の規定は同号ロに規定する総務省令、財務省令で定めるものについて、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項中「令第六条の九第一項第一号」とあるのは「令第六条の二十において準用する令第六条の九第一項第一号」と、「組合等を」とあるのは「組合等（法第十条の九第五項第六号イからハまでに掲げるものをいう。以下この項及び第七項において同じ。）を」と、「特定組合員等」とあるのは「特定組合員等（法第十条の九第五項第六号に規定する特定組合員等をいう。第七項において同じ。）」と、「令第六条の九第一項第二号」とあるのは「令第六条の二十において準用する令第六条の九第一項第二号」と、同条第六項第一号中「第十条の五第八項第六号イ」とあるのは「第十条の九第五項第六号イ」と、同条第七項中「同号」とあるのは「令第六条の二十四第一項において準用する令第六条の十四第一項第一号」と読み替えるものとする。

4　法第十条の十第一項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、報告対象契約（同項に規定する報告対象契約をいう。以下この項及び第七項において同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

一　当該報告対象契約に係る暗号資産等取引を行つた者（次に掲げる場合には、それぞれ次に定めるもの。次号において同じ。）の氏名、住所（ロに定める者にあつては、その者の死亡の時における住所）及び生年月日又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地

イ　当該報告対象契約に係る暗号資産等取引を行つた者が特定組合員等である場合（ロに掲げる場合を除く。）　当該報告対象契約に係る暗号資産等取引をその業務として行つた当該特定組合員等に係る組合等

ロ　当該報告対象契約に係る暗号資産等取引を行つた者（当該報告対象契約に係る暗号資産等取引を行つた者が特定組合員等以外の者である場合には法人に限るものとし、当該報告対象契約に係る暗号資産等取引を行つた者が特定組合員等である場合には当該特定組合員等に係る組合等とする。）が遺産法人等である場合　当該遺産法人等に係る被相続人

二　当該報告対象契約に係る暗号資産等取引を行つた者（当該報告対象契約に係る暗号資産等取引を行つた者が特定信託受託者である場合には、当該特定信託受託者。以下この号において同じ。）の特定居住地国（法第十条の十第一項に規定する特定居住地国をいう。以下この号及び次号において同じ。）の名称及び当該特定居住地国（外国に限る。）において当該暗号資産等取引を行つた者の納税者番号がある場合（第十六条の十四第二項の規定の適用がある場合を除く。）には、当該納税者番号（法第十条の九第四項の規定により特定された当該暗号資産等取引を行つた者の住所等所在地国と認められる国又は地域の納税者番号にあつては、報告暗号資産交換業者等が保有している場合に限る。）

三　当該報告対象契約に係る暗号資産等取引を行つた者が特定法人である場合において、当該特定法人に係る実質的支配者（特定居住地国が法第十条の十第二項第一号に規定する報告対象国である者に限る。）があるときは、次に掲げる事項

イ　当該実質的支配者に係る前二号に掲げる事項

ロ　当該実質的支配者と当該特定法人との関係（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第二十条第一項第二十四号に掲げる関係に該当するものに限る。）

四　前号の場合において、同号の特定法人が内国法人であるときは、当該特定法人の法人番号（当該特定法人が法人番号を有する場合に限る。）

五　その年において報告暗号資産交換業者等との間でその営業所等を通じて行われた当該報告対象契約に係る法第十条の九第五項第三号に規定する暗号資産等売買等に係る暗号資産等（同号に規定する暗号資産等をいう。以下第七項までにおいて同じ。）の種類ごとの次に掲げる事項

イ　暗号資産等の名称

ロ　暗号資産等の売却（本邦通貨又は外国通貨を対価として行われるものに限るものとし、特定電子支払手段（次に掲げるものをいう。ハ及び第七項において同じ。）との交換による暗号資産等の譲渡を含む。以下この号、第六項第一号及び第七項第一号において同じ。）の対価の額（当該売却に係る取引手数料がある場合には、当該取引手数料の額を控除した残額）の合計額、売却をした暗号資産等の総数量及び暗号資産等の売却の件数の合計数

(1)　資金決済に関する法律第二条第五項第一号から第三号までに掲げるもの

(2)　資金決済に関する法律第二条第六項に規定する物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために特定の者に対して使用することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されている同条第七項に規定する通貨建資産に限るものとし、(1)に掲げるもの、金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券、同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利、電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権その他これらに類するものを除く。）であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

ハ　暗号資産等の購入（本邦通貨又は外国通貨を対価として行われるものに限るものとし、特定電子支払手段との交換による暗号資産等の取得を含む。ハ及びチ、第六項第二号並びに第七項第一号において同じ。）の対価の額（当該購入に係る取引手数料がある場合には、当該取引手数料の額を控除した残額）の合計額、購入をした暗号資産等の総数量及び暗号資産等の購入の件数の合計数

ニ　他の暗号資産等との交換による譲渡をした暗号資産等の公正市場価値額（当該譲渡に係る取引手数料がある場合には、当該取引手数料の額を控除した残額）の合計額及び総数量並びにその譲渡の件数の合計数

ホ　他の暗号資産等との交換による取得をした暗号資産等の公正市場価値額（当該取得に係る取引手数料がある場合には、当該取引手数料の額を控除した残額）の合計額及び総数量並びにその取得の件数の合計数

ヘ　移転をした暗号資産等（ロの売却及びニの交換による譲渡をした暗号資産等のいずれにも該当しないものであり、かつ、物品購入等（物品その他の財産的価値の購入、譲受け、借受けその他の方法による受入れ又は役務の提供を受けることをいう。ヘにおいて同じ。）の対価の額（その対価の支払が外国通貨で行われる場合には、当該物品購入等の時における外国為替の売買相場により、本邦通貨表示の金額に換算した金額）が五百万円を超える場合における当該物品購入等の対価として支払われるものに限る。）の公正市場価値額の合計額及び総数量並びにその移転の件数の合計数

ト　移転をした暗号資産等（当該報告対象契約に係る暗号資産等取引を行つた者の暗号資産等勘定（当該報告暗号資産交換業者等の営業所、事務所その他これらに類するものに設定される暗号資産等の管理に係る勘定をいう。ト及びチにおいて同じ。）からその者の他の暗号資産等勘定への移転をしたものを除くものとし、ロの売却、ニの交換による譲渡及びへの移転をした暗号資産等のいずれにも該当しないものに限る。トにおいて同じ。）に係る次に掲げる事項

(1)　移転をした暗号資産等の公正市場価値額の合計額及び総数量並びにその移転の件数の合計数

(2)　移転をした暗号資産等のその移転の種類（当該報告暗号資産交換業者等がその移転の種類を把握するために必要な情報を保有している場合におけるその移転の種類に限る。）ごとに、その名称及び(1)に掲げる事項

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

チ　受入れをした暗号資産等（当該報告対象契約に係る暗号資産等取引を行つた者の他の暗号資産等勘定からその者の暗号資産等勘定に受入れをしたものを除くものとし、ハの購入及びホの交換による取得をした暗号資産等のいずれにも該当しないものに限る。チにおいて同じ。）に係る次に掲げる事項

(1)　受入れをした暗号資産等の公正市場価値額の合計額及び総数量並びにその受入れの件数の合計数

(2)　受入れをした暗号資産等のその受入れの種類（当該報告暗号資産交換業者等がその受入れの種類を把握するために必要な情報を保有している場合におけるその受入れの種類に限る。）ごとに、その名称及び(1)に掲げる事項

リ　移転をした暗号資産等が次に掲げる暗号資産等の区分に応じそれぞれ次に定める勘定に受入れをされたものである場合（当該報告暗号資産交換業者等がその受入れをされたものであることを把握するために必要な情報を保有している場合に限る。）には、それぞれ次に掲げる暗号資産等の公正市場価値額の合計額及び総数量

(1)　暗号資産等（資金決済に関する法律第二条第十四項に規定する暗号資産に限る。(1)において同じ。）　同条第十六項に規定する暗号資産交換業者及び同条第十七項に規定する外国暗号資産交換業者以外の者において設定される暗号資産等の管理に係る勘定

(2)　暗号資産等（資金決済に関する法律第二条第五項第四号に掲げるものに限る。(2)において同じ。）　同条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者（同法第六十二条の八第二項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる者を含む。）及び同法第二条第十三項に規定する外国電子決済手段等取引業者以外の者において設定される暗号資産等の管理に係る勘定

(3)　暗号資産等（金融商品取引法第二十九条の二第一項第八号に規定する権利を表示するもの（資金決済に関する法律第二条第十四項各号に掲げる財産的価値に限る。）に限る。(3)において同じ。）　金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者及び外国金融商品取引業者（同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同法第二十九条の登録と同種類の登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を受けて金融商品取引業を行う者をいう。）以外の者において設定される暗号資産等の管理に係る勘定

六　前号に掲げる事項の金額を表示する通貨の種類

七　その他参考となるべき事項

5　前項第五号ニからリまでに規定する公正市場価値額とは、次の各号に掲げる暗号資産等の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。

一　前項第五号ニの交換による譲渡をした暗号資産等　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　当該譲渡をした暗号資産等に係る当該譲渡の時における売買価格（前項第五号の報告暗号資産交換業者等が暗号資産等の種類ごとにその売買の価格として合理的な方法（当該方法が二以上ある場合には、いずれかの方法に限る。）を継続して適用することにより算出した金額をいう。以下この項において同じ。）がある場合　当該売買価格

ロ　当該譲渡により交換した他の暗号資産等に係る当該譲渡の時における売買価格がある場合（イに掲げる場合を除く。）　当該売買価格

二　前項第五号ホの交換による取得をした暗号資産等　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　当該取得をした暗号資産等に係る当該取得の時における売買価格がある場合　当該売買価格

ロ　当該取得により交換した他の暗号資産等に係る当該取得の時における売買価格がある場合（イに掲げる場合を除く。）　当該売買価格

三　前項第五号ヘ、ト若しくはリの移転又は同号チの受入れ（以下この号において「移転等」という。）をした暗号資産等　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　当該移転等をした暗号資産等に係る当該移転等の時における売買価格がある場合　当該売買価格

ロ　当該移転等の時において前項第五号の報告暗号資産交換業者等の会計帳簿に当該移転等をした暗号資産等と同種類の暗号資産等の価額が記載されていた場合（イに掲げる場合を除く。）　その記載されていた当該同種類の暗号資産等の価額

ハ　イ及びロに掲げる場合以外の場合　当該移転等をした暗号資産等に係る当該移転等の時における売買価格に準ずるものとして暗号資産等の種類ごとに合理的と認められる方法（当該方法が二以上ある場合には、そのうち最も合理的と認められる方法）により算出した金額

6　第四項第五号において、暗号資産等の移転又は受入れがそれぞれ第一号若しくは第三号又は第二号若しくは第四号に掲げるものに該当するかどうかの判定は、当該移転又は受入れの時において同項第五号の報告暗号資産交換業者等が入手可能な情報に基づき当該移転又は受入れがそれぞれ第一号若しくは第三号又は第二号若しくは第四号に掲げるものに該当すると認められるかどうかにより行うものとする。

一　暗号資産等の売却

二　暗号資産等の購入

三　暗号資産等の他の暗号資産等との交換による譲渡

四　暗号資産等の他の暗号資産等との交換による取得

7　報告対象契約に係る次の各号に掲げる行為の区分に応じ当該各号に定める額は、外国通貨で表示されたものにあつては、外国通貨で表示された金額又は外国通貨で表示された金額を本邦通貨表示に換算した金額（特定電子支払手段のうちその価額が外国通貨で表示されたものにあつては、その価額をその表示された外国通貨の金額とみなして、本邦通貨表示に換算した金額）とする。この場合において、外国通貨の本邦通貨への換算は、当該各号に掲げる行為の時における外国為替の売買相場により行うものとする。

一　第四項第五号ロ又はハの暗号資産等の売却又は購入　これらの対価の額

二　第四項第五号ニからリまでの交換による譲渡若しくは取得又は移転若しくは受入れ　これらの行為をした暗号資産等のこれらの規定に規定する公正市場価値額

8　第十六条の十二第十四項の規定は報告暗号資産交換業者等が電子情報処理組織を使用して報告事項（法第十条の十第一項に規定する報告事項をいう。次条第二項第三号において同じ。）を法第十条の十第一項に規定する所轄税務署長に提供しようとする場合における届出その他の手続について、第十六条の十二第十五項の規定は法第十条の十第一項第一号に規定する総務省令、財務省令で定める方法について、第十六条の十二第十六項の規定は法第十条の十第一項第二号に規定する総務省令、財務省令で定める記録用の媒体について、それぞれ準用する。この場合において、第十六条の十二第十五項中「報告事項」とあるのは、「法第十条の十第一項に規定する報告事項」と読み替えるものとする。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（報告暗号資産交換業者等による記録の作成及び保存）

第十六条の二十　報告暗号資産交換業者等は、法第十条の九第一項の規定による届出書の提出若しくは同条第二項の規定による異動届出書の提出を受けた場合、同条第四項の規定による要求をした場合又は同項の規定による特定対象者の住所等所在地国と認められる国若しくは地域の特定を行つた場合には、次項各号に掲げる事項に関する記録を、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成しなければならない。

2　法第十条の十二第一項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　届出書等の提出に関する次に掲げる事項

イ　当該届出書等の提出を受けた年月日

ロ　当該届出書等に記載された事項（当該届出書等を文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて前項の記録に添付する場合を除く。）

ハ　当該届出書等の提出が法第十条の九第四項の規定による異動届出書の提出の要求によるものである場合には、その旨

二　法第十条の九第四項の特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定に関する次に掲げる事項

イ　法第十条の九第四項の規定による異動届出書の提出の要求に関する次に掲げる事項

(1)　当該要求の基因となつた新情報（法第十条の九第四項に規定する新情報をいう。(1)において同じ。）を取得した年月日その他新情報に該当することとなる事情の詳細

(2)　当該要求を行つた年月日及び行つた手続の内容

(3)　当該要求を行つた法第十条の九第四項の届出書等を提出した者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

(4)　報告暗号資産交換業者等が(3)の届出書等を提出した者に係る暗号資産等取引に係る契約を識別するために用いる番号、記号その他の符号

(5)　当該要求を行つた場合において、当該異動届出書の提出がなかつたときは、その旨

ロ　法第十条の九第四項の規定による特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定に関する次に掲げる事項

(1)　当該特定を行つた年月日及び行つた手続の内容

(2)　当該特定を行つた暗号資産等取引に係る特定対象者（イ(3)の届出書等を提出した者を除く。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

(3)　当該特定が行われた場合には、当該異動届出書の提出がなかつたときは、その旨

(4)　当該特定が行われなかつた場合には、その旨

三　報告事項を提供した年月日及びその報告事項

四　前条第四項第五号リの受入れに係る識別子又は当該識別子を特定するに足りる記号番号

五　前各号に掲げる事項のうち法第十条の十一の規定の適用に係るものがある場合には、次に掲げる事項

イ　当該事項につき法第十条の十一の規定の適用がないものとした場合における前各号に掲げる事項

ロ　当該事項に係る特定行為（法第十条の十一第一項の規定によりなかつたものとされた行為又は同条第二項の規定によりあつたものとされた行為を行わなかつたことをいう。ロにおいて同じ。）の内容及び当該特定行為が同条第一項又は第二項の主たる目的の一つとして行われたものであることについての事情の詳細

六　その他参考となるべき事項

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年一月一日から施行する。ただし、第十六条の十五第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

（既存特定取引契約者等の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続に関する経過措置）

第二条　改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（以下「新規則」という。）第十六条の三第十一項（新規則第十六条の五の二第三項及び第十六条の六第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新規則第十六条の三第十一項各号に掲げる場合に該当することとなる場合（同項第一号イ(1)に掲げる頻度にあつては、同項の報告金融機関等が施行日以後に同号イ(1)の事項に変更又は追加があることを知つた場合に該当することとなる場合に限る。）について適用し、施行日前に改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第十六条の三第十一項（同令第十六条の六第一項において準用する場合を含む。）に規定する特定をした日から二年を経過する日が到来した場合については、なお従前の例による。

（報告金融機関等による報告事項の提供に関する経過措置）

第三条　新規則第十六条の十二第十項から第十三項までの規定は、施行日以後の各年の十二月三十一日において報告金融機関等（所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号。以下この項において「改正法」という。）第十六条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「新法」という。）第十条の五第八項第一号に規定する報告金融機関等をいう。次項において同じ。）との間でその同項第二号に規定する営業所等を通じて新法第十条の六第一項に規定する特定取引を行つた者が締結している同項の報告対象契約に係る報告事項（同項に規定する報告事項をいう。次項において同じ。）の提供について適用し、施行日前の各年の十二月三十一日において改正法第十六条の規定による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この項において「旧法」という。）第十条の五第八項第一号に規定する報告金融機関等との間でその同項第二号に規定する営業所等を通じて旧法第十条の六第一項に規定する特定取引を行つた者が締結していた同項の報告対象契約に係る同項に規定する報告事項の提供については、なお従前の例による。

2　報告金融機関等が施行日以後に新法第十条の六第一項の規定により報告事項（同項の規定により提供すべき期限が令和九年四月三十日及び令和十年四月三十日であるものに限る。）の提供をする場合における新規則第十六条の十二第十項及び第十一項の規定の適用については、同条第十項第一号中「場合　次に掲げる事項」とあるのは、「場合　次に掲げる事項（報告金融機関等が保有する令第六条の三第二十四項第四号に規定する特定取引データベースに当該報告対象契約に係る特定取引（令和七年十二月三十一日以前に行われたものに限る。）を行つた者に係るハ(2)に係る部分に限る。）又はヘに掲げる事項が記録されていない場合には、その記録されていない事項を除く。）」とする。

○外務省令第十三号

外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）及び外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）を実施するため、外務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月二十八日

外務大臣　上川　陽子

外務省組織規則の一部を改正する省令

外務省組織規則（平成十三年外務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第二節　総合外交政策局	**第二節**　総合外交政策局
（政策企画室並びに主任外交政策調整官、外交政策調整官及び企画官）	（政策企画室並びに主任外交政策調整官、外交政策調整官及び企画官）
第十一条　総務課に、政策企画室並びに主任外交政策調整官三人及び企画官三人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。	**第十一条**　総務課に、政策企画室並びに主任外交政策調整官一人、外交政策調整官三人及び企画官四人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。
（国際安全・治安対策協力室、宇宙・海洋安全保障政策室及び経済安全保障政策室）	（国際安全・治安対策協力室、国際平和・安全保障協力室、宇宙・海洋安全保障政策室及び経済安全保障政策室）
第十二条　安全保障政策課に、国際安全・治安対策協力室、宇宙・海洋安全保障政策室及び経済安全保障政策室を置く。	**第十二条**　安全保障政策課に、国際安全・治安対策協力室、国際平和・安全保障協力室、宇宙・海洋安全保障政策室及び経済安全保障政策室を置く。
1～3　［略］	1～3　［同上］
4～5　［削除］	4　国際平和・安全保障協力室は、次に掲げる事務をつかさどる。
	一　我が国の国際平和協力（国際連合その他の国際機関の活動に係るものに限る。）その他の安全保障上の協力に係る外交政策の企画及び立案に関すること。
	二　前号に掲げる事務及び我が国の国際平和協力（前号に掲げるものを除き、かつ、文民によるものに限る。）に関する事務に関連する外交政策に関する事務を総括すること。
4　宇宙・海洋安全保障政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。	5　国際平和・安全保障協力室に、室長を置く。
一　日本国の安全保障に係る基本的な外交政策のうち宇宙及び海洋に関するものの企画及び立案に関すること。	6　宇宙・海洋安全保障政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。
二　前号に掲げる事務に関連する外交政策に関する事務を総括すること。	一　日本国の安全保障に係る基本的な外交政策のうち宇宙及び海洋に関するものの企画及び立案に関すること。
三　宇宙に関する科学に係る外交政策に関すること。	二　前号に掲げる事務に関連する外交政策に関する事務を総括すること。
四　宇宙に関する科学に関し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関すること。	三　宇宙に関する科学に係る外交政策に関すること。
五　宇宙に関する科学に関し、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関等との協力に関すること。	四　宇宙に関する科学に関し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関すること。
六　宇宙に関する科学に関する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関すること。	五　宇宙に関する科学に関し、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関等との協力に関すること。
5　宇宙・海洋安全保障政策室に、室長を置く。	六　宇宙に関する科学に関する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関すること。
6　経済安全保障政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。	7　宇宙・海洋安全保障政策室に、室長を置く。
一　日本国の安全保障に係る基本的な外交政策のうち経済、技術、サイバーその他の事項に関する新たな安全保障上の課題に関するものの企画及び立案に関すること。	8　経済安全保障政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。
二　前号に掲げる事務に関連する外交政策に関する事務を総括すること。	一　日本国の安全保障に係る基本的な外交政策のうち経済、技術、サイバーその他の事項に関する新たな安全保障上の課題に関するものの企画及び立案に関すること。
7　経済安全保障政策室に、室長を置く。	二　前号に掲げる事務に関連する外交政策に関する事務を総括すること。
	9　経済安全保障政策室に、室長を置く。

第十二条の二　削除

第十三条　［略］

（企画官）

第十四条　人権人道課に、企画官一人を置く。

2　企画官は、命を受けて、人権人道課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に参画する。

（生物・化学兵器禁止条約室）

第十五条　軍備管理軍縮課に、生物・化学兵器禁止条約室を置く。

2　生物・化学兵器禁止条約室は、軍備管理及び軍縮に関する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関する事務のうち生物兵器禁止条約及び化学兵器禁止条約に関するものをつかさどる。

3　生物・化学兵器禁止条約室に、室長を置く。

4　［削除］

第三節～第八節　［略］

第九節　国際協力局

（開発協力企画室、事業管理室、開発協力連携室、ＮＧＯ協力推進室及び企画官）

第三十九条　政策課に、開発協力企画室、事業管理室、開発協力連携室、ＮＧＯ協力推進室及び企画官二人を置く。

2　開発協力企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　外務省の所掌に係る政府開発援助に関する企画及び立案に関すること。

二　政府開発援助全体に共通する方針に関する関係行政機関の行う企画の調整に関すること。

三　経済協力事情一般に関する調査及び統計の作成を行うこと。

3　開発協力企画室に、室長を置く。

4　事業管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　無償の経済協力の実施に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

二　外務省の所掌に係る技術協力の実施に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

三　外務省の所掌に係る有償の経済協力の実施に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

四　政府開発援助のうち技術協力に関する関係行政機関の行う企画及び立案の調整に関すること。

五　政府開発援助のうち有償の資金供与による協力に関する関係行政機関の行う企画及び立案の調整に関すること。

六　独立行政法人国際協力機構の行う業務（海外移住に係る業務を除く。）に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

5　事業管理室に、室長を置く。

（企画官）

第十二条の二　国連企画調整課に、企画官一人を置く。

2　企画官は、命を受けて、国連企画調整課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に参画する。

第十三条　［同上］

（企画官）

第十四条　人権人道課に、企画官二人を置く。

2　企画官は、命を受けて、人権人道課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に参画する。

（生物・化学兵器禁止条約室及び企画官）

第十五条　軍備管理軍縮課に、生物・化学兵器禁止条約室及び企画官一人を置く。

2　生物・化学兵器禁止条約室は、軍備管理及び軍縮に関する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関する事務のうち生物兵器禁止条約及び化学兵器禁止条約に関するものをつかさどる。

3　生物・化学兵器禁止条約室に、室長を置く。

4　企画官は、命を受けて、軍備管理軍縮課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に参画する。

第三節～第八節　［同上］

第九節　国際協力局

（民間援助連携室及び企画官）

第三十九条　政策課に、民間援助連携室及び企画官二人を置く。

６　開発協力連携室は、民間等の経済協力に係る活動（ＮＧＯの経済協力に係る活動を除き、国際機関等の経済協力に係る活動を含む。）との連携に関する事務であって、外務省の所掌に係るものに関する事務をつかさどる。

７　開発協力連携室に、室長を置く。

８　ＮＧＯ協力推進室は、民間等の経済協力に係る活動のうちＮＧＯの経済協力に係る活動との連携に関する事務であって、外務省の所掌に係るものに関する事務をつかさどる。

９　ＮＧＯ協力推進室に、室長を置く。

10　企画官は、命を受けて、政策課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に参画する。

第四十条　削除

２　民間援助連携室は、民間等の経済協力に係る活動との連携に関する事務のうち外務省の所掌に係るものに関する事務をつかさどる。

３　民間援助連携室に、室長を置く。

４　企画官は、命を受けて、経済協力に係る外交政策に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。

（開発協力企画室及び事業管理室並びに企画官）

第四十条　開発協力総括課に、開発協力企画室及び事業管理室並びに企画官一人を置く。

２　開発協力企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　外務省の所掌に係る政府開発援助に関する企画及び立案に関すること。

二　政府開発援助全体に共通する方針に関する関係行政機関の行う企画の調整に関すること。

三　経済協力事情一般に関する調査及び統計の作成を行うこと。

３　開発協力企画室に、室長を置く。

４　事業管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　無償の経済協力の実施に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

二　外務省の所掌に係る技術協力の実施に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

三　外務省の所掌に係る有償の経済協力の実施に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

四　政府開発援助のうち技術協力に関する関係行政機関の行う企画及び立案の調整に関すること。

五　政府開発援助のうち有償の資金供与による協力に関する関係行政機関の行う企画及び立案の調整に関すること。

六　独立行政法人国際協力機構の行う業務（海外移住に係る業務を除く。）に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

５　事業管理室に、室長を置く。

６　企画官は、命を受けて、開発協力総括課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に参画する。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和六年八月一日に施行する。ただし、第十四条及び第十五条の改正規定は令和六年七月一日から施行する。

○財務省令第四十七号

関税定率法等の一部を改正する法律（令和六年法律第九号）の一部の施行に伴い、関税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月二十八日

財務大臣　鈴木　俊一

関税法施行規則の一部を改正する省令

関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の七の次に次の一条を加える。

（特例申告に係る担保の金額）

第一条の七の二　法第七条の八第一項（担保の提供）に規定する財務省令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　特例輸入者に対して担保の提供を命ずる場合　次に掲げる額のいずれか多い額を限度として、税関長が必要と認める金額

イ　担保の提供を命ずることとなつた日の属する月の翌月から一年間において輸入しようとする貨物に課されるべき関税、内国消費税及び地方消費税（以下この号及び次号において「関税等」という。）で特例申告により納付する見込みの関税等の額の合計額が最も多い月の当該合計額

ロ　担保の提供を命ずることとなつた日の属する年の前年において輸入した貨物について、特例申告により納付した又は納付すべきことが確定した関税等の額の合計額が最も多い月の当該合計額

二　特例委託輸入者に対して担保の提供を命ずる場合（次号に掲げる場合を除く。）　輸入申告に係る貨物の価格（令第五十九条第一項第一号の二（輸入申告の手続）に規定する価格をいう。）に当該価格に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した額を関税等の課税標準として計算した場合に課されるべき関税等の金額

三　特例委託輸入者に対して担保の提供を命ずる場合（継続して貨物を輸入することを予定している特例委託輸入者から、輸入申告を行おうとする税関官署の長に対し、あらかじめ担保の提供を行いたい旨の申出があつた場合に限る。）　第一号イ又はロに掲げる合計額のいずれか多い額に二を乗じて計算した金額を限度として、税関長が必要と認める金額

附　則

この省令は、令和六年十月一日から施行する。

○財務省令第四十八号

所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）の一部の施行に伴い、国税質問検査章規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月二十八日

財務大臣　鈴木　俊一

国税質問検査章規則の一部を改正する省令

国税質問検査章規則（昭和四十年大蔵省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「第十条の十及び」を「第十条の十四並びに」に改め、「第四十一条の二第十項」の下に「及び第四十一条の三第十項」を加える。

附　則

この省令は、令和八年一月一日から施行する。

○財務省令第四十九号

国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第一条第一項の規定に基づき、国債の発行等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月二十八日

財務大臣　鈴木　俊一

国債の発行等に関する省令の一部を改正する省令

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（入札発行） **第五条**　［略］ ［2～7　略］ 8　財務大臣は、前項の規定による報告に基づき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより、募入の決定をするものとする。ただし、財務大臣が適当と認める場合には、各申込みの一部又は全部を募入外とすることができる。 ［一～四　略］ 五　価格競争入札又は第二号に規定する入札（以下「利回り競争入札」という。）の募入の決定をした後に行われる入札（価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札にあっては、第三号に規定する価格（ただし、募入の決定を受けた各申込みのうち最も低い応募価格を発行価格とする価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札にあっては、当該価格）を発行価格とし、利回り競争入札の募入の決定をした後に行われる入札にあっては、利回り競争入札において募入の決定を受けた各申込みの募入最高利回りより算出された価格を発行価格とするものに限る。）であって財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるもの　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。 六　［略］ ［9～11　略］	（入札発行） **第五条**　［同上］ ［2～7　同上］ 8　［同上］ ［一～四　同上］ 五　価格競争入札又は第二号に規定する入札（以下「利回り競争入札」という。）の募入の決定をした後に行われる入札（価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札にあっては、第三号に規定する価格を発行価格とし、利回り競争入札の募入の決定をした後に行われる入札にあっては、利回り競争入札において募入の決定を受けた各申込みの募入最高利回りより算出された価格を発行価格とするものに限る。）であって財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるもの　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。 六　［同上］ ［9～11　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百一号

家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）第四条第二項及び第十一条第一項並びに雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第八十二条の規定に基づき、並びに家内労働法第九条第一項の規定を実施するため、家内労働法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月二十八日

厚生労働大臣　武見　敬三

家内労働法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

（家内労働法施行規則の一部改正）

第一条　家内労働法施行規則（昭和四十五年労働省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（就業時間の適正化に関する勧告）	（就業時間の適正化に関する勧告）
第二条　（略）	**第二条**　（略）
2　都道府県労働局長は、前項の規定により都道府県労働局の掲示場に掲示したときは、その勧告の内容を当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。	（新設）
（審議会の意見の要旨の公示）	（審議会の意見の要旨の公示）
第四条　（略）	**第四条**　（略）
2　都道府県労働局長は、前項の規定により都道府県労働局の掲示場に掲示したときは、その公示の内容を当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。	（新設）
（関係家内労働者及び関係委託者の意見の聴取）	（関係家内労働者及び関係委託者の意見の聴取）
第六条　（略）	**第六条**　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
4　都道府県労働局長は、前項の規定により都道府県労働局の掲示場に掲示したときは、その公示の内容を当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。	（新設）

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第二条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第六十条の二第一項の厚生労働大臣の指定の通知等）	（法第六十条の二第一項の厚生労働大臣の指定の通知等）
第百一条の二の二　（略）	**第百一条の二の二**　（略）
2　厚生労働大臣は、法第六十条の二第一項の規定による指定を受けている教育訓練について、前項各号に掲げる事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により公表するものとする。	2　厚生労働大臣は、法第六十条の二第一項の規定による指定を受けている教育訓練について、前項各号に掲げる事項を記載した帳簿を作成し、当該帳簿を公共職業安定所において閲覧に供するものとする。
附　則	
この省令は、公布の日から施行する。	

○厚生労働省令第百二号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第一項第六号及び第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月二十八日

厚生労働大臣　武見　敬三

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則	**附　則**
（人材確保等支援助成金に関する暫定措置）	（新設）
第十七条の二の四　第百十八条第二項の人材確保等支援助成コース助成金は、同項に規定するもののほか、第一号に該当する派遣元事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。	
一　次のいずれにも該当する派遣元事業主であること。	
イ　令和六年四月一日以降、労働者派遣法第三十条の四第一項の協定で定めるところによる待遇とされる派遣労働者を雇用する事業主であること。	
ロ　令和七年三月三十一日までの間、イの派遣労働者に適用される令和六年度の賃金制度を整備又は改善する措置を実施した事業主であつて、次のいずれかに該当するものであること。	
(1)　令和六年四月一日から改めて新協定（同年五月二十四日以降、イの派遣労働者の賃金が労働者派遣法第三	

十条の四第一項第二号イに規定する額となるよう、改めて締結した同項の協定をいう。(2)において同じ。）を締結する日までの間における旧協定（改めて締結する前の同項の協定をいう。(2)において同じ。）の定めによる賃金の額と同年五月二十四日における労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号。(2)において「労働者派遣法施行規則」という。）第二十五条の九に規定する平均的な賃金の額との差額を賃金として支払つた事業主であること。

(2)　旧協定の定めによる賃金の額が労働者派遣法第三十条の四第一項第二号イに規定する額である事業主であつて、当該賃金の額と令和六年四月一日における労働者派遣法施行規則第二十五条の九に規定する平均的な賃金の額との差額を勘案し、新協定で定めるところによりイの派遣労働者の賃金を増額し、同日から改めて新協定を締結する日までの間における当該増額分を賃金として支払つたものであること。

二　前号に該当する派遣元事業主が雇用する派遣労働者の人数に一万円を乗じて得た額に五万円を加えた額（その額が前号ロの措置に要する金額に満たないときは、当該金額）

2　前項の規定にかかわらず、人材確保等支援助成コース助成金（前項の規定によるものに限る。次項において同じ。）は、国等に対しては、支給しないものとする。

3　第百二十条の二及び第百四十条の三の規定は、人材確保等支援助成コース助成金について準用する。この場合において、第百二十条の二第一項中「雇用関係助成金関係規定」とあるのは「附則第十七条の二の四第一項の規定」と、「雇用関係助成金は」とあるのは「人材確保等支援助成コース助成金（同項の規定によるものに限る。以下この条及び第百四十条の三において同じ。）は」と、「事業主又は事業主団体」とあるのは「事業主」と、同条第二項中「雇用関係助成金関係規定」とあるのは「附則第十七条の二の四第一項の規定」と、「雇用関係助成金は」とあるのは「人材確保等支援助成コース助成金は」と、「事業主又は事業主団体の」とあるのは「事業主の」と、「事業主又は事業主団体に」とあるのは「事業主に」と、同条第三項中「雇用関係助成金関係規定」とあるのは「附則第十七条の二の四第一項の規定」と、「という。）又は訓練を行つた機関（以下「訓練機関」という。）」とあるのは「という。）」と、「代理人等又は訓練機関」とあるのは「代理人等」と、「雇用関係助成金に」とあるのは「人材確保等支援助成コース助成金に」と、「雇用関係助成金は」とあるのは「人材確保等支援助成コース助成金は」と、「事業主又は事業主団体に」とあるのは「事業主に」と、第百四十条の三第一項中「第百二十条に規定する雇用関係助成金及び第百三十九条の四第一項に規定する雇用関係助成金」とあるのは「人材確保等支援助成コース助成金」と、同条第二項中「代理人等又は訓練機関」とあるのは「代理人等」と、「雇用関係助成金」とあるのは「人材確保等支援助成コース助成金」と読み替えるものとする。

第十七条の二の五及び第十七条の二の六　削除

第十七条の二の四から第十七条の二の六まで　削除

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第三号

産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第三十九条第一項及び第四十五条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令及び電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月二十八日

厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　新藤　義孝
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令及び電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令の一部を改正する省令

（鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令の一部改正）

第一条　鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（平成十七年厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（登録の申請） **第五条**　法第三十条第一項及び第二項、第三十一条第一項並びに第三十七条第一項から第三項までの登録（第五号、次条及び第七条において単に「登録」という。）の申請（以下この条において単に「申請」という。）をしようとする者は、様式第五による申請書に次の書類を添えて、主務大臣に提出しなければならない。ただし、当該書類の内容が既にこの条の規定による主務大臣の登録を受け、提出している他の申請に係る書類又は既に法第三十二条第一項から第三項まで、第三十三条第一項若しくは第三十七条第四項から第六項までの規定による主務大臣の登録を受け、提出している電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（令和元年厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第六号。以下「電磁的記録認証省令」という。）第五条各号の書類若しくは役務に係る日本産業規格への適合性の認証に関する命令（令和元年内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号。以下「役務認証命令」という。）第五条各号の書類の内容と同一であるときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。	（登録の申請） **第五条**　法第三十条第一項及び第二項、第三十一条第一項並びに第三十七条第一項から第三項までの登録（第五号、次条及び第七条において単に「登録」という。）の申請をしようとする者は、様式第五による申請書に次の書類を添えて、主務大臣に提出しなければならない。ただし、当該書類の内容が既に法第三十二条第一項から第三項まで、第三十三条第一項又は第三十七条第四項から第六項までの規定による主務大臣の登録を受け、提出している電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（令和元年厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第六号。以下「電磁的記録認証省令」という。）第五条各号の書類又は役務に係る日本産業規格への適合性の認証に関する命令（令和元年内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号。以下「役務認証命令」という。）第五条各号の書類の内容と同一であるときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。
一～五　［略］	一～五　［略］
（認証に係る審査の実施時期及び頻度） **第九条**　法第三十条第三項及び第三十一条第二項（これらの規定を法第三十七条第七項において準用する場合を含む。）の審査は、次の表の上欄に掲げる場合に応じ、同表の中欄に掲げる審査を、同表の下欄に掲げる時期に行うものとする。	（認証に係る審査の実施時期及び頻度） **第九条**　法第三十条第三項及び第三十一条第二項（これらの規定を法第三十七条第七項において準用する場合を含む。）の審査は、次の表の上欄に掲げる場合に応じ、同表の中欄に掲げる審査を、同表の下欄に掲げる時期に行うものとする。

一～三　［略］	［略］	［略］
四　被認証者が認証に係る鉱工業品若しくはその加工技術の仕様を変更し、若しくは追加しようとするとき	第十一条及び第十二条の審査（ただし、当該変更により当該鉱工業品が日本産業規格に適合しなくなるおそれのないときには、製品試験及び現地調査又はこれに類する調査（以下「現地調査等」という。）の全部又は一部を省略することができる。）	［略］
五～八　［略］	［略］	［略］

（認証に係る審査の方法）

第十一条　［略］

２・３　［略］

４　第一項第二号の抽出が被認証者等の品質管理体制の現地調査等を行う前に行われた場合であって、当該抽出後に被認証者等の

品質管理体制について当該試験用の鉱工業品の日本産業規格への適合性の審査に影響を及ぼすような変更があった場合には、当該製品試験の結果を用いて審査してはならない。

5　［略］

第十二条　法第四十五条第二項第一号の審査の方法のうち品質管理体制に対する審査は、認証に係る鉱工業品又はその加工技術に係る被認証者等の社内規格その他製造又は加工に関する書類を調査するとともに、当該鉱工業品を製造し、又は加工する全ての工場又は事業場に対し現地調査等を行うことにより、第二条に規定する事項が確実に行われているかどうかを確認するものとする。ただし、現に製造又は加工された特定の個数又は量の鉱工業品に係る認証を行う場合には、現地調査等を省略することができる。

（被認証者等に対する通知の基準）

第十九条　［略］

2　国内登録認証機関は、次の各号に掲げる場合に、それぞれ当該各号に定める決定を行った場合には、速やかに、被認証者等に当該決定の内容を通知するものとする。

一　［略］

二　被認証者から認証に係る鉱工業品若しくはその加工技術の仕様を変更し、若しくは追加し、又はその品質管理体制を変更しようとする旨の通知がされたとき　国内登録認証機関が第十一条の審査又は第十二条の現地調査等を行うかどうかの決定

三　［略］

3　［略］

（認証の業務に従事する者）

第二十六条　次の各号に掲げる認証の業務に従事する者は、それぞれ当該各号に定める年数以上の実務の経験を有し、かつ、当該業務を適切に行うために必要な知識及び能力を取得するための当該業務に関する法令及び実施の方法に係る主務大臣が告示で定める講習を修了しなければならない。

一　［略］

二　第十二条の現地調査等の業務に従事する者　現地調査等の業務又はこれに類似する業務に関し一年以上

三　［略］

2　日本産業規格Ｑ九〇〇一又はＩＳＯ九〇〇一の規定に適合することを国内登録認証機関が自ら確認する場合にあっては、第十二条の現地調査等に従事する者は、日本産業規格Ｑ九〇〇一又はＩＳＯ九〇〇一の審査員の資格を有する者でなければならない。

備考　表中の［　］は注記である。

様式第五及び様式第六を次のように改める。

様式第５（第５条及び第７条関係）

登録（登録の更新）申請書

年　月　日

殿

住所
申請者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

産業標準化法第39条第１項（第42条第２項において準用する同法第39条第１項）の規定により同法第30条第１項及び第２項、第31条第１項並びに第37条第１項から第３項まで（第42条第１項）の登録（登録の更新）を受けたいので、別紙書類を添えて申請します。

記

更新を受けようとする登録の根拠条項		
登録（登録の更新）を受けようとする鉱工業品又はその加工技術の区分	登録区分の名称	
	日本産業規格の番号	
認証の業務を行う区域		

登録（登録の更新）を受けようとする認証機関の連絡先等	法人番号	
	電話番号	
	ホームページアドレス	
認証を行う事務所	ふりがな	
	名称	
	ふりがな	
	所在地（郵便番号）	
	電話番号	
自ら認証に係る製品試験を行う試験所	試験方法の区分の名称	
	製品試験に係る日本産業規格の番号、項目番号及び記号	
	ふりがな	
	名称	
	ふりがな	
	所在地（郵便番号）	
	電話番号	
	関連する事務所の名称及び所在地	
認証管理責任者	氏名及び役職	
	電話番号	
	電子メールアドレス	
別紙書類一覧		

○鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令第５条各号

1　登記事項証明書又はこれに準ずるもの（第１号）

2　認証の業務を行う組織に関する事項（第２号イ）

3　認証の業務から生じる損害の賠償その他の債務に対する備え及び財務内容の健全性に関する事項（第２号ロ）

4　職員、認証機関が委嘱する外部の委員その他の認証の業務に従事する者の氏名、略歴及び担当する業務の範囲（第２号ハ）

5　２から４までに掲げるもののほか認証の業務の実施の方法に関する事項（第２号ニ）

6　認証の業務以外の業務を行っている場合は、当該業務の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項（第２号ホ）

7　認証の業務又はこれに類似する業務の実績がある場合は、その実績（第２号ヘ）

8　主要な株主の構成（当該株主が、被認証事業者である場合には、その旨を含む。）を記載した書類（第３号）

9　役員（合名会社、合資会社又は合同会社にあっては、業務を執行する社員）又は事業主の氏名、略歴及び担当する業務の範囲（当該役員又は事業主が被認証事業者の役員又は職員（過去２年間に当該被認証事業者の役員又は職員であった者を含む。）である場合には、その旨を含む。）を記載した書類（第４号）

10　製品試験の業務の概要及び業務の実績（第５号イ）

11　製品試験の業務に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別（第５号ロ）

12　製品試験の業務を行う施設の概要（第５号ハ）

13　製品試験の業務を行う組織に関する事項（第５号ニ）

14　製品試験の業務の実施の方法に関する事項（第５号ホ）

15　製品試験の業務に従事する者の氏名及び当該者が製品試験の業務又はこれに類似する業務に従事した経験を有する場合は、その実績（第５号ヘ）

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ４とすること。

2　「更新を受けようとする登録の根拠条項」の欄は、登録の更新の申請である場合に、産業標準化法第30条第１項及び第２項、第31条第１項並びに第37条第１項から第３項までのうち該当するものを記入すること。

3　「日本産業規格の番号」の欄は、鉱工業品又はその加工技術の区分に該当する日本産業規格のうち登録又は登録の更新を受けようとするものを記入すること。また、登録又は登録の更新を受けようとする区分が２以上ある場合は、別紙に記載する旨記入し、別紙を添付すること。

4　「法人番号」の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第15項に規定する法人番号がある場合に記入すること。

5　「ホームページアドレス」の欄は、鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令第14条第２項及び第21条の規定によりインターネットを利用して閲覧に供するために用いるものを記入すること。

6　「認証を行う事務所」の欄は、事務所が２以上ある場合は、別紙に記載する旨記入し、事務所ごとに中欄に掲げる事項を記載した別紙を添付すること。

7　「自ら認証に係る製品試験を行う試験所」の欄は、当該試験所について産業標準化法第41条第１項第１号の基準に適合しているかどうかについての審査を受けようとする場合に記入すること。また、試験所が２以上ある場合は、別紙に記載する旨記入し、試験所ごとに中欄に掲げる事項を記載した別紙を添付すること。

8　「試験方法の区分の名称」の欄は、鉱工業品に係る日本産業規格に規定する試験方法の名称を記入すること。ただし、２以上の試験方法であって、重要な部分において異ならないものとして主務大臣が定めた区分の名称がある場合には、その区分の名称を記入すること。

9　「製品試験に係る日本産業規格の番号、項目番号及び記号」の欄は、該当する日本産業規格の番号、項目番号及び記号のうち産業標準化法第41条第１項第１号の基準に適合しているかどうかについての審査を受けようとするものを記入すること。また、当該審査を受けようとする区分が２以上ある場合は、別紙に記載する旨記入し、別紙を添付すること。

10　「関連する事務所の名称及び所在地」の欄は、２以上の事務所において一連の試験の業務を実施する場合において、試験証明書を発行する業務以外の業務を執行する事務所を記入すること。

11　登録又は登録の更新の申請において、既に主務大臣に提出している添付資料の内容に変更がないため、その添付を省略する場合には、「別紙書類一覧」の欄の該当する文字を二重線で削除し、その旨を記載すること。

12　登録又は登録の更新の申請の際に、第５条各号に掲げる書類の内容が既に産業標準化法第32条第１項から第３項まで、第33条第１項又は第37条第４項から第６項までの規定による主務大臣の登録を受け、提出している電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令第５条各号の書類又は役務に係る日本産業規格への適合性の認証に関する命令第５条各号の書類の内容と同一であるため、その添付を省略する場合には、「別紙書類一覧」の欄の該当する文字を二重線で削除し、その旨を記載すること。

13　登録又は登録の更新の申請の際に、産業標準化法に基づく登録申請手数料の額等を定める政令第１条第６項の適用を受けようとする場合には、その旨を明記し、「別紙書類一覧」の欄に、「16　産業標準化法に基づく登録申請手数料の額の計算等に関する命令第７条」を追加し、添付する書類を「別紙書類一覧」の欄に具体的に記載すること。

14　登録の申請の際に、産業標準化法に基づく登録申請手数料の額等を定める政令第２条の適用を受けようとする場合には、その旨を明記し、産業標準化法第57条第１項又は第66条第１項の登録申請書の写しを添付すること。

様式第６（第８条第１項関係）

事　業　承　継　届　出　書

年　　月　　日

殿

住所

届出者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

下記のとおり、登録認証機関の地位を承継したので、産業標準化法第43条第２項の規定に基づき、別紙書類を添えて届け出ます。

記

被承継人の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名	
被承継人の住所	
被承継人の登録番号	
承継人の連絡先等	法人番号	
	電話番号	
	ホームページアドレス	
承継人の認証を行う事務所	ふりがな	
	名称	
	ふりがな	
	所在地（郵便番号）	
	電話番号	
承継人の自ら認証に係る製品試験を行う試験所	ふりがな	
	名称	
	電話番号	
	関連する事務所の名称及び所在地	
認証管理責任者	氏名及び役職	
	電話番号	
	電子メールアドレス	
承継の期日		
承継の理由		

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ４とすること。

２　「法人番号」の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第15項に規定する法人番号がある場合に記入すること。

３　「ホームページアドレス」の欄は、鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令第14条第２項及び第21条の規定によりインターネットを利用して閲覧に供するために用いるものを記入すること。

４　「承継人の認証を行う事務所」の欄は、事務所が２以上ある場合は、別紙に記載する旨記入し、事務所ごとに中欄に掲げる事項を記載した別紙を添付すること。

５　「承継人の自ら認証に係る製品試験を行う試験所」の欄は、産業標準化法第41条第２項の認証機関登録簿に記載されている試験所を承継した場合に記入すること。また、試験所が２以上ある場合は、別紙に記載する旨記入し、試験所ごとに中欄に掲げる事項を記載した別紙を添付すること。

６　「関連する事務所の名称及び所在地」の欄は、２以上の事務所において一連の試験の業務を実施する場合において、試験証明書を発行する業務以外の業務を執行する事務所を記入すること。

７　地位を承継した事実を証する次に掲げるいずれかの書面及び譲り受けた登録証を添付すること。

(1)　当該登録に係る事業の全部を譲渡されたことを証する書類

(2)　戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第５項の規定により交付を受けた同条第１項に規定する法定相続情報一覧図の写し及び相続人が２人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の同意書

(3)　登記事項証明書

(4)　(1)～(3)に準ずる書面

（電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令の一部改正）

第二条　電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（令和元年厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（登録の申請） **第五条**　法第三十二条第一項から第三項まで並びに第三十七条第四項及び第五項の登録（第五号、次条及び第七条において単に「登録」という。）の申請（以下この条において単に「申請」という。）をしようとする者は、様式第五による申請書に次の書類を添えて、主務大臣に提出しなければならない。ただし、当該書類の内容が既にこの条の規定による主務大臣の登録を受け、提出している他の申請に係る書類又は既に法第三十条第一項若しくは第二項、第三十一条第一項、第三十三条第一項若しくは第三十七条第一項から第三項まで若しくは第六項の規定による主務大臣の登録を受け、提出している鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（平成十七年厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第六号。以下「鉱工業品等認証省令」という。）第五条各号の書類若しくは役務に係る日本産業規格への適合性の認証に関する命令（令和元年内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号。以下「役務認証命令」という。）第五条各号の書類の内容と同一であるときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。	（登録の申請） **第五条**　法第三十二条第一項から第三項まで並びに第三十七条第四項及び第五項の登録（第五号、次条及び第七条において単に「登録」という。）の申請をしようとする者は、様式第五による申請書に次の書類を添えて、主務大臣に提出しなければならない。ただし、当該書類の内容が既に法第三十条第一項若しくは第二項、第三十一条第一項、第三十三条第一項又は第三十七条第一項から第三項まで若しくは第六項の規定による主務大臣の登録を受け、提出している鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（平成十七年厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第六号。以下「鉱工業品等認証省令」という。）第五条各号の書類又は役務に係る日本産業規格への適合性の認証に関する命令（令和元年内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号。以下「役務認証命令」という。）第五条各号の書類の内容と同一であるときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。
一～三　［略］	一～三　［略］
四　被認証者が認証に係る電磁的記録の仕様を変更し、若しくは追加し、又はそれのないときには、電磁的記録試験及び現地調査又はこれに類する調査（以下「現地調査等」という。）の全部又は一部を省略することができる。）	四　被認証者が認証に係る電磁的記録の仕様を変更し、若しくは追加し、又はそれのないときには、電磁的記録試験及び現地調査の全部又は一部を省略することができる。）
五～八　［略］	五～八　［略］
（認証に係る審査の方法） **第十一条**　［略］ ２・３　［略］ ４　第一項第二号の抽出が被認証者等の品質管理体制の現地調査等を行う前に行われた場合であって、当該抽出後に被認証者等の品質管理体制について当該試験用の電磁的	（認証に係る審査の方法） **第十一条**　［略］ ２・３　［略］ ４　第一項第二号の抽出が被認証者等の品質管理体制の現地調査を行う前に行われた場合であって、当該抽出後に被認証者等の品質管理体制について当該試験用の電磁的
［略］	［略］
［略］	［略］

記録の日本産業規格への適合性の審査に影響を及ぼすような変更があった場合には、当該電磁的記録試験の結果を用いて審査してはならない。

5　［略］

第十二条　法第四十五条第二項第一号の審査の方法のうち品質管理体制に対する審査は、認証に係る電磁的記録に係る被認証者等の社内規格その他電磁的記録の作成に関する書類を調査するとともに、当該電磁的記録を作成する全ての事務所又は事業場に対し現地調査等を行うことにより、第二条に規定する事項が確実に行われているかどうかを確認するものとする。

（被認証者等に対する通知の基準）

第十九条　［略］

2　国内登録認証機関は、次の各号に掲げる場合に、それぞれ当該各号に定める決定を行った場合には、速やかに、被認証者等に当該決定の内容を通知するものとする。

一　［略］

二　被認証者から認証に係る電磁的記録の仕様を変更し、若しくは追加し、又はその品質管理体制を変更しようとする旨の通知がされたとき　国内登録認証機関が第十一条の審査又は第十二条の現地調査等を行うかどうかの決定

三　［略］

3　［略］

（認証の業務に従事する者）

第二十六条　次の各号に掲げる認証の業務に従事する者は、それぞれ当該各号に定める年数以上の実務の経験を有し、かつ、当該業務を適切に行うために必要な知識及び能力を習得するための当該業務に関する法令及び実施の方法に係る主務大臣が告示で定める講習を修了しなければならない。

一　［略］

二　第十二条の現地調査等の業務に従事する者　現地調査等の業務又はこれに類似する業務に関し一年以上

三　［略］

記録の日本産業規格への適合性の審査に影響を及ぼすような変更があった場合には、当該電磁的記録試験の結果を用いて審査してはならない。

5　［略］

第十二条　法第四十五条第二項第一号の審査の方法のうち品質管理体制に対する審査は、認証に係る電磁的記録に係る被認証者等の社内規格その他電磁的記録の作成に関する書類を調査するとともに、当該電磁的記録を作成する全ての事務所又は事業場に対し現地調査を行うことにより、第二条に規定する事項が確実に行われているかどうかを確認するものとする。

（被認証者等に対する通知の基準）

第十九条　［略］

2　国内登録認証機関は、次の各号に掲げる場合に、それぞれ当該各号に定める決定を行った場合には、速やかに、被認証者等に当該決定の内容を通知するものとする。

一　［略］

二　被認証者から認証に係る電磁的記録の仕様を変更し、若しくは追加し、又はその品質管理体制を変更しようとする旨の通知がされたとき　国内登録認証機関が第十一条の審査又は第十二条の現地調査を行うかどうかの決定

三　［略］

3　［略］

（認証の業務に従事する者）

第二十六条　次の各号に掲げる認証の業務に従事する者は、それぞれ当該各号に定める年数以上の実務の経験を有し、かつ、当該業務を適切に行うために必要な知識及び能力を習得するための当該業務に関する法令及び実施の方法に係る主務大臣が告示で定める講習を修了しなければならない。

一　［略］

二　第十二条の現地調査の業務に従事する者　現地調査の業務又はこれに類似する業務に関し一年以上

三　［略］

2　日本産業規格Ｑ九〇〇一又はＩＳＯ九〇〇一の規定に適合することを国内登録認証機関が自ら確認する場合にあっては、第十二条の現地調査に従事する者は、日本産業規格Ｑ九〇〇一又はＩＳＯ九〇〇一の審査員の資格を有する者でなければならない。

二　第十二条の現地調査等の業務に従事する者　現地調査等の業務又はこれに類似する業務に関し一年以上

三　［略］

2　日本産業規格Ｑ九〇〇一又はＩＳＯ九〇〇一の規定に適合することを国内登録認証機関が自ら確認する場合にあっては、第十二条の現地調査等に従事する者は、日本産業規格Ｑ九〇〇一又はＩＳＯ九〇〇一の審査員の資格を有する者でなければならない。

備考　表中の［　］は注記である。

様式第五及び様式第六を次のように改める。

様式第５（第５条及び第７条関係）

登録（登録の更新）申請書

年　月　日

殿

住所
申請者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

産業標準化法第39条第１項（第42条第２項において準用する同法第39条第１項）の規定により同法第32条第１項から第３項まで並びに第37条第４項及び第５項（第42条第１項）の登録（登録の更新）を受けたいので、別紙書類を添えて申請します。

記

更新を受けようとする登録の根拠条項		
登録（登録の更新）を受けようとする電磁的記録の区分	登録区分の名称	
	日本産業規格の番号	
認証の業務を行う区域		
登録（登録の更新）を受けようとする認証機関の連絡先等	法人番号	
	電話番号	
	ホームページアドレス	

認証を行う事務所	ふりがな	
	名称	
	ふりがな	
	所在地（郵便番号）	
	電話番号	
自ら認証に係る電磁的記録試験を行う試験所	試験方法の区分の名称	
	電磁的記録試験に係る日本産業規格の番号、項目番号及び記号	
	ふりがな	
	名称	
	ふりがな	
	所在地（郵便番号）	
	電話番号	
	関連する事務所の名称及び所在地	
認証管理責任者	氏名及び役職	
	電話番号	
	電子メールアドレス	
別紙書類一覧		

○電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令第５条各号

1　登記事項証明書又はこれに準ずるもの（第１号）

2　認証の業務を行う組織に関する事項（第２号イ）

3　認証の業務から生じる損害の賠償その他の債務に対する備え及び財務内容の健全性に関する事項（第２号ロ）

4　職員、認証機関が委嘱する外部の委員その他の認証の業務に従事する者の氏名、略歴及び担当する業務の範囲（第２号ハ）

5　２から４までに掲げるもののほか認証の業務の実施の方法に関する事項（第２号ニ）

6　認証の業務以外の業務を行っている場合は、当該業務の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項（第２号ホ）

7　認証の業務又はこれに類似する業務の実績がある場合は、その実績（第２号ヘ）

8　主要な株主の構成（当該株主が、被認証事業者である場合には、その旨を含む。）を記載した書類（第３号）

9　役員（合名会社、合資会社又は合同会社にあっては、業務を執行する社員）又は事業主の氏名、略歴及び担当する業務の範囲（当該役員又は事業主が被認証事業者の役員又は職員（過去２年間に当該被認証事業者の役員又は職員であった者を含む。）である場合には、その旨を含む。）を記載した書類（第４号）

10　電磁的記録試験の業務の概要及び業務の実績（第５号イ）

11　電磁的記録試験の業務に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別（第５号ロ）

12　電磁的記録試験の業務を行う施設の概要（第５号ハ）

13　電磁的記録試験の業務を行う組織に関する事項（第５号ニ）

14　電磁的記録試験の業務の実施の方法に関する事項（第５号ホ）

15　電磁的記録試験の業務に従事する者の氏名及び当該者が電磁的記録試験の業務又はこれに類似する業務に従事した経験を有する場合は、その実績（第５号ヘ）

16　電磁的記録試験を実施する能力を有することを証する書類（第５号ト）

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ４とすること。

２　「更新を受けようとする登録の根拠条項」の欄は、登録の更新の申請である場合に、産業標準化法第32条第１項から第３項まで並びに第37条第４項及び第５項のうち該当するものを記入すること。

３　「日本産業規格の番号」の欄は、電磁的記録の区分に該当する日本産業規格のうち登録又は登録の更新を受けようとするものを記入すること。また、登録又は登録の更新を受けようとする区分が２以上ある場合は、別紙に記載する旨記入し、別紙を添付すること。

４　「法人番号」の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第15項に規定する法人番号がある場合に記入すること。

５　「ホームページアドレス」の欄は、電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令第14条第２項及び第21条の規定によりインターネットを利用して閲覧に供するために用いるものを記入すること。

６　「認証を行う事務所」の欄は、事務所が２以上ある場合は、別紙に記載する旨記入し、事務所ごとに中欄に掲げる事項を記載した別紙を添付すること。

７　「自ら認証に係る電磁的記録試験を行う試験所」の欄は、当該試験所について産業標準化法第41条第１項第１号の基準に適合しているかどうかについての審査を受けようとする場合に記入すること。また、試験所が２以上ある場合は、別紙に記載する旨記入し、試験所ごとに中欄に掲げる事項を記載した別紙を添付すること。

８　「試験方法の区分の名称」の欄は、電磁的記録に係る日本産業規格に規定する試験方法の名称を記入すること。ただし、２以上の試験方法であって、重要な部分において異ならないものとして主務大臣が定めた区分の名称がある場合には、その区分の名称を記入すること。

９　「電磁的記録試験に係る日本産業規格の番号、項目番号及び記号」の欄は、該当する日本産業規格の番号、項目番号及び記号のうち産業標準化法第41条第１項第１号の基準に適合しているかどうかについての審査を受けようとするものを記入すること。また、当該審査を受けようとする区分が２以上ある場合は、別紙に記載する旨記入し、別紙を添付すること。

10　「関連する事務所の名称及び所在地」の欄は、２以上の事務所において一連の試験の業務を実施する場合において、試験証明書を発行する業務以外の業務を執行する事務所を記入すること。

11　登録又は登録の更新の申請において、既に主務大臣に提出している添付資料内容に変更がないため、その添付を省略する場合には、「別紙書類一覧」の欄の該当する文字を二重線で削除し、その旨を記載すること。

12　登録又は登録の更新の申請の際に、第５条各号に掲げる書類の内容が既に産業標準化法第30条第１項若しくは第２項、第31条第１項、第33条第１項又は第37条第１項から第３項まで若しくは第６項の規定による主務大臣の登録を受け、提出している鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令第５条各号の書類又は役務に係る日本産業規格への適合性の認証に関する命令第５条各号の書類の内容と同一であるため、その添付を省略する場合には、「別紙書類一覧」の欄の該当する文字を二重線で削除し、その旨を記載すること。

13　登録又は登録の更新の申請の際に、産業標準化法に基づく登録申請手数料の額等を定める政令第１条第６項の適用を受けようとする場合には、その旨を明記し、「別紙書類一覧」の欄に、「17　産業標準化法に基づく登録申請手数料の額の計算等に関する命令第７条」を追加し、添付する書類を「別紙書類一覧」の欄に具体的に記載すること。

14　登録の申請の際に、産業標準化法に基づく登録申請手数料の額等を定める政令第２条の適用を受けようとする場合には、その旨を明記し、産業標準化法第57条第１項又は第66条第１項の登録申請書の写しを添付すること。

様式第６（第８条第１項関係）

事　業　承　継　届　出　書

年　　月　　日

殿

住所

届出者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

下記のとおり、登録認証機関の地位を承継したので、産業標準化法第43条第２項の規定に基づき、別紙書類を添えて届け出ます。

記

被承継人の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名		
被承継人の住所		
被承継人の登録番号		
承継人の連絡先等	法人番号	
	電話番号	
	ホームページアドレス	
承継人の認証を行う事務所	ふりがな	
	名称	
	ふりがな	
	所在地（郵便番号）	
	電話番号	
承継人の自ら認証に係る電磁的記録試験を行う試験所	ふりがな	
	名称	
	電話番号	
	関連する事務所の名称及び所在地	
認証管理責任者	氏名及び役職	
	電話番号	
	電子メールアドレス	
承継の期日		
承継の理由		

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ４とすること。

２　「法人番号」の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第15項に規定する法人番号がある場合に記入すること。

３　「ホームページアドレス」の欄は、電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令第14条第２項及び第21条の規定によりインターネットを利用して閲覧に供するために用いるものを記入すること。

４　「承継人の認証を行う事務所」の欄は、事務所が２以上ある場合は、別紙に記載する旨記入し、事務所ごとに中欄に掲げる事項を記載した別紙を添付すること。

５　「承継人の自ら認証に係る電磁的記録試験を行う試験所」の欄は、産業標準化法第41条第２項の認証機関登録簿に記載されている試験所を承継した場合に記入すること。また、試験所が２以上ある場合は、別紙に記載する旨記入し、試験所ごとに中欄に掲げる事項を記載した別紙を添付すること。

６　「関連する事務所の名称及び所在地」の欄は、２以上の事務所において一連の試験の業務を実施する場合において、試験証明書を発行する業務以外の業務を執行する事務所を記入すること。

７　地位を承継した事実を証する次に掲げるいずれかの書面及び譲り受けた登録証を添付すること。

(1)　当該登録に係る事業の全部を譲渡されたことを証する書類

(2)　戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第５項の規定により交付を受けた同条第１項に規定する法定相続情報一覧図の写し及び相続人が２人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の同意書

(3)　登記事項証明書

(4)　(1)～(3)に準ずる書面

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第三十九号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の規定に基づき、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月二十八日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　新藤　義孝

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものはこれを削る。

改正後	改正前
（定置式製造設備に係る製造方法の基準） **第五条**　製造設備が定置式製造設備であって、火薬類の製造作業（不発弾等の解撤作業を除く。）を行う製造施設における法第七条第二号の規定による製造方法の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。 一～二十六　［略］ 二十七　毎日の製造作業終了後、工室内に火薬類を存置させないこと。やむを得ず存置する場合は、盗難を防止するための措置を講ずるとともに、必要に応じて爆発又は発火を防止するための措置を講ずること。 二十八～三十五　［略］ ２・３　［略］ （移動式製造設備に係る製造方法の基準） **第五条の二**　［略］ 一～十八　［略］ 十九　毎日の製造及び消費作業終了後、移動式製造設備に特定硝酸アンモニウム系爆薬を存置させないこと。やむを得ず存置する場合は、盗難を防止するための措置を講ずるとともに、必要に応じて安全な措置を講ずること。 二十～二十三　［略］ ２　［略］ （危害予防規程） **第六条**　［略］ 一～三　［略］ 四　製造施設の保安に係る点検に関すること（第一号に掲げるものを除く。）。 五～十一　［略］ ２～９　［略］ （火薬庫外においてする貯蔵の技術上の基準） **第十六条**　［略］ 一・二　［略］ 三　［略］ イ～ホ　［略］ ヘ　建築物には、盗難を防止するための自動警報装置を設置すること。 ト　［略］ 三の二　［略］	（定置式製造設備に係る製造方法の基準） **第五条**　製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業（不発弾等の解撤作業を除く。）を行う製造施設における法第七条第二号の規定による製造方法の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。 一～二十六　［略］ 二十七　毎日の製造作業終了後、工室内に火薬類を存置させないこと。やむを得ず存置する場合は、見張りを行う等の盗難を防止するための措置を講ずること。 二十八～三十五　［略］ ２・３　［略］ （移動式製造設備に係る製造方法の基準） **第五条の二**　［略］ 一～十八　［略］ 十九　毎日の製造及び消費作業終了後、移動式製造設備に特定硝酸アンモニウム系爆薬を存置させないこと。やむを得ず存置する場合は、見張りを行う等の盗難を防止するための措置を講ずるとともに、必要に応じて安全な措置を講ずること。 二十～二十三　［略］ ２　［略］ （危害予防規程） **第六条**　［略］ 一～三　［略］ 四　製造施設の保安に係る巡視及び点検に関すること（第一号に掲げるものを除く。）。 五～十一　［略］ ２～９　［略］ （火薬庫外においてする貯蔵の技術上の基準） **第十六条**　［略］ 一・二　［略］ 三　［略］ イ～ホ　［略］ ヘ　建築物には、盗難を防止するための自動警報装置を設置するとともに、定期的にその機能を点検し、作動するよう維持すること。 ト　［略］ 三の二　［略］

四　［略］

イ～ハ　［略］

ニ　設備には、盗難を防止するための自動警報装置を設置すること。

ホ　［略］

四の二・五　［略］

（貯蔵上の取扱い）

第二十一条　［略］

一～十三　［略］

十四　火薬庫に設置してある警鳴装置については、その機能を点検し、作動するよう維持すること。

2　［略］

（地上式一級火薬庫の位置、構造及び設備）

第二十四条　［略］

一～十五　［略］

十六　前各号に掲げるもののほか、火薬庫には、盗難を防止するための措置を講ずること。

（完成検査に係る認定の基準等）

第四十四条の七　［略］

2　法第四十五条の三の三第二項の経済産業大臣が行う検査は、次の各号に掲げるものとし、書類検査及び現地検査又はこれに類する方法により行う。

一・二　［略］

3　［略］

（火薬類取扱所）

第五十二条　［略］

2・3　［略］

一　［略］

二　火薬類取扱所には平家建の建物を設け、盗難及び火災を防止するための措置を講ずること。

三　［略］

四　［略］

［削る］

五～十三　［略］

4　［略］

（火工所）

第五十二条の二　［略］

2・3　［略］

一・二　［略］

四　［略］

イ～ハ　［略］

ニ　設備には、盗難を防止するための自動警報装置を設置するとともに、定期的にその機能を点検し、作動するよう維持すること。

ホ　［略］

四の二・五　［略］

（貯蔵上の取扱い）

第二十一条　［略］

一～十三　［略］

十四　火薬庫に設置してある警鳴装置については、定期的にその機能を点検し、作動するよう維持すること。

2　［略］

（地上式一級火薬庫の位置、構造及び設備）

第二十四条　［略］

一～十五　［略］

十六　火薬庫には、盗難を防止するための警鳴装置を設置すること。ただし、見張所等を設置し、見張人を常時配置する場合には、この限りでない。

（完成検査に係る認定の基準等）

第四十四条の七　［略］

2　法第四十五条の三の三第二項の経済産業大臣が行う検査は、次の各号に掲げるものとし、書類検査及び現地検査により行う。

一・二　［略］

3　［略］

（火薬類取扱所）

第五十二条　［略］

2・3　［略］

一　［略］

二　火薬類取扱所には平家建の建物を設け、その構造は、火薬類を存置するときに見張人を常時配置する場合を除き、盗難及び火災を防ぎ得る構造とすること。

三　［略］

三の二　［略］

四　火薬類取扱所の建物の入口の扉には、火薬類を存置するときに見張人を常時配置する場合を除き、盗難及び火災を防止するための措置を講ずること。

五～十三　［略］

4　［略］

（火工所）

第五十二条の二　［略］

2・3　［略］

一・二　［略］

三　火工所に火薬類を存置する場合には、盗難及び火災を防止するための措置を講ずること。ただし、火工所として、前条第三項第二号及び第三号の規定に適合する建物を設けた場合（この場合において、同項第二号及び第三号の規定中「火薬類取扱所」とあるのは、「火工所」と読み替えるものとする。）は、この限りでない。

四～七　［略］

（発破）

第五十三条　［略］

一～十五　［略］

十六　発破に際しては、あらかじめ定めた危険区域に関係人のほかは立ち入らないような措置を講じ、付近の者に発破する旨を警告し、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。

（構造物解体発破）

第五十四条の三　［略］

一～八　［略］

九　発破母線への結線開始後（ガス導管発破にあってはガス導管発破器への結線終了後）は、あらかじめ定めた危険区域に関係人のほかは立ち入らないような措置を講ずること。また、付近の者に発破する旨の通報を行い、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。

十～十二　［略］

（コンクリート破砕器の消費）

第五十六条の二　［略］

1～3　［略］

4　［略］

一・二　［略］

三　火工所にコンクリート破砕器を存置する場合には、盗難及び火災を防止するための措置を講ずること。ただし、火工所として、第五十二条第三項第二号及び第三号の規定に適合する建物を設けた場合（この場合において、同項第二号及び第三号の規定中「火薬類取扱所」とあるのは、「火工所」と読み替えるものとする。）は、この限りでない。

四・五　［略］

5・6　［略］

（建設用びよう打ち銃用空包の消費）

第五十六条の三　［略］

一～三　［略］

四　建設用びよう打ち銃用空包を存置する場合には、盗難を防止するための措置を講ずること。

五・六　［略］

2　［略］

第六十七条　［略］

2　［略］

一　［略］

三　火工所に火薬類を存置する場合には、見張人を常時配置すること。ただし、火工所として、前条第三項第二号、第三号及び第四号の規定に適合する建物を設けた場合（この場合において、同項第二号、第三号及び第四号の規定中「火薬類取扱所」とあるのは、「火工所」と読み替えるものとする。）は、この限りでない。

四～七　［略］

（発破）

第五十三条　［略］

一～十五　［略］

十六　発破に際しては、あらかじめ定めた危険区域への通路に見張人を配置し、その内部に関係人のほかは立ち入らないような措置を講じ、付近の者に発破する旨を警告し、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。

（構造物解体発破）

第五十四条の三　［略］

一～八　［略］

九　発破母線への結線開始後（ガス導管発破にあってはガス導管発破器への結線終了後）は、あらかじめ定めた危険区域への通路に見張人を配置し、その内部に関係人のほかは立ち入らないような措置を講ずること。また、付近の者に発破する旨の通報を行い、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。

十～十二　［略］

（コンクリート破砕器の消費）

第五十六条の二　［略］

1～3　［略］

4　［略］

一・二　［略］

三　火工所にコンクリート破砕器を存置する場合には、見張人を常時配置すること。ただし、火工所として、第五十二条第三項第二号、第三号及び第四号の規定に適合する建物を設けた場合（この場合において、同項第二号、第三号及び第四号の規定中「火薬類取扱所」とあるのは、「火工所」と読み替えるものとする。）は、この限りでない。

四・五　［略］

5・6　［略］

（建設用びよう打ち銃用空包の消費）

第五十六条の三　［略］

一～三　［略］

四　建設用びよう打ち銃用空包を存置する場合には、堅固な設備に収納し、施錠すること。ただし、見張人を常時配置している場合には、この限りでない。

五・六　［略］

2　［略］

第六十七条　［略］

2　［略］

一　［略］

二　爆発又は燃焼をするときは、赤旗を掲げ、かつ、関係人のほかは立ち入らないような措置を講ずること。

三～六　［略］

3～7　［略］

（定期自主検査）

第六十七条の九　［略］

一　年二回以上毎年定期に行うこと。ただし、常時監視又はこれに類する方法により、製造施設若しくは火薬庫が次号の技術上の基準に適合し、又は避雷装置、警鳴装置若しくは消火設備等が円滑に作動することを常に確認している場合、その確認に係る装置等については、年一回以上とする。

二　製造施設又は火薬庫の構造、位置及び設備が法第七条第一号又は第十二条第三項の技術上の基準に適合しているか否かについて検査すること。

三　［略］

（危険時の措置）

第八十七条　［略］

一　貯蔵火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これを移し、かつ、盗難及び火災を防止するための措置を講ずること。

二～四　［略］

別表第一（第四十四条第一項関係）

検査項目	完成検査の方法
1　製造設備が定置式製造設備であって、火薬類の製造作業を行う製造施設の場合 一　第四条第一項第一号の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、危険区域の設定、危険区域が明確に判別できるような措置並びに警戒札の掲示の状況	一　製造所の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、危険区域の設定、危険区域が明確に判別できるような措置並びに警戒札の掲示の状況を、目視又はこれに類する方法（以下この表、別表第二、別表第三及び別表第四において「目視等」という。）及び図面により検査する。
二　第四条第一項第二号の危険区域の施設の設置制限	二　危険区域に設置した施設の種類を、目視等により検査する。
三　第四条第一項第三号の火災による延焼を防止するための措置	三　危険区域の境界が森林内に設けられた場合について火災による延焼を防止するための措置の状況を、目視等、図面、巻尺その他の測定器具を用いた測定又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

二　爆発又は燃焼をするときは、赤旗を掲げ、かつ、見張人を置き作業に必要でない者の通行を遮断すること。

三～六　［略］

3～7　［略］

（定期自主検査）

第六十七条の九　［略］

一　年二回以上毎年定期に行なうこと。この場合において、製造または貯蔵について繁忙期のある製造施設または火薬庫については、繁忙期の直前に一回は行なわなければならない。

二　製造施設又は火薬庫を大掃除した後、その構造、位置及び設備が法第七条第一号又は第十二条第三項の技術上の基準に適合しているか否かについて検査すること。

三　［略］

（危険時の措置）

第八十七条　［略］

一　貯蔵火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これを移し、かつ、見張人をつけること。

二～四　［略］

別表第一（第四十四条第一項関係）

検査項目	完成検査の方法
1　製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業を行う製造施設の場合 一　第四条第一項第一号の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、危険区域の設定、危険区域が明確に判別できるような措置並びに警戒札の掲示の状況	一　製造所の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、危険区域の設定、危険区域が明確に判別できるような措置並びに警戒札の掲示の状況を、目視及び図面により検査する。
二　第四条第一項第二号の危険区域の施設の設置制限	二　危険区域に設置した施設の種類を、目視により検査する。
三　第四条第一項第三号の火災による延焼を防止するための措置	三　危険区域の境界が森林内に設けられた場合について火災による延焼を防止するための措置の状況を、目視、図面、巻尺その他の測定器具を用いた測定又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

四　第四条第一項第四号の危険工室等の保安距離

五　第四条第一項第四号の二の危険工室等の保安間隔

六　第四条第一項第五号の危険区域内のボイラー室及び煙突

六の二　［略］

七　第四条第一項第六号の爆発の危険のある工室の構造及び建築材料

四　危険工室等から製造所以外の保安物件までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に替えることができる。

五　危険工室等から製造所内の他の施設までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に替えることができる。

六　危険区域内にボイラー室及び煙突が設置されていないことを、目視等又は図面により検査する。ただし、危険区域内に、固体燃料を使用しないボイラーのボイラー室及び煙突が設置されている場合には、ボイラーの燃料の種類を、記録により検査する。

六の二　［略］

七　爆発の危険のある工室について、設置の状況、火炎に対して抵抗性を有する構造となっていること及び建築材料の種類を、目視等及び図面により検査する。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造の場合であって、既定の建築材料を使用しないものについては、当該工室の構造等を、目視等、図面及び測定器具を用いた測定により検査する。

四　第四条第一項第四号の危険工室等の保安距離

五　第四条第一項第四号の二の危険工室等の保安間隔

六　第四条第一項第五号の危険区域内のボイラー室及び煙突

六の二　［略］

七　第四条第一項第六号の爆発の危険のある工室の構造及び建築材料

四　危険工室等から製造所以外の保安物件までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。

五　危険工室等から製造所内の他の施設までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。

六　危険区域内にボイラー室及び煙突が設置されていないことを、目視又は図面により検査する。ただし、危険区域内に、固体燃料を使用しないボイラーのボイラー室及び煙突が設置されている場合には、ボイラーの燃料の種類を、記録により検査する。

六の二　［略］

七　爆発の危険のある工室について、設置の状況、火炎に対して抵抗性を有する構造となつていること及び建築材料の種類を、目視及び図面により検査する。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造の場合であつて、既定の建築材料を使用しないものについては、当該工室の構造等を、目視、図面及び測定器具を用いた測定により検査する。

八　第四条第一項第七号の煙火等の製造所以外の製造所の爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の土堤及び防爆壁

九　第四条第一項第七号の二の煙火等の製造所の爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場に設ける土堤、簡易土堤、防爆壁又は防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置

八　煙火等の製造所以外の製造所の爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場に設けた土堤の構造等を、別表第二第十六項各号に掲げる完成検査の方法により検査する。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造の危険工室等を互いに連接している場合であつて、土堤に代えて防爆壁を設けたものについては、当該工室の構造等を、目視等及び図面により検査し、及び当該防爆壁の構造等を、別表第二第十八項に掲げる完成検査の方法により検査する。なお、実包、空包若しくは推進的爆発の用途に供せられる火薬であつてロケットの推進に用いられるものを保管する火薬類一時置場の場合であつて、土堤を省略したものについては、当該火薬類一時置場の構造等を、別表第二第十二項第一号に掲げる完成検査の方法により検査し、導火線を保管する火薬類一時置場の場合であつて、土堤を省略したものについては、当該火薬類一時置場の構造等を、別表第二第十四項に掲げる完成検査の方法により検査し、及び放爆式構造又は準放爆式構造の工室の場合であつて、放爆面以外の方向の土堤を省略したものについては、当該工室の構造等を、目視等及び図面により検査する。

九　煙火等の製造所の爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場に設けた土堤、簡易土堤又は防爆壁を、別表第二第十六項から第十八項に掲げる完成検査の方法により検査する。ただし、がん具煙火貯蔵庫に貯蔵することができるがん具煙火を貯蔵する火薬類一時置場の場合であつて、土堤、簡易土堤又は防爆壁を省略したものについては、当該火薬類一時置場の構造等を、別表

八　第四条第一項第七号の煙火等の製造所以外の製造所の爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の土堤及び防爆壁

九　第四条第一項第七号の二の煙火等の製造所の爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場に設ける土堤、簡易土堤、防爆壁又は防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置

八　煙火等の製造所以外の製造所の爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場に設けた土堤の構造等を、別表第二第十六項各号に掲げる完成検査の方法により検査する。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造の危険工室等を互いに連接している場合であつて、土堤に代えて防爆壁を設けたものについては、当該工室の構造等を、目視等及び図面により検査し、及び当該防爆壁の構造等を、別表第二第十八項に掲げる完成検査の方法により検査する。なお、実包、空包若しくは推進的爆発の用途に供せられる火薬であつてロケットの推進に用いられるものを保管する火薬類一時置場の場合であつて、土堤を省略したものについては、当該火薬類一時置場の構造等を、別表第二第十二項第一号に掲げる完成検査の方法により検査し、導火線を保管する火薬類一時置場の場合であつて、土堤を省略したものについては、当該火薬類一時置場の構造等を、別表第二第十四項に掲げる完成検査の方法により検査し、及び放爆式構造又は準放爆式構造の工室の場合であつて、放爆面以外の方向の土堤を省略したものについては、当該工室の構造等を、目視及び図面により検査する。

九　煙火等の製造所の爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場に設けた土堤、簡易土堤又は防爆壁を、別表第二第十六項から第十八項に掲げる完成検査の方法により検査する。ただし、がん具煙火貯蔵庫に貯蔵することができるがん具煙火を貯蔵する火薬類一時置場の場合であつて、土堤、簡易土堤又は防爆壁を省略したものについては、当該火薬類一時置場の構造等を、別表

十　［略］	十　［略］
十一　第四条第一項第八号の発火の危険のある工室	十一　第四条第一項第八号の発火の危険のある工室
十二　第四条第一項第九号の発火の危険のある工室と他の施設との間への防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置	十二　第四条第一項第九号の発火の危険のある工室と他の施設との間への防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置
十三　第四条第一項第九号の二の発火の危険のある設備の消火設備	十三　第四条第一項第九号の二の発火の危険のある設備の消火設備
十三の二　第四条第一項第九号の三の無煙火薬の分解及び発火を防止するための措置並びに当該無煙火薬が発火したときに爆発を防止するための措置	十三の二　第四条第一項第九号の三の無煙火薬の分解及び発火を防止するための措置並びに当該無煙火薬が発火したときに爆発を防止するための措置
十四　第四条第一項第十号の危険工室の付近の消火の設備	十四　第四条第一項第十号の危険工室の付近の消火の設備
第二第十四項に掲げる完成検査の方法により検査し、放爆式構造又は準放爆式構造の危険工室等を互いに連接している場合であって、放爆面以外の方向の土堤、簡易土堤又は防爆壁を省略したものについては、当該工室の構造等を、目視等及び図面により検査し、製造所外の保安物件に対する保安距離又は製造所内の他の施設に対する保安間隔を目視等又は測定器具を用いた測定により検査し、並びに土堤、簡易土堤又は防爆壁を省略した場合であって、防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講じているものについては、当該措置の状況を、目視等及び図面により検査する。	第二第十四項に掲げる完成検査の方法により検査し、放爆式構造又は準放爆式構造の危険工室等を互いに連接している場合であつて、放爆面以外の方向の土堤、簡易土堤又は防爆壁を省略したものについては、当該工室の構造等を、目視及び図面により検査し、製造所外の保安物件に対する保安距離又は製造所内の他の施設に対する保安間隔を目視又は測定器具を用いた測定により検査し、並びに土堤、簡易土堤又は防爆壁を省略した場合であつて、防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講じているものについては、当該措置の状況を、目視及び図面により検査する。
十　［略］	十　［略］
十一　発火の危険のある工室の設置の状況及び耐火性構造となっていることを、目視等及び図面により検査する。	十一　発火の危険のある工室の設置の状況及び耐火性構造となつていることを、目視及び図面により検査する。
十二　発火の危険のある工室と他の施設との間への防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置の状況を、目視等及び図面により検査する。	十二　発火の危険のある工室と他の施設との間への防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置の状況を、目視及び図面により検査する。
十三　危険工室の発火の危険のある設備の消火設備について設置の状況を、目視等及び図面により検査し、及び当該消火設備の性能を、作動試験又はその記録により検査する。	十三　危険工室の発火の危険のある設備の消火設備について設置の状況を、目視及び図面により検査し、及び当該消火設備の性能を、作動試験又はその記録により検査する。
十三の二　無煙火薬を存置する火薬類一時置場における火薬の分解及び発火を防止するための措置並びに当該発火による爆発を防止するための措置の状況を、目視等、図面、測定器具を用いた測定及び機器等の作動試験又はその記録により検査する。	十三の二　無煙火薬を存置する火薬類一時置場における火薬の分解及び発火を防止するための措置並びに当該発火による爆発を防止するための措置の状況を、目視、図面、測定器具を用いた測定及び機器等の作動試験又はその記録により検査する。
十四　危険工室の付近の消火の設備の有無を、目視等により検査する。	十四　危険工室の付近の消火の設備の有無を、目視により検査する。

十五　第四条第一項第十一号イの危険工室の窓及び出口の扉

十五の二　第四条第一項第十一号ロの危険工室の窓及び扉に用いる金具

十五の三　第四条第一項第十一号ハの危険工室の窓

十六　第四条第一項第十二号イの内面の剥離及び内面の一部が火薬類に混入することを防止するための措置

十六の二　第四条第一項第十二号ロの飛散した火薬類の浸透又は浸入を防止するための措置及び飛散した火薬類を容易に除去できる措置

十六の三　第四条第一項第十二号ハの床面の、火薬類が落下することにより爆発し又は発火することを防止するための措置

十五　危険工室の窓及び出口の扉について、非常の際に容易に避難できる構造となっていることを、目視等及び図面により検査する。

十五の二　危険工室の窓及び扉に用いる金具の材質を、目視等又は図面により検査する。ただし、摩擦により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

十五の三　危険工室の窓について火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置の状況を、目視等又は図面により検査する。ただし、直射日光により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

十六　危険工室の内面について、内面の剥離及び内面の一部が火薬類に混入することを防止するための措置の状況を、目視等又は図面により検査する。

十六の二　危険工室の内面について、飛散した火薬類の浸透又は浸入を防止するための措置の状況を、目視等又は図面により検査し、及び飛散した火薬類を容易に除去するための措置の状況を、目視等又は図面により検査する。ただし、火薬類が飛散するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

十六の三　危険工室の床面について、火薬類が落下することにより爆発し又は発火することを防止するための措置の状況を目視等又は図面により検査する。ただし、火薬類が床面にこぼれ又は落下するおそれがない場合は、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査し、火薬類が落下す

十五　第四条第一項第十一号イの危険工室の窓及び出口の扉

十五の二　第四条第一項第十一号ロの危険工室の窓及び扉に用いる金具

十五の三　第四条第一項第十一号ハの危険工室の窓

十六　第四条第一項第十二号イの内面の剥離及び内面の一部が火薬類に混入することを防止するための措置

十六の二　第四条第一項第十二号ロの飛散した火薬類の浸透又は浸入を防止するための措置及び飛散した火薬類を容易に除去できる措置

十六の三　第四条第一項第十二号ハの床面の、火薬類が落下することにより爆発し又は発火することを防止するための措置

十五　危険工室の窓及び出口の扉について、非常の際に容易に避難できる構造となつていることを、目視及び図面により検査する。

十五の二　危険工室の窓及び扉に用いる金具の材質を、目視又は図面により検査する。ただし、摩擦により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

十五の三　危険工室の窓について火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置の状況を、目視又は図面により検査する。ただし、直射日光により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

十六　危険工室の内面について、内面の剥離及び内面の一部が火薬類に混入することを防止するための措置の状況を、目視又は図面により検査する。

十六の二　危険工室の内面について、飛散した火薬類の浸透又は浸入を防止するための措置の状況を、目視又は図面により検査し、及び飛散した火薬類を容易に除去するための措置の状況を、目視又は図面により検査する。ただし、火薬類が飛散するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

十六の三　危険工室の床面について、火薬類が落下することにより爆発し又は発火することを防止するための措置の状況を目視又は図面により検査する。ただし、火薬類が床面にこぼれ又は落下するおそれがない場合は、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査し、火薬類が落下すること

十六の四　第四条第一項第十二号ニの危険工室の床面

十七　［略］

十八　第四条第一項第十四号の危険工室内の原動機及び温湿度調整装置据付け制限

十九　第四条第一項第十五号イの危険工室内の機械、器具又は容器の、摩擦により火薬類が爆発し又は発火しない構造

十九の二　第四条第一項第十五号ロの危険工室内の機械、器具又は容器の、振動又は衝撃により火薬類が爆発し又は発火しない構造

十九の三　第四条第一項第十五号ハの危険工室内の機械、器具又は容器の、腐食により火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造

ることにより爆発し又は発火するおそれがない場合は、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

十六の四　第四条第一項第十二号ニの危険工室の床面の材料を、目視等又は図面により検査する。

十七　［略］

十八　危険工室内に原動機及び温湿度調整装置が据付けられていないことを、目視等により検査する。ただし、火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

十九　危険工室内の機械、器具又は容器について、摩擦により火薬類が爆発し又は発火しない構造となっていることを、目視等又は図面により検査する。ただし、摩擦により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

十九の二　危険工室内の機械、器具又は容器について、振動又は衝撃により火薬類が爆発し又は発火しない構造となっていることを、目視等又は図面により検査する。ただし、振動又は衝撃により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

十九の三　危険工室内の機械、器具又は容器について、腐食により火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造となっていることを、目視等又は図面により検査する。ただし、腐食により火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

十六の四　第四条第一項第十二号ニの危険工室の床面

十七　［略］

十八　第四条第一項第十四号の危険工室内の原動機及び温湿度調整装置据付け制限

十九　第四条第一項第十五号イの危険工室内の機械、器具又は容器の、摩擦により火薬類が爆発し又は発火しない構造

十九の二　第四条第一項第十五号ロの危険工室内の機械、器具又は容器の、振動又は衝撃により火薬類が爆発し又は発火しない構造

十九の三　第四条第一項第十五号ハの危険工室内の機械、器具又は容器の、腐食により火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造

により爆発し又は発火するおそれがない場合は、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

十六の四　第四条第一項第十二号ニの危険工室の床面の材料を、目視又は図面により検査する。

十七　［略］

十八　危険工室内に原動機及び温湿度調整装置が据付けられていないことを、目視により検査する。ただし、火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

十九　危険工室内の機械、器具又は容器について、摩擦により火薬類が爆発し又は発火しない構造となつていることを、目視又は図面により検査する。ただし、摩擦により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

十九の二　危険工室内の機械、器具又は容器について、振動又は衝撃により火薬類が爆発し又は発火しない構造となつていることを、目視又は図面により検査する。ただし、振動又は衝撃により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

十九の三　危険工室内の機械、器具又は容器について、腐食により火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造となつていることを、目視又は図面により検査する。ただし、腐食により火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

十九の四　第四条第一項第十五号ニの危険工室内の機械、器具又は容器の、火薬類の付着、浸透又は浸入により火薬類が爆発し又は発火しない構造

二十　第四条第一項第十六号の危険工室内の暖房装置

二十一　第四条第一項第十七号のパラフィンの過熱による火薬類の爆発又は発火を防止するための措置

二十二　第四条第一項第十八号の危険工室又は火薬類一時置場を照明する設備

二十三　［略］

二十四　第四条第一項第二十号の危険工室等における必要な事項の掲示

十九の四　危険工室内の機械、器具又は容器について、火薬類の付着、浸透又は浸入により火薬類が爆発し又は発火しない構造となっていることを、目視等又は図面により検査する。ただし、火薬類の付着、浸透又は浸入により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

二十　危険工室内の暖房装置について、火薬類の爆発又は発火を防止するための措置の状況を、目視等又は図面により検査するとともに、燃焼しやすい物との隔離の状況を、目視等により検査する。

二十一　危険工室内のパラフィン槽について、パラフィンの過熱による火薬類の爆発又は発火を防止するための措置の状況を、目視等、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

二十二　危険工室又は火薬類一時置場を照明する設備について、漏電、可燃性ガス、粉じん等により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置の状況を、目視等又は図面により検査する。ただし、漏電、可燃性ガス、粉じん等により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

二十三　［略］

二十四　危険工室等における火薬類の種類及び停滞量、同時に存置することができる火薬類の原料及び最大数量、定員、注意事項その他必要な事項の掲示の状況並びに記載内容を、目視等により検査する。

十九の四　第四条第一項第十五号ニの危険工室内の機械、器具又は容器の、火薬類の付着、浸透又は浸入により火薬類が爆発し又は発火しない構造

二十　第四条第一項第十六号の危険工室内の暖房装置

二十一　第四条第一項第十七号のパラフィンの過熱による火薬類の爆発又は発火を防止するための措置

二十二　第四条第一項第十八号の危険工室又は火薬類一時置場を照明する設備

二十三　［略］

二十四　第四条第一項第二十号の危険工室等における必要な事項の掲示

十九の四　危険工室内の機械、器具又は容器について、火薬類の付着、浸透又は浸入により火薬類が爆発し又は発火しない構造となつていることを、目視又は図面により検査する。ただし、火薬類の付着、浸透又は浸入により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

二十　危険工室内の暖房装置について、火薬類の爆発又は発火を防止するための措置の状況を、目視又は図面により検査するとともに、燃焼しやすい物との隔離の状況を、目視により検査する。

二十一　危険工室内のパラフィン槽について、パラフィンの過熱による火薬類の爆発又は発火を防止するための措置の状況を、目視、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

二十二　危険工室又は火薬類一時置場を照明する設備について、漏電、可燃性ガス、粉じん等により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置の状況を、目視又は図面により検査する。ただし、漏電、可燃性ガス、粉じん等により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

二十三　［略］

二十四　危険工室等における火薬類の種類及び停滞量、同時に存置することができる火薬類の原料及び最大数量、定員、注意事項その他必要な事項の掲示の状況並びに記載内容を、目視により検査する。

二十五　第四条第一項第二十一号の普通木造建築物の耐火的措置

二十六　［略］

二十七　第四条第一項第二十二号の火薬類及びその原料の粉じんが飛散するおそれがある設備の粉じんの飛散を防ぐための措置

二十八　第四条第一項第二十二号の二の硝化設備等の、火薬類の温度変化による爆発又は発火を防止するための措置

二十九　第四条第一項第二十二号の三の火薬類又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置

三十　第四条第一項第二十二号の四の静電気により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置

三十一　［略］

三十二　第四条第一項第二十三号の可燃性ガス又は有毒ガスの排気装置

二十五　危険工室に面して設置された普通木造建築物の耐火的措置の状況を、目視等により検査する。

二十六　［略］

二十七　火薬類及びその原料の粉じんの飛散するおそれがある設備について、粉じんの飛散を防ぐための措置の状況を、目視等により検査する。

二十八　硝化設備、乾燥設備その他特に温度の変化が起こる設備について、火薬類の温度変化による爆発又は発火を防止するための措置の状況を、目視等、図面、測定器具を用いた測定若しくはその記録又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

二十九　火薬類又はその原料を加圧する設備について、火薬類又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置の状況を、目視等、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。ただし、当該火薬類又はその原料が、加圧により爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

三十　危険工室における静電気により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置の状況を、目視等、図面又は測定器具を用いた測定若しくはその記録により検査する。ただし、静電気により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

三十一　［略］

三十二　可燃性ガス又は有毒ガスの排気装置について、設置の状況を、目視等及び図面により検査し、及び当該装置

二十五　第四条第一項第二十一号の普通木造建築物の耐火的措置

二十六　［略］

二十七　第四条第一項第二十二号の火薬類及びその原料の粉じんが飛散するおそれがある設備の粉じんの飛散を防ぐための措置

二十八　第四条第一項第二十二号の二の硝化設備等の、火薬類の温度変化による爆発又は発火を防止するための措置

二十九　第四条第一項第二十二号の三の火薬類又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置

三十　第四条第一項第二十二号の四の静電気により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置

三十一　［略］

三十二　第四条第一項第二十三号の可燃性ガス又は有毒ガスの排気装置

二十五　危険工室に面して設置された普通木造建築物の耐火的措置の状況を、目視により検査する。

二十六　［略］

二十七　火薬類及びその原料の粉じんの飛散するおそれがある設備について、粉じんの飛散を防ぐための措置の状況を、目視により検査する。

二十八　硝化設備、乾燥設備その他特に温度の変化が起こる設備について、火薬類の温度変化による爆発又は発火を防止するための措置の状況を、目視、図面、測定器具を用いた測定若しくはその記録又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

二十九　火薬類又はその原料を加圧する設備について、火薬類又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置の状況を、目視、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。ただし、当該火薬類又はその原料が、加圧により爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

三十　危険工室における静電気により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置の状況を、目視、図面又は測定器具を用いた測定若しくはその記録により検査する。ただし、静電気により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

三十一　［略］

三十二　可燃性ガス又は有毒ガスの排気装置について、設置の状況を、目視及び図面により検査し、及び当該装置の

三十三　第四条第一項第二十三号の二の火薬類を乾燥する工室	の性能を、作動試験又はその記録により検査する。ただし、可燃性ガス又は有毒ガスが発散するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。
三十四　第四条第一項第二十四号の火薬類を乾燥する工室内の加温装置	三十三　火薬類の乾燥を行う製造所の火薬類を乾燥する工室の設置の状況を、目視等及び図面により検査する。ただし、導火線又は煙火等の製造所の場合であつて、火薬類を乾燥する工室を設置しないものについては、日乾場の設置の状況を、目視等及び図面により検査する。
三十五　第四条第一項第二十四号の二の日乾場の乾燥台	三十四　火薬類を乾燥する工室内に設置された加温装置について、乾燥中に火薬類が爆発し又は発火しないための措置の状況を、目視等及び図面により検査し、及び当該加温装置の性能を、作動試験又はその記録により検査する。
三十六　第四条第一項第二十四号の三の爆発の危険のある日乾場の簡易土堤等及び発火の危険のある日乾場とその他の施設との間への防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置	三十五　日乾場の乾燥台について、火薬類の落下による爆発又は発火を防止するための措置及び砂じん等の混入を防止するための措置の状況を、目視等又は巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。 三十六　爆発の危険のある日乾場とその他施設との間に設置した簡易土堤又は防爆壁を、別表第二第十七項又は別表第二第十八項に掲げる完成検査の方法により検査し、発火の危険のある日乾場とその他の施設との間への防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置の状況を、目視等、図面及び測定器具を用いた測定により検査し、及び当該日乾場とその他の施設との距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定に

三十三　第四条第一項第二十三号の二の火薬類を乾燥する工室	性能を、作動試験又はその記録により検査する。ただし、可燃性ガス又は有毒ガスが発散するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。 三十三　火薬類の乾燥を行う製造所の火薬類を乾燥する工室の設置の状況を、目視及び図面により検査する。ただし、導火線又は煙火等の製造所の場合であつて、火薬類を乾燥する工室を設置しないものについては、日乾場の設置の状況を、目視及び図面により検査する。
三十四　第四条第一項第二十四号の火薬類を乾燥する工室内の加温装置	三十四　火薬類を乾燥する工室内に設置された加温装置について、乾燥中に火薬類が爆発し又は発火しないための措置の状況を、目視及び図面により検査し、及び当該加温装置の性能を、作動試験又はその記録により検査する。
三十五　第四条第一項第二十四号の二の日乾場の乾燥台	三十五　日乾場の乾燥台について、火薬類の落下による爆発又は発火を防止するための措置及び砂じん等の混入を防止するための措置の状況を、目視又は巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。
三十六　第四条第一項第二十四号の三の爆発の危険のある日乾場の簡易土堤等及び発火の危険のある日乾場とその他の施設との間への防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置	三十六　爆発の危険のある日乾場とその他施設との間に設置した簡易土堤又は防爆壁を、別表第二第十七項又は別表第二第十八項に掲げる完成検査の方法により検査し、発火の危険のある日乾場とその他の施設との間への防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置の状況を、目視、図面及び測定器具を用いた測定により検査し、及び当該日乾場とその他の施設との距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定によ

三十七　第四条第一項第二十四号の四の日乾場の放冷するための設備

三十七の二　第四条第一項第二十四号の五の星打ち場又は星掛け場の日光の直射を防ぐための措置

三十八　第四条第一項第二十五号イの爆発試験場等

三十八の二　第四条第一項第二十五号ロの土堤、防爆壁又は防火壁その他の延焼を遮断するための措置

三十八の三　第四条第一項第二十五号ハの周囲の火災を防止するための措置

三十九　第四条第一項第二十六号の火薬類等の運搬容器

より検査する。ただし、目視等及び図面により容易に判定できる場合に限り、目視等及び図面による検査に代えることができる。

三十七　日乾場の火薬類を放冷するための設備の有無を、目視等により検査する。ただし、日乾作業終了後火薬類を放冷する必要がない場合には、火薬類を放冷する必要がないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

三十七の二　星打ち場又は星掛け場における日光の直射を防ぐための措置の状況を、目視等により検査する。

三十八　爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃薬焼却場について、危険区域内に設置されていることを、目視等により検査する。

三十八の二　土堤又は防爆壁を設置したものについては、土堤又は防爆壁を、別表第二第十六項又は第十八項に掲げる完成検査の方法により検査し、防火壁その他の延焼を遮断するための措置を講じたものについては、当該措置の状況を、目視等及び図面により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

三十八の三　周囲の火災を防止するための措置の状況を、目視等、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

三十九　火薬類又はその原料を運搬する容器について、当該火薬類又はその原料と化学反応を起こさない材料を使用し、かつ、確実に蓋のできる構造となっていることを、目視等及び記録により検査する。

三十七　第四条第一項第二十四号の四の日乾場の放冷するための設備

三十七の二　第四条第一項第二十四号の五の星打ち場又は星掛け場の日光の直射を防ぐための措置

三十八　第四条第一項第二十五号イの爆発試験場等

三十八の二　第四条第一項第二十五号ロの土堤、防爆壁又は防火壁その他の延焼を遮断するための措置

三十八の三　第四条第一項第二十五号ハの周囲の火災を防止するための措置

三十九　第四条第一項第二十六号の火薬類等の運搬容器

り検査する。ただし、目視及び図面により容易に判定できる場合に限り、目視及び図面による検査に代えることができる。

三十七　日乾場の火薬類を放冷するための設備の有無を、目視により検査する。ただし、日乾作業終了後火薬類を放冷する必要がない場合には、火薬類を放冷する必要がないことを、目視、図面又は記録により検査する。

三十七の二　星打ち場又は星掛け場における日光の直射を防ぐための措置の状況を、目視により検査する。

三十八　爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃薬焼却場について、危険区域内に設置されていることを、目視により検査する。

三十八の二　土堤又は防爆壁を設置したものについては、土堤又は防爆壁を、別表第二第十六項又は第十八項に掲げる完成検査の方法により検査し、防火壁その他の延焼を遮断するための措置を講じたものについては、当該措置の状況を、目視及び図面により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

三十八の三　周囲の火災を防止するための措置の状況を、目視、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

三十九　火薬類又はその原料を運搬する容器について、当該火薬類又はその原料と化学反応を起こさない材料を使用し、かつ、確実に蓋のできる構造となっていることを、目視及び記録により検査する。

三十九の二　第四条第一項第二十六号の二の火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合に使用する容器

四十　第四条第一項第二十七号の危険区域内で火薬類を運搬する運搬車

四十一　第四条第一項第二十八号の火薬類の運搬通路の路面及び勾配

2　製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設の場合

一　［略］

二　第四条第二項第一号の不発弾等解撤工室等の保安距離

三　第四条第二項第二号の不発弾等解撤工室等の保安間隔

三十九の二　火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合に使用する容器の容量を、測定器具を用いた測定により検査し、かつ、容器の材質を、目視等により検査する。

四十　危険区域内で火薬類を運搬する運搬車について、運搬する火薬類その他周囲の火薬類の爆発又は発火を防止するための措置の状況を、目視等及び図面等により検査する。

四十一　火薬類の運搬通路について、路面及び勾配の状況を、目視等又は測定器具を用いた測定若しくはその記録により検査する。

一　［略］

二　不発弾等解撤工室等から製造所以外の保安物件までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に替えることができる。

三　不発弾等解撤工室等から製造所内の他の施設までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に替えることができる。なお、不発弾等解撤工室を互いに連接している場合であつて、既定の距離を確保できないものについては、当該工室の構造等を、目視等、図面及び測定器具を用いた測定により検査する。

三十九の二　第四条第一項第二十六号の二の火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合に使用する容器

四十　第四条第一項第二十七号の危険区域内で火薬類を運搬する運搬車

四十一　第四条第一項第二十八号の火薬類の運搬通路の路面及び勾配

2　製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設の場合

一　［略］

二　第四条第二項第一号の不発弾等解撤工室等の保安距離

三　第四条第二項第二号の不発弾等解撤工室等の保安間隔

三十九の二　火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合に使用する容器の容量を、測定器具を用いた測定により検査し、かつ、容器の材質を、目視により検査する。

四十　危険区域内で火薬類を運搬する運搬車について、運搬する火薬類その他周囲の火薬類の爆発又は発火を防止するための措置の状況を、目視及び図面等により検査する。

四十一　火薬類の運搬通路について、路面及び勾配の状況を、目視又は測定器具を用いた測定若しくはその記録により検査する。

一　［略］

二　不発弾等解撤工室等から製造所以外の保安物件までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。

三　不発弾等解撤工室等から製造所内の他の施設までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視、図面及び測定器具を用いた測定により検査する。

四　第四条第二項第三号の不発弾等解撤工室の構造及び建築材料

五　第四条第二項第四号の不発弾等解撤工室の土堤及び防爆壁

六　［略］

七　第四条第二項第七号の鋼製チャンバの床面に不発弾等が直接接することがなく、かつ、落下しない措置

八　第四条第二項第八号の遠隔操作による解撤設備

九　第四条第二項第九号の温度上昇を防止するための措置

十　第四条第二項第十号のウォータージェットの水圧及び研磨剤の量が過剰になることを防ぐための装置

十一　第四条第二項第十一号イの不発弾等廃薬処理場

十一の二　第四条第二項第十一号ロの土堤、防爆壁又は防火壁その他の延焼を遮断するための措置

四　不発弾等解撤工室の設置の状況、構造及び建築材料の種類を、目視等、図面、記録及び測定器具を用いた測定により検査する。

五　不発弾等解撤工室の土堤又は防爆壁の位置、構造及び建築材料の種類を、目視等、図面、記録及び測定器具を用いた測定により検査する。

六　［略］

七　鋼製チャンバの床面に不発弾等が直接接することがなく、かつ、落下しない措置の状況を、目視等により検査する。

八　遠隔操作による解撤設備の設置の状況を、目視等により検査し、及び当該設備の機能を、作動試験又はその記録により検査する。

九　解撤作業中における温度上昇を防止する措置の状況を、目視等、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。ただし、温度上昇により不発弾等が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

十　解撤に使用するウォータージェットの水圧及び研磨剤の量が過剰になることを防ぐための装置の設置の状況を、目視等により検査し、及び当該装置の機能を、作動試験又はその記録により検査する。

十一　不発弾等廃薬処理場について、危険区域内に設置されていることを、目視等により検査する。

十一の二　土堤又は防爆壁を設置したものについては、土堤又は防爆壁を、別表第二第十六項又は第十八項に掲げる

四　第四条第二項第三号の不発弾等解撤工室の構造及び建築材料

五　第四条第二項第四号の不発弾等解撤工室の土堤及び防爆壁

六　［略］

七　第四条第二項第七号の鋼製チャンバの床面に不発弾等が直接接することがなく、かつ、落下しない措置

八　第四条第二項第八号の遠隔操作による解撤設備

九　第四条第二項第九号の温度上昇を防止するための措置

十　第四条第二項第十号のウォータージェットの水圧及び研磨剤の量が過剰になることを防ぐための装置

十一　第四条第二項第十一号イの不発弾等廃薬処理場

十一の二　第四条第二項第十一号ロの土堤、防爆壁又は防火壁その他の延焼を遮断するための措置

四　不発弾等解撤工室の設置の状況、構造及び建築材料の種類を、目視等、図面、記録及び測定器具を用いた測定により検査する。

五　不発弾等解撤工室の土堤又は防爆壁の位置、構造及び建築材料の種類を、目視等、図面、記録及び測定器具を用いた測定により検査する。

六　［略］

七　鋼製チャンバの床面に不発弾等が直接接することがなく、かつ、落下しない措置の状況を、目視等により検査する。

八　遠隔操作による解撤設備の設置の状況を、目視等により検査し、及び当該設備の機能を、作動試験又はその記録により検査する。

九　解撤作業中における温度上昇を防止する措置の状況を、目視等、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。ただし、温度上昇により不発弾等が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

十　解撤に使用するウォータージェットの水圧及び研磨剤の量が過剰になることを防ぐための装置の設置の状況を、目視等により検査し、及び当該装置の機能を、作動試験又はその記録により検査する。

十一　不発弾等廃薬処理場について、危険区域内に設置されていることを、目視等により検査する。

十一の二　土堤又は防爆壁を設置したものについては、土堤又は防爆壁を、別表第二第十六項又は第十八項に掲げる

四　第四条第二項第三号の不発弾等解撤工室の構造及び建築材料

五　第四条第二項第四号の不発弾等解撤工室の土堤及び防爆壁

六　［略］

七　第四条第二項第七号の鋼製チャンバの床面に不発弾等が直接接することがなく、かつ、落下しない措置

八　第四条第二項第八号の遠隔操作による解撤設備

九　第四条第二項第九号の温度上昇を防止するための措置

十　第四条第二項第十号のウォータージェットの水圧及び研磨剤の量が過剰になることを防ぐための装置

十一　第四条第二項第十一号イの不発弾等廃薬処理場

十一の二　第四条第二項第十一号ロの土堤、防爆壁又は防火壁その他の延焼を遮断するための措置

四　不発弾等解撤工室の設置の状況、構造及び建築材料の種類を、目視、図面、記録及び測定器具を用いた測定により検査する。

五　不発弾等解撤工室の土堤又は防爆壁の位置、構造及び建築材料の種類を、目視、図面、記録及び測定器具を用いた測定により検査する。

六　［略］

七　鋼製チャンバの床面に不発弾等が直接接することがなく、かつ、落下しない措置の状況を、目視により検査する。

八　遠隔操作による解撤設備の設置の状況を、目視により検査し、及び当該設備の機能を、作動試験又はその記録により検査する。

九　解撤作業中における温度上昇を防止する措置の状況を、目視、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。ただし、温度上昇により不発弾等が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

十　解撤に使用するウォータージェットの水圧及び研磨剤の量が過剰になることを防ぐための装置の設置の状況を、目視により検査し、及び当該装置の機能を、作動試験又はその記録により検査する。

十一　不発弾等廃薬処理場について、危険区域内に設置されていることを、目視により検査する。

十一の二　土堤又は防爆壁を設置したものについては、土堤又は防爆壁を、別表第二第十六項又は第十八項に掲げる

十一の三　第四条第二項第十一号ハの周囲の火災を防止するための措置

3　製造設備が移動式製造設備である製造施設の場合

一　第四条の二第一項第一号の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、移動区域の設定並びに警戒札の掲示の状況

二　第四条の二第一項第二号の移動区域の施設の設置制限

三　第四条の二第一項第三号の火災による延焼を防止するための措置

四　［略］

五　第四条の二第一項第五号の移動区域の境界又は廃薬焼却場の保安距離

完成検査の方法により検査し、防火壁その他の延焼を遮断するための措置を講じたものについては、当該措置の状況を、目視等及び図面により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

十一の三　周囲の火災を防止するための措置の状況を、目視等、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

一　製造所の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、移動区域の設定並びに警戒札の掲示の状況を、目視等及び図面により検査する。

二　移動区域に設置した施設の種類を、目視等により検査する。

三　移動区域の境界が森林内に設けられた場合について、火災による延焼を防止するための措置の状況を、目視等、図面、巻尺その他の測定器具を用いた測定又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

四　［略］

五　移動区域の境界又は廃薬焼却場から製造所以外の保安物件までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に替えることができる。

十一の三　第四条第二項第十一号ハの周囲の火災を防止するための措置

3　製造設備が移動式製造設備である製造施設の場合

一　第四条の二第一項第一号の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、移動区域の設定並びに警戒札の掲示の状況

二　第四条の二第一項第二号の移動区域の施設の設置制限

三　第四条の二第一項第三号の火災による延焼を防止するための措置

四　［略］

五　第四条の二第一項第五号の移動区域の境界又は廃薬焼却場の保安距離

完成検査の方法により検査し、防火壁その他の延焼を遮断するための措置を講じたものについては、当該措置の状況を、目視及び図面により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

十一の三　周囲の火災を防止するための措置の状況を、目視、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

一　製造所の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、移動区域の設定並びに警戒札の掲示の状況を、目視及び図面により検査する。

二　移動区域に設置した施設の種類を、目視により検査する。

三　移動区域の境界が森林内に設けられた場合について、火災による延焼を防止するための措置の状況を、目視、図面、巻尺その他の測定器具を用いた測定又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

四　［略］

五　移動区域の境界又は廃薬焼却場から製造所以外の保安物件までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。

六　第四条の二第一項第六号の移動式製造設備用工室又は移動式製造設備の危険間隔

七　第四条の二第一項第七号の廃薬焼却場の保安間隔

八　第四条の二第一項第八号の移動区域内のボイラー室及び煙突

九・十　［略］

十一　第四条の二第一項第十一号の移動式製造設備の消火設備

十二～十四　［略］

十五　第四条の二第一項第十五号の移動式製造設備の構造及び材料

十六・十七　［略］

六　移動式製造設備用工室又は移動式製造設備から製造所内の他の施設及び発破場所までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に替えることができる。また、移動式製造設備の危険間隔が明らかになるような措置の状況を、目視等及び図面により検査する。

七　廃薬焼却場から製造所内の他の施設及び発破場所までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に替えることができる。

八　移動区域内にボイラー室及び煙突が設置されていないことを、目視等又は図面により検査する。ただし、移動区域内に、固体燃料を使用しないボイラーのボイラー室及び煙突が設置されている場合には、ボイラーの燃料の種類を、記録により検査する。

九・十　［略］

十一　移動式製造設備の消火設備について設置の状況を、目視等により検査する。また、当該消火設備の性能を、作動試験又はその記録により検査する。

十二～十四　［略］

十五　移動式製造設備について、土砂類の浸入を防ぎ、かつ、さびにくい構造及び材料の種類を、目視等により検査する。

十六・十七　［略］

六　第四条の二第一項第六号の移動式製造設備用工室又は移動式製造設備の危険間隔

七　第四条の二第一項第七号の廃薬焼却場の保安間隔

八　第四条の二第一項第八号の移動区域内のボイラー室及び煙突

九・十　［略］

十一　第四条の二第一項第十一号の移動式製造設備の消火設備

十二～十四　［略］

十五　第四条の二第一項第十五号の移動式製造設備の構造及び材料

十六・十七　［略］

六　移動式製造設備用工室又は移動式製造設備から製造所内の他の施設及び発破場所までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。また、移動式製造設備の危険間隔が明らかになるような措置の状況を、目視及び図面により検査する。

七　廃薬焼却場から製造所内の他の施設及び発破場所までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。

八　移動区域内にボイラー室及び煙突が設置されていないことを、目視又は図面により検査する。ただし、移動区域内に、固体燃料を使用しないボイラーのボイラー室及び煙突が設置されている場合には、ボイラーの燃料の種類を、記録により検査する。

九・十　［略］

十一　移動式製造設備の消火設備について設置の状況を、目視により検査する。また、当該消火設備の性能を、作動試験又はその記録により検査する。

十二～十四　［略］

十五　移動式製造設備について、土砂類の浸入を防ぎ、かつ、さびにくい構造及び材料の種類を、目視により検査する。

十六・十七　［略］

十八　第四条の二第一項第十八号の移動式製造設備の移動方法及び製造方法

十八　製造し及び運搬する火薬類並びに周囲の火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがない車両が使用されていることを、目視等、図面、記録又は測定器具を用いた測定により検査し、製造のため車両の動力を使用する場合にあつては、移動と製造とが同時にできない構造であることを、目視等、図面又は記録により検査し、製造のため車両の動力を使用しない場合にあつては、製造のための動力は、特定硝酸アンモニウム系爆薬を爆発し又は発火させるおそれがないものであることを、目視等、図面又は記録により検査する。

十九　第四条の二第一項第十九号イの移動式製造設備の機械、器具又は容器の、摩擦により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造

十九　移動式製造設備の機械、器具又は容器について、摩擦により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造となつていることを、目視等又は図面により検査する。

十九の二　第四条の二第一項第十九号ロの移動式製造設備の機械、器具又は容器の、振動又は衝撃により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造

十九の二　移動式製造設備の機械、器具又は容器について、振動又は衝撃により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造となつていることを、目視等又は図面により検査する。

十九の三　第四条の二第一項第十九号ハの移動式製造設備の機械、器具又は容器の、腐食により特定硝酸アンモニウム系爆薬が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造

十九の三　移動式製造設備の機械、器具又は容器について、腐食により特定硝酸アンモニウム系爆薬が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造となつていることを、目視等又は図面により検査する。

十九の四　第四条の二第一項第十九号ニの移動式製造設備の機械、器具又は容器の、特定硝酸アンモニウム系爆薬の付着、浸透又は浸入により爆発し又は発火しない構造

十九の四　移動式製造設備の機械、器具又は容器について、特定硝酸アンモニウム系爆薬の付着、浸透又は浸入により爆発し又は発火しない構造となつていることを、目視等又は図面により検査する。

十八　第四条の二第一項第十八号の移動式製造設備の移動方法及び製造方法

十八　製造し及び運搬する火薬類並びに周囲の火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがない車両が使用されていることを、目視、図面、記録又は測定器具を用いた測定により検査し、製造のため車両の動力を使用する場合にあつては、移動と製造とが同時にできない構造であることを、目視、図面又は記録により検査し、製造のため車両の動力を使用しない場合にあつては、製造のための動力は、特定硝酸アンモニウム系爆薬を爆発し又は発火させるおそれがないものであることを、目視、図面又は記録により検査する。

十九　第四条の二第一項第十九号イの移動式製造設備の機械、器具又は容器の、摩擦により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造

十九　移動式製造設備の機械、器具又は容器について、摩擦により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造となつていることを、目視又は図面により検査する。

十九の二　第四条の二第一項第十九号ロの移動式製造設備の機械、器具又は容器の、振動又は衝撃により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造

十九の二　移動式製造設備の機械、器具又は容器について、振動又は衝撃により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造となつていることを、目視又は図面により検査する。

十九の三　第四条の二第一項第十九号ハの移動式製造設備の機械、器具又は容器の、腐食により特定硝酸アンモニウム系爆薬が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造

十九の三　移動式製造設備の機械、器具又は容器について、腐食により特定硝酸アンモニウム系爆薬が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造となつていることを、目視又は図面により検査する。

十九の四　第四条の二第一項第十九号ニの移動式製造設備の機械、器具又は容器の、特定硝酸アンモニウム系爆薬の付着、浸透又は浸入により爆発し又は発火しない構造

十九の四　移動式製造設備の機械、器具又は容器について、特定硝酸アンモニウム系爆薬の付着、浸透又は浸入により爆発し又は発火しない構造となつていることを、目視又は図面により検査する。

十九の五　第四条の二第一項第十九号ホの移動式製造設備の機械、器具又は容器が振動、衝撃等により変形しない構造

二十　［略］

二十一　第四条の二第一項第二十一号の移動式製造設備を照明する設備

二十二　［略］

二十三　第四条の二第一項第二十三号の移動式製造設備又は廃薬焼却場における特定硝酸アンモニウム系爆薬の停滞量等の掲示

二十四・二十五　［略］

二十六　第四条の二第一項第二十六号の移動式製造設備の粉じんの飛散を防ぐための措置

二十七　第四条の二第一項第二十七号の移動式製造設備の静電気を除去する措置

二十八　第四条の二第一項第二十八号の移動式製造設備の製造を中止する構造

二十九　第四条の二第一項第二十九号の移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部の摩擦により当該特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない措置

十九の五　移動式製造設備の機械、器具又は容器について、振動、衝撃等により変形しない構造となつていることを、目視等又は図面により検査する。

二十　［略］

二十一　移動式製造設備に設けられた照明設備の漏電、可燃性ガス、粉じん等に対する安全な防護装置、電灯及び電気配線の設置の状況を、目視等又は図面により検査する。

二十二　［略］

二十三　移動式製造設備又は廃薬焼却場の特定硝酸アンモニウム系爆薬の停滞量、同時に存置することができる特定硝酸アンモニウム系爆薬の原料の種類及び最大数量、定員、注意事項その他必要な事項の掲示の状況並びに記載事項を、目視等により検査する。

二十四・二十五　［略］

二十六　移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料の粉じんの飛散を防ぐための措置の状況を、目視等により検査する。

二十七　移動式製造設備の静電気を除去する措置の状況を、目視等及び記録により検査する。

二十八　移動式製造設備について、製造中に異常が発生した場合に直ちに製造を中止することができる構造となっていることを目視等及び図面により検査する。

二十九　移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部の摩擦により当該特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない措置を、目視等及び記録により検査する。

十九の五　第四条の二第一項第十九号ホの移動式製造設備の機械、器具又は容器が振動、衝撃等により変形しない構造

二十　［略］

二十一　第四条の二第一項第二十一号の移動式製造設備を照明する設備

二十二　［略］

二十三　第四条の二第一項第二十三号の移動式製造設備又は廃薬焼却場における特定硝酸アンモニウム系爆薬の停滞量等の掲示

二十四・二十五　［略］

二十六　第四条の二第一項第二十六号の移動式製造設備の粉じんの飛散を防ぐための措置

二十七　第四条の二第一項第二十七号の移動式製造設備の静電気を除去する措置

二十八　第四条の二第一項第二十八号の移動式製造設備の製造を中止する構造

二十九　第四条の二第一項第二十九号の移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部の摩擦により当該特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない措置

十九の五　移動式製造設備の機械、器具又は容器について、振動、衝撃等により変形しない構造となつていることを、目視又は図面により検査する。

二十　［略］

二十一　移動式製造設備に設けられた照明設備の漏電、可燃性ガス、粉じん等に対する安全な防護装置、電灯及び電気配線の設置の状況を、目視又は図面により検査する。

二十二　［略］

二十三　移動式製造設備又は廃薬焼却場の特定硝酸アンモニウム系爆薬の停滞量、同時に存置することができる特定硝酸アンモニウム系爆薬の原料の種類及び最大数量、定員、注意事項その他必要な事項の掲示の状況並びに記載事項を、目視により検査する。

二十四・二十五　［略］

二十六　移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料の粉じんの飛散を防ぐための措置の状況を、目視により検査する。

二十七　移動式製造設備の静電気を除去する措置の状況を、目視及び記録により検査する。

二十八　移動式製造設備について、製造中に異常が発生した場合に直ちに製造を中止することができる構造となつていることを目視及び図面により検査する。

二十九　移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部の摩擦により当該特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない措置を、目視及び記録により検査する。

三十　第四条の二第一項第三十号の移動式製造設備に備え付ける収納又は装填するためのホースの摩擦、衝撃及び静電気に対する安全な措置

三十一　第四条の二第一項第三十一号の特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置

三十二　第四条の二第一項第三十二号の特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料の運搬容器

三十三　第四条の二第一項第三十三号イの廃薬焼却場

三十三の二　第四条の二第一項第三十三号ロの土堤、防爆壁又は防火壁その他の延焼を遮断するための措置

三十　移動式製造設備に備え付ける収納又は装填するためのホースの摩擦、衝撃及び静電気に対する安全な措置の状況を、目視等及び記録により検査する。

三十一　特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備について、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置の状況を、目視等、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。ただし、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料が、加圧により爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

三十二　特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料を運搬する容器について、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料と化学反応を起こさない材料を使用し、かつ、確実に蓋のできる構造となっていることを、目視等及び記録により検査する。

三十三　廃薬焼却場について、移動区域内に設置されていることを、目視等により検査する。

三十三の二　土堤又は防爆壁を設置したものについては、土堤又は防爆壁を、別表第二第十六項又は第十八項に掲げる完成検査の方法により検査し、防火壁その他の延焼を遮断するための措置を講じたものについては、当該措置の状況を、目視等及び図面により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

三十　第四条の二第一項第三十号の移動式製造設備に備え付ける収納又は装填するためのホースの摩擦、衝撃及び静電気に対する安全な措置

三十一　第四条の二第一項第三十一号の特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置

三十二　第四条の二第一項第三十二号の特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料の運搬容器

三十三　第四条の二第一項第三十三号イの廃薬焼却場

三十三の二　第四条の二第一項第三十三号ロの土堤、防爆壁又は防火壁その他の延焼を遮断するための措置

三十　移動式製造設備に備え付ける収納又は装填するためのホースの摩擦、衝撃及び静電気に対する安全な措置の状況を、目視及び記録により検査する。

三十一　特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備について、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置の状況を、目視、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。ただし、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料が、加圧により爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

三十二　特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料を運搬する容器について、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料と化学反応を起こさない材料を使用し、かつ、確実に蓋のできる構造となつていることを、目視及び記録により検査する。

三十三　廃薬焼却場について、移動区域内に設置されていることを、目視により検査する。

三十三の二　土堤又は防爆壁を設置したものについては、土堤又は防爆壁を、別表第二第十六項又は第十八項に掲げる完成検査の方法により検査し、防火壁その他の延焼を遮断するための措置を講じたものについては、当該措置の状況を、目視及び図面により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

三十三の三　第四条の二第一項第三十三号ハの周囲の火災を防止するための措置	三十三の三　周囲の火災を防止するための措置の状況を、目視等、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

別表第二（第四十四条第二項関係）

検査項目	保安検査の方法
1　火薬庫の保安距離の基準	1　第二十三条各項の火薬庫の外壁から保安物件に対する距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に替えることができる。
2　地上式一級火薬庫の基準	
一　第二十四条第一号の火薬庫の設置場所	一　火薬庫の設置場所の状況を、目視等及び図面により検査する。
二　第二十四条第二号の火薬庫の構造	二　火薬庫の構造、材質、基礎及び排水の措置の状況を、目視等及び図面により検査する。
三　［略］	三　［略］
四　第二十四条第四号の火薬庫の入口の扉	四　火薬庫の入口の扉の設置の状況及び盗難を防止するための措置の状況を、目視等、図面又は巻尺その他の測定器具を用いた測定等により検査する。
五　第二十四条第五号の火薬庫の窓	五　火薬庫の窓の設置の状況並びに直射日光により火薬類が変質し、又は爆発し、若しくは発火することを防止するための措置並びに盗難及び火災を防止するための措置の状況を、目視等、図面又は巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。
六　第二十四条第六号の地盤面からの湿気を防止するための措置	六　火薬庫の床について、地盤面からの湿気を防止するための措置の状況を、目視等、図面又は巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、火薬類が湿気により変質するおそれがないことについては、目視等、図面又は記録により検査する。

三十三の三　第四条の二第一項第三十三号ハの周囲の火災を防止するための措置	三十三の三　周囲の火災を防止するための措置の状況を、目視、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

別表第二（第四十四条第二項関係）

検査項目	保安検査の方法
1　火薬庫の保安距離の基準	1　第二十三条各項の火薬庫の外壁から保安物件に対する距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。
2　地上式一級火薬庫の基準	
一　第二十四条第一号の火薬庫の設置場所	一　火薬庫の設置場所の状況を、目視及び図面により検査する。
二　第二十四条第二号の火薬庫の構造	二　火薬庫の構造、材質、基礎及び排水の措置の状況を、目視及び図面により検査する。
三　［略］	三　［略］
四　第二十四条第四号の火薬庫の入口の扉	四　火薬庫の入口の扉の設置の状況及び盗難を防止するための措置の状況を、目視、図面又は巻尺その他の測定器具を用いた測定等により検査する。
五　第二十四条第五号の火薬庫の窓	五　火薬庫の窓の設置の状況並びに直射日光により火薬類が変質し、又は爆発し、若しくは発火することを防止するための措置並びに盗難及び火災を防止するための措置の状況を、目視、図面又は巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。
六　第二十四条第六号の地盤面からの湿気を防止するための措置	六　火薬庫の床について、地盤面からの湿気を防止するための措置の状況を、目視、図面又は巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、火薬類が湿気により変質するおそれがないことについては、目視、図面又は記録により検査する。

七　第二十四条第七号の火薬庫の内面

七の二　第二十四条第七号の二の火薬庫の床面

八　第二十四条第八号の火薬庫の換気孔

九　第二十四条第九号の火薬庫の暖房設備

十　第二十四条第十号の火薬庫の照明設備

十一　第二十四条第十一号の火薬庫の屋根及び小屋組

十二　第二十四条第十二号の避雷装置

十三　第二十四条第十三号の土堤

十四　第二十四条第十四号の防火のための措置及び消火の活動のために必要な措置並びに警戒設備

七　火薬庫の内面について、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦を緩和する建築材料を使用していることを、目視等又は図面により検査する。ただし、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦により当該火薬類が爆発し、又は発火するおそれがないことについては、目視等、図面又は記録により検査する。

七の二　火薬庫の床面の材料を、目視等又は図面により検査する。

八　火薬庫の換気孔の設置の状況及び盗難を防止するための措置の状況を、目視等又は図面により検査する。

九　火薬庫の暖房設備により火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置の状況及び暖房設備の燃焼しやすい物との隔離の状況を、目視等又は図面により検査する。

十　火薬庫の照明設備により火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置の状況を、目視等又は図面により検査する。

十一　火薬庫の屋根の外面及び小屋組の材質並びに盗難及び火災を防止するための措置の状況を、目視等又は図面により検査する。

十二　避雷装置の有無を、目視等により検査する。

十三　土堤の有無を、目視等により検査する。

十四　防火のための措置及び消火の活動のために必要な措置並びに警戒設備の設置の状況を、目視等又は図面により検査する。

七　第二十四条第七号の火薬庫の内面

七の二　第二十四条第七号の二の火薬庫の床面

八　第二十四条第八号の火薬庫の換気孔

九　第二十四条第九号の火薬庫の暖房設備

十　第二十四条第十号の火薬庫の照明設備

十一　第二十四条第十一号の火薬庫の屋根及び小屋組

十二　第二十四条第十二号の避雷装置

十三　第二十四条第十三号の土堤

十四　第二十四条第十四号の防火のための措置及び消火の活動のために必要な措置並びに警戒設備

七　火薬庫の内面について、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦を緩和する建築材料を使用していることを、目視又は図面により検査する。ただし、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦により当該火薬類が爆発し、又は発火するおそれがないことについては、目視、図面又は記録により検査する。

七の二　火薬庫の床面の材料を、目視又は図面により検査する。

八　火薬庫の換気孔の設置の状況及び盗難を防止するための措置の状況を、目視又は図面により検査する。

九　火薬庫の暖房設備により火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置の状況及び暖房設備の燃焼しやすい物との隔離の状況を、目視又は図面により検査する。

十　火薬庫の照明設備により火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置の状況を、目視又は図面により検査する。

十一　火薬庫の屋根の外面及び小屋組の材質並びに盗難及び火災を防止するための措置の状況を、目視又は図面により検査する。

十二　避雷装置の有無を、目視により検査する。

十三　土堤の有無を、目視により検査する。

十四　防火のための措置及び消火の活動のために必要な措置並びに警戒設備の設置の状況を、目視又は図面により検査する。

十五　第二十四条第十五号の天井裏又は屋根に講ずる盗難を防止するための措置

十六　第二十四条第十六号の盗難を防止するための措置

3　地上覆土式一級火薬庫の基準

一　［略］

二　第二十四条の二第一号の火薬庫の構造

三　第二十四条の二第二号の火薬庫の基礎

四　［略］

五　第二十四条の二第四号及び第五号の火薬庫の覆土

4　地中式一級火薬庫の基準

一　［略］

二　第二十五条第一号の火薬庫の設置場所

十五　火薬庫の天井裏又は屋根に講ずる盗難を防止するための措置の状況を、目視等又は図面により検査する。

十六　見張人を常時配置しない火薬庫の盗難を防止するための措置の状況を、目視等又は図面により検査するとともに、盗難を防止するための装置を設置している場合には、当該装置の機能を、作動試験又はその記録により検査する。

一　［略］

二　火薬庫の構造及び材質を、目視等及び図面により検査し、及び外部構造の壁及び内部構造の壁の厚さ並びに間隔を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。

三　火薬庫の基礎及び排水の措置の状況を、目視等及び図面により検査する。

四　［略］

五　火薬庫の覆土の状況を、目視等及び図面により検査し、及び当該覆土の勾配及び厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の勾配及び厚さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。

一　［略］

二　火薬庫の設置場所の状況を、目視等及び図面により検査する。

十五　第二十四条第十五号の天井裏又は屋根に講ずる盗難を防止するための措置

3　地上覆土式一級火薬庫の基準

一　［略］

二　第二十四条の二第一号の火薬庫の構造

三　第二十四条の二第二号の火薬庫の基礎

四　［略］

五　第二十四条の二第四号及び第五号の火薬庫の覆土

4　地中式一級火薬庫の基準

一　［略］

二　第二十五条第一号の火薬庫の設置場所

十六　第二十四条第十六号の警鳴装置

十五　火薬庫の天井裏又は屋根に講ずる盗難を防止するための措置の状況を、目視又は図面により検査する。

十六　見張人を常時配置しない火薬庫の警鳴装置の設置の状況を、目視又は図面により検査し、当該装置の機能を、作動試験又はその記録により検査する。

一　［略］

二　火薬庫の構造及び材質を、目視及び図面により検査し、及び外部構造の壁及び内部構造の壁の厚さ並びに間隔を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。

三　火薬庫の基礎及び排水の措置の状況を、目視及び図面により検査する。

四　［略］

五　火薬庫の覆土の状況を、目視及び図面により検査し、及び当該覆土の勾配及び厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の勾配及び厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。

一　［略］

二　火薬庫の設置場所の状況を、目視及び図面により検査する。

三　第二十五条第二号の火薬庫の構造

四　第二十五条第三号の火薬庫の外壁と岩壁との間の空間

五　第二十五条第四号の火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口の扉

六　第二十五条第六号の火薬庫の地盤の厚さ

七　第二十五条第七号の火薬庫の入口又はトンネルの入口前方の衝動波防止の措置

5　地下式一級火薬庫の基準

一　［略］

二　第二十五条の二第一号の火薬庫の設置場所

三　第二十五条の二第二号の火薬庫の構造

四　第二十五条の二第三号の外部構造と内部構造との間の空間

五　第二十五条の二第五号の搬出入用トンネル

六　第二十五条の二第六号の昇降機その他火薬類の運搬に用いる設備

三　火薬庫の防湿構造及び材質を、目視等及び図面により検査する。

四　火薬庫の外壁と岩壁との間の空間の排水の措置の状況を、目視等及び図面により検査する。

五　火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口の扉の設置状況及び盗難を防止するための措置の状況を、目視等、図面又は巻尺その他の測定器具を用いた測定等により検査する。

六　火薬庫の地盤の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた検査により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。

七　火薬庫の入口又はトンネルの入口前方の衝動波防止の措置等及び図面により検査する。

一　［略］

二　火薬庫の設置場所の状況を、目視等及び図面により検査する。

三　火薬庫の構造及び材質を、目視等及び図面により検査し、及び外部構造の壁と内部構造の壁との間隔を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。

四　火薬庫の外部構造と内部構造との間の空間の排水の措置の状況を、目視等及び図面により検査する。

五　搬出入用トンネルの設置の状況及び衝動波防止の措置の状況を、目視等及び図面により検査する。

六　昇降機その他火薬類の運搬に用いる設備の設置の状況及び構造を、目視等及び図面により検査する。

三　第二十五条第二号の火薬庫の構造

四　第二十五条第三号の火薬庫の外壁と岩壁との間の空間

五　第二十五条第四号の火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口の扉

六　第二十五条第六号の火薬庫の地盤の厚さ

七　第二十五条第七号の火薬庫の入口又はトンネルの入口前方の衝動波防止の措置

5　地下式一級火薬庫の基準

一　［略］

二　第二十五条の二第一号の火薬庫の設置場所

三　第二十五条の二第二号の火薬庫の構造

四　第二十五条の二第三号の外部構造と内部構造との間の空間

五　第二十五条の二第五号の搬出入用トンネル

六　第二十五条の二第六号の昇降機その他火薬類の運搬に用いる設備

三　火薬庫の防湿構造及び材質を、目視及び図面により検査する。

四　火薬庫の外壁と岩壁との間の空間の排水の措置の状況を、目視及び図面により検査する。

五　火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口の扉の設置状況及び盗難を防止するための措置の状況を、目視、図面又は巻尺その他の測定器具を用いた測定等により検査する。

六　火薬庫の地盤の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた検査により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。

七　火薬庫の入口又はトンネルの入口前方の衝動波防止の措置の状況を、目視及び図面により検査する。

一　［略］

二　火薬庫の設置場所の状況を、目視及び図面により検査する。

三　火薬庫の構造及び材質を、目視及び図面により検査し、及び外部構造の壁と内部構造の壁との間隔を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。

四　火薬庫の外部構造と内部構造との間の空間の排水の措置の状況を、目視及び図面により検査する。

五　搬出入用トンネルの設置の状況及び衝動波防止の措置の状況を、目視及び図面により検査する。

六　昇降機その他火薬類の運搬に用いる設備の設置の状況及び構造を、目視及び図面により検査する。

七　第二十五条の二第七号の放爆用トンネル

八　第二十五条の二第八号の火薬庫の側面及び底面の地盤の厚さ

九　第二十五条の二第九号及び第十号の土かぶり

十　第二十五条の二第十一号の警戒設備

6　地上式二級火薬庫の基準

一　［略］

二　第二十六条第一項第一号の火薬庫の構造

三・四　［略］

五　第二十六条第一項第二号の避雷装置

六　第二十六条第一項第三号の土堤

七　放爆用トンネルの設置の状況を、目視等及び図面により検査し、及び放爆用トンネルの断面積を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の値を満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。

八　火薬庫の側面及び底面の地盤の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判断できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。

九　火薬庫の土かぶりの状況を、目視等及び図面により検査し、及び当該土かぶりを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。

十　警戒設備の設置の状況を、目視等及び図面により検査する。

一　［略］

二　火薬庫の構造、材質並びに盗難及び火災を防止するための措置の状況を、目視等及び図面により検査する。

三・四　［略］

五　避雷装置の有無を、目視等により検査する。

六　土堤の有無を、目視等により検査する。

七　第二十五条の二第七号の放爆用トンネル

八　第二十五条の二第八号の火薬庫の側面及び底面の地盤の厚さ

九　第二十五条の二第九号及び第十号の土かぶり

十　第二十五条の二第十一号の警戒設備

6　地上式二級火薬庫の基準

一　［略］

二　第二十六条第一項第一号の火薬庫の構造

三・四　［略］

五　第二十六条第一項第二号の避雷装置

六　第二十六条第一項第三号の土堤

七　放爆用トンネルの設置の状況を、目視及び図面により検査し、及び放爆用トンネルの断面積を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の値を満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。

八　火薬庫の側面及び底面の地盤の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判断できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。

九　火薬庫の土かぶりの状況を、目視及び図面により検査し、及び当該土かぶりを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。

十　警戒設備の設置の状況を、目視及び図面により検査する。

一　［略］

二　火薬庫の構造、材質並びに盗難及び火災を防止するための措置の状況を、目視及び図面により検査する。

三・四　［略］

五　避雷装置の有無を、目視により検査する。

六　土堤の有無を、目視により検査する。

七　第二十六条第一項第四号の他の二級火薬庫との間に土堤を設けない火薬庫の相互の距離

7　地中式二級火薬庫の基準

一　［略］

二　第二十六条第二項第一号の火薬庫の構造

三　第二十六条第二項第二号の穴を掘って設けられた火薬庫

8　地上式三級火薬庫の基準

一　［略］

二　第二十七条第一項第一号の火薬庫の壁

三　［略］

四　第二十七条第一項第三号の火薬又は爆薬と火工品とを同時に貯蔵する火薬庫の隔壁

五　第二十七条第一項第四号の火薬庫の入口

六　第二十七条第一項第五号の火薬庫の土堤

9　地中式三級火薬庫の基準

一　［略］

二　第二十七条第二項第一号の火薬庫の地盤の厚さ

七　他の二級火薬庫との間に土堤を設けない火薬庫の相互の距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に替えることができる。

一　［略］

二　火薬庫に講ずる盗難を防止するための措置の状況を、目視等及び図面により検査する。

三　丘陵の斜面又はトンネルの内側壁に穴を掘って設けられた火薬庫の材質を、目視等により検査する。

一　［略］

二　火薬庫の壁の材質を、目視等により検査し、及び当該壁の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。

三　［略］

四　火薬又は爆薬と火工品を同時に貯蔵する火薬庫に設けられた隔壁の設置の状況及び材質を、目視等及び図面により検査し、及び当該隔壁の厚さを、巻き尺その他の測定器具を用いた検査により検査する。

五　火薬庫の入口及び消火の活動のために必要な措置の状況を、目視等又は図面により検査する。

六　土堤又は簡易土堤の有無を、目視等により検査する。

一　［略］

二　火薬庫の地盤の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定

七　第二十六条第一項第四号の他の二級火薬庫との間に土堤を設けない火薬庫の相互の距離

7　地中式二級火薬庫の基準

一　［略］

二　第二十六条第二項第一号の火薬庫の構造

三　第二十六条第二項第二号の穴を掘って設けられた火薬庫

8　地上式三級火薬庫の基準

一　［略］

二　第二十七条第一項第一号の火薬庫の壁

三　［略］

四　第二十七条第一項第三号の火薬又は爆薬と火工品とを同時に貯蔵する火薬庫の隔壁

五　第二十七条第一項第四号の火薬庫の入口

六　第二十七条第一項第五号の火薬庫の土堤

9　地中式三級火薬庫の基準

一　［略］

二　第二十七条第二項第一号の火薬庫の地盤の厚さ

七　他の二級火薬庫との間に土堤を設けない火薬庫の相互の距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。

一　［略］

二　火薬庫に講ずる盗難を防止するための措置の状況を、目視及び図面により検査する。

三　丘陵の斜面又はトンネルの内側壁に穴を掘って設けられた火薬庫の材質を、目視により検査する。

一　［略］

二　火薬庫の壁の材質を、目視により検査し、及び当該壁の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。

三　［略］

四　火薬又は爆薬と火工品を同時に貯蔵する火薬庫に設けられた隔壁の設置の状況及び材質を、目視及び図面により検査し、及び当該隔壁の厚さを、巻き尺その他の測定器具を用いた検査により検査する。

五　火薬庫の入口及び消火の活動のために必要な措置の状況を、目視又は図面により検査する。

六　土堤又は簡易土堤の有無を、目視により検査する。

一　［略］

二　火薬庫の地盤の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定

三　第二十七条第二項第二号の火薬庫の設置場所

10　水蓄火薬庫の基準

一　第二十七条の二第一号の火薬庫の壁及び底面

の厚さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。

三　火薬庫の設置場所の状況を、目視等及び図面により検査する。

一　火薬庫の壁及び底面の材質並びに火薬庫の壁及び底面が堅固で、かつ、水が漏れるおそれがないことを、目視等及び図面により検査し、及び当該壁及び底面の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。

二　第二十七条の二第二号の火薬庫の屋根

二　火薬庫の屋根に講ずる盗難及び火災を防止するための措置の状況を、目視等又は図面により検査する。

三　第二十七条の二第三号の火薬庫の設備

三　火薬庫に設置されている水位計及び自動供給装置の設置の状況を、目視等及び図面により検査する。

四　第二十七条の二第四号の火薬類が流失することを防止するための措置

四　火薬類が流失することを防止するための措置の状況を、目視等又は図面により検査する。

11　横穴式水蓄火薬庫の基準

一　［略］

二　第二十七条の三第一号の火薬庫の内面

一　［略］

二　火薬庫の内面が堅固で、かつ、水が漏れるおそれがないことを、目視等及び図面により検査する。

三　第二十七条の三第二号の火薬庫の前面の擁壁

三　火薬庫の前面の擁壁の材質及び構造を、目視等により検査する。

四　第二十七条の三第三号の火薬庫の前面の擁壁の出入口

四　火薬庫の前面の擁壁に設けられた出入口の水漏れを防ぐ措置の状況を、目視等により検査する。

五　第二十七条の三第四号の火薬庫に講ずる盗難を防止するための措置

五　火薬庫の出入口に講ずる盗難を防止するための措置の状況を、目視等により検査する。

三　第二十七条第二項第二号の火薬庫の設置場所

10　水蓄火薬庫の基準

一　第二十七条の二第一号の火薬庫の壁及び底面

の厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。

三　火薬庫の設置場所の状況を、目視及び図面により検査する。

一　火薬庫の壁及び底面の材質並びに火薬庫の壁及び底面が堅固で、かつ、水が漏れるおそれがないことを、目視及び図面により検査し、及び当該壁及び底面の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。

二　第二十七条の二第二号の火薬庫の屋根

二　火薬庫の屋根に講ずる盗難及び火災を防止するための措置の状況を、目視又は図面により検査する。

三　第二十七条の二第三号の火薬庫の設備

三　火薬庫に設置されている水位計及び自動供給装置の設置の状況を、目視及び図面により検査する。

四　第二十七条の二第四号の火薬類が流失することを防止するための措置

四　火薬類が流失することを防止するための措置の状況を、目視又は図面により検査する。

11　横穴式水蓄火薬庫の基準

一　［略］

二　第二十七条の三第一号の火薬庫の内面

一　［略］

二　火薬庫の内面が堅固で、かつ、水が漏れるおそれがないことを、目視及び図面により検査する。

三　第二十七条の三第二号の火薬庫の前面の擁壁

三　火薬庫の前面の擁壁の材質及び構造を、目視により検査する。

四　第二十七条の三第三号の火薬庫の前面の擁壁の出入口

四　火薬庫の前面の擁壁に設けられた出入口の水漏れを防ぐ措置の状況を、目視により検査する。

五　第二十七条の三第四号の火薬庫に講ずる盗難を防止するための措置

五　火薬庫の出入口に講ずる盗難を防止するための措置の状況を、目視により検査する。

12　実包火薬庫の基準

一　第二十七条の四第一項の基準

イ　［略］

ロ　第二十七条の四第一項第一号の火薬庫の壁

イ　［略］

ロ　火薬庫の壁の材質を、目視等により検査し、及び当該壁の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。

ハ　第二十七条の四第一項第二号の火薬庫の屋根

ハ　火薬庫の屋根の材質を、目視等により検査し、及び当該屋根の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。

二　第二十七条の四第二項の基準

イ　［略］

ロ　第二十七条の四第二項第一号の火薬庫の壁及び屋根

イ　［略］

ロ　火薬庫の壁及び屋根の材質を、目視等により検査し、並びに当該壁及び屋根の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。

ハ　第二十七条の四第二項第二号の火薬庫の窓

ハ　窓が設けられていないことを、目視等により検査する。

ニ　第二十七条の四第二項第三号の警戒設備

ニ　警戒設備の設置の状況を、目視等及び図面により検査する。

ホ　第二十七条の四第二項第四号の火薬庫における地震動に対する安全性

ホ　火薬庫における地震動に対する安全性を、目視等及び図面により検査する。

13　煙火火薬庫の基準

一　［略］

一　［略］

二　第二十八条第一号の火薬庫の構造

二　火薬庫の構造、材質、基礎及び排水の措置の状況を、目視等及び図面により検査する。

三～五　［略］

三～五　［略］

六　第二十八条第四号の火薬庫の土堤

六　土堤、簡易土堤又は防爆壁の有無を、目視等により検査する。

14　がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫の基準

一　［略］

一　［略］

二　第二十九条第一号のがん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の構造

二　がん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の構造及び防火の措置を、目視等又は図面により検査する。

12　実包火薬庫の基準

一　第二十七条の四第一項の基準

イ　［略］

ロ　第二十七条の四第一項第一号の火薬庫の壁

イ　［略］

ロ　火薬庫の壁の材質を、目視により検査し、及び当該壁の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。

ハ　第二十七条の四第一項第二号の火薬庫の屋根

ハ　火薬庫の屋根の材質を、目視により検査し、及び当該屋根の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。

二　第二十七条の四第二項の基準

イ　［略］

ロ　第二十七条の四第二項第一号の火薬庫の壁及び屋根

イ　［略］

ロ　火薬庫の壁及び屋根の材質を、目視により検査し、並びに当該壁及び屋根の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。

ハ　第二十七条の四第二項第二号の火薬庫の窓

ハ　窓が設けられていないことを、目視により検査する。

ニ　第二十七条の四第二項第三号の警戒設備

ニ　警戒設備の設置の状況を、目視及び図面により検査する。

ホ　第二十七条の四第二項第四号の火薬庫における地震動に対する安全性

ホ　火薬庫における地震動に対する安全性を、目視及び図面により検査する。

13　煙火火薬庫の基準

一　［略］

一　［略］

二　第二十八条第一号の火薬庫の構造

二　火薬庫の構造、材質、基礎及び排水の措置の状況を、目視及び図面により検査する。

三～五　［略］

三～五　［略］

六　第二十八条第四号の火薬庫の土堤

六　土堤、簡易土堤又は防爆壁の有無を、目視により検査する。

14　がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫の基準

一　［略］

一　［略］

二　第二十九条第一号のがん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の構造

二　がん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の構造及び防火の措置を、目視又は図面により検査する。

三　第二十九条第二号のがん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の入口の扉

　　又は導火線庫の入口の扉

15　避雷装置の基準

16　土堤の基準

一　第三十一条第一号の土堤の内面の堤脚から火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁までの距離

二　第三十一条第二号の切通の出入口を設けた土堤の構造

三　第三十一条第三号のトンネルの出入口を設けた土堤の構造

四　第三十一条第四号の土堤の勾配

四の二　第三十一条第四号の二の土堤の高さ

三　がん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の入口の扉に講ずる盗難を防止するための措置の状況を、目視等又は図面により検査する。

15　第三十条の避雷装置の位置、型式、構造、材質等を、目視等、図面及び測定器具を用いた測定により検査する。

一　内面の堤脚から火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に替えることができる。

二　切通の出入口を通して火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁を見ることができない構造となっていることを、目視等により検査する。

三　トンネルの出入口を通して火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁を見ることができない構造となっていることを、目視等により検査する。

四　土堤の勾配を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の勾配を満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。

四の二　土堤の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。

三　第二十九条第二号のがん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の入口の扉

　　又は導火線庫の入口の扉

15　避雷装置の基準

16　土堤の基準

一　第三十一条第一号の土堤の内面の堤脚から火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁までの距離

二　第三十一条第二号の切通の出入口を設けた土堤の構造

三　第三十一条第三号のトンネルの出入口を設けた土堤の構造

四　第三十一条第四号の土堤の勾配

四の二　第三十一条第四号の二の土堤の高さ

三　がん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の入口の扉に講ずる盗難を防止するための措置の状況を、目視等又は図面により検査する。

15　第三十条の避雷装置の位置、型式、構造、材質等を、目視、図面及び測定器具を用いた測定により検査する。

一　内面の堤脚から火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。

二　切通の出入口を通して火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁を見ることができない構造となつていることを、目視により検査する。

三　トンネルの出入口を通して火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁を見ることができない構造となつていることを、目視により検査する。

四　土堤の勾配を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の勾配を満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。

四の二　土堤の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。

四の三　第三十一条第四号の三の土堤の頂部の厚さ	四の三　土堤の頂部の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。
五　第三十一条第五号の堤脚を土留とする土堤	五　堤脚を土留とする土堤の内面の材料を記録により検査し、及び土留の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。
六　第三十一条第六号の土堤を兼用するときの通路	六　土堤を兼用するときの通路の有無を目視等により検査する。
七　第三十一条第七号の土堤の堤面	七　土堤の崩壊を防止するための措置の状況を、目視等により検査する。
17　簡易土堤の基準	
一　［略］	一　［略］
二　第三十一条の二第一号の簡易土堤の勾配	二　簡易土堤の勾配を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の勾配を満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。
二の二　第三十一条の二第一号の二の簡易土堤の高さ	二の二　簡易土堤の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。

四の三　第三十一条第四号の三の土堤の頂部の厚さ	四の三　土堤の頂部の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。
五　第三十一条第五号の堤脚を土留とする土堤	五　堤脚を土留とする土堤の内面の材料を記録により検査し、及び土留の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。
六　第三十一条第六号の土堤を兼用するときの通路	六　土堤を兼用するときの通路の有無を目視により検査する。
七　第三十一条第七号の土堤の堤面	七　土堤の崩壊を防止するための措置の状況を、目視により検査する。
17　簡易土堤の基準	
一　［略］	一　［略］
二　第三十一条の二第一号の簡易土堤の勾配	二　簡易土堤の勾配を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の勾配を満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。
二の二　第三十一条の二第一号の二の簡易土堤の高さ	二の二　簡易土堤の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。

二の三　第三十一条の二第一号の三の簡易土堤の頂部の厚さ	二の三　簡易土堤の頂部の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。
三　第三十一条の二第二号の簡易土堤の土留	三　簡易土堤の土留並びに当該土留の側壁板及び支柱の材質を、目視等又は図面により検査する。
四　第三十一条の二第三号の簡易土堤の頂部	四　簡易土堤の頂部の雨水の浸入を防ぐ構造を、目視等及び図面により検査する。
18　防爆壁の基準	18　第三十一条の三の防爆壁の位置、構造、材質等を、目視等、図面及び測定器具を用いた測定により検査する。

別表第三（第四十四条の五第一項関係）

検査項目	保安検査の方法
1　製造設備が定置式製造設備であって、火薬類の製造作業を行う製造施設の場合	
一　第四条第一項第一号の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、危険区域の設定、危険区域が明確に判別できるような措置並びに警戒札の掲示の状況	一　製造所の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、危険区域の設定、危険区域が明確に判別できるような措置並びに警戒札の掲示の維持管理状況を、目視等により検査する。
二　第四条第一項第二号の危険区域の施設の設置制限	二　危険区域に設置した施設の種類を、目視等により検査する。
三　第四条第一項第三号の火災による延焼を防止するための措置	三　危険区域の境界が森林内に設けられた場合について、火災による延焼を防止するための措置の維持管理状況を、目視等、図面、巻き尺その他の測定器具を用いた測定又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。
四　第四条第一項第四号の危険工室等の保安距離	四　危険工室等から製造所以外の保安物件までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただ

二の三　第三十一条の二第一号の三の簡易土堤の頂部の厚さ	二の三　簡易土堤の頂部の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。
三　第三十一条の二第二号の簡易土堤の土留	三　簡易土堤の土留並びに当該土留の側壁板及び支柱の材質を、目視又は図面により検査する。
四　第三十一条の二第三号の簡易土堤の頂部	四　簡易土堤の頂部の雨水の浸入を防ぐ構造を、目視及び図面により検査する。
18　防爆壁の基準	18　第三十一条の三の防爆壁の位置、構造、材質等を、目視、図面及び測定器具を用いた測定により検査する。

別表第三（第四十四条の五第一項関係）

検査項目	保安検査の方法
1　製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業を行う製造施設の場合	
一　第四条第一項第一号の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、危険区域の設定、危険区域が明確に判別できるような措置並びに警戒札の掲示の状況	一　製造所の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、危険区域の設定、危険区域が明確に判別できるような措置並びに警戒札の掲示の維持管理状況を、目視により検査する。
二　第四条第一項第二号の危険区域の施設の設置制限	二　危険区域に設置した施設の種類を、目視により検査する。
三　第四条第一項第三号の火災による延焼を防止するための措置	三　危険区域の境界が森林内に設けられた場合について、火災による延焼を防止するための措置の維持管理状況を、目視、図面、巻き尺その他の測定器具を用いた測定又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。
四　第四条第一項第四号の危険工室等の保安距離	四　危険工室等から製造所以外の保安物件までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただ

五　第四条第一項第四号の二の危険工室等の保安間隔

六　第四条第一項第五号の危険区域内のボイラー室及び煙突

六の二　［略］

七　第四条第一項第六号の爆発の危険のある工室の構造及び建築材料

八　［略］

九　第四条第一項第七号の二の煙火等の製造所の爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場に設ける土堤、簡易土堤、防爆壁又は防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置

し、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に替えることができる。

五　危険工室等から製造所内の他の施設までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に替えることができる。

六　危険区域内にボイラー室及び煙突が設置されていないことを、目視等又は図面により検査する。ただし、危険区域内に、固体燃料を使用しないボイラーのボイラー室及び煙突が設置されている場合には、ボイラーの燃料の種類を、記録により検査する。

六の二　［略］

七　爆発の危険のある工室の維持管理状況を、目視等により検査する。

八　［略］

九　土堤、簡易土堤又は防爆壁の維持管理状況を、別表第四第十六項から第十八項までに掲げる保安検査の方法により検査する。ただし、がん具煙火貯蔵庫に貯蔵することができるがん具煙火を貯蔵する火薬類一時置場の場合であって、土堤、簡易土堤又は防爆壁を省略したものについては、当該火薬類一時置場の維持管理状況を、別表第四第十四項に掲げる保安検査の方法により検査し、土堤、簡易土堤又は防爆壁を省略した場合であって、防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講じているものについては、当該措置の維持管理状況を、目視等により検査する。

五　第四条第一項第四号の二の危険工室等の保安間隔

六　第四条第一項第五号の危険区域内のボイラー室及び煙突

六の二　［略］

七　第四条第一項第六号の爆発の危険のある工室の構造及び建築材料

八　［略］

九　第四条第一項第七号の二の煙火等の製造所の爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場に設ける土堤、簡易土堤、防爆壁又は防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置

し、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。

五　危険工室等から製造所内の他の施設までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。

六　危険区域内にボイラー室及び煙突が設置されていないことを、目視又は図面により検査する。ただし、危険区域内に、固体燃料を使用しないボイラーのボイラー室及び煙突が設置されている場合には、ボイラーの燃料の種類を、記録により検査する。

六の二　［略］

七　爆発の危険のある工室の維持管理状況を、目視により検査する。

八　［略］

九　土堤、簡易土堤又は防爆壁の維持管理状況を、別表第四第十六項から第十八項までに掲げる保安検査の方法により検査する。ただし、がん具煙火貯蔵庫に貯蔵することができるがん具煙火を貯蔵する火薬類一時置場の場合であって、土堤、簡易土堤又は防爆壁を省略したものについては、当該火薬類一時置場の維持管理状況を、別表第四第十四項に掲げる保安検査の方法により検査し、土堤、簡易土堤又は防爆壁を省略した場合であって、防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講じているものについては、当該措置の維持管理状況を、目視により検査する。

十　［略］

十一　第四条第一項第八号の発火の危険のある工室の耐火性構造

十二　第四条第一項第九号の発火の危険のある工室と他の施設との間への防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置

十三　第四条第一項第九号の二の発火の危険のある設備の消火設備

十三の二　第四条第一項第九号の三の無煙火薬の分解及び発火を防止するための措置並びに当該無煙火薬が発火したときに爆発を防止するための措置

十四　第四条第一項第十号の危険工室の付近の消火の設備

十五　第四条第一項第十一号イの危険工室の窓及び出口の扉

十五の二　第四条第一項第十一号ロの危険工室の扉及び窓に用いる金具

十五の三　第四条第一項第十一号ハの危険工室の窓

十　［略］

十一　発火の危険のある工室の維持管理状況を、目視等により検査する。

十二　発火の危険のある工室と他の施設との間への防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置の維持管理状況を、目視等により検査する。

十三　危険工室の発火の危険のある設備の消火設備の維持管理状況を、目視等により検査する。また、当該消火設備の性能を、作動試験又はその記録により検査する。

十三の二　無煙火薬を存置する火薬類一時置場における火薬の分解及び発火を防止するための措置並びに当該発火による爆発を防止するための措置の維持管理状況を、目視等、図面、測定器具を用いた測定又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

十四　危険工室の付近の消火の設備の維持管理状況を、目視等により検査する。

十五　危険工室の窓及び出口の扉について、非常の際に容易に避難できる構造となっていることを、目視等により検査する。

十五の二　危険工室の窓及び扉に用いる金具の維持管理状況を、目視等により検査する。ただし、摩擦により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

十五の三　危険工室の窓について、火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置の維持管理状況を、目視等により検査する。ただし、直射日光

十　［略］

十一　第四条第一項第八号の発火の危険のある工室の耐火性構造

十二　第四条第一項第九号の発火の危険のある工室と他の施設との間への防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置の維持管理状況を、目視等により検査する。

十三　第四条第一項第九号の二の発火の危険のある設備の消火設備

十三の二　第四条第一項第九号の三の無煙火薬の分解及び発火を防止するための措置並びに当該無煙火薬が発火したときに爆発を防止するための措置

十四　第四条第一項第十号の危険工室の付近の消火の設備

十五　第四条第一項第十一号イの危険工室の窓及び出口の扉

十五の二　第四条第一項第十一号ロの危険工室の扉及び窓に用いる金具

十五の三　第四条第一項第十一号ハの危険工室の窓

十　［略］

十一　発火の危険のある工室の維持管理状況を、目視等により検査する。

十二　発火の危険のある工室と他の施設との間への防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置の維持管理状況を、目視等により検査する。

十三　危険工室の発火の危険のある設備の消火設備の維持管理状況を、目視等により検査する。また、当該消火設備の性能を、作動試験又はその記録により検査する。

十三の二　無煙火薬を存置する火薬類一時置場における火薬の分解及び発火を防止するための措置並びに当該発火による爆発を防止するための措置の維持管理状況を、目視等、図面、測定器具を用いた測定又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

十四　危険工室の付近の消火の設備の維持管理状況を、目視等により検査する。

十五　危険工室の窓及び出口の扉について、非常の際に容易に避難できる構造となっていることを、目視等により検査する。

十五の二　危険工室の窓及び扉に用いる金具の維持管理状況を、目視等により検査する。ただし、摩擦により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

十五の三　危険工室の窓について、火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置の維持管理状況を、目視等により検査する。ただし、直射日光に

十　［略］

十一　発火の危険のある工室の維持管理状況を、目視により検査する。

十二　発火の危険のある工室と他の施設との間への防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置の維持管理状況を、目視により検査する。

十三　危険工室の発火の危険のある設備の消火設備の維持管理状況を、目視により検査する。また、当該消火設備の性能を、作動試験又はその記録により検査する。

十三の二　無煙火薬を存置する火薬類一時置場における火薬の分解及び発火を防止するための措置並びに当該発火による爆発を防止するための措置の維持管理状況を、目視、図面、測定器具を用いた測定又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

十四　危険工室の付近の消火の設備の維持管理状況を、目視により検査する。

十五　危険工室の窓及び出口の扉について、非常の際に容易に避難できる構造となつていることを、目視により検査する。

十五の二　危険工室の窓及び扉に用いる金具の維持管理状況を、目視により検査する。ただし、摩擦により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

十五の三　危険工室の窓について、火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置の維持管理状況を、目視により検査する。ただし、直射日光に

十六　第四条第一項第十二号イの内面の剥離及び内面の一部が火薬類に混入することを防止するための措置

十六の二　第四条第一項第十二号ロの飛散した火薬類の浸透又は浸入を防止するための措置及び飛散した火薬類を容易に除去できる措置

十六の三　第四条第一項第十二号ハの床面の、火薬類が落下することにより爆発し又は発火することを防止するための措置

十六の四　第四条第一項第十二号ニの危険工室の床面

十七　［略］

十八　第四条第一項第十四号の危険工室内の原動機及び温湿度調整装置据付け制限

により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

十六　危険工室の内面の剥離及び内面の一部が火薬類に混入することを防止するための措置の維持管理状況を、目視等又は図面により検査する。

十六の二　危険工室の内面について、飛散した火薬類の浸透又は浸入を防止するための措置の維持管理状況を、目視等又は図面により検査し、及び飛散した火薬類を容易に除去するための措置の維持管理状況を、目視等又は図面により検査する。ただし、火薬類が飛散するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

十六の三　危険工室の床面について、火薬類が落下することにより爆発し又は発火することを防止するための措置の維持管理状況を、目視等又は図面により検査する。ただし、火薬類が床面にこぼれ又は落下するおそれがない場合は、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査し、火薬類が落下することにより爆発し又は発火するおそれがない場合は、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

十六の四　第四条第一項第十二号ニの危険工室の床面の維持管理状況を、目視等又は図面により検査する。

十七　［略］

十八　危険工室内に原動機及び温湿度調整装置が据付けられていないことを、目視等により検査する。ただし、火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

十六　第四条第一項第十二号イの内面の剥離及び内面の一部が火薬類に混入することを防止するための措置

十六の二　第四条第一項第十二号ロの飛散した火薬類の浸透又は浸入を防止するための措置及び飛散した火薬類を容易に除去できる措置

十六の三　第四条第一項第十二号ハの床面の、火薬類が落下することにより爆発し又は発火することを防止するための措置

十六の四　第四条第一項第十二号ニの危険工室の床面

十七　［略］

十八　第四条第一項第十四号の危険工室内の原動機及び温湿度調整装置据付け制限

より火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

十六　危険工室の内面の剥離及び内面の一部が火薬類に混入することを防止するための措置の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。

十六の二　危険工室の内面について、飛散した火薬類の浸透又は浸入を防止するための措置の維持管理状況を、目視又は図面により検査し、及び飛散した火薬類を容易に除去するための措置の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。ただし、火薬類が飛散するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

十六の三　危険工室の床面について、火薬類が落下することにより爆発し又は発火することを防止するための措置の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。ただし、火薬類が床面にこぼれ又は落下するおそれがない場合は、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査し、火薬類が落下することにより爆発し又は発火するおそれがない場合は、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

十六の四　第四条第一項第十二号ニの危険工室の床面の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。

十七　［略］

十八　危険工室内に原動機及び温湿度調整装置が据付けられていないことを、目視により検査する。ただし、火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

十九　第四条第一項第十五号イの危険工室内の機械、器具又は容器の、摩擦により火薬類が爆発し又は発火しない構造

十九の二　第四条第一項第十五号ロの危険工室内の機械、器具又は容器の、振動又は衝撃により火薬類が爆発し又は発火しない構造

十九の三　第四条第一項第十五号ハの危険工室内の機械、器具又は容器の、腐食により火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造

十九の四　第四条第一項第十五号ニの危険工室内の機械、器具又は容器の、火薬類の付着、浸透又は浸入により火薬類が爆発し又は発火しない構造

十九　危険工室内の機械、器具又は容器について、摩擦により火薬類が爆発し又は発火しない構造となつていることを、目視等又は図面により検査する。ただし、摩擦により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

十九の二　危険工室内の機械、器具又は容器について、振動又は衝撃により火薬類が爆発し又は発火しない構造となつていることを、目視等又は図面により検査する。ただし、振動又は衝撃により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

十九の三　危険工室内の機械、器具又は容器について、腐食により火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造となつていることを、目視等又は図面により検査する。ただし、腐食により火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

十九の四　危険工室内の機械、器具又は容器について、火薬類の付着、浸透又は浸入により火薬類が爆発し又は発火しない構造となつていることを、目視等又は図面により検査する。ただし、火薬類の付着、浸透又は浸入により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

十九　第四条第一項第十五号イの危険工室内の機械、器具又は容器の、摩擦により火薬類が爆発し又は発火しない構造

十九の二　第四条第一項第十五号ロの危険工室内の機械、器具又は容器の、振動又は衝撃により火薬類が爆発し又は発火しない構造

十九の三　第四条第一項第十五号ハの危険工室内の機械、器具又は容器の、腐食により火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造

十九の四　第四条第一項第十五号ニの危険工室内の機械、器具又は容器の、火薬類の付着、浸透又は浸入により火薬類が爆発し又は発火しない構造

十九　危険工室内の機械、器具又は容器について、摩擦により火薬類が爆発し又は発火しない構造となつていることを、目視又は図面により検査する。ただし、摩擦により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

十九の二　危険工室内の機械、器具又は容器について、振動又は衝撃により火薬類が爆発し又は発火しない構造となつていることを、目視又は図面により検査する。ただし、振動又は衝撃により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

十九の三　危険工室内の機械、器具又は容器について、腐食により火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造となつていることを、目視又は図面により検査する。ただし、腐食により火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

十九の四　危険工室内の機械、器具又は容器について、火薬類の付着、浸透又は浸入により火薬類が爆発し又は発火しない構造となつていることを、目視又は図面により検査する。ただし、火薬類の付着、浸透又は浸入により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

二十　第四条第一項第十六号の危険工室内の暖房装置

二十一　第四条第一項第十七号のパラフィンの過熱による火薬類の爆発又は発火を防止するための措置

二十二　第四条第一項第十八号の危険工室又は火薬類一時置場を照明する設備

二十三　［略］

二十四　第四条第一項第二十号の危険工室等における必要な事項の掲示

二十五　第四条第一項第二十一号の普通木造建築物の耐火的措置

二十六　［略］

二十七　第四条第一項第二十二号の火薬類及びその原料の粉じんが飛散するおそれがある設備の粉じんの飛散を防ぐための措置

二十　危険工室内の暖房装置について、火薬類の爆発又は発火を防止するための措置の維持管理状況を、目視等又は図面により検査するとともに、燃焼しやすい物との隔離の維持管理状況を、目視等により検査する。

二十一　危険工室内のパラフィン槽について、パラフィンの過熱による火薬類の爆発又は発火を防止するための措置の維持管理状況を、目視等、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

二十二　危険工室又は火薬類一時置場を照明する設備について、漏電、可燃性ガス、粉じん等により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置の維持管理状況を、目視等により検査する。ただし、漏電、可燃性ガス、粉じん等により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

二十三　［略］

二十四　危険工室等における火薬類の種類及び停滞量、同時に存置することができる火薬類の原料及び最大数量、定員、注意事項その他必要な事項の掲示の状況並びに記載内容の維持管理状況を、目視等により検査する。

二十五　危険工室に面して設置された普通木造建築物の維持管理状況を、目視等により検査する。

二十六　［略］

二十七　火薬類及びその原料の粉じんの飛散するおそれがある設備について、粉じんの飛散を防ぐための措置の維持管理状況を、目視等により検査する。

二十　第四条第一項第十六号の危険工室内の暖房装置

二十一　第四条第一項第十七号のパラフィンの過熱による火薬類の爆発又は発火を防止するための措置

二十二　第四条第一項第十八号の危険工室又は火薬類一時置場を照明する設備

二十三　［略］

二十四　第四条第一項第二十号の危険工室等における必要な事項の掲示

二十五　第四条第一項第二十一号の普通木造建築物の耐火的措置

二十六　［略］

二十七　第四条第一項第二十二号の火薬類及びその原料の粉じんが飛散するおそれがある設備の粉じんの飛散を防ぐための措置

二十　危険工室内の暖房装置について、火薬類の爆発又は発火を防止するための措置の維持管理状況を、目視又は図面により検査するとともに、燃焼しやすい物との隔離の維持管理状況を、目視により検査する。

二十一　危険工室内のパラフィン槽について、パラフィンの過熱による火薬類の爆発又は発火を防止するための措置の維持管理状況を、目視、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

二十二　危険工室又は火薬類一時置場を照明する設備について、漏電、可燃性ガス、粉じん等により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置の維持管理状況を、目視により検査する。ただし、漏電、可燃性ガス、粉じん等により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

二十三　［略］

二十四　危険工室等における火薬類の種類及び停滞量、同時に存置することができる火薬類の原料及び最大数量、定員、注意事項その他必要な事項の掲示の状況並びに記載内容の維持管理状況を、目視により検査する。

二十五　危険工室に面して設置された普通木造建築物の維持管理状況を、目視により検査する。

二十六　［略］

二十七　火薬類及びその原料の粉じんの飛散するおそれがある設備について、粉じんの飛散を防ぐための措置の維持管理状況を、目視により検査する。

二十八　第四条第一項第二十二号の二の硝化設備等の、火薬類の温度変化による爆発又は発火を防止するための措置

二十九　第四条第一項第二十二号の三の火薬類又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置

三十　第四条第一項第二十二号の四の静電気により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置

三十一　［略］

三十二　第四条第一項第二十三号の可燃性ガス又は有毒ガスの排気装置

三十三　第四条第一項第二十三号の二の火薬類を乾燥する工室

二十八　硝化設備、乾燥設備その他特に温度の変化が起こる設備について、火薬類の温度変化による爆発又は発火を防止するための措置の維持管理状況を、目視等、図面、測定器具を用いた測定又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

二十九　火薬類又はその原料を加圧する設備について、火薬類又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置の維持管理状況を、目視等及び機器等の作動試験又はその記録により検査する。ただし、当該火薬類又はその原料が、加圧により爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

三十　危険工室における静電気により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置の維持管理状況を、目視等、図面又は測定器具を用いた測定若しくはその記録により検査する。ただし、静電気により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

三十一　［略］

三十二　可燃性ガス又は有毒ガスの排気装置について、維持管理状況を、目視等により検査し、及び当該装置の性能を、作動試験又はその記録により検査する。ただし、可燃性ガス又は有毒ガスが発散するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

三十三　火薬類の乾燥を行う製造所の火薬類を乾燥する工室の維持管理状況を、目視等及び図面により検査する。

二十八　第四条第一項第二十二号の二の硝化設備等の、火薬類の温度変化による爆発又は発火を防止するための措置

二十九　第四条第一項第二十二号の三の火薬類又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置

三十　第四条第一項第二十二号の四の静電気により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置

三十一　［略］

三十二　第四条第一項第二十三号の可燃性ガス又は有毒ガスの排気装置

三十三　第四条第一項第二十三号の二の火薬類を乾燥する工室

二十八　硝化設備、乾燥設備その他特に温度の変化が起こる設備について、火薬類の温度変化による爆発又は発火を防止するための措置の維持管理状況を、目視、図面、測定器具を用いた測定又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

二十九　火薬類又はその原料を加圧する設備について、火薬類又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置の維持管理状況を、目視及び機器等の作動試験又はその記録により検査する。ただし、当該火薬類又はその原料が、加圧により爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

三十　危険工室における静電気により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置の維持管理状況を、目視、図面又は測定器具を用いた測定若しくはその記録により検査する。ただし、静電気により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

三十一　［略］

三十二　可燃性ガス又は有毒ガスの排気装置について、維持管理状況を、目視により検査し、及び当該装置の性能を、作動試験又はその記録により検査する。ただし、可燃性ガス又は有毒ガスが発散するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

三十三　火薬類の乾燥を行う製造所の火薬類を乾燥する工室の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。た

三十四　第四条第一項第二十四号の火薬類を乾燥する工室内の加温装置に施された、乾燥中に爆発又は発火しないための措置

三十五　第四条第一項第二十四号の二の日乾場の乾燥台

三十六　第四条第一項第二十四号の三の爆発の危険のある日乾場の簡易土堤等及び発火の危険のある日乾場とその他の施設への防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置

三十七　第四条第一項第二十四号の四の日乾場の放冷するための設備

ただし、導火線又は煙火等の製造所の場合であつて、火薬類を乾燥する工室を設置しないものについては、日乾場の維持管理状況を、目視等により検査する。

三十四　火薬類を乾燥する工室内に設置された加温装置について、乾燥中に火薬類が爆発し又は発火しないための措置の維持管理状況を、目視等により検査し、及び当該加温装置の性能を、作動試験又はその記録により検査する。

三十五　日乾場の乾燥台について、火薬類の落下による爆発又は発火を防止するための措置及び砂じん等の混入を防止するための措置の維持管理状況を、目視等又は巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。

三十六　爆発の危険のある日乾場とその他施設との間に設置した簡易土堤又は防爆壁の維持管理状況を、別表第四第十七項又は別表第四第十八項に掲げる保安検査の方法により検査し、発火の危険のある日乾場とその他の施設との間への防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置の維持管理状況を、目視等、図面及び測定器具を用いた測定により検査し、及び当該日乾場とその他の施設との距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、目視等及び図面により容易に判定できる場合に限り、目視等及び図面による検査に代えることができる。

三十七　日乾場の火薬類を放冷するための設備の維持管理状況を、目視等により検査する。ただし、日乾作業終了後

三十四　第四条第一項第二十四号の火薬類を乾燥する工室内の加温装置に施された、乾燥中に爆発又は発火しないための措置

三十五　第四条第一項第二十四号の二の日乾場の乾燥台

三十六　第四条第一項第二十四号の三の爆発の危険のある日乾場の簡易土堤等及び発火の危険のある日乾場とその他の施設への防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置

三十七　第四条第一項第二十四号の四の日乾場の放冷するための設備

ただし、導火線又は煙火等の製造所の場合であつて、火薬類を乾燥する工室を設置しないものについては、日乾場の維持管理状況を、目視により検査する。

三十四　火薬類を乾燥する工室内に設置された加温装置について、乾燥中に火薬類が爆発し又は発火しないための措置の維持管理状況を、目視により検査し、及び当該加温装置の性能を、作動試験又はその記録により検査する。

三十五　日乾場の乾燥台について、火薬類の落下による爆発又は発火を防止するための措置及び砂じん等の混入を防止するための措置の維持管理状況を、目視又は巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。

三十六　爆発の危険のある日乾場とその他施設との間に設置した簡易土堤又は防爆壁の維持管理状況を、別表第四第十七項又は別表第四第十八項に掲げる保安検査の方法により検査し、発火の危険のある日乾場とその他の施設との間への防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置の維持管理状況を、目視、図面及び測定器具を用いた測定により検査し、及び当該日乾場とその他の施設との距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、目視及び図面により容易に判定できる場合に限り、目視及び図面による検査に代えることができる。

三十七　日乾場の火薬類を放冷するための設備の維持管理状況を、目視により検査する。ただし、日乾作業終了後火

三十七の二　第四条第一項第二十四号の五の星打ち場又は星掛け場の日光の直射を防ぐための措置

三十八　第四条第一項第二十五号イの爆発試験場等

三十八の二　第四条第一項第二十五号ロの土堤、防爆壁又は防火壁その他の延焼を遮断するための措置

三十八の三　第四条第一項第二十五号ハの周囲の火災を防止するための措置

三十九　第四条第一項第二十六号の火薬類等の運搬容器

三十九の二　第四条第一項第二十六号の二の火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合に使用する容器

四十　第四条第一項第二十七号の危険区域内で火薬類を運搬する運搬車

火薬類を放冷する必要がない場合には、火薬類を放冷する必要がないことを、目視等、図面又は記録により検査すること。

三十七の二　星打ち場又は星掛け場における日光の直射を防ぐための措置の維持管理状況を、目視等により検査する。

三十八　爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃薬焼却場について、危険区域内に設置されていることを、目視等により検査する。

三十八の二　土堤又は防爆壁を設置したものについては、土堤又は防爆壁の維持管理状況を、別表第四第十六項又は第十八項に掲げる保安検査の方法により検査し、防火壁その他の延焼を遮断するための措置を講じたものについては、当該措置の維持管理状況を、目視等及び図面により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

三十八の三　周囲の火災を防止するための措置の維持管理状況を、目視等、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

三十九　火薬類又はその原料を運搬する容器の維持管理状況を、目視等により検査する。

三十九の二　火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合に使用する容器の維持管理状況を、目視等により検査し、かつ、容器の容量を、測定器具を用いた測定により検査する。

四十　危険区域内で火薬類を運搬する運搬車について、運搬する火薬類その他周囲の火薬類の爆発又は発火を防止するための措置の維持管理状況を、目視等及び図面等により検査する。

三十七の二　第四条第一項第二十四号の五の星打ち場又は星掛け場の日光の直射を防ぐための措置

三十八　第四条第一項第二十五号イの爆発試験場等

三十八の二　第四条第一項第二十五号ロの土堤、防爆壁又は防火壁その他の延焼を遮断するための措置

三十八の三　第四条第一項第二十五号ハの周囲の火災を防止するための措置

三十九　第四条第一項第二十六号の火薬類等の運搬容器

三十九の二　第四条第一項第二十六号の二の火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合に使用する容器

四十　第四条第一項第二十七号の危険区域内で火薬類を運搬する運搬車

火薬類を放冷する必要がない場合には、火薬類を放冷する必要がないことを、目視、図面又は記録により検査すること。

三十七の二　星打ち場又は星掛け場における日光の直射を防ぐための措置の維持管理状況を、目視により検査する。

三十八　爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃薬焼却場について、危険区域内に設置されていることを、目視により検査する。

三十八の二　土堤又は防爆壁を設置したものについては、土堤又は防爆壁の維持管理状況を、別表第四第十六項又は第十八項に掲げる保安検査の方法により検査し、防火壁その他の延焼を遮断するための措置を講じたものについては、当該措置の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

三十八の三　周囲の火災を防止するための措置の維持管理状況を、目視、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

三十九　火薬類又はその原料を運搬する容器の維持管理状況を、目視により検査する。

三十九の二　火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合に使用する容器の維持管理状況を、目視により検査し、かつ、容器の容量を、測定器具を用いた測定により検査する。

四十　危険区域内で火薬類を運搬する運搬車について、運搬する火薬類その他周囲の火薬類の爆発又は発火を防止するための措置の維持管理状況を、目視及び図面等により検査する。

四十一　第四条第一項第二十八号の火薬類の運搬通路の路面及び勾配

2　製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設の場合

一　［略］

二　第四条第二項第一号の不発弾等解撤工室等の保安距離

三　第四条第二項第二号の不発弾等解撤工室等の保安間隔

四　第四条第二項第三号の不発弾等解撤工室の構造及び建築材料

五　第四条第二項第四号の不発弾等解撤工室の土堤及び防爆壁

六　［略］

七　第四条第二項第七号の鋼製チャンバの床面に不発弾等が直接接することがなく、かつ、落下しない措置

八　第四条第二項第八号の遠隔操作による解撤設備

四十一　火薬類の運搬通路について、路面及び勾配の維持管理状況を目視等又は測定器具を用いた測定若しくはその記録により検査する。

一　［略］

二　不発弾等解撤工室等から製造所以外の保安物件までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に替えることができる。

三　不発弾等解撤工室等から製造所内の他の施設までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に替えることができる。

四　不発弾等解撤工室の維持管理状況を、目視等により検査する。

五　不発弾等解撤工室の土堤又は防爆壁の維持管理状況を、目視等、図面及び測定器具を用いた測定により検査する。

六　［略］

七　鋼製チャンバの床面に不発弾等が直接接することがなく、かつ、落下しない措置の維持管理状況を、目視等により検査する。

八　遠隔操作による解撤設備の維持管理状況を、目視等により検査し、及び当該設備の機能を、作動試験又はその記録により検査する。

四十一　第四条第一項第二十八号の火薬類の運搬通路の路面及び勾配

2　製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設の場合

一　［略］

二　第四条第二項第一号の不発弾等解撤工室等の保安距離

三　第四条第二項第二号の不発弾等解撤工室等の保安間隔

四　第四条第二項第三号の不発弾等解撤工室の構造及び建築材料

五　第四条第二項第四号の不発弾等解撤工室の土堤及び防爆壁

六　［略］

七　第四条第二項第七号の鋼製チャンバの床面に不発弾等が直接接することがなく、かつ、落下しない措置

八　第四条第二項第八号の遠隔操作による解撤設備

四十一　火薬類の運搬通路について、路面及び勾配の維持管理状況を目視又は測定器具を用いた測定若しくはその記録により検査する。

一　［略］

二　不発弾等解撤工室等から製造所以外の保安物件までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。

三　不発弾等解撤工室等から製造所内の他の施設までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。

四　不発弾等解撤工室の維持管理状況を、目視により検査する。

五　不発弾等解撤工室の土堤又は防爆壁の維持管理状況を、目視、図面及び測定器具を用いた測定により検査する。

六　［略］

七　鋼製チャンバの床面に不発弾等が直接接することがなく、かつ、落下しない措置の維持管理状況を、目視により検査する。

八　遠隔操作による解撤設備の維持管理状況を、目視により検査し、及び当該設備の機能を、作動試験又はその記録により検査する。

九　第四条第二項第九号の温度上昇を防止するための措置

十　第四条第二項第十号のウォータージェットの水圧及び研磨剤の量が過剰になることを防ぐための装置

十一　第四条第二項第十一号イの不発弾等廃薬処理場

十一の二　第四条第二項第十一号ロの土堤、防爆壁又は防火壁その他の延焼を遮断するための措置

十一の三　第四条第二項第十一号ハの周囲の火災を防止するための措置

九　解撤作業中における温度上昇を防止するための措置の維持管理状況を、目視等、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。ただし、温度上昇により不発弾等が爆発し又は発火するおそれがない場合には、温度上昇により不発弾等が爆発し又は発火するおそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

十　解撤に使用するウォータージェットの水圧及び研磨剤の量が過剰になることを防ぐための装置の維持管理状況を、目視等により検査し、及び当該装置の機能を、作動試験又はその記録により検査する。

十一　不発弾等廃薬処理場について、危険区域内に設置されていることを、目視等により検査する。

十一の二　土堤又は防爆壁を設置したものについては、土堤又は防爆壁を、別表第四第十六項又は第十八項に掲げる保安検査の方法により検査し、防火壁その他の延焼を遮断するための措置を講じたものについては、当該措置の維持管理状況を、目視等及び図面により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

十一の三　周囲の火災を防止するための措置の維持管理状況を、目視等、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

九　第四条第二項第九号の温度上昇を防止するための措置

十　第四条第二項第十号のウォータージェットの水圧及び研磨剤の量が過剰になることを防ぐための装置

十一　第四条第二項第十一号イの不発弾等廃薬処理場

十一の二　第四条第二項第十一号ロの土堤、防爆壁又は防火壁その他の延焼を遮断するための措置

十一の三　第四条第二項第十一号ハの周囲の火災を防止するための措置

九　解撤作業中における温度上昇を防止するための措置の維持管理状況を、目視、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。ただし、温度上昇により不発弾等が爆発し又は発火するおそれがない場合には、温度上昇により不発弾等が爆発し又は発火するおそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

十　解撤に使用するウォータージェットの水圧及び研磨剤の量が過剰になることを防ぐための装置の維持管理状況を、目視により検査し、及び当該装置の機能を、作動試験又はその記録により検査する。

十一　不発弾等廃薬処理場について、危険区域内に設置されていることを、目視により検査する。

十一の二　土堤又は防爆壁を設置したものについては、土堤又は防爆壁を、別表第四第十六項又は第十八項に掲げる保安検査の方法により検査し、防火壁その他の延焼を遮断するための措置を講じたものについては、当該措置の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

十一の三　周囲の火災を防止するための措置の維持管理状況を、目視、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

3　製造設備が移動式製造設備である製造施設の場合

一　第四条の二第一項第一号の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、移動区域の設定並びに警戒札の掲示の状況を、目視等又は図面により検査する。

二　第四条の二第一項第二号の移動区域の施設の設置制限

三　第四条の二第一項第三号の火災による延焼を防止するための措置

一　製造所の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、移動区域の設定並びに警戒札の掲示の維持管理状況を、目視等又は図面により検査する。

二　移動区域に設置した施設の種類を、目視等により検査する。

三　移動区域の境界が森林内に設けられた場合について、火災による延焼を防止するための措置の維持管理状況を、目視等、図面、巻尺その他の測定器具を用いた測定又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

四　［略］

五　第四条の二第一項第五号の移動区域の境界又は廃薬焼却場の保安距離

四　［略］

五　移動区域の境界又は廃薬焼却場から製造所以外の保安物件までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に替えることができる。

六　第四条の二第一項第六号の移動式製造設備用工室又は移動式製造設備の危険間隔

六　移動式製造設備用工室又は移動式製造設備から製造所内の他の施設及び発破場所までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に替えることができる。また、移動式製造設備の保安間隔が明らかになるような措置の維持管理状況を、目視等により検査する。

七　第四条の二第一項第七号の廃薬焼却場の保安間隔

七　廃薬焼却場から製造所内の他の施設及び発破場所までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既

3　製造設備が移動式製造設備である製造施設の場合

一　第四条の二第一項第一号の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、移動区域の設定並びに警戒札の掲示の状況を、目視又は図面により検査する。

二　第四条の二第一項第二号の移動区域の施設の設置制限

三　第四条の二第一項第三号の火災による延焼を防止するための措置

一　製造所の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、移動区域の設定並びに警戒札の掲示の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。

二　移動区域に設置した施設の種類を、目視により検査する。

三　移動区域の境界が森林内に設けられた場合について、火災による延焼を防止するための措置の維持管理状況を、目視、図面、巻尺その他の測定器具を用いた測定又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

四　［略］

五　第四条の二第一項第五号の移動区域の境界又は廃薬焼却場の保安距離

四　［略］

五　移動区域の境界又は廃薬焼却場から製造所以外の保安物件までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。

六　第四条の二第一項第六号の移動式製造設備用工室又は移動式製造設備の危険間隔

六　移動式製造設備用工室又は移動式製造設備から製造所内の他の施設及び発破場所までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。また、移動式製造設備の保安間隔が明らかになるような措置の維持管理状況を、目視により検査する。

七　第四条の二第一項第七号の廃薬焼却場の保安間隔

七　廃薬焼却場から製造所内の他の施設及び発破場所までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既

八　第四条の二第一項第八号の移動区域内のボイラー室及び煙突	八　第四条の二第一項第八号の移動区域内のボイラー室及び煙突
九・十　［略］	九・十　［略］
十一　第四条の二第一項第十一号の移動式製造設備の消火設備	十一　第四条の二第一項第十一号の移動式製造設備の消火設備
十二～十四　［略］	十二～十四　［略］
十五　第四条の二第一項第十五号の移動式製造設備の構造及び材料	十五　第四条の二第一項第十五号の移動式製造設備の構造及び材料
十六・十七　［略］	十六・十七　［略］
十八　第四条の二第一項第十八号の移動式製造設備の移動方法及び製造方法	十八　第四条の二第一項第十八号の移動式製造設備の移動方法及び製造方法
十九　第四条の二第一項第十九号イの移動式製造設備の機械、器具又は容器の、摩擦により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造	十九　第四条の二第一項第十九号イの移動式製造設備の機械、器具又は容器の、摩擦により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造

定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できるときに限り、目視等による検査に替えることができる。	定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できるときに限り、目視による検査に替えることができる。
八　移動区域内にボイラー室及び煙突が設置されていないことを、目視等又は図面により検査する。ただし、移動区域内に、固体燃料を使用しないボイラーのボイラー室及び煙突が設置されている場合には、ボイラーの燃料の種類を、記録により検査する。	八　移動区域内にボイラー室及び煙突が設置されていないことを、目視又は図面により検査する。ただし、移動区域内に、固体燃料を使用しないボイラーのボイラー室及び煙突が設置されている場合には、ボイラーの燃料の種類を、記録により検査する。
九・十　［略］	九・十　［略］
十一　移動式製造設備の消火設備について、維持管理状況を、目視等により検査する。また、当該消火設備の性能を、作動試験又はその記録により検査する。	十一　移動式製造設備の消火設備について、維持管理状況を、目視により検査する。また、当該消火設備の性能を、作動試験又はその記録により検査する。
十二～十四　［略］	十二～十四　［略］
十五　移動式製造設備の内面の維持管理状況を、目視等により検査する。	十五　移動式製造設備の内面の維持管理状況を、目視により検査する。
十六・十七　［略］	十六・十七　［略］
十八　製造し及び運搬する火薬類並びに周囲の火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがない車両が使用されていることを、目視等、図面、記録又は測定器具を用いた測定により検査し、製造のため車両の動力を使用する場合にあつては、移動と製造とが同時にできない構造であることを、目視等、図面又は記録により検査し、製造のため車両の動力を使用しない場合にあつては、製造のための動力は、特定硝酸アンモニウム系爆薬を爆発し又は発火させるおそれがないものであることを、目視等、図面又は記録により検査する。	十八　製造し及び運搬する火薬類並びに周囲の火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがない車両が使用されていることを、目視、図面、記録又は測定器具を用いた測定により検査し、製造のため車両の動力を使用する場合にあつては、移動と製造とが同時にできない構造であることを、目視、図面又は記録により検査し、製造のため車両の動力を使用しない場合にあつては、製造のための動力は、特定硝酸アンモニウム系爆薬を爆発し又は発火させるおそれがないものであることを、目視、図面又は記録により検査する。
十九　移動式製造設備の機械、器具又は容器について、摩擦により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造となっていることを、目視等又は図面により検査する。	十九　移動式製造設備の機械、器具又は容器について、摩擦により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造となつていることを、目視又は図面により検査する。

十九の二　第四条の二第一項第十九号ロの移動式製造設備の機械、器具又は容器の、振動又は衝撃により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造

十九の三　第四条の二第一項第十九号ハの移動式製造設備の機械、器具又は容器の、腐食により特定硝酸アンモニウム系爆薬が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造

十九の四　第四条の二第一項第十九号ニの移動式製造設備の機械、器具又は容器の、特定硝酸アンモニウム系爆薬の付着、浸透又は浸入により爆発し又は発火しない構造

十九の五　第四条の二第一項第十九号ホの移動式製造設備の機械、器具又は容器が、振動、衝撃等により変形しない構造

二十　［略］

二十一　第四条の二第一項第二十一号の移動式製造設備を照明する設備

二十二　［略］

二十三　第四条の二第一項第二十三号の移動式製造設備又は廃薬焼却場における特定硝酸アンモニウム系爆薬の停滞量等の掲示

二十四・二十五　［略］

十九の二　移動式製造設備の機械、器具又は容器について、振動又は衝撃により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造となっていることを、目視等又は図面により検査する。

十九の三　移動式製造設備の機械、器具又は容器について、腐食により特定硝酸アンモニウム系爆薬が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造となっていることを、目視等又は図面により検査する。

十九の四　移動式製造設備の機械、器具又は容器について、特定硝酸アンモニウム系爆薬の付着、浸透又は浸入により爆発し又は発火しない構造となっていることを、目視等又は図面により検査する。

十九の五　移動式製造設備の機械、器具又は容器について、振動、衝撃等により変形しない構造となっていることを、目視等又は図面により検査する。

二十　［略］

二十一　移動式製造設備を照明する設備について、維持管理状況を、目視等により検査する。

二十二　［略］

二十三　移動式製造設備又は廃薬焼却場の特定硝酸アンモニウム系爆薬の停滞量、同時に存置することができる特定硝酸アンモニウム系爆薬の原料の種類及び最大数量、定員、注意事項その他必要な事項の掲示の状況並びに記載事項の維持管理状況を、目視等により検査する。

二十四・二十五　［略］

十九の二　第四条の二第一項第十九号ロの移動式製造設備の機械、器具又は容器の、振動又は衝撃により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造

十九の三　第四条の二第一項第十九号ハの移動式製造設備の機械、器具又は容器の、腐食により特定硝酸アンモニウム系爆薬が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造

十九の四　第四条の二第一項第十九号ニの移動式製造設備の機械、器具又は容器の、特定硝酸アンモニウム系爆薬の付着、浸透又は浸入により爆発し又は発火しない構造

十九の五　第四条の二第一項第十九号ホの移動式製造設備の機械、器具又は容器が、振動、衝撃等により変形しない構造

二十　［略］

二十一　第四条の二第一項第二十一号の移動式製造設備を照明する設備

二十二　［略］

二十三　第四条の二第一項第二十三号の移動式製造設備又は廃薬焼却場における特定硝酸アンモニウム系爆薬の停滞量等の掲示

二十四・二十五　［略］

十九の二　移動式製造設備の機械、器具又は容器について、振動又は衝撃により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造となっていることを、目視等又は図面により検査する。

十九の三　移動式製造設備の機械、器具又は容器について、腐食により特定硝酸アンモニウム系爆薬が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造となっていることを、目視等又は図面により検査する。

十九の四　移動式製造設備の機械、器具又は容器について、特定硝酸アンモニウム系爆薬の付着、浸透又は浸入により爆発し又は発火しない構造となっていることを、目視等又は図面により検査する。

十九の五　移動式製造設備の機械、器具又は容器について、振動、衝撃等により変形しない構造となっていることを、目視等又は図面により検査する。

二十　［略］

二十一　移動式製造設備を照明する設備について、維持管理状況を、目視等により検査する。

二十二　［略］

二十三　移動式製造設備又は廃薬焼却場の特定硝酸アンモニウム系爆薬の停滞量、同時に存置することができる特定硝酸アンモニウム系爆薬の原料の種類及び最大数量、定員、注意事項その他必要な事項の掲示の状況並びに記載事項の維持管理状況を、目視等により検査する。

二十四・二十五　［略］

十九の二　移動式製造設備の機械、器具又は容器について、振動又は衝撃により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造となっていることを、目視又は図面により検査する。

十九の三　移動式製造設備の機械、器具又は容器について、腐食により特定硝酸アンモニウム系爆薬が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造となっていることを、目視又は図面により検査する。

十九の四　移動式製造設備の機械、器具又は容器について、特定硝酸アンモニウム系爆薬の付着、浸透又は浸入により爆発し又は発火しない構造となっていることを、目視又は図面により検査する。

十九の五　移動式製造設備の機械、器具又は容器について、振動、衝撃等により変形しない構造となっていることを、目視又は図面により検査する。

二十　［略］

二十一　移動式製造設備を照明する設備について、維持管理状況を、目視により検査する。

二十二　［略］

二十三　移動式製造設備又は廃薬焼却場の特定硝酸アンモニウム系爆薬の停滞量、同時に存置することができる特定硝酸アンモニウム系爆薬の原料の種類及び最大数量、定員、注意事項その他必要な事項の掲示の状況並びに記載事項の維持管理状況を、目視により検査する。

二十四・二十五　［略］

二十六　第四条の二第一項第二十六号の移動式製造設備の粉じんの飛散を防ぐための措置

二十七　第四条の二第一項第二十七号の移動式製造設備の静電気を除去する措置

二十八　第四条の二第一項第二十八号の移動式製造設備の製造を中止する構造

二十九　第四条の二第一項第二十九号の移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部の摩擦により当該特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない措置

三十　第四条の二第一項第三十号の移動式製造設備に備え付ける収納又は装填するためのホースの摩擦、衝撃及び静電気に対する安全な措置

三十一　第四条の二第一項第三十一号の特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置

三十二　第四条の二第一項第三十二号の特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料の運搬容器

三十三　第四条の二第一項第三十三号イの廃薬焼却場

二十六　移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料の粉じんの飛散を防ぐための措置の維持管理状況を、目視等により検査する。

二十七　移動式製造設備の静電気を除去する措置の維持管理状況を、目視等及び記録により検査する。

二十八　移動式製造設備について、製造中に異常が発生した場合に直ちに製造を中止することができる構造の維持管理を目視等及び図面により検査する。

二十九　移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部の摩擦により当該特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない措置の維持管理状況を、目視等及び記録により検査する。

三十　移動式製造設備に備え付ける収納又は装填するためのホースの維持管理状況を目視等及び記録により検査する。

三十一　特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備について、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置の維持管理状況を、目視等、図面又は記録により検査する。

三十二　特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料を運搬する容器の維持管理状況を目視等により検査する。

三十三　廃薬焼却場について、移動区域内に設置されていることを、目視等により検査する。

二十六　第四条の二第一項第二十六号の移動式製造設備の粉じんの飛散を防ぐための措置

二十七　第四条の二第一項第二十七号の移動式製造設備の静電気を除去する措置

二十八　第四条の二第一項第二十八号の移動式製造設備の製造を中止する構造

二十九　第四条の二第一項第二十九号の移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部の摩擦により当該特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない措置

三十　第四条の二第一項第三十号の移動式製造設備に備え付ける収納又は装填するためのホースの摩擦、衝撃及び静電気に対する安全な措置

三十一　第四条の二第一項第三十一号の特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置

三十二　第四条の二第一項第三十二号の特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料の運搬容器

三十三　第四条の二第一項第三十三号イの廃薬焼却場

二十六　移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料の粉じんの飛散を防ぐための措置の維持管理状況を、目視により検査する。

二十七　移動式製造設備の静電気を除去する措置の維持管理状況を、目視及び記録により検査する。

二十八　移動式製造設備について、製造中に異常が発生した場合に直ちに製造を中止することができる構造の維持管理を目視及び図面により検査する。

二十九　移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部の摩擦により当該特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない措置の維持管理状況を、目視及び記録により検査する。

三十　移動式製造設備に備え付ける収納又は装填するためのホースの維持管理状況を目視及び記録により検査する。

三十一　特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備について、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置の維持管理状況を、目視、図面又は記録により検査する。

三十二　特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料を運搬する容器の維持管理状況を目視により検査する。

三十三　廃薬焼却場について、移動区域内に設置されていることを、目視により検査する。

二十六　移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料の粉じんの飛散を防ぐための措置

二十七　移動式製造設備の静電気を除去する措置

二十八　移動式製造設備について、製造中に異常が発生した場合に直ちに製造を中止することができる構造の維持管理を目視及び図面により検査する。

二十九　移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部の摩擦により当該特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない措置の維持管理状況を、目視及び記録により検査する。

三十　移動式製造設備に備え付ける収納又は装填するためのホースの維持管理状況を目視及び記録により検査する。

三十一　特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備について、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置の維持管理状況を、目視、図面又は記録により検査する。

三十二　特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料を運搬する容器の維持管理状況を目視により検査する。

三十三　廃薬焼却場について、移動区域内に設置されていることを、目視により検査する。

三十三の二　第四条の二第一項第三十三号ロの土堤、防爆壁又は防火壁その他の延焼を遮断するための措置	三十三の二　土堤又は防爆壁を設置したものについては、土堤又は防爆壁を、別表第四第十六項又は第十八項に掲げる保安検査の方法により検査し、防火壁その他の延焼を遮断するための措置を講じたものについては、当該措置の状況を、目視等及び図面により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。
三十三の三　第四条の二第一項第三十三号ハの周囲の火災を防止するための措置	三十三の三　周囲の火災を防止するための措置の維持管理状況を、目視等、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。
4　保安の確保のための組織及び方法	
一～三　［略］	一～三　［略］
四　第六条第一項第四号の点検	四　危害予防規程に記載した点検の方法が全ての従業者に理解され、実施され、かつ、維持されていることを、記録により検査する。
五～十一　［略］	五～十一　［略］

別表第四（第四十四条の五第二項関係）

検査項目	保安検査の方法
1　火薬庫の保安距離の基準	1　第二十三条各項の火薬庫の外壁から保安物件に対する距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に替えることができる。
2　地上式一級火薬庫の基準	
一　第二十四条第一号の火薬庫の設置場所	一　火薬庫の設置場所の状況を、目視等及び図面により検査する。

三十三の二　第四条の二第一項第三十三号ロの土堤、防爆壁又は防火壁その他の延焼を遮断するための措置	三十三の二　土堤又は防爆壁を設置したものについては、土堤又は防爆壁を、別表第四第十六項又は第十八項に掲げる保安検査の方法により検査し、防火壁その他の延焼を遮断するための措置を講じたものについては、当該措置の状況を、目視及び図面により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。
三十三の三　第四条の二第一項第三十三号ハの周囲の火災を防止するための措置	三十三の三　周囲の火災を防止するための措置の維持管理状況を、目視、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。
4　保安の確保のための組織及び方法	
一～三　［略］	一～三　［略］
四　第六条第一項第四号の巡視及び点検	四　危害予防規程に記載した巡視及び点検の方法が全ての従業者に理解され、実施され、かつ、維持されていることを、記録により検査する。
五～十一　［略］	五～十一　［略］

別表第四（第四十四条の五第二項関係）

検査項目	保安検査の方法
1　火薬庫の保安距離の基準	1　第二十三条各項の火薬庫の外壁から保安物件に対する距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。
2　地上式一級火薬庫の基準	
一　第二十四条第一号の火薬庫の設置場所	一　火薬庫の設置場所の状況を、目視及び図面により検査する。

二　第二十四条第二号の火薬庫の構造	二　火薬庫の維持管理状況を、目視等により検査する。
三　第二十四条第三号の火薬庫の壁	三　火薬庫の壁の維持管理状況を、目視等により検査する。
四　第二十四条第四号の火薬庫の入口の扉	四　火薬庫の入口の扉及び盗難を防止するための措置の維持管理状況を、目視等により検査する。
五　第二十四条第五号の火薬庫の窓	五　火薬庫の窓の維持管理状況を、目視等、図面又は巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。
六　第二十四条第六号の地盤面からの湿気を防止するための措置	六　火薬庫の床について、地盤面からの湿気を防止するための措置の維持管理状況を、目視等により検査する。ただし、火薬類が湿気により変質するおそれがないことについては、目視等、図面又は記録により検査する。
七　第二十四条第七号の火薬庫の内面	七　火薬庫の内面の維持管理状況を、目視等又は図面により検査する。ただし、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦により当該火薬類が爆発し、又は発火するおそれがないことについては、目視等、図面又は記録により検査する。
七の二　第二十四条第七号の二の火薬庫の床面	七の二　火薬庫の床面の維持管理状況を、目視等又は図面により検査する。
八　第二十四条第八号の火薬庫の換気孔	八　火薬庫の換気孔の維持管理状況を、目視等又は図面により検査する。
九　第二十四条第九号の火薬庫の暖房設備	九　火薬庫の暖房設備により火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置及び暖房設備の燃焼しやすい物との隔離の維持管理状況を、目視等又は図面により検査する。
十　第二十四条第十号の火薬庫の照明設備	十　火薬庫の照明設備により火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置の維持管理状況を、目視等又は図面により検査する。

二　第二十四条第二号の火薬庫の構造	二　火薬庫の維持管理状況を、目視により検査する。
三　第二十四条第三号の火薬庫の壁	三　火薬庫の壁の維持管理状況を、目視により検査する。
四　第二十四条第四号の火薬庫の入口の扉	四　火薬庫の入口の扉及び盗難を防止するための措置の維持管理状況を、目視により検査する。
五　第二十四条第五号の火薬庫の窓	五　火薬庫の窓の維持管理状況を、目視、図面又は巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。
六　第二十四条第六号の地盤面からの湿気を防止するための措置	六　火薬庫の床について、地盤面からの湿気を防止するための措置の維持管理状況を、目視により検査する。ただし、火薬類が湿気により変質するおそれがないことについては、目視、図面又は記録により検査する。
七　第二十四条第七号の火薬庫の内面	七　火薬庫の内面の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。ただし、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦により当該火薬類が爆発し、又は発火するおそれがないことについては、目視、図面又は記録により検査する。
七の二　第二十四条第七号の二の火薬庫の床面	七の二　火薬庫の床面の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。
八　第二十四条第八号の火薬庫の換気孔	八　火薬庫の換気孔の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。
九　第二十四条第九号の火薬庫の暖房設備	九　火薬庫の暖房設備により火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置及び暖房設備の燃焼しやすい物との隔離の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。
十　第二十四条第十号の火薬庫の照明設備	十　火薬庫の照明設備により火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。

十一　第二十四条第十一号の火薬庫の屋根及び小屋組

十二　第二十四条第十二号の避雷装置

十三　第二十四条第十三号の土堤

十四　第二十四条第十四号の防火のための措置及び消火の活動のために必要な措置並びに警戒設備

十五　第二十四条第十五号の天井裏又は屋根に講ずる盗難を防止するための措置

十六　第二十四条第十六号の盗難を防止するための措置

3　地上覆土式一級火薬庫の基準

一　［略］

二　第二十四条の二第一号の火薬庫の構造

三　第二十四条の二第二号の火薬庫の基礎

四　［略］

五　第二十四条の二第四号及び第五号の火薬庫の覆土

十一　火薬庫の屋根の外面及び小屋組の維持管理状況を、目視等又は図面により検査する。

十二　避雷装置の維持管理状況を、目視等により検査する。

十三　土堤の維持管理状況を、目視等により検査する。

十四　防火のための措置及び消火の活動のために必要な措置並びに警戒設備の維持管理状況を、目視等により検査する。

十五　火薬庫の天井裏又は屋根に講ずる盗難を防止するための措置の維持管理状況を、目視等により検査する。

十六　見張人を常時配置しない火薬庫の盗難を防止するための措置の状況を、目視等により検査するとともに、盗難を防止するための装置を設置している場合には、当該装置の機能を、作動試験又はその記録等により検査する。

一　［略］

二　火薬庫の維持管理状況を、目視等により検査する。

三　火薬庫の基礎及び排水の措置の維持管理状況を、目視等及び図面により検査する。

四　［略］

五　火薬庫の覆土の維持管理状況を、目視等により検査し、及び当該覆土の勾配及び厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の勾配及び厚さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。

十一　第二十四条第十一号の火薬庫の屋根及び小屋組

十二　第二十四条第十二号の避雷装置

十三　第二十四条第十三号の土堤

十四　第二十四条第十四号の防火のための措置及び消火の活動のために必要な措置並びに警戒設備

十五　第二十四条第十五号の天井裏又は屋根に講ずる盗難を防止するための措置

十六　第二十四条第十六号の警鳴装置

3　地上覆土式一級火薬庫の基準

一　［略］

二　第二十四条の二第一号の火薬庫の構造

三　第二十四条の二第二号の火薬庫の基礎

四　［略］

五　第二十四条の二第四号及び第五号の火薬庫の覆土

十一　火薬庫の屋根の外面及び小屋組の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。

十二　避雷装置の維持管理状況を、目視により検査する。

十三　土堤の維持管理状況を、目視により検査する。

十四　防火のための措置及び消火の活動のために必要な措置並びに警戒設備の維持管理状況を、目視により検査する。

十五　火薬庫の天井裏又は屋根に講ずる盗難を防止するための措置の維持管理状況を、目視により検査する。

十六　見張人を常時配置しない火薬庫の警鳴装置の設置の状況を、目視により検査し、当該装置の機能を、作動試験又はその記録等により検査する。

一　［略］

二　火薬庫の維持管理状況を、目視により検査する。

三　火薬庫の基礎及び排水の措置の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。

四　［略］

五　火薬庫の覆土の維持管理状況を、目視により検査し、及び当該覆土の勾配及び厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の勾配及び厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

4　地中式一級火薬庫の基準

一　［略］

二　第二十五条第一号の火薬庫の設置場所

三　第二十五条第二号の火薬庫の構造

四　第二十五条第三号の火薬庫の外壁と岩壁との間の空間

五　第二十五条第四号の火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口の扉

六　第二十五条第六号の火薬庫の地盤の厚さ

七　第二十五条第七号の火薬庫の入口又はトンネルの入口前方の衝動波防止の措置

5　地下式一級火薬庫の基準

一　［略］

二　第二十五条の二第一号の火薬庫の設置状況

三　第二十五条の二第二号の火薬庫の構造

四　第二十五条の二第三号の外部構造と内部構造との間の空間

五　第二十五条の二第五号の搬出入用トンネル

一　［略］

二　火薬庫の設置場所の状況を、目視等及び図面により検査する。

三　火薬庫の維持管理状況を、目視等により検査する。

四　火薬庫の外壁と岩壁との間の空間の排水の措置の維持管理状況を、目視等及び図面により検査する。

五　火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口の扉並びに火災及び盗難を防止するための措置の維持管理状況を、目視等により検査する。

六　火薬庫の地盤の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた検査により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に替えることができる。

七　火薬庫の入口又はトンネルの入口前方の衝動波防止の措置の維持管理状況を、目視等及び図面により検査する。

一　［略］

二　火薬庫の設置場所の状況を、目視等及び図面により検査する。

三　火薬庫の維持管理状況を、目視等により検査する。

四　火薬庫の外部構造と内部構造との間の空間の排水の措置の維持管理状況を、目視等及び図面により検査する。

五　搬出入用トンネルの維持管理状況及び衝動波防止の措置の維持管理状況を、目視等及び図面により検査する。

4　地中式一級火薬庫の基準

一　［略］

二　第二十五条第一号の火薬庫の設置場所

三　第二十五条第二号の火薬庫の構造

四　第二十五条第三号の火薬庫の外壁と岩壁との間の空間

五　第二十五条第四号の火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口の扉

六　第二十五条第六号の火薬庫の地盤の厚さ

七　第二十五条第七号の火薬庫の入口又はトンネルの入口前方の衝動波防止の措置

5　地下式一級火薬庫の基準

一　［略］

二　第二十五条の二第一号の火薬庫の設置状況

三　第二十五条の二第二号の火薬庫の構造

四　第二十五条の二第三号の外部構造と内部構造との間の空間

五　第二十五条の二第五号の搬出入用トンネル

一　［略］

二　火薬庫の設置場所の状況を、目視及び図面により検査する。

三　火薬庫の維持管理状況を、目視により検査する。

四　火薬庫の外壁と岩壁との間の空間の排水の措置の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。

五　火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口の扉並びに火災及び盗難を防止するための措置の維持管理状況を、目視により検査する。

六　火薬庫の地盤の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた検査により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。

七　火薬庫の入口又はトンネルの入口前方の衝動波防止の措置の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。

一　［略］

二　火薬庫の設置場所の状況を、目視及び図面により検査する。

三　火薬庫の維持管理状況を、目視により検査する。

四　火薬庫の外部構造と内部構造との間の空間の排水の措置の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。

五　搬出入用トンネルの維持管理状況及び衝動波防止の措置の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

六　第二十五条の二第六号の昇降機その他火薬類の運搬に用いる設備

七　第二十五条の二第七号の放爆用トンネル

八　第二十五条の二第八号の火薬庫の側面及び底面の地盤の厚さ

九　第二十五条の二第九号及び第十号の土かぶり

十　第二十五条の二第十一号の警戒設備

6　地上式二級火薬庫の基準

一　［略］

二　第二十六条第一項第一号の火薬庫の構造

三・四　［略］

五　第二十六条第一項第二号の避雷装置

六　第二十六条第一項第三号の土堤

七　第二十六条第一項第四号の他の二級火薬庫との間に土堤を設けない火薬庫の相互の距離

六　昇降機その他火薬類の運搬に用いる設備の維持管理状況を、目視等及び図面により検査する。

七　放爆用トンネルの維持管理状況を、目視等及び図面により検査する。

八　火薬庫の側面及び底面の地盤の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判断できる場合に限り、目視等による検査に替えることができる。

九　火薬庫の土かぶりの維持管理状況を、目視等により検査し、及び当該土かぶりを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。

十　警戒設備の維持管理状況を、目視等により検査する。

6　地上式二級火薬庫の基準

一　［略］

二　火薬庫の維持管理状況を、目視等により検査する。

三・四　［略］

五　避雷装置の維持管理状況を、目視等により検査する。

六　土堤の維持管理状況を、目視等により検査する。

七　他の二級火薬庫との間に土堤を設けない火薬庫の相互の距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に替えることができる。

六　第二十五条の二第六号の昇降機その他火薬類の運搬に用いる設備

七　第二十五条の二第七号の放爆用トンネル

八　第二十五条の二第八号の火薬庫の側面及び底面の地盤の厚さ

九　第二十五条の二第九号及び第十号の土かぶり

十　第二十五条の二第十一号の警戒設備

6　地上式二級火薬庫の基準

一　［略］

二　第二十六条第一項第一号の火薬庫の構造

三・四　［略］

五　第二十六条第一項第二号の避雷装置

六　第二十六条第一項第三号の土堤

七　第二十六条第一項第四号の他の二級火薬庫との間に土堤を設けない火薬庫の相互の距離

六　昇降機その他火薬類の運搬に用いる設備の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。

七　放爆用トンネルの維持管理状況を、目視及び図面により検査する。

八　火薬庫の側面及び底面の地盤の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判断できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。

九　火薬庫の土かぶりの維持管理状況を、目視により検査し、及び当該土かぶりを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。

十　警戒設備の維持管理状況を、目視により検査する。

一　［略］

二　火薬庫の維持管理状況を、目視により検査する。

三・四　［略］

五　避雷装置の維持管理状況を、目視により検査する。

六　土堤の維持管理状況を、目視により検査する。

七　他の二級火薬庫との間に土堤を設けない火薬庫の相互の距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。

7　地中式二級火薬庫の基準

一　［略］

二　第二十六条第二項第一号の火薬庫の構造

三　第二十六条第二項第二号の穴を掘って設けられた火薬庫

8　地上式三級火薬庫の基準

一　［略］

二　第二十七条第一項第一号の火薬庫の壁

三　［略］

四　第二十七条第一項第三号の火薬又は爆薬と火工品とを同時に貯蔵する火薬庫の隔壁

五　第二十七条第一項第四号の火薬庫の入口

六　第二十七条第一項第五号の火薬庫の土堤

9　地中式三級火薬庫の基準

一　［略］

二　第二十七条第二項第一号の火薬庫の地盤の厚さ

三　第二十七条第二項第二号の火薬庫の設置場所

10　水蓄火薬庫の基準

一　第二十七条の二第一号の火薬庫の壁及び底面

二　第二十七条の二第二号の火薬庫の屋根

一　［略］

二　火薬庫に講ずる盗難を防止するための措置の維持管理状況を、目視等により検査する。

三　丘陵の斜面又はトンネルの内側壁に穴を掘って設けられた火薬庫の維持管理状況を、目視等により検査する。

一　［略］

二　火薬庫の壁の維持管理状況を、目視等により検査する。

三　［略］

四　火薬又は爆薬と火工品を同時に貯蔵する火薬庫に設けられた隔壁の維持管理状況を、目視等により検査する。

五　火薬庫の入口及び消火の活動のために必要な措置の維持管理状況を、目視等により検査する。

六　土堤又は簡易土堤の維持管理状況を、目視等により検査する。

一　［略］

二　火薬庫の地盤の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。

三　火薬庫の設置場所の状況を、目視等及び図面により検査する。

一　火薬庫の壁及び底面の維持管理状況を、目視等により検査する。

二　火薬庫の屋根の維持管理状況を、目視等又は図面により検査する。

7　地中式二級火薬庫の基準

一　［略］

二　第二十六条第二項第一号の火薬庫の構造

三　第二十六条第二項第二号の穴を掘って設けられた火薬庫

8　地上式三級火薬庫の基準

一　［略］

二　第二十七条第一項第一号の火薬庫の壁

三　［略］

四　第二十七条第一項第三号の火薬又は爆薬と火工品とを同時に貯蔵する火薬庫の隔壁

五　第二十七条第一項第四号の火薬庫の入口

六　第二十七条第一項第五号の火薬庫の土堤

9　地中式三級火薬庫の基準

一　［略］

二　第二十七条第二項第一号の火薬庫の地盤の厚さ

三　第二十七条第二項第二号の火薬庫の設置場所

10　水蓄火薬庫の基準

一　第二十七条の二第一号の火薬庫の壁及び底面

二　第二十七条の二第二号の火薬庫の屋根

一　［略］

二　火薬庫に講ずる盗難を防止するための措置の維持管理状況を、目視により検査する。

三　丘陵の斜面又はトンネルの内側壁に穴を掘って設けられた火薬庫の維持管理状況を、目視により検査する。

一　［略］

二　火薬庫の壁の維持管理状況を、目視により検査する。

三　［略］

四　火薬又は爆薬と火工品を同時に貯蔵する火薬庫に設けられた隔壁の維持管理状況を、目視により検査する。

五　火薬庫の入口及び消火の活動のために必要な措置措置の維持管理状況を、目視により検査する。

六　土堤又は簡易土堤の維持管理状況を、目視により検査する。

一　［略］

二　火薬庫の地盤の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。

三　火薬庫の設置場所の状況を、目視及び図面により検査する。

一　火薬庫の壁及び底面の維持管理状況を、目視により検査する。

二　火薬庫の屋根の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。

三　第二十七条の二第三号の火薬庫の設備

四　第二十七条の二第四号の火薬類が流失することを防止するための措置

11　横穴式水蓄火薬庫の基準

一　［略］

二　第二十七条の三第一号の火薬庫の内面

三　第二十七条の三第二号の火薬庫の前面の擁壁

四　第二十七条の三第三号の火薬庫の前面の擁壁の出入口

五　第二十七条の三第四号の火薬庫に講ずる盗難を防止するための措置

12　実包火薬庫の基準

一　第二十七条の四第一項の基準

イ　［略］

ロ　第二十七条の四第一号の火薬庫の壁及び屋根

ハ　第二十七条の四第二号の火薬庫の窓

ニ　第二十七条の四第二項第三号の警戒設備

ホ　第二十七条の四第二項第四号の火薬庫における地震動に対する安全性

三　火薬庫に設置されている水位計及び自動供給装置の設置の状況を、目視等及び図面により検査する。

四　火薬類が流失することを防止するための措置の維持管理状況を、目視等又は図面により検査する。

一　［略］

二　火薬庫の内面の維持管理状況を、目視等により検査する。

三　火薬庫の前面の擁壁の維持管理状況を、目視等により検査する。

四　火薬庫の前面の擁壁に設けられた出入口の水漏れを防ぐ措置の維持管理状況を、目視等により検査する。

五　火薬庫の出入口に講ずる盗難を防止するための措置の維持管理状況を、目視等により検査する。

イ　［略］

ロ　火薬庫の壁の維持管理状況を、目視等により検査する。

ハ　火薬庫の屋根の維持管理状況を、目視等により検査する。

イ　［略］

ロ　火薬庫の壁及び屋根の維持管理状況を、目視等により検査する。

ハ　窓が設けられていないことを、目視等により検査する。

ニ　警戒設備の維持管理状況を、目視等により検査する。

ホ　火薬庫における地震動に対する安全性を、目視等及び図面により検査する。

三　第二十七条の二第三号の火薬庫の設備

四　第二十七条の二第四号の火薬類が流失することを防止するための措置

11　横穴式水蓄火薬庫の基準

一　［略］

二　第二十七条の三第一号の火薬庫の内面

三　第二十七条の三第二号の火薬庫の前面の擁壁

四　第二十七条の三第三号の火薬庫の前面の擁壁の出入口

五　第二十七条の三第四号の火薬庫に講ずる盗難を防止するための措置

12　実包火薬庫の基準

一　第二十七条の四第一項の基準

イ　［略］

ロ　第二十七条の四第一号の火薬庫の壁及び屋根

ハ　第二十七条の四第二号の火薬庫の窓

ニ　第二十七条の四第二項第三号の警戒設備

ホ　第二十七条の四第二項第四号の火薬庫における地震動に対する安全性

三　火薬庫に設置されている水位計及び自動供給装置の設置の状況を、目視及び図面により検査する。

四　火薬類が流失することを防止するための措置の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。

一　［略］

二　火薬庫の内面の維持管理状況を、目視により検査する。

三　火薬庫の前面の擁壁の維持管理状況を、目視により検査する。

四　火薬庫の前面の擁壁に設けられた出入口の水漏れを防ぐ措置の維持管理状況を、目視により検査する。

五　火薬庫の出入口に講ずる盗難を防止するための措置の維持管理状況を、目視により検査する。

イ　［略］

ロ　火薬庫の壁の維持管理状況を、目視により検査する。

ハ　火薬庫の屋根の維持管理状況を、目視により検査する。

イ　［略］

ロ　火薬庫の壁及び屋根の維持管理状況を、目視により検査する。

ハ　窓が設けられていないことを、目視により検査する。

ニ　警戒設備の維持管理状況を、目視により検査する。

ホ　火薬庫における地震動に対する安全性を、目視及び図面により検査する。

13　煙火火薬庫の基準

一　［略］

二　第二十八条第一号の火薬庫の構造

三　［略］

四　第二十八条第二号の火薬庫の壁

五　［略］

六　第二十八条第四号の火薬庫の土堤

14　がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫の基準

一　［略］

二　第二十九条第一号のがん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の構造

三　第二十九条第二号のがん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の入口の扉

15　避雷装置の基準

16　土堤の基準

一　第三十一条第一号の土堤の内面の堤脚から火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁までの距離

二　第三十一条第二号の切通の出入口を設けた土堤の構造

三　第三十一条第三号のトンネルの出入口を設けた土堤の構造

四　第三十一条第四号の土堤の勾配

一　［略］

二　火薬庫の維持管理状況を、目視等により検査する。

三　［略］

四　火薬庫の壁の維持管理状況を、目視等により検査する。

五　［略］

六　土堤、簡易土堤又は防爆壁の維持管理状況を、目視等により検査する。

一　［略］

二　がん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の維持管理状況を、目視等又は図面により検査する。

三　がん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の入口の扉の維持管理状況を、目視等又は図面により検査する。

15　第三十条の避雷装置の維持管理状況を、目視等、図面及び測定器具を用いた測定により検査する。

一　内面の堤脚から火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に替えることができる。

二　切通の出入口の維持管理状況を、目視等により検査する。

三　トンネルの出入口の維持管理状況を、目視等により検査する。

四　土堤の勾配を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の勾配を満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。

13　煙火火薬庫の基準

一　［略］

二　第二十八条第一号の火薬庫の構造

三　［略］

四　第二十八条第二号の火薬庫の壁

五　［略］

六　第二十八条第四号の火薬庫の土堤

14　がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫の基準

一　［略］

二　第二十九条第一号のがん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の構造

三　第二十九条第二号のがん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の入口の扉

15　避雷装置の基準

16　土堤の基準

一　第三十一条第一号の土堤の内面の堤脚から火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁までの距離

二　第三十一条第二号の切通の出入口を設けた土堤の構造

三　第三十一条第三号のトンネルの出入口を設けた土堤の構造

四　第三十一条第四号の土堤の勾配

一　［略］

二　火薬庫の維持管理状況を、目視により検査する。

三　［略］

四　火薬庫の壁の維持管理状況を、目視により検査する。

五　［略］

六　土堤、簡易土堤又は防爆壁の維持管理状況を、目視により検査する。

一　［略］

二　がん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。

三　がん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の入口の扉の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。

15　第三十条の避雷装置の維持管理状況を、目視、図面及び測定器具を用いた測定により検査する。

一　内面の堤脚から火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。

二　切通の出入口の維持管理状況を、目視により検査する。

三　トンネルの出入口の維持管理状況を、目視により検査する。

四　土堤の勾配を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の勾配を満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。

四の二　第三十一条第四号の二の土堤の高さ	四の二　土堤の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。
四の三　第三十一条第四号の三の土堤の頂部の厚さ	四の三　土堤の頂部の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。
五　第三十一条第五号の堤脚を土留とする土堤	五　堤脚を土留とする土堤の維持管理状況を、目視等により検査し、及び土留の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。
六　第三十一条第六号の土堤を兼用するときの通路	六　土堤を兼用するときの通路の維持管理状況を、目視等により検査する。
七　第三十一条第七号の土堤の堤面	七　土堤の崩壊を防止するための措置の維持管理状況を、目視等により検査する。
17　簡易土堤の基準	
一　［略］	一　［略］
二　第三十一条の二第一号の簡易土堤の勾配	二　簡易土堤の勾配を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の勾配を満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。

四の二　第三十一条第四号の二の土堤の高さ	四の二　土堤の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。
四の三　第三十一条第四号の三の土堤の頂部の厚さ	四の三　土堤の頂部の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。
五　第三十一条第五号の堤脚を土留とする土堤	五　堤脚を土留とする土堤の維持管理状況を、目視により検査し、及び土留の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。
六　第三十一条第六号の土堤を兼用するときの通路	六　土堤を兼用するときの通路の維持管理状況を、目視により検査する。
七　第三十一条第七号の土堤の堤面	七　土堤の崩壊を防止するための措置の維持管理状況を、目視により検査する。
17　簡易土堤の基準	
一　［略］	一　［略］
二　第三十一条の二第一号の簡易土堤の勾配	二　簡易土堤の勾配を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の勾配を満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。

二の二　第三十一条の二第一号の二の簡易土堤の高さ	二の二　簡易土堤の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。
二の三　第三十一条の二第一号の三の簡易土堤の頂部の厚さ	二の三　土堤の頂部の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。
三　第三十一条の二第二号の簡易土堤の土留	三　簡易土堤の土留並びに当該土留の側壁板及び支柱の維持管理状況を、目視等により検査する。
四　第三十一条の二第三号の簡易土堤の頂部	四　簡易土堤の頂部の維持管理状況を、目視等により検査する。
18　防爆壁の基準	18　第三十一条の三の防爆壁の維持管理状況を、目視等、図面及び測定器具を用いた測定により検査する。

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

○経済産業省令第四十号

鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）の規定に基づき、鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月二十八日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　新藤　義孝

鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令

鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義）	（定義）
第一条　［略］	**第一条**　［略］
２　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。	２　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。
一～三十三　［略］	一～三十三　［略］

三十四　「有害鉱業廃棄物」とは、鉱業廃棄物であって、次に掲げるもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）をいう。

イ　［略］

ロ　ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第一第五号に掲げる廃棄物焼却炉において生じた燃え殻若しくは集じん機によって集められたばいじん又は同令別表第二第十五号イに掲げる廃ガス洗浄施設を有する廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設から排出された沈殿物であって、別表第一の九の項の中欄に掲げる物質を含むもの（同表の九の項の下欄に定める基準に適合しないものに限る。）及びこれらの鉱業廃棄物を処分するために処理したもの（同表の九の項の下欄に定める基準に適合しないものに限る。）

三十五～三十八　［略］

三十九　「オゾン層破壊物質」とは、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第六号の三に規定する物質をいう。

四十～四十四　［略］

四十五　「水銀排出施設」とは、鉱山等の施設であって、大気汚染防止法第二条第十四項に規定する施設をいう。

３　［略］

（鉱業廃棄物の処理）

第十八条　法第八条の規定に基づき、捨石、鉱さいその他の鉱業廃棄物の処理について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

一～十六　［略］

十七　鉱業廃棄物（第一条第二項第三十三号イ、ハ、ニ若しくはトに掲げる鉱業廃棄物（金属鉱山等に限る。）並びに廃油、廃プラスチック類、紙くず及び金属くずの焼却施設において生じた燃え殻及び集じん機によって集められたばいじん（石炭鉱山及び石油鉱山に限る。）又はこれらの鉱業廃棄物を処分するために処理したものに限る。）の埋立場付近の地下水（水面埋立場にあっては、その付近の水域）の水質について、保安のため必要があるときに測定し、その結果を記録し、必要に応じ、これを保存すること。

十八　［略］

（坑水又は廃水の処理等）

第十九条　法第八条の規定に基づき、坑水又は廃水の処理について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

一～四　［略］

五　水質汚濁防止法第四条の二第一項に規定する指定地域及び湖沼水質保全特別措置法第二十三条第一項に規定する総量削減指定地域において、水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設に該当する施設を設置する鉱山等であって同法第四条の五第一項の環境省令で定める規模以上のもの（以下「特定坑廃水鉱山等」という。）から公共用水域に排出する坑水又は廃水に係る同法第四条の二第一項及び湖沼水質保全特別措置法第二十三条第一項に規定する汚濁負荷量は、それぞれ水質汚濁防止法第四条の五第一項又は第二項の基準に適合すること。

六～十二　［略］

三十四　「有害鉱業廃棄物」とは、鉱業廃棄物であって、次に掲げるもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）をいう。

イ　［略］

ロ　ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第一第五号に掲げる廃棄物焼却炉において生じた燃え殻若しくは集じん機によって集められたばいじん又は同令別表第二第十一号イに掲げる廃ガス洗浄施設を有する廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設から排出された沈殿物であって、別表第一の九の項の中欄に掲げる物質を含むもの（同表の九の項の下欄に定める基準に適合しないものに限る。）及びこれらの鉱業廃棄物を処分するために処理したもの（同表の九の項の下欄に定める基準に適合しないものに限る。）

三十五～三十八　［略］

三十九　「オゾン層破壊物質」とは、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第六号の二に規定する物質をいう。

四十～四十四　［略］

四十五　「水銀排出施設」とは、鉱山等の施設であって、大気汚染防止法第二条第十三項に規定する施設をいう。

３　［略］

（鉱業廃棄物の処理）

第十八条　法第八条の規定に基づき、捨石、鉱さいその他の鉱業廃棄物の処理について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

一～十六　［略］

十七　鉱業廃棄物（第一条第二項第三十三号イ、ハ、ニ若しくはトに掲げる鉱業廃棄物（金属鉱山等に限る。）並びに廃油、廃プラスチック類、紙くず及び金属くずの焼却施設において生じた燃え殻及び集じん機によって集められたばいじん（石炭鉱山及び石油鉱山に限る。）又はこれらの鉱業廃棄物を処分するために処理したものに限る。）の埋立場付近の地下水（水面埋立場にあっては、その付近の水域）の水質について、定期的に測定し、その結果を記録し、必要に応じ、これを保存すること。

十八　［略］

（坑水又は廃水の処理等）

第十九条　法第八条の規定に基づき、坑水又は廃水の処理について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

一～四　［略］

五　水質汚濁防止法第四条の二第一項に規定する指定地域及び湖沼水質保全特別措置法第二十三条第一項に規定する総量削減指定地域又は瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項に規定する区域において、水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設に該当する施設を設置する鉱山等であって同法第四条の五第一項の環境省令で定める規模以上のもの（以下「特定坑廃水鉱山等」という。）から公共用水域に排出する坑水又は廃水に係る同法第四条の二第一項及び湖沼水質保全特別措置法第二十三条第一項に規定する汚濁負荷量は、それぞれ水質汚濁防止法第四条の五第一項若しくは第二項又は瀬戸内海環境保全特別措置法第十二条の三第二項の基準に適合すること。

六～十二　［略］

（水銀等の処理）

第二十条の二　法第八条の規定に基づき、鉱煙（水銀及びその化合物（以下「水銀等」という。）を含有するものに限る。）の処理について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　水銀排出施設の排出口から大気中に排出される排出物に含まれる水銀等の量は、大気汚染防止法第十八条の二十七の排出基準に適合すること。

（石綿粉じんの処理）

第二十一条　法第八条の規定に基づき、粉じん（石綿粉じんに限る。）の処理について鉱業権者が講ずべき措置は、第十条に定めるもののほか、次に掲げるものとする。

一・二　［略］

三　大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省、通商産業省令第一号）第十六条の三第一号の環境大臣が定める測定法により前号の石綿粉じんの大気中の濃度を保安のため必要があるときに測定し、その結果を記録し、これを三年間保存すること。

四　［略］

［削る］

（巡視及び点検）

第二十六条　法第五条から第八条までの規定に基づき、第三条から第二十二条まで、第二十四条及び前条に定めるもののほか、施設等の巡視及び点検について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

一　保安の確保上重要な鉱山等にある建設物、工作物その他の施設並びに掘採箇所及び掘採跡を保安のため必要があるときに巡視し、危険又は異常の有無を検査し、かつ、危害及び鉱害の防止のため必要な事項について、測定すること。

二　［略］

三　鉱業上使用する機械、器具及び工作物については、始業時、月次等、保安のため必要があるときに点検を行うこと。

四・五　［略］

（放射線障害の防止）

第二十九条　法第五条第二項及び第八条の規定に基づき、核原料物質鉱山における放射線障害の防止について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

一～十五　［略］

十六　管理区域内の外部放射線に係る線量当量率を毎週一回（当該線量当量率を常時監視する場合にあっては、毎月一回）以上（保安のため必要があるときは、その度ごとに）測定し、その結果を記録すること。

十六の二　管理区域内の放射線業務従事者が呼吸する空気中の放射性物質の濃度を毎週一回（管理区域に設置された電離放射線障害防止規則（昭和四十七年労働省令第四十一号）第二十二条第二項に規定する放射性物質取扱作業室以外の当該管理区域内の区域において空気中の放射性物質の濃度を常時監視する場合における当該区域内の空気中の放射性物質の濃度については、毎月一回）以上（保安のため必要があるときは、その度ごとに）測定し、その結果を記録すること。

（水銀等の処理）

第二十条の二　法第八条の規定に基づき、鉱煙（水銀及びその化合物（以下「水銀等」という。）を含有するものに限る。）の処理について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　水銀排出施設の排出口から大気中に排出される排出物に含まれる水銀等の量は、大気汚染防止法第十八条の二十二の排出基準に適合すること。

（石綿粉じんの処理）

第二十一条　法第八条の規定に基づき、粉じん（石綿粉じんに限る。）の処理について鉱業権者が講ずべき措置は、第十条に定めるもののほか、次に掲げるものとする。

一・二　［略］

三　大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省、通商産業省令第一号）第十六条の三第一号の環境大臣が定める方法により前号の石綿粉じんの大気中の濃度を六月を超えない作業期間ごとに一回以上測定し、その結果を記録し、これを三年間保存すること。

四　［略］

2　前項第三号の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により同号の回数で同項第二号の石綿粉じんの大気中の濃度を測定することが困難である場合は、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間ごとに一回以上測定するものとする。

（巡視及び点検）

第二十六条　法第五条から第八条までの規定に基づき、第三条から第二十二条まで、第二十四条及び前条に定めるもののほか、施設等の巡視及び点検について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

一　保安の確保上重要な鉱山等にある建設物、工作物その他の施設並びに掘採箇所及び掘採跡を定期的に巡視し、危険又は異常の有無を検査し、かつ、危害及び鉱害の防止のため必要な事項について、測定すること。

二　［略］

三　鉱業上使用する機械、器具及び工作物については、始業時、月次等、定期的に点検を行うこと。

四・五　［略］

（放射線障害の防止）

第二十九条　法第五条第二項及び第八条の規定に基づき、核原料物質鉱山における放射線障害の防止について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

一～十五　［略］

十六　管理区域内の外部放射線に係る線量当量率及び放射線業務従事者が呼吸する空気中の放射性物質の濃度を毎週一回以上（保安のため必要があるときは、その度ごとに）測定し、その結果を記録すること。

［新設］

十七　製錬場内の管理区域における人が触れるおそれがある放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度を毎週一回（当該密度を常時監視する場合にあっては、毎月一回）以上（保安のため必要があるときは、その度ごとに）測定し、その結果を記録すること。

十八　鉱山から排出される空気及び水の中の放射性物質の濃度を保安のため必要があるときに（製錬場から連続して排出される空気及び水については、排出される度ごとに（連続して排出されるときは、連続して）測定し、その結果を記録すること。

十九　第十六号、第十六号の二及び前号の規定によるほか、管理区域、周辺監視区域及びこれら以外の区域の適当な箇所において、線量当量率又は空気若しくは水の中の放射性物質の濃度を保安のため必要があるときに測定し、その結果を記録すること。

二十　第十六号の二及び前号の規定による空気中の放射性物質の濃度の測定（電離放射線障害防止規則第二十二条第二項の放射性物質取扱作業室に限る。）については、作業環境測定法第二条第五号又は第七号に規定する者（作業環境測定法施行規則別表第二号に掲げる作業の種類について登録を受けている者に限る。）又はこれと同等以上の能力を有する者に実施させること。

二十一　次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表の下欄に掲げる期間これを保存すること。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
イ・ロ　［略］	［略］	［略］
ハ　管理区域内の外部放射線に係る線量当量率及び放射性物質の濃度	測定の都度	十年間
ニ　製錬場内の管理区域内における人が触れるおそれがある放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	測定の都度	十年間
ホ～チ　［略］	［略］	［略］

二十二～三十一　［略］

２　［略］

（定期検査）

第三十四条　［略］

２　前項の施設に係る定期検査は、二年以内（検査すべき事項を常時監視する場合にあっては、三年以内）ごとに一回行うものとする。ただし、当該施設の長期の使用休止等の理由により当該期間に検査を実施する必要が技術的に認められない場合には、認められないとする合理的理由を記録し、保存した上で、定期検査の時期を一年以内に限り延長できるものとする。

３～５　［略］

十七　製錬場内の管理区域における人が触れるおそれがある放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度を毎週一回以上（保安のため必要があるときは、その度ごとに）測定し、その結果を記録すること。

十八　鉱山から排出される空気及び水の中の放射性物質の濃度を一定期間ごとに（製錬場から連続して排出される空気及び水については、排出される度ごとに（連続して排出されるときは、連続して）測定し、その結果を記録すること。

十九　第十六号及び前号の規定によるほか、管理区域、周辺監視区域及びこれら以外の区域の適当な箇所において、線量当量率又は空気若しくは水の中の放射性物質の濃度を一定期間ごとに測定し、その結果を記録すること。

二十　第十六号及び前号の規定による空気中の放射性物質の濃度の測定（電離放射線障害防止規則（昭和四十七年労働省令第四十一号）第二十二条第二項の放射性物質取扱作業室に限る。）については、作業環境測定法第二条第五号又は第七号に規定する者（作業環境測定法施行規則別表第二号に掲げる作業の種類について登録を受けている者に限る。）又はこれと同等以上の能力を有する者に実施させること。

二十一　次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表の下欄に掲げる期間これを保存すること。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
イ・ロ　［略］	［略］	［略］
ハ　管理区域内の外部放射線に係る線量当量率及び放射性物質の濃度	毎週一回	十年間
ニ　製錬場内の管理区域内における人が触れるおそれがある放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週一回	十年間
ホ～チ　［略］	［略］	［略］

二十二～三十一　［略］

２　［略］

（定期検査）

第三十四条　［略］

２　前項の施設に係る定期検査は、二年以内ごとに一回行うものとする。ただし、当該施設の長期の使用休止等の理由により当該期間に検査を実施する必要が技術的に認められない場合には、認められないとする合理的理由を記録し、保存した上で、定期検査の時期を一年以内に限り延長できるものとする。

３～５　［略］

（作業監督者）

第四十三条　法第二十六条第一項の作業監督者を選任しなければならない作業は、次の表の上欄に定めるものとし、当該作業の区分ごとに同表下欄に掲げる資格を有する者から選任するものとする。

作業の区分	作業監督者の資格
一～四　［略］	［略］
五　昇圧供給装置に関する作業（天然ガス自動車への天然ガスの充てん作業を除く。）	一　昇圧供給装置のうち、ガスを高圧にして充てんする装置であって、蓄ガス器を備えないものに関する作業については、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二十六条第一項の甲種ガス主任技術者免状若しくは乙種ガス主任技術者免状の交付を受けている者又は高圧ガス保安法第二十九条第一項の甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状若しくは丙種化学責任者免状若しくは甲種機械責任者免状若しくは乙種機械責任者免状の交付を受けている者 二　昇圧供給装置（ガスを高圧にして充てんする装置であって、蓄ガス器を備えないものを除く。）に関する作業については、ガス事業法第二十六条第一項の甲種ガス主任技術者免状の交付を受けている者又は高圧ガス保安法第二十九条第一項の甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状若しくは丙種化学責任者免状若しくは甲種機械責任者免状若しくは乙種機械責任者免状の交付を受けている者
六・七　［略］	［略］
八　石油鉱山において行うパイプライン及びその附属設備に関する作業	一　パイプライン（天然ガスのみを流送するものに限る。）及びその附属設備であって、最高使用圧力一メガパスカル以上のものに係る作業については、ガス事業法第二十六条第一項の甲種ガス主任技術者免状の交付を受けている者又は高圧ガス保安法第二十九条第一項の甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状若しくは甲種機械責任者免状若しくは乙種機械責任者免状の交付を受けている者

（作業監督者）

第四十三条　法第二十六条第一項の作業監督者を選任しなければならない作業は、次の表の上欄に定めるものとし、当該作業の区分ごとに同表下欄に掲げる資格を有する者から選任するものとする。

作業の区分	作業監督者の資格
一～四　［略］	［略］
五　昇圧供給装置に関する作業（天然ガス自動車への天然ガスの充てん作業を除く。）	一　昇圧供給装置のうち、ガスを高圧にして充てんする装置であって、蓄ガス器を備えないものに関する作業については、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三十二条第一項の甲種ガス主任技術者免状若しくは乙種ガス主任技術者免状の交付を受けている者又は高圧ガス保安法第二十九条第一項の甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状若しくは丙種化学責任者免状若しくは甲種機械責任者免状若しくは乙種機械責任者免状の交付を受けている者 二　昇圧供給装置（ガスを高圧にして充てんする装置であって、蓄ガス器を備えないものを除く。）に関する作業については、ガス事業法第三十二条第一項の甲種ガス主任技術者免状の交付を受けている者又は高圧ガス保安法第二十九条第一項の甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状若しくは丙種化学責任者免状若しくは甲種機械責任者免状若しくは乙種機械責任者免状の交付を受けている者
六・七　［略］	［略］
八　石油鉱山において行うパイプライン及びその附属設備に関する作業	一　パイプライン（天然ガスのみを流送するものに限る。）及びその附属設備であって、最高使用圧力一メガパスカル以上のものに係る作業については、ガス事業法第三十二条第一項の甲種ガス主任技術者免状の交付を受けている者又は高圧ガス保安法第二十九条第一項の甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状若しくは丙種化学責任者免状若しくは甲種機械責任者免状若しくは乙種機械責任者免状の交付を受けている者

二　パイプライン（天然ガスのみを流送するものに限る。）及びその附属設備であって、最高使用圧力一メガパスカル未満のものに係る作業については、ガス事業法第二十六条第一項の甲種ガス主任技術者免状若しくは乙種ガス主任技術者免状の交付を受けている者又は高圧ガス保安法第二十九条第一項の甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状若しくは丙種化学責任者免状若しくは甲種機械責任者免状若しくは乙種機械責任者免状の交付を受けている者	
三　［略］	［略］
九～十七　［略］	

2～4　［略］

第四十六条　法第四十一条第二項の規定による報告は、次の表の上欄に掲げる災害、事故その他の事象が発生したときに、それぞれ同表の中欄に掲げる時期に、同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。

災害、事故その他の事象	時期	項目
一～九　［略］	［略］	［略］
九の二　水銀排出施設から大気汚染防止法第十八条の二十七の排出基準（以下この号において単に「排出基準」という。）に適合しない水銀等を排出したとき	排出後速やかに	排出の状況
	大気汚染防止法施行規則第十六条の十九第三号の再測定（以下この号において単に「再測定」という。）の実施後速やかに	排出の状況
		排出の状況及び講じた措置の詳細
十～二十四　［略］	［略］	［略］

2　前項のほか、法第四十一条第二項の規定による報告は、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の中欄に掲げる時期に、同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。

事項	時期	項目
一～四　［略］	［略］	［略］

二　パイプライン（天然ガスのみを流送するものに限る。）及びその附属設備であって、最高使用圧力一メガパスカル未満のものに係る作業については、ガス事業法第三十二条第一項の甲種ガス主任技術者免状若しくは乙種ガス主任技術者免状の交付を受けている者又は高圧ガス保安法第二十九条第一項の甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状若しくは丙種化学責任者免状若しくは甲種機械責任者免状若しくは乙種機械責任者免状の交付を受けている者	
三　［略］	［略］
九～十七　［略］	

2～4　［略］

第四十六条　法第四十一条第二項の規定による報告は、次の表の上欄に掲げる災害、事故その他の事象が発生したときに、それぞれ同表の中欄に掲げる時期に、同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。

災害、事故その他の事象	時期	項目
一～九　［略］	［略］	［略］
九の二　水銀排出施設から大気汚染防止法第十八条の二十二の排出基準（以下この号において単に「排出基準」という。）に適合しない水銀等を排出したとき	排出後速やかに	排出の状況
	大気汚染防止法施行規則第十六条の二第三号の再測定（以下この号において単に「再測定」という。）の実施後速やかに	排出の状況
		排出の状況及び講じた措置の詳細
十～二十四　［略］	［略］	［略］

2　前項のほか、法第四十一条第二項の規定による報告は、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の中欄に掲げる時期に、同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。

事項	時期	項目
一～四　［略］	［略］	［略］

五　坑廃水処理施設等に係る水質汚濁防止法第五条第一項第五号（当該坑廃水処理施設等が有害物質使用特定施設に該当しない場合又は同条第二項の規定に該当する場合を除く。）から第九号まで及び同条第二項第五号から第八号までの事項並びに水道水源法第十一条第一項第五号から第八号まで及び同条第二項各号の事項、有害物質貯蔵指定施設に係る水質汚濁防止法第五条第三項第四号から第六号までの事項、鉱煙発生施設に係る大気汚染防止法第六条第一項第五号及び第六号の事項、水銀排出施設に係る同法第十八条の二十八第一項第五号及び第六号の事項、揮発性有機化合物排出施設に係る同法第十七条の五第一項第五号及び第六号の事項、粉じん発生施設に係る同法第十八条第一項第五号の事項、石綿粉じん発生施設に係る同法第十八条の六第一項第五号及び第六号の事項、騒音発生施設に係る騒音規制法第六条第一項第四号の事項、振動発生施設に係る振動規制法第六条第一項第四号及び第五号の事項、ダイオキシン類発生施設に係るダイオキシン類対策特別措置法第十二条第一項第五号及び第六号の事項並びに千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書（以下「議定書」という。）に基づく担保措置としての燃料油の品質に関する事項について、変更しようとするとき	当該変更を行う三十日前まで	変更事項

五　坑廃水処理施設等に係る水質汚濁防止法第五条第一項第五号（当該坑廃水処理施設等が有害物質使用特定施設に該当しない場合又は同条第二項の規定に該当する場合を除く。）から第九号まで及び同条第二項第五号から第八号までの事項並びに水道水源法第十一条第一項第五号から第八号まで及び同条第二項各号の事項、有害物質貯蔵指定施設に係る水質汚濁防止法第五条第三項第四号から第六号までの事項、鉱煙発生施設に係る大気汚染防止法第六条第一項第五号及び第六号の事項、水銀排出施設に係る同法第十八条の二十三第一項第五号及び第六号の事項、揮発性有機化合物排出施設に係る同法第十七条の五第一項第五号及び第六号の事項、粉じん発生施設に係る同法第十八条第一項第五号の事項、石綿粉じん発生施設に係る同法第十八条の六第一項第五号及び第六号の事項、騒音発生施設に係る騒音規制法第六条第一項第四号の事項、振動発生施設に係る振動規制法第六条第一項第四号及び第五号の事項、ダイオキシン類発生施設に係るダイオキシン類対策特別措置法第十二条第一項第五号及び第六号の事項並びに千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書（以下「議定書」という。）に基づく担保措置としての燃料油の品質に関する事項について、変更しようとするとき	当該変更を行う三十日前まで	変更事項

五の二　坑廃水処理施設等に係る水質汚濁防止法第五条第一項第一号及び第二号、同条第二項第一号及び第二号の事項、水道水源法第十一条第一項第一号及び第二号の事項、有害物質貯蔵指定施設に係る水質汚濁防止法第五条第三項第一号及び第二号の事項、鉱煙発生施設に係る大気汚染防止法第六条第一項第一号及び第二号の事項、水銀排出施設に係る同法第十八条の二十八第一項第一号及び第二号の事項、揮発性有機化合物排出施設に係る同法第十七条の五第一項第一号及び第二号の事項、粉じん発生施設に係る同法第十八条第一項第一号及び第二号の事項、石綿粉じん発生施設に係る同法第十八条の六第一項第一号及び第二号の事項、騒音発生施設に係る騒音規制法第六条第一項第一号及び第二号の事項、振動発生施設に係る振動規制法第六条第一項第一号及び第二号の事項並びにダイオキシン類対策特別措置法第十二条第一項第一号及び第二号の事項について、変更があったとき	変更を行った日から三十日以内	変更事項
五の三　［略］	［略］	［略］
六　坑廃水処理施設等及び有害物質貯蔵指定施設に係る水質汚濁防止法第六条、鉱煙発生施設に係る大気汚染防止法第七条第一項、水銀排出施設に係る同法第十八条の二十九第一項、揮発性有機化合物排出施設に係る同法第十七条の六第一項、粉じん発生施設に係る同法第十八条の二第一項、石綿粉じん	当該規定の適用を受ける日から三十日以内	当該規定に定められる届出事項

五の二　坑廃水処理施設等に係る水質汚濁防止法第五条第一項第一号及び第二号、同条第二項第一号及び第二号の事項、水道水源法第十一条第一項第一号及び第二号の事項、有害物質貯蔵指定施設に係る水質汚濁防止法第五条第三項第一号及び第二号の事項、鉱煙発生施設に係る大気汚染防止法第六条第一項第一号及び第二号の事項、水銀排出施設に係る同法第十八条の二十三第一項第一号及び第二号の事項、揮発性有機化合物排出施設に係る同法第十七条の五第一項第一号及び第二号の事項、粉じん発生施設に係る同法第十八条第一項第一号及び第二号の事項、石綿粉じん発生施設に係る同法第十八条の六第一項第一号及び第二号の事項、騒音発生施設に係る騒音規制法第六条第一項第一号及び第二号の事項、振動発生施設に係る振動規制法第六条第一項第一号及び第二号の事項並びにダイオキシン類対策特別措置法第十二条第一項第一号及び第二号の事項について、変更があったとき	変更を行った日から三十日以内	変更事項
五の三　［略］	［略］	［略］
六　坑廃水処理施設等及び有害物質貯蔵指定施設に係る水質汚濁防止法第六条、鉱煙発生施設に係る大気汚染防止法第七条第一項、水銀排出施設に係る同法第十八条の二十四第一項、揮発性有機化合物排出施設に係る同法第十七条の六第一項、粉じん発生施設に係る同法第十八条の二第一項、石綿粉じん	当該規定の適用を受ける日から三十日以内	当該規定に定められる届出事項

発生施設に係る同法第十八条の七第一項、騒音発生施設に係る騒音規制法第七条第一項、振動発生施設に係る振動規制法第七条第一項並びにダイオキシン類発生施設に係るダイオキシン類対策特別措置法第十三条第一項の規定の適用を受けるとき			
七～十一　［略］	［略］	［略］	
3　［略］			

備考　表中の［　］は注記である。

様式第十二中「女子（妊娠不能と診断されたもの）」を「女性（妊娠する可能性がないと診断された者）」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第四十一号

鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十一条第一項及び第十二条の規定に基づき、鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月二十八日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　新藤　義孝

鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の一部を改正する省令

鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令（平成十六年経済産業省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（鉱害の防止） **第五条**　鉱山等に設置される施設が鉱害の防止のために満たすべき基準は、次のとおりとする。 一～三　［略］ 三の二　水銀排出施設の排出口から大気中に排出される排出物に含まれる水銀等の量（以下「水銀濃度」という。）は、大気汚染防止法第十八条の二十七の排出基準に適合していること。 三の三　前号の水銀濃度の測定方法は、大気汚染防止法施行規則第十六条の十九第一号の測定方法によること。 四～十　［略］ 十一　水質汚濁防止法第四条の二第一項に規定する指定地域及び湖沼水質保全特別措置法第二十三条第一項に規定する総量削減指定地域において、水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設に該当する施設を設置する鉱山等であって同法第四条の五第一項の環境省令で定める規模以上のもの（以下「特定坑廃水鉱山等」という。）から公共用水域に排出する坑水又は廃水に係る同法第四条の二第一項及び湖沼水質保全特別措置法第二十三条第一項に規定する汚濁負荷量は、それぞれ水質汚濁防止法第四条の五第一項又は第二項の基準に適合していること。	（鉱害の防止） **第五条**　鉱山等に設置される施設が鉱害の防止のために満たすべき基準は、次のとおりとする。 一～三　［略］ 三の二　水銀排出施設の排出口から大気中に排出される排出物に含まれる水銀等の量（以下「水銀濃度」という。）は、大気汚染防止法第十八条の二十二の排出基準に適合していること。 三の三　前号の水銀濃度の測定方法は、大気汚染防止法施行規則第十六条の十二第一号の測定方法によること。 四～十　［略］ 十一　水質汚濁防止法第四条の二第一項に規定する指定地域及び湖沼水質保全特別措置法第二十三条第一項に規定する総量削減指定地域又は瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項に規定する区域において、水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設に該当する施設を設置する鉱山等であって同法第四条の五第一項の環境省令で定める規模以上のもの（以下「特定坑廃水鉱山等」という。）から公共用水域に排出する坑水又は廃水に係る同法第四条の二第一項及び湖沼水質保全特別措置法第二十三条第一項に規定する汚濁負荷量は、それぞれ水質汚濁防止法第四条の五第一項若しくは第二項又は瀬戸内海環境保全特別措置法第十二条の三第二項の基準に適合していること。

十二～二十　［略］

二十一　海洋施設から排出される油は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）第十条に定める排出方法に関する基準（掘削バージにあっては、同令第一条の九第二項に規定する排出基準）に適合していること。ただし、次のいずれかに該当する場合における油の排出については、この限りでない。

イ・ロ　［略］

二十二　［略］

（規制基準等の変更に係る経過措置）

第六条　［略］

2　［略］

3　前条第十一号の規定は、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）第一条若しくは第四条の二、湖沼水質保全特別措置法施行令（昭和六十年政令第三十七号）第五条、湖沼水質保全特別措置法第二十三条第一項の指定湖沼を定める政令、水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府、通商産業省令第二号）第一条の四の改正又は湖沼水質保全特別措置法第三条第二項の指定地域の指定若しくはその変更により新たに特定坑廃水鉱山等となった鉱山等については、当該鉱山等が特定坑廃水鉱山等となった日から六月間は、適用しない。

4　［略］

（掘削バージ）

第十八条　［略］

2～6　［略］

7　掘削バージが鉱害の防止のために満たすべき基準は、次のとおりとする。

一　［略］

二　掘削バージの防汚方法（被覆、塗料、表面処理若しくは装置を用いて掘削バージへの生物の付着を抑制し又は防止する方法をいう。）においては、塗料が十分に乾燥した状態におけるスズの含有率が〇・二五質量百分率を超える有機スズ化合物又はシブトリンを使用していないこと。

三　［略］

四　掘削バージにおいて使用する燃料油は、硫黄の含有率が〇・五質量百分率を超えないものであり、かつ、無機酸を含まないこと。

五　［略］

8　［略］

（坑内における燃料油貯蔵所及び燃料給油所）

第三十五条　［略］

2　燃料油貯蔵所については、次のとおりとする。

一・二　［略］

三　貯蔵の方法は、次によること。

イ　貯蔵量が二百リットル以下の貯蔵タンクは、日本産業規格Ｚ一六〇一（鋼製タイトヘッドドラム）に適合するもの又はこれと同等以上の性能を有する容器であること。

ロ　［略］

3　［略］

十二～二十　［略］

二十一　海洋施設から排出される油は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）第十条に定める排出方法に関する基準（掘削バージにあっては、同令第一条の八第二項に規定する排出基準）に適合していること。ただし、次のいずれかに該当する場合における油の排出については、この限りでない。

イ・ロ　［略］

二十二　［略］

（規制基準等の変更に係る経過措置）

第六条　［略］

2　［略］

3　前条第十一号の規定は、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）第一条若しくは第四条の二、瀬戸内海環境保全特別措置法施行令（昭和四十八年政令第三百二十七号）第二条若しくは第三条、湖沼水質保全特別措置法施行令（昭和六十年政令第三十七号）第五条、湖沼水質保全特別措置法第二十三条第一項の指定湖沼を定める政令、水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府、通商産業省令第二号）第一条の四の改正又は湖沼水質保全特別措置法第三条第二項の指定地域の指定若しくはその変更により新たに特定坑廃水鉱山等となった鉱山等については、当該鉱山等が特定坑廃水鉱山等となった日から六月間は、適用しない。

4　［略］

（掘削バージ）

第十八条　［略］

2～6　［略］

7　掘削バージが鉱害の防止のために満たすべき基準は、次のとおりとする。

一　［略］

二　掘削バージの防汚方法（被覆、塗料、表面処理若しくは装置を用いて掘削バージへの生物の付着を抑制し又は防止する方法をいう。）においては、塗料が十分に乾燥した状態におけるスズの含有率が〇・二五質量百分率を超える有機スズ化合物を使用していないこと。

三　［略］

四　掘削バージにおいて使用する燃料油は、硫黄の含有率が三・五質量百分率を超えないものであり、かつ、無機酸を含まないこと。

五　［略］

8　［略］

（坑内における燃料油貯蔵所及び燃料給油所）

第三十五条　［略］

2　燃料油貯蔵所については、次のとおりとする。

一・二　［略］

三　貯蔵の方法は、次によること。

イ　貯蔵量が二百リットル以下の貯蔵タンクは、日本産業規格Ｚ一六〇一（液体用鋼製ドラム）に適合するもの又はこれと同等以上の性能を有する容器であること。

ロ　［略］

3　［略］

（火薬類取扱所）

第四十条　［略］

2　坑外の火薬類取扱所においては、次のとおりとする。

一　［略］

二　火薬類取扱所の建物の構造は、次によること。

イ　火薬類を存置するときに見張人を常時配置し、又はこれと同等以上の措置を講ずる場合を除き、平家建の鉄筋コンクリート造り、コンクリートブロック造り又はこれと同等程度に盗難及び火災を防止することができる構造であること。

ロ　［略］

ハ　建物の入口の扉は、火薬類を存置するときに見張人を常時配置し、又はこれと同等以上の措置を講ずる場合を除き、その外面に適当な厚さの鉄板を張ったものとし、かつ、錠を使用する等の盗難防止の措置が講じられていること。

ニ　［略］

三～七　［略］

八　火薬類の盗難を防止するため、火薬類を存置するときに見張人を常時配置し、又はこれと同等以上の措置を講ずる場合を除き、適切な警鳴装置が設けられていること。

九　［略］

3　坑内の火薬類取扱所においては、前項第二号ハ及び第三号から第七号までに定めるもののほか、次のとおりとする。

一～六　［略］

七　坑口の付近に設置された坑内の火薬類取扱所には、火薬類の盗難を防止するため、火薬類を存置するときに見張人を常時配置し、又はこれと同等以上の措置を講ずる場合を除き、適切な警鳴装置が設けられていること。

4・5　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第四十二号

経済産業省組織令及び産業構造審議会令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百三十五号）の施行に伴い、及び経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）及び経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）を実施するため、経済産業省組織規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月二十八日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　新藤　義孝

経済産業省組織規則等の一部を改正する省令

（経済産業省組織規則の一部改正）

第一条　経済産業省組織規則（平成十三年経済産業省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章　本省	第一章　本省
第一節　内部部局	第一節　内部部局
第一款　大臣官房（第一条―第五条の七）	第一款　大臣官房（第一条―第五条の二）
第二款　経済産業政策局（第六条―第十二条）	第二款　経済産業政策局（第六条―第十二条）

第三款　通商政策局（第十三条―第十四条の八）
第四款　貿易経済安全保障局（第十五条―第二十一条）
第五款　イノベーション・環境局（第二十二条―第二十六条）
第六款　製造産業局（第二十七条―第三十一条）
第七款　商務情報政策局（第三十二条―第三十六条）
第二節　施設等機関（第三十七条―第二百二十七条）
第三節　地方支分部局
第一款　経済産業局（第二百二十八条―第二百五十四条）
第二款　産業保安監督部等（第二百五十四条の二―第二百五十四条の二十）
第二章　外局
第一節　資源エネルギー庁
第一款　長官官房（第二百五十五条―第二百五十五条の三）
第二款　省エネルギー・新エネルギー部（第二百五十五条の四）
第三款　資源・燃料部（第二百五十五条の五―第二百五十六条）
第四款　電力・ガス事業部（第二百五十七条―第三百四条）
第二節　特許庁
第一款　内部部局
第一目　課の設置等（第三百五条―第三百二十四条）
第二目　課の内部組織等（第三百二十五条―第三百四十五条）
第二款　特許庁顧問（第三百四十六条）
第三節　中小企業庁
第一款　長官官房（第三百四十七条・第三百四十七条の二）
第二款　事業環境部（第三百四十八条・第三百四十九条）
第三款　経営支援部（第三百四十九条の二―第三百四十九条の三）
第四款　中小企業庁顧問（第三百四十九条の四）
第三章　経済産業省顧問、経済産業省特別顧問及び経済産業省参与（第三百五十条―第三百五十二条）
第四章　雑則（第三百五十三条）
附則

第一章　本省

第一節　内部部局

第一款　大臣官房

（公文書監理室及び広報室並びに政策企画官、企画官、国会事務連絡調整官、業務管理官、海外広報官、文書管理官及び情報化総括責任者補佐官）

第二条　総務課に、公文書監理室及び広報室並びに政策企画官十一人、企画官四十五人、国会事務連絡調整官一人、業務管理官五人、海外広報官一人、文書管理官一人及び情報化総括責任者補佐官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2～12　（略）

第三款　通商政策局（第十三条―第十四条の五）
第四款　貿易経済協力局（第十五条―第二十一条）
第五款　産業技術環境局（第二十二条―第二十六条）
第六款　製造産業局（第二十七条―第三十一条）
第七款　商務情報政策局（第三十二条―第三十六条の四）
第二節　施設等機関（第三十七条―第二百二十七条）
第三節　地方支分部局
第一款　経済産業局（第二百二十八条―第二百五十四条）
第二款　産業保安監督部等（第二百五十四条の二―第二百五十四条の二十）
第二章　外局
第一節　資源エネルギー庁
第一款　長官官房（第二百五十五条―第二百五十五条の三）
第二款　省エネルギー・新エネルギー部（第二百五十五条の四）
第三款　資源・燃料部（第二百五十五条の五―第二百五十六条）
第四款　電力・ガス事業部（第二百五十七条―第三百四条）
第二節　特許庁
第一款　内部部局
第一目　課の設置等（第三百五条―第三百二十四条）
第二目　課の内部組織等（第三百二十五条―第三百四十五条）
第二款　特許庁顧問（第三百四十六条）
第三節　中小企業庁
第一款　長官官房（第三百四十七条・第三百四十七条の二）
第二款　事業環境部（第三百四十八条・第三百四十九条）
第三款　経営支援部（第三百四十九条の二）
第四款　中小企業庁顧問（第三百四十九条の三）
第三章　経済産業省顧問、経済産業省特別顧問及び経済産業省参与（第三百五十条―第三百五十二条）
第四章　雑則（第三百五十三条）
附則

第一章　本省

第一節　内部部局

第一款　大臣官房

（公文書監理室及び広報室並びに政策企画官、企画官、国会事務連絡調整官、業務管理官、海外広報官、文書管理官及び情報化総括責任者補佐官）

第二条　総務課に、公文書監理室及び広報室並びに政策企画官十一人、企画官四十五人、国会事務連絡調整官一人、業務管理官六人、海外広報官一人、文書管理官一人及び情報化総括責任者補佐官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2～12　（略）

（産業保安企画室、高圧ガス保安室及びガス安全室並びに保安制度調整官）

第五条の三　保安政策課に、産業保安企画室、高圧ガス保安室及びガス安全室並びに保安制度調整官一人を置く。（新設）

2　産業保安企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　高度な情報通信技術を用いた産業保安の円滑な促進のための政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　高度な情報通信技術を用いた産業保安に係る国際協力に関すること。

三　保安政策課の所掌に係る産業保安の確保に関する事務における情報処理システムの高度利用の促進に関すること。

3　産業保安企画室に、室長を置く。

4　高圧ガス保安室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　高圧ガスの保安の確保に関すること（ガス安全室の所掌に属するものを除く。）。

二　石油コンビナート等の災害の防止に関すること。

三　石油パイプラインの保安の確保に関すること。

5　高圧ガス保安室に、室長を置く。

6　ガス安全室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　ガスに関する施設の工事、維持及び運用に関すること。

二　ガス事故防止対策に関すること。

三　熱の供給に関する施設の工事、維持及び運用に関すること。

四　熱の供給に係る事故防止対策に関すること。

五　一般消費者及びこれに類するものに係る液化石油ガスの保安の確保に関すること。

7　ガス安全室に、室長を置く。

8　保安制度調整官は、命を受けて、産業保安に係る基準・認証制度に関する特定事項の調査及び調整に関する事務を処理する。

（製品安全対策官及び品質表示対策官）

第五条の四　製品安全課に、製品安全対策官及び品質表示対策官それぞれ一人を置く。（新設）

2　製品安全対策官は、命を受けて、製品安全に関する共通的事項の企画及び立案に参画する。

3　品質表示対策官は、命を受けて、家庭用品の品質表示に関する特定事項を処理する。

（化学物質安全室及び化学兵器・麻薬原料等規制対策室並びに化学物質管理企画官及び化学物質リスク評価企画官）

第五条の五　化学物質管理課に、化学物質安全室及び化学兵器・麻薬原料等規制対策室並びに化学物質管理企画官及び化学物質リスク評価企画官それぞれ一人を置く。（新設）

2　化学物質安全室は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）の施行に関する事務をつかさどる。

3　化学物質安全室に、室長を置く。

4　化学兵器・麻薬原料等規制対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）の施行に関すること。

二　前号に掲げるもののほか、経済産業省の所掌に係る化学工業品の化学兵器若しくはその原料としての使用又は麻薬、向精神薬若しくはこれに類するものの原料としての使用に係る規制に関すること。

5　化学兵器・麻薬原料等規制対策室に、室長を置く。

6　化学物質管理企画官は、命を受けて、化学物質の管理に関する経済産業省の所掌に係る国際関係事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務に参画する（化学物質リスク評価企画官の所掌に属するものを除く。）。

7　化学物質リスク評価企画官は、命を受けて、化学物質の管理に関する経済産業省の所掌に係る化学物質のリスク評価に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務に参画する。

（統括環境保全審査管）

第五条の六　電力安全課に、統括環境保全審査官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2　統括環境保全審査官は、命を受けて、事業用電気工作物の設置又は変更の工事に係る環境影響評価に関する事務を処理する。

（火薬類保安対策官及び金属鉱業等鉱害対策官）

第五条の七　大臣官房に、火薬類保安対策官及び金属鉱業等鉱害対策官それぞれ一人を置く。

2　火薬類保安対策官は、命を受けて、鉱山・火薬類監理官のつかさどる職務のうち火薬類の取締りに関する企画、立案、指導及び連絡調整に関するものを助ける。

3　金属鉱業等鉱害対策官は、命を受けて、鉱山・火薬類監理官のつかさどる職務のうち鉱害防止事業基金に関するものを助ける。

第二款　経済産業政策局

（未来人材戦略室）

第七条の二　産業人材課に、未来人材戦略室を置く。

2　未来人材戦略室は、産業人材課の所掌事務に関する事項のうち、中長期的な戦略に関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

3　未来人材戦略室に、室長を置く。

（統括地域活性化企画官）

第十条　地域経済産業政策課に、統括地域活性化企画官一人を置く。

2　統括地域活性化企画官は、命を受けて、地域経済産業政策課の所掌事務のうち地域における企業の事業活動の高度化の推進に関すること（商務情報政策局の所掌に属するものを除く。）及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）の施行に関することに関する政策の企画及び立案に参画する。

（削る）

（工業用水道計画官）

第十一条　産業基盤整備課に、工業用水道計画官を一人置く。

2　工業用水道計画官は、命を受けて、工業用水道に関する計画及び調査に関する事務を処理する。

（新設）

第二款　経済産業政策局

（新規事業創造推進室）

第七条の二　産業創造課に、新規事業創造推進室を置く。

2　新規事業創造推進室は、産業活動の創造に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。

3　新規事業創造推進室に、室長を置く。

（統括地域活性化企画官及び工業用水道計画官）

第十条　地域産業基盤整備課に、統括地域活性化企画官一人及び工業用水道計画官一人を置く。

2　統括地域活性化企画官は、命を受けて、地域産業基盤整備課の所掌事務のうち産業立地及び地域における商鉱工業一般の振興に関する政策の企画及び立案に参画する。

3　工業用水道計画官は、命を受けて、工業用水道に関する計画及び調査に関する事務を処理する。

（新設）

第三款　通商政策局

（貿易保険検査官）

第十三条　総務課に、貿易保険検査官一人を置く。

2　貿易保険検査官は、命を受けて、貿易保険法第三十二条（昭和二十五年法律第六十七号）の規定に基づく検査の実施に関する事務を行う。

（通商戦略企画官）

第十四条　通商戦略課に、通商戦略企画官一人を置く。

2　通商戦略企画官は、命を受けて、通商戦略に関する特定事項の企画及び立案に参画する。

（技術・人材協力室）

第十四条の二　貿易振興課に技術・人材協力室を置く。

2　技術・人材協力室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　通商経済上の技術及び人材に関する協力（通商経済上の地域協力に係るものを除く。次号において同じ。）に関する協定又は取決めの実施に関すること。

二　通商経済上の技術及び人材に関する協力に関すること。

3　技術・人材協力室に、室長を置く。

（資金協力室）

第十四条の三　通商金融課に、資金協力室を置く。

2　資金協力室は、通商経済上の資金協力（通商経済上の地域協力に係るものを除く。）に関する調査及び調整に関する事務をつかさどる。

3　資金協力室に、室長を置く。

第十四条の四～第十四条の六　（略）

（統括通商調査官及び通商調査官）

第十四条の七　国際経済部に、通商調査官三人を置き、通商調査官のうちから経済産業大臣が指名する者を統括通商調査官とする。

2・3　（略）

（東アジア経済統合企画官）

第十四条の八　経済連携課に、東アジア経済統合企画官一人を置く。

2　東アジア経済統合企画官は、命を受けて、経済連携課の所掌事務のうち東アジア地域における経済統合に関する事務に参画する。

第三款　通商政策局

（通商戦略室及び企画官）

第十三条　総務課に、通商戦略室及び企画官一人を置く。

2　通商戦略室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　通商戦略に関する企画及び立案に関すること（貿易経済協力局、産業技術環境局並びに通商機構部及び他課の所掌に属するものを除く。）。

二　前号に掲げる事務を行うために必要な情報の収集及び分析に関すること。

3　通商戦略室に、室長を置く。

4　企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち独立行政法人日本貿易振興機構の組織及び運営一般に関する重要事項その他重要事項の企画及び立案に参画する。

（東アジア経済統合企画官）

第十四条　国際経済課に、東アジア経済統合企画官一人を置く。

2　東アジア経済統合企画官は、命を受けて、国際経済課の所掌事務のうち東アジア地域における経済統合に関する事務に参画する。

（新設）

第十四条の二～第十四条の四　（略）

（統括通商調査官及び通商調査官）

第十四条の五　通商機構部に、通商調査官三人を置き、通商調査官のうちから経済産業大臣が指名する者を統括通商調査官とする。

2・3　（略）

（新設）

第四款　貿易経済安全保障局

（情報調査室及び技術調査室並びに経済安全保障国際戦略企画官）

第十五条　経済安全保障政策課に、情報調査室及び技術調査室並びに経済安全保障国際戦略企画官一人を置く。

2　情報調査室は、経済産業省の所掌事務のうち安全保障の確保に関する経済施策に関する総合的な政策に関する情報の収集及び分析に関する事務をつかさどる（技術調査室の所掌に属するものを除く。）。

3　情報調査室に、室長を置く。

4　技術調査室は、経済産業省の所掌事務のうち安全保障の確保に関する経済施策に関する総合的な政策に関する情報のうち技術に係るものの収集及び分析に関する事務をつかさどる。

5　技術調査室に、室長を置く。

6　経済安全保障国際戦略企画官は、命を受けて、経済産業省の所掌事務のうち安全保障の確保に関する経済施策に関する総合的な政策のうち国際戦略に関する特定事項の企画及び立案に参画する。

第十六条及び第十七条　削除

（国際投資管理室）

第二十条　安全保障貿易管理課に、国際投資管理室を置く。

2　国際投資管理室は、外国為替及び外国貿易法の規定による外国投資家の対内直接投資等、特定取得及び技術導入契約の締結等の規制に関する事務をつかさどる。

3　国際投資管理室に、室長を置く。

第五款　イノベーション・環境局

（イノベーション推進政策企画室及び国際室並びにイノベーション推進戦略企画官及び企画官）

第二十二条　総務課に、イノベーション推進政策企画室及び国際室並びにイノベーション推進戦略企画官二人及び企画官一人を置く。

第四款　貿易経済協力局

（貿易保険検査官）

第十五条　総務課に、貿易保険検査官一人を置く。

2　貿易保険検査官は、命を受けて、貿易保険法第三十二条の規定に基づく検査の実施に関する事務を行う。

第十六条　削除

（資金協力室）

第十七条　通商金融課に、資金協力室を置く。

2　資金協力室は、通商経済上の資金協力（通商経済上の地域協力に係るものを除く。）に関する調査及び調整に関する事務をつかさどる。

3　資金協力室に、室長を置く。

（情報調査室、技術調査室及び国際投資管理室並びに経済安全保障国際戦略企画官）

第二十条　安全保障貿易管理政策課に、情報調査室、技術調査室及び国際投資管理室並びに経済安全保障国際戦略企画官一人を置く。

2　情報調査室は、輸出及び輸入の管理並びに通商に伴う外国為替の管理に関する基本的な政策のうち国際的な平和及び安全の維持に関する情報の収集及び分析に関する事務をつかさどる（技術調査室の所掌に属するものを除く。）。

3　情報調査室に、室長を置く。

4　技術調査室は、輸出及び輸入の管理並びに通商に伴う外国為替の管理に関する基本的な政策のうち国際的な平和及び安全の維持に関する情報のうち技術に係るものの収集及び分析に関する事務をつかさどる。

5　技術調査室に、室長を置く。

6　国際投資管理室は、外国為替及び外国貿易法の規定による外国投資家の対内直接投資等、特定取得及び技術導入契約の締結等の規制に関する事務をつかさどる。

7　国際投資管理室に、室長を置く。

8　経済安全保障国際戦略企画官は、命を受けて、経済産業省の所掌に係る安全保障の確保に関する経済施策に関する事務のうち国際戦略に関する特定事項の企画及び立案に参画する。

第五款　産業技術環境局

（技術政策企画室及び国際室並びに技術戦略企画官及び企画官）

第二十二条　総務課に、技術政策企画室及び国際室並びに技術戦略企画官二人及び企画官一人を置く。

2　イノベーション推進政策企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　経済産業省の所掌事務に関するイノベーションの創出に関する調査に関する事務の総括に関すること。

二　経済産業省の所掌事務に関するイノベーションの創出に関する総合的な調査に関すること。

三　（略）

四　（略）

3　イノベーション推進政策企画室に、室長を置く。

4　国際室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　イノベーションの創出に関する海外の地域との間の研究協力に関すること。

二　イノベーションの創出に関する国際交流に関すること。

三　イノベーションの創出に関する国際機関及び国際会議に関する事務の総括に関すること（基準認証政策課の所掌に属するものを除く。）。

四　（略）

五　（略）

六　（略）

5　（略）

6　イノベーション推進戦略企画官は、命を受けて、経済産業省の所掌に係るイノベーション推進戦略及び技術戦略に関する企画及び立案に関する事務並びに関係事務に参画する。

7　（略）

（大学連携推進室）

第二十三条　イノベーション政策課に、大学連携推進室を置く。

2・3　（略）

（地球環境対策室、環境経済室及び環境金融室並びに環境技術戦略企画官）

第二十五条　環境政策課に、地球環境対策室、環境経済室及び環境金融室並びに環境技術戦略企画官一人を置く。

2　地球環境対策室は、経済産業省の所掌に係る地球環境保全に関する対策の促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務（環境経済室及び環境金融室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3～5　（略）

6　環境金融室は、経済産業省の所掌に係る地球環境保全に関する対策の促進に関する総合的な政策のうち脱炭素成長型経済構造移行債に関する事務（脱炭素成長型経済構造移行投資促進課の所掌に属するものを除く。）及び脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に係る金融に関する措置に係る事務（脱炭素成長型経済構造移行推進機構の組織及び運営一般に関する事務を含む。）をつかさどる。

7　環境金融室に、室長を置く。

8　（略）

2　技術政策企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

（新設）

（新設）

二　（略）

三　（略）

3　技術政策企画室に、室長を置く。

4　国際室は、次に掲げる事務をつかさどる。

（新設）

（新設）

（新設）

一　（略）

二　（略）

三　（略）

5　（略）

6　技術戦略企画官は、命を受けて、経済産業省の所掌に係る技術戦略に関する企画及び立案に関する事務並びに関係事務に参画する。

7　（略）

（大学連携推進室）

第二十三条　技術振興・大学連携推進課に、大学連携推進室を置く。

2・3　（略）

（地球環境対策室、環境経済室及びエネルギー・環境イノベーション戦略室並びに環境技術戦略企画官）

第二十五条　環境政策課に、地球環境対策室、環境経済室及びエネルギー・環境イノベーション戦略室並びに環境技術戦略企画官一人を置く。

2　地球環境対策室は、経済産業省の所掌に係る地球環境保全に関する対策の促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務（環境経済室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3～5　（略）

6　エネルギー・環境イノベーション戦略室は、経済産業省の所掌に係る地球環境保全に関する対策の促進に関する総合的な政策のうち地球環境保全に関する革新的な技術に関する研究及び開発の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。

7　エネルギー・環境イノベーション戦略室に、室長を置く。

8　（略）

第六款　製造産業局

（採石対策官）

第二十七条　鉱物課に、採石対策官一人を置く。

2　採石対策官は、命を受けて、採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）の施行に関する事務及び重要土石に関する事務を処理する。

第二十八条　削除

第七款　商務情報政策局

（情報処理基盤産業室）

第三十二条の四　情報産業課に、情報処理基盤産業室を置く。

2　情報処理基盤産業室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　情報産業課の所掌事務に係る物資の輸出、輸入、生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務のうち電子計算機に関すること（プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。次号において同じ。）に係るものに限る。）。

二　経済産業省の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務のうち、電子計算機に関すること（プログラムに係るものに限る。）。

第六款　製造産業局

（化学物質安全室及び化学兵器・麻薬原料等規制対策室並びに化学物質管理企画官及び化学物質リスク評価企画官）

第二十七条　化学物質管理課に、化学物質安全室及び化学兵器・麻薬原料等規制対策室並びに化学物質管理企画官及び化学物質リスク評価企画官それぞれ一人を置く。

2　化学物質安全室は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）の施行に関する事務をつかさどる。

3　化学物質安全室に、室長を置く。

4　化学兵器・麻薬原料等規制対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）の施行に関すること。

二　前号に掲げるもののほか、経済産業省の所掌に係る化学工業品の化学兵器若しくはその原料としての使用又は麻薬、向精神薬若しくはこれに類するものの原料としての使用に係る規制に関すること。

5　化学兵器・麻薬原料等規制対策室に、室長を置く。

6　化学物質管理企画官は、命を受けて、化学物質の管理に関する経済産業省の所掌に係る国際関係事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務に参画する（化学物質リスク評価企画官の所掌に属するものを除く。）。

7　化学物質リスク評価企画官は、命を受けて、化学物質の管理に関する経済産業省の所掌に係る化学物質のリスク評価に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務に参画する。

（宇宙産業室）

第三十一条　航空機武器宇宙産業課に、宇宙産業室を置く。

2　宇宙産業室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　人工衛星及びロケット並びにこれらの部品の輸出、輸入、生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

二　宇宙の開発に関する大規模な技術開発であって、鉱工業の発達及び改善を図るものに関すること。

三　経済産業省の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務のうち人工衛星及びロケット並びにこれらの部品に関すること。

四　経済産業省の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務のうち宇宙の利用に関するものの総括に関すること。

3　宇宙産業室に、室長を置く。

第七款　商務情報政策局

（ソフトウェア・情報サービス戦略室）

第三十二条の四　情報産業課に、ソフトウェア・情報サービス戦略室を置く。

2　ソフトウェア・情報サービス戦略室は、経済産業省の所掌に係る情報処理に関連する技術に関する研究及び開発に関する事務をつかさどる。

3　情報処理基盤産業室は、経済産業省の所掌に係る情報処理に関連する技術に関する研究及び開発に関する事務をつかさどる。

4　情報処理基盤産業室に、室長を置く。

第三十六条　削除

第三十六条の二　削除

第三十六条の三　削除

（製品安全対策官及び品質表示対策官）

第三十六条　製品安全課に、製品安全対策官及び品質表示対策官それぞれ一人を置く。

2　製品安全対策官は、命を受けて、製品安全に関する共通的事項の企画及び立案に参画する。

3　品質表示対策官は、命を受けて、家庭用品の品質表示に関する特定事項を処理する。

（産業保安企画室、高圧ガス保安室及びガス安全室並びに保安制度調整官）

第三十六条の二　保安課に、産業保安企画室、高圧ガス保安室及びガス安全室並びに保安制度調整官一人を置く。

2　産業保安企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　高度な情報通信技術を用いた産業保安の円滑な促進のための政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　高度な情報通信技術を用いた産業保安に係る国際協力に関すること。

三　保安課の所掌に係る産業保安の確保に関する事務における情報処理システムの高度利用の促進に関すること。

3　産業保安企画室に、室長を置く。

4　高圧ガス保安室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　高圧ガスの保安の確保に関すること（ガス安全室の所掌に属するものを除く。）。

二　石油コンビナート等の災害の防止に関すること。

三　石油パイプラインの保安の確保に関すること。

5　高圧ガス保安室に、室長を置く。

6　ガス安全室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　ガスに関する施設の工事、維持及び運用に関すること。

二　ガス事故防止対策に関すること。

三　熱の供給に関する施設の工事、維持及び運用に関すること。

四　熱の供給に係る事故防止対策に関すること。

五　一般消費者及びこれに類するものに係る液化石油ガスの保安の確保に関すること。

7　ガス安全室に、室長を置く。

8　保安制度調整官は、命を受けて、産業保安に係る基準・認証制度に関する特定事項の調査及び調整に関する事務を処理する。

（統括環境保全審査官）

第三十六条の三　電力安全課に、統括環境保全審査官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2　統括環境保全審査官は、命を受けて、事業用電気工作物の設置又は変更の工事に係る環境影響評価に関する事務を処理する。

第三十六条の四　削除

第三節　地方支部局

第一款　経済産業局

（通商事務所の名称及び位置）

第二百五十二条　通商事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
（削る）	（削る）
関東経済産業局横浜通商事務所	横浜市
近畿経済産業局神戸通商事務所	神戸市

第二章　外局

第一節　資源エネルギー庁

第三款　資源・燃料部

（地熱資源開発室並びに鉱業管理官及び国際資源戦略官）

第二百五十五条の五　政策課に、地熱資源開発室並びに鉱業管理官及び国際資源戦略官それぞれ一人を置く。

2　地熱資源開発室は、地熱資源の開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。

3　地熱資源開発室に、室長を置く。

4　（略）

5　国際資源戦略官は、命を受けて、国際的な鉱物資源及び燃料の確保に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務に参画する。

第二百五十六条　削除

第二百六十一条　削除

第三節　中小企業庁

第二款　事業環境部

（調査室）

第三百四十八条　企画課に、調査室を置く。

2～3　（略）

（火薬類保安対策官及び金属鉱業等鉱害対策官）

第三十六条の四　商務情報政策局に、火薬類保安対策官及び金属鉱業等鉱害対策官それぞれ一人を置く。

2　火薬類保安対策官は、命を受けて、鉱山・火薬類監理官のつかさどる職務のうち火薬類の取締りに関する企画、立案、指導及び連絡調整に関するものを助ける。

3　金属鉱業等鉱害対策官は、命を受けて、鉱山・火薬類監理官のつかさどる職務のうち鉱害防止事業基金に関するものを助ける。

第三節　地方支部局

第一款　経済産業局

（通商事務所の名称及び位置）

第二百五十二条　通商事務所の名称及び位置は、次の通りとする。

名称	位置
関東経済産業局東京通商事務所	東京都
関東経済産業局横浜通商事務所	横浜市
近畿経済産業局神戸通商事務所	神戸市

第二章　外局

第一節　資源エネルギー庁

第三款　資源・燃料部

（鉱業管理官及び地熱資源開発官）

第二百五十五条の五　政策課に、鉱業管理官一人及び地熱資源開発官一人を置く。

（新設）

（新設）

2　（略）

3　地熱資源開発官は、命を受けて、地熱資源の開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務に参画する。

（採石対策官）

第二百五十六条　鉱物資源課に、採石対策官一人を置く。

2　採石対策官は、命を受けて、採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）の施行に関する事務及び重要土石に関する事務を処理する。

（放射性廃棄物対策企画官）

第二百六十一条　放射性廃棄物対策課に、放射性廃棄物対策企画官一人を置く。

2　放射性廃棄物対策企画官は、命を受けて、放射性廃棄物対策課の所掌事務のうち原子力に係る廃棄の事業の発達、改善及び調整に関する重要事項についての企画及び立案に関する事務並びに関係事務に参画する。

第三節　中小企業庁

第二款　事業環境部

（調査室及び経営安定対策室）

第三百四十八条　企画課に、調査室及び経営安定対策室を置く。

2～3　（略）

（削る）

（削る）

第三款　経営支援部

（海外展開支援室）

第三百四十九条の二　経営支援課に、海外展開支援室を置く。

2　海外展開支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　中小企業庁の所掌事務に係る国際協力に関すること。

二　中小企業の海外における事業の展開の促進に関すること。

3　（略）

（経営安定対策室）

第三百四十九条の三　小規模企業振興課に、経営安定対策室を置く。

2　経営安定対策室は、中小企業の経営の安定に関する事務（事業環境部の所掌に属するものを除く。）及び中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）の施行に関すること（同法第五十六条第一項に規定する事業継続力強化計画及び同法第五十八条第一項に規定する連携事業継続力強化計画に関することに限る。）をつかさどる。

3　経営安定対策室に、室長を置く。

第四款　中小企業庁顧問

第三百四十九条の四　（略）

（経済産業省定員規則の一部改正）

第二条　経済産業省定員規則（平成十三年経済産業省令第四号）の一部を次のように改正する。

改正後

（本省及び各外局別の定員）

第一条　経済産業省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。

区分	定員	備考
本省	四、六五〇人	
資源エネルギー庁	四二九人	
特許庁	二、八〇〇人	
中小企業庁	二〇一人	
合計	八、〇八〇人	

（電力・ガス取引監視等委員会事務局組織規則の一部改正）

第三条　電力・ガス取引監視等委員会事務局組織規則（平成二十七年経済産業省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

改正後

（本省及び各外局別の定員）

第一条　経済産業省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。

区分	定員	備考
本省	四、六五〇人	
資源エネルギー庁	四二九人	
特許庁	二、八〇〇人	
中小企業庁	二〇一人	
合計	八、〇八〇人	

改正後

（雑則）

第八条　この省令に定めるもののほか、事務分掌その他組織の細目は、事務局長が経済産業大臣の承認を受けて定める。

（輸出貿易管理規則の一部改正）

第四条　輸出貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四中「Mineral and Natural Resources Division」を「Mineral Resources Division」に改める。

（傍線部分は改正部分）

4　経営安定対策室は、中小企業の経営の安定に関する事務（経営支援部及び財務課の所掌に属するものを除く。）及び中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）の施行に関すること（同法第五十六条第一項に規定する事業継続力強化計画及び同法第五十八条第一項に規定する連携事業継続力強化計画に関することに限る。）をつかさどる。

5　経営安定対策室に、室長を置く。

第三款　経営支援部

（海外展開支援室）

第三百四十九条の二　創業・新事業促進課に、海外展開支援室を置く。

2　海外展開支援室は、中小企業の海外における事業の展開の促進に関する事務をつかさどる。

3　（略）

（新設）

第四款　中小企業庁顧問

第三百四十九条の三　（略）

（傍線部分は改正部分）

改正前

（本省及び各外局別の定員）

第一条　経済産業省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。

区分	定員	備考
本省	四、六三二人	
資源エネルギー庁	四五三人	
特許庁	二、八〇〇人	
中小企業庁	一九五人	
合計	八、〇八〇人	

改正前

（雑則）

第七条　この省令に定めるもののほか、事務分掌その他組織の細目は、事務局長が経済産業大臣の承認を受けて定める。

（傍線部分は改正部分）

（計量法施行規則の一部改正）

第五条　計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（庶務） **第百十二条**　審議会の庶務は、経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課計量行政室において処理する。 （資格） **第百十五条**　法第百六十五条の経済産業省令で定める資格は、次のとおりとする。 一　経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課計量行政室の室長又は職員であること。 二　（略）	（庶務） **第百十二条**　審議会の庶務は、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課計量行政室において処理する。 （資格） **第百十五条**　法第百六十五条の経済産業省令で定める資格は、次のとおりとする。 一　経済産業省産業技術環境局基準認証政策課計量行政室の室長又は職員であること。 二　（略）

（日本産業標準調査会規則の一部改正）

第六条　日本産業標準調査会規則（平成十三年経済産業省令第二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（庶務） **第五条**　調査会の庶務は、経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課において処理する。	（庶務） **第五条**　調査会の庶務は、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課において処理する。

附　則

この省令は、令和六年七月一日から施行する。

○経済産業省・環境省令第九号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月二十八日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　新藤　義孝
環境大臣　伊藤信太郎

使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（法第三条第一項の主務省令で定める保存） **第三条**　法第三条第一項の主務省令で定める保存は、使用済自動車の再資源化等に関する法律第十六条第五項（同条第七項及び第十八条第八項において準用する場合を含む。）及び第二十七条第一項並びに使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成十四年経済産業省・環境省令第七号）第二十七条、第四十七条、第五十七条第二号イ及び第六十二条第二号イの規定に基づく書面の保存とする。	（法第三条第一項の主務省令で定める保存） **第三条**　法第三条第一項の主務省令で定める保存は、使用済自動車の再資源化等に関する法律第十六条第五項（同条第七項及び第十八条第八項において準用する場合を含む。）並びに使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成十四年経済産業省・環境省令第七号）第四十七条、第五十七条第二号イ及び第六十二条第二号イの規定に基づく書面の保存とする。

（法第四条第一項の主務省令で定める作成）

第五条　法第四条第一項の主務省令で定める作成は、使用済自動車の再資源化等に関する法律第二十七条第一項並びに使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則第十一条、第四十七条、第五十七条第二号イ及び第六十二条第二号イの規定に基づく書面の作成とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

（法第四条第一項の主務省令で定める作成）

第五条　法第四条第一項の主務省令で定める作成は、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則第十一条、第四十七条、第五十七条第二号イ及び第六十二条第二号イの規定に基づく書面の作成とする。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和六年六月二十八日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―三〇―一一〇

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（爆発物取扱等作業手当） **第五条**　爆発物取扱等作業手当は、次に掲げる場合に支給する。 一　（略） 二　経済産業省大臣官房、産業保安監督部又は那覇産業保安監督事務所に所属する職員が火薬類又は高圧ガスの製造施設の災害調査の作業に従事したとき。 三～五　（略） ２・３　（略）	（爆発物取扱等作業手当） **第五条**　爆発物取扱等作業手当は、次に掲げる場合に支給する。 一　（略） 二　経済産業省商務情報政策局、産業保安監督部又は那覇産業保安監督事務所に所属する職員が火薬類又は高圧ガスの製造施設の災害調査の作業に従事したとき。 三～五　（略） ２・３　（略）

附　則

この規則は、令和六年七月一日から施行する。

○国家公安委員会規則第十号

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和六年法律第四十八号）の一部及び銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百四十号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年六月二十八日

国家公安委員会委員長　松村　祥史

技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則等の一部を改正する規則

（技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則の一部改正）

第一条　技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則（昭和五十三年国家公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（技能検定の合格基準） **第１条**　銃砲刀剣類所持等取締法施行令（以下「令」という。）第27条第３項に規定する基準は、次に掲げるとおりとする。 (1)　猟銃の操作の科目についての銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号。第６条、第12条第２項において読み替えて準用する第５条及び第12条第３項において「法」という。）第５条の４第１項の技能検定（以下「技能検定」という。）において、次に掲げる行為を行わないこと。 ア　［略］ イ　用心金の中に指を入れること（射撃をする場合を除く。）。	（技能検定の合格基準） **第１条**　銃砲刀剣類所持等取締法施行令（第６条及び第７条において「令」という。）第20条第３項に規定する基準は、次に掲げるとおりとする。 (1)　猟銃の操作の科目についての銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号。第６条及び第７条において「法」という。）第５条の４第１項の技能検定（以下「技能検定」という。）において、次に掲げる行為を行わないこと。 ア　［同左］ イ　用心がねの中に指を入れること（射撃をする場合を除く。）。

ウ　［略］

エ　機関部を開放せず、又は弾倉を取り外さないで猟銃を携帯し（射撃をする場合を除く。）、又は銃架等に置くこと。

オ　猟銃を手にした場合又は射台を離れる場合において、実包が装塡されているかどうかの確認を怠ること。

カ　射台以外の場所において実包を装塡すること。

キ　実包を装塡したまま射台を離れること。

［ク・ケ　略］

⑵　猟銃の射撃の科目についての技能検定において、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げる成績を得ること。

ア　散弾銃による射撃　指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和37年総理府令第46号。以下この号及び第４条第１項において「指定府令」という。）別表第２に定める基準に適合する構造設備を有する施設を使用して行うもの（第３条及び第７条において「トラップ射撃」という。）にあつては２個以上の標的に、指定府令別表第３に定める基準に適合する構造設備を有する施設を使用して行うもの（第３条及び第７条において「スキート射撃」という。）にあつては３個以上の標的に命中すること。

イ　［略］

ウ　イに掲げるライフル銃以外のライフル銃による射撃　立射にあつては25点以上を、膝射にあつては40点以上を、伏射にあつては60点以上を得点すること。

（散弾銃射撃検定の実施方法）

第３条　猟銃の射撃の科目についての技能検定のうち散弾銃によるもの（以下この条において「散弾銃射撃検定」という。）は、トラップ射撃又はスキート射撃により行うものとする。

２　［略］

３　散弾銃射撃検定における標的の放出方法は、次に掲げるとおりとする。

⑴　標的は、トラップ射撃にあつては最大飛しよう距離が70メートル以上80メートル以下に、スキート射撃にあつては最大飛しよう距離が65メートル以上67メートル以下になるような速度で放出するものとする。

［⑵・⑶　略］

［４・５　略］

（ライフル銃射撃検定の実施方法）

第４条　猟銃の射撃の科目についての技能検定のうちライフル銃によるもの（以下この条において「ライフル銃射撃検定」という。）は、指定府令別表第四から第六までのいずれかに定める基準に適合する構造設備を有する施設を使用して、立射、膝射又は伏射により行うものとする。

［２・３　略］

ウ　［同左］

エ　機関部を開放せず、又は弾倉を取りはずさないで猟銃を携帯し（射撃をする場合を除く。）、又は銃架等に置くこと。

オ　猟銃を手にした場合又は射台を離れる場合において、実包が装てんされているかどうかの確認を怠ること。

カ　射台以外の場所において実包を装てんすること。

キ　実包を装てんしたまま射台を離れること。

［ク・ケ　同左］

⑵　［同左］

ア　散弾銃による射撃　指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和37年総理府令第46号。以下この号及び第４条第１項において「指定府令」という。）別表第２に定める基準に適合する構造設備を有する施設を使用して行うもの（第３条において「トラップ射撃」という。）にあつては２個以上の標的に、指定府令別表第３に定める基準に適合する構造設備を有する施設を使用して行うもの（第３条において「スキート射撃」という。）にあつては３個以上の標的に命中すること。

イ　［同左］

ウ　イに掲げるライフル銃以外のライフル銃による射撃　立射にあつては25点以上を、膝射（しつ）にあつては40点以上を、伏射にあつては60点以上を得点すること。

（散弾銃射撃検定の実施方法）

第３条　猟銃の射撃の科目についての技能検定のうち散弾銃によるもの（以下この条において「散弾銃射撃検定」という。）は、トラツプ射撃又はスキート射撃により行うものとする。

２　［同左］

３　［同左］

⑴　標的は、トラツプ射撃にあつては最大飛しよう距離が70メートル以上80メートル以下に、スキート射撃にあつては最大飛しよう距離が65メートル以上67メートル以下になるような速度で放出するものとする。

［⑵・⑶　同左］

［４・５　同左］

（ライフル銃射撃検定の実施方法）

第４条　猟銃の射撃の科目についての技能検定のうちライフル銃によるもの（以下この条において「ライフル銃射撃検定」という。）は、指定府令別表第四から第六までのいずれかに定める基準に適合する構造設備を有する施設を使用して、立射、膝射（しつ）又は伏射により行うものとする。

［２・３　同左］

改正後	改正前
（操作講習の講習事項） **第６条**　法第５条の５第１項に規定する講習（以下「技能講習」という。）のうち、令第28条第２項の表の猟銃の操作の科目の項に掲げる事項についての講習（以下この条において「操作講習」という。）は、当該操作講習を受ける者に、次の各号に掲げる動作について、それぞれ当該各号に定める回数行わせた後、射台において実包の装塡及び抜出し並びに実射をさせることによつて行うものとする。 ［(1)～(5)　略］ ［２・３　略］ （散弾銃射撃講習の講習事項） **第７条**　技能講習のうち、令第28条第２項の表の猟銃の射撃の科目の項に掲げる事項についての講習であつて散弾銃によるもの（以下この条において「散弾銃射撃講習」という。）は、トラップ射撃又はスキート射撃により行うものとする。 ［２～６　略］ （ライフル銃等射撃講習の講習事項） **第８条**　技能講習のうち、令第28条第２項の表の猟銃の射撃の科目の項に掲げる事項についての講習であつて散弾銃以外の猟銃によるもの（以下この条において「ライフル銃等射撃講習」という。）は、次に掲げる射撃姿勢（銃身を架台、土のう等に依託する場合を含む。）のうち１以上の射撃姿勢により行うものとする。 ［(1)～(4)　略］ ［２～４　略］ （技能講習の修了認定） **第11条**　令第29条による認定は、令第28条第２項の表の上欄に掲げる科目ごとに同表の下欄に掲げる事項について第６条から第９条までに定めるところにより行つた技能講習の課程を終了し、都道府県公安委員会等が当該事項を修得したと認定した者に対して行うものとする。 （考査の合格基準等） **第12条**　第１条の規定は、令第33条第３項に規定する基準について準用する。 ２　第２条から第５条までの規定は、令第33条第３項の規定による考査について準用する。この場合において、第５条中「都道府県公安委員会」とあるのは、「法第９条の４第１項第２号の教習射撃指導員」と読み替えるものとする。 ３　［略］	（操作講習の講習事項） **第６条**　法第５条の５第１項に規定する講習（以下「技能講習」という。）のうち、令第21条第２項の表の猟銃の操作の科目の項に掲げる事項についての講習（以下この条において「操作講習」という。）は、当該操作講習を受ける者に、次の各号に掲げる動作について、それぞれ当該各号に定める回数行わせた後、射台において実包の装塡及び抜出し並びに実射をさせることによつて行うものとする。 ［(1)～(5)　同左］ ［２・３　同左］ （散弾銃射撃講習の講習事項） **第７条**　技能講習のうち、令第21条第２項の表の猟銃の射撃の科目の項に掲げる事項についての講習であつて散弾銃によるもの（以下この条において「散弾銃射撃講習」という。）は、トラップ射撃又はスキート射撃により行うものとする。 ［２～６　同左］ （ライフル銃等射撃講習の講習事項） **第８条**　技能講習のうち、令第21条第２項の表の猟銃の射撃の科目の項に掲げる事項についての講習であつて散弾銃以外の猟銃によるもの（以下この条において「ライフル銃等射撃講習」という。）は、次に掲げる射撃姿勢（銃身を架台、土のう等に依託する場合を含む。）のうち１以上の射撃姿勢により行うものとする。 ［(1)～(4)　同左］ ［２～４　同左］ （技能講習の修了認定） **第11条**　令第22条による認定は、令第21条第２項の表の上欄に掲げる科目ごとに同表の下欄に掲げる事項について第６条から第９条までに定めるところにより行つた技能講習の課程を終了し、都道府県公安委員会等が当該事項を修得したと認定した者に対して行うものとする。 （考査の合格基準等） **第12条**　第１条の規定は、令第26条第３項に規定する基準について準用する。 ２　第２条から第５条までの規定は、令第26条第３項の規定による考査について準用する。この場合において、第５条中「都道府県公安委員会」とあるのは、「法第９条の４第１項第２号の教習射撃指導員」と読み替えるものとする。 ３　［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（警備業の要件に関する規則の一部改正）

第二条　警備業の要件に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第二条**　法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一～三十　略］	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第二条**　［同上］ ［一～三十　同上］

三十一　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一項若しくは第二項第二号、第三十二条第一号、第三号、第四号若しくは第七号又は第三十五条第二号（第二十二条の二第一項及び第二十二条の四に係る部分に限る。）に規定する罪

［三十二～四十六　略］

四十七　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

［イ～ニ　略］

ホ　組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪

［(1)～(18)　略］

(19)　銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条第一項（拳銃等の発射に係るものを除く。）、第二項若しくは第三項、第三十一条の二第一項、第三十一条の三第一項（拳銃等の所持に係るものを除く。）、第二項（拳銃等の所持に係るものを除く。）、第三項若しくは第四項、第三十一条の四第一項若しくは第二項、第三十一条の七第一項、第三十一条の八、第三十一条の九第一項、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号又は第三十一条の十三に規定する罪

［(20)～(28)　略］

ヘ　［略］

［四十八～六十　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第六条**　法第四条第一項第三号（法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一～三十　略］ 三十一　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一項若しくは第二項第二号、第三十二条第一号、第三号、第四号若しくは第七号又は第三十五条第二号（第二十二条の二第一項及び第二十二条の四に係る部分に限る。）に規定する罪 ［三十二～四十六　略］	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第六条**　［同上］ ［一～三十　同上］ 三十一　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一項若しくは第二項第二号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号（第二十二条の二第一項及び第二十二条の四に係る部分に限る。）に規定する罪 ［三十二～四十六　同上］

四十七　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪 ［イ～ニ　略］ ホ　組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪 ［(1)～(18)　略］ (19)　銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条第一項（拳銃等の発射に係るものを除く。）、第二項若しくは第三項、第三十一条の二第一項、第三十一条の三第一項（拳銃等の所持に係るものを除く。）、第二項（拳銃等の所持に係るものを除く。）、第三項若しくは第四項、第三十一条の四第一項若しくは第二項、第三十一条の七第一項、第三十一条の八、第三十一条の九第一項、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号又は第三十一条の十三に規定する罪 (20)～(28)　略］ ヘ　［略］ ［四十八～六十　略］	四十七　［同上］ ［イ～ニ　同上］ ホ　［同上］ ［(1)～(18)　同上］ (19)　銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条第二項若しくは第三項、第三十一条の二第一項、第三十一条の三第三項若しくは第四項、第三十一条の四第一項若しくは第二項、第三十一条の七第一項、第三十一条の八、第三十一条の九第一項、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号又は第三十一条の十三に規定する罪 (20)～(28)　同上］ ヘ　［同上］ ［四十八～六十　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（暴力的不法行為等） **第一条**　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。 ［一～三十　略］ 三十一　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一項若しくは第二項第二号、第三十二条第一号、第三号、第四号若しくは第七号又は第三十五条第二号（第二十二条の二第一項及び第二十二条の四に係る部分に限る。）に規定する罪 ［三十二～四十六　略］	（暴力的不法行為等） **第一条**　［同上］ ［一～三十　同上］ 三十一　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一項若しくは第二項第二号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号（第二十二条の二第一項及び第二十二条の四に係る部分に限る。）に規定する罪 ［三十二～四十六　同上］

四十七　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

［イ～ニ　略］

ホ　組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪

［(1)～(18)　略］

(19)　銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条第一項（拳銃等の発射に係るものを除く。）、第二項若しくは第三項、第三十一条の二第一項、第三十一条の三第一項（拳銃等の所持に係るものを除く。）、第二項（拳銃等の所持に係るものを除く。）、第三項若しくは第四項、第三十一条の四第一項若しくは第二項、第三十一条の七第一項、第三十一条の八、第三十一条の九第一項、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号又は第三十一条の十三に規定する罪

［(20)～(28)　略］

ヘ　［略］

［四十八～六十　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則の一部改正）

第五条　暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成三年国家公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十七号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。	［同上］
［一～三十　略］	［一～三十　同上］
三十一　銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一項若しくは第二項第二号、第三十二条第一号、第三号、第四号若しくは第七号又は第三十五条第二号（第二十二条の二第一項及び第二十二条の四に係る部分に限る。）に規定する罪	三十一　銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一項若しくは第二項第二号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号（第二十二条の二第一項及び第二十二条の四に係る部分に限る。）に規定する罪
［三十二～四十六　略］	［三十二～四十六　同上］
四十七　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪	四十七　［同上］
［イ～ニ　略］	［イ～ニ　同上］
ホ　［同上］	ホ　［同上］
［(1)～(18)　同上］	［(1)～(18)　同上］
(19)　銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条第二項若しくは第三項、第三十一条の二第一項、第三十一条の三第三項若しくは第四項、第三十一条の四第一項若しくは第二項、第三十一条の七第一項、第三十一条の八、第三十一条の九第一項、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号又は第三十一条の十三に規定する罪	(19)　［同上］
［(20)～(28)　同上］	［(20)～(28)　同上］
ヘ　［同上］	ヘ　［同上］
［四十八～六十　同上］	［四十八～六十　同上］
［イ～ニ　同上］	［イ～ニ　同上］

ホ　組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪

［(1)～(18)　略］

(19)　銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条第一項（拳銃等の発射に係るものを除く。）、第二項若しくは第三項、第三十一条の二第一項、第三十一条の三第一項（拳銃等の所持に係るものを除く。）、第二項（拳銃等の所持に係るものを除く。）、第三項若しくは第四項、第三十一条の四第一項若しくは第二項、第三十一条の七第一項、第三十一条の八、第三十一条の九第一項、第三十一条の十一第一号若しくは第二号又は第三十一条の十三に規定する罪

［(20)～(28)　略］

ヘ　［略］

［四十八～六十　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（古物営業法施行規則の一部改正）

第六条　古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第一条**　古物営業法（以下「法」という。）第四条第三号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一～三十　略］ 三十一　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一項若しくは第二項第二号、第三十二条第一号、第三号、第四号若しくは第七号又は第三十五条第二号（第二十二条の二第一項及び第二十二条の四に係る部分に限る。）に規定する罪 ［三十二～四十六　略］ 四十七　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪 ［イ～ニ　略］ ホ　組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪 ［(1)～(18)　略］	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第一条**　［同上］ ［一～三十　同上］ 三十一　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一項若しくは第二項第二号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号（第二十二条の二第一項及び第二十二条の四に係る部分に限る。）に規定する罪 ［三十二～四十六　同上］ 四十七　［同上］ ［イ～ニ　同上］ ホ　［同上］ ［(1)～(18)　同上］

ホ　［同上］

［(1)～(18)　同上］

(19)　銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条第二項若しくは第三項、第三十一条の二第一項、第三十一条の三第三項若しくは第四項、第三十一条の四第一項若しくは第二項、第三十一条の七第一項、第三十一条の八、第三十一条の九第一項、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号又は第三十一条の十三に規定する罪

［(20)～(28)　同上］

ヘ　［同上］

［四十八～六十　同上］

⑲　銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条第一項（拳銃等の発射に係るものを除く。）、第二項若しくは第三項、第三十一条の二第一項、第三十一条の三第一項（拳銃等の所持に係るものを除く。）、第二項（拳銃等の所持に係るものを除く。）、第三項若しくは第四項、第三十一条の四第一項若しくは第二項、第三十一条の七第一項、第三十一条の八、第三十一条の九第一項、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号又は第三十一条の十三に規定する罪

⑳～㉘　略

へ　［略］

［四十八～六十　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国家公安委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第一条**　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下「法」という。）第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一～三十　略］ 三十一　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一項若しくは第二項第二号、第三十二条第一号、第三号、第四号若しくは第七号又は第三十五条第二号（第二十二条の二第一項及び第二十二条の四に係る部分に限る。）に規定する罪 ［三十二～四十六　略］ 四十七　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪 ［イ～ニ　略］ ホ　組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪 ［(1)～(18)　略］ ⑲　銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条第一項（拳銃等の発射に係るものを除く。）、第二項若しくは第三項、第三十一条の二第一項、第三十一条の三第一項（拳銃等の所持に係るものを除く。）、第二項（拳銃等の所持に係るものを除く。）、第三項若しくは第四項、第三十一条の四第一項若しくは第二項、第三十一条の七第一項、第三十一条の八、第三	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第一条**　［同上］ ［一～三十　同上］ 三十一　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一項若しくは第二項第二号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号（第二十二条の二第一項及び第二十二条の四に係る部分に限る。）に規定する罪 ［三十二～四十六　同上］ 四十七　［同上］ ［イ～ニ　同上］ ホ　［同上］ ［(1)～(18)　同上］ ⑲　銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条第二項若しくは第三項、第三十一条の二第一項、第三十一条の三第三項若しくは第四項、第三十一条の四第一項若しくは第二項、第三十一条の七第一項、第三十一条の八、第三十一条の九第一項、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号又は第三十一条の十三に規定する罪 ［⑳～㉘　同上］ へ　［同上］ ［四十八～六十　同上］

十一条の九第一項、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号又は第三十一条の十三に規定する罪

[(20)～(28)　略]

へ　[略]

[四十八～六十　略]

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（確認事務の委託の手続等に関する規則の一部改正）

第八条　確認事務の委託の手続等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第三条**　法第五十一条の八第三項第二号ハの国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 [一～三十　略] 三十一　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一項若しくは第二項第二号、第三十二条第一号、第三号、第四号若しくは第七号又は第三十五条第二号（第二十二条の二第一項及び第二十二条の四に係る部分に限る。）に規定する罪 [三十二～四十六　略] 四十七　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪 [イ～ニ　略] ホ　組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪 [(1)～(18)　略] (19)　銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条第一項（拳銃等の発射に係るものを除く。）、第二項若しくは第三項、第三十一条の二第一項、第三十一条の三第一項（拳銃等の所持に係るものを除く。）、第二項（拳銃等の所持に係るものを除く。）、第三項若しくは第四項、第三十一条の四第一項若しくは第二項、第三十一条の七第一項、第三十一条の八、第三十一条の九第一項、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号又は第三十一条の十三に規定する罪 [(20)～(28)　略] へ　[略] [四十八～六十　略]	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第三条**　[同上] [一～三十　同上] 三十一　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一項若しくは第二項第二号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号（第二十二条の二第一項及び第二十二条の四に係る部分に限る。）に規定する罪 [三十二～四十六　同上] 四十七　[同上] [イ～ニ　同上] ホ　[同上] [(1)～(18)　同上] (19)　銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条第二項若しくは第三項、第三十一条の二第一項、第三十一条の三第三項若しくは第四項、第三十一条の四第一項若しくは第二項、第三十一条の七第一項、第三十一条の八、第三十一条の九第一項、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号又は第三十一条の十三に規定する罪 [(20)～(28)　同上] へ　[同上] [四十八～六十　同上]

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会等の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則の一部改正）

第九条　猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会等の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則（平成二十一年国家公安委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（指定の基準等） **第一条**　銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号。以下「令」という。）第二十三条第二項、第二十六第二項又は第三十八条第二項の規定による指定（第八条までにおいて単に「指定」という。）は、指定を受けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）の申請に基づき行うものとする。 ２　指定の基準は、次のとおりとする。 一　令第二十三条第一項、第二十六第一項又は第三十八条第一項に規定する事務（以下「講習事務」という。）の実施に関し、適切な計画が定められていること。 ［二～四　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（指定の基準等） **第一条**　銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号。以下「令」という。）第十九条第二項、第十九条の四第二項又は第三十一条第二項の規定による指定（第八条までにおいて単に「指定」という。）は、指定を受けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）の申請に基づき行うものとする。 ２　［同上］ 一　令第十九条第一項、第十九条の四第一項又は第三十一条第一項に規定する事務（以下「講習事務」という。）の実施に関し、適切な計画が定められていること。 ［二～四　同上］

附　則

この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年七月十四日）から施行する。

○国家公安委員会規則第十一号

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第六十二号）の施行に伴い、警察大学校サイバーセキュリティ対策研究・研修センターの内部組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年六月二十八日

国家公安委員会委員長　松村　祥史

警察大学校サイバーセキュリティ対策研究・研修センターの内部組織に関する規則の一部を改正する規則

警察大学校サイバーセキュリティ対策研究・研修センターの内部組織に関する規則（平成二十六年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（解析研究室の所掌事務） **第二条**　解析研究室においては、警察法施行規則第七十四条第二項第一号に掲げる事務をつかさどる。 （捜査研修室の所掌事務） **第三条**　捜査研修室においては、警察法施行規則第七十四条第二項第二号に掲げる事務をつかさどる。	（解析研究室の所掌事務） **第二条**　解析研究室においては、警察法施行規則第七十七条第二項第一号に掲げる事務をつかさどる。 （捜査研修室の所掌事務） **第三条**　捜査研修室においては、警察法施行規則第七十七条第二項第二号に掲げる事務をつかさどる。

附　則

この規則は、令和六年七月一日から施行する。